共同漁業権一覧表

免許番号（共第 号）	漁業権者（代 表）	漁場の位置	漁業の種類及び名称		漁業の時期（月.日）	共有権者	存続期間	漁場の区域及び関係地区	制限又は条件	備考
1	く　　ば	大竹市御幸町	第1種	あさり，とりがい，なまこ，しゃこ，えむし，ささえ，あわび類	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その１	なし（以下同じ）	
2	く　　ば	大竹市玖波	第1種	あさり，とりがい，なまこ，しゃこ，えむし，ささえ，あわび類	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その１		
3	く　　ば	廿日市市宮島町	第1種	あさり，とりがい，なまこ，しゃこ，えむし，ささえ，あわび類	1.1～12.31	大野，大野町	R5.8.31	別冊その１		
4	く　　ば	大竹市東栄3丁目	第2種	いそ建・も建網，袋付建網，つぼ網	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その１		
5	く　　ば	大竹市御幸町	第2種	いそ建・も建網，袋付建網，つぼ網	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その１		
6	く　　ば	大竹市玖波	第2種	いそ建・も建網，袋付建網，つぼ網	1.1～12.31	大野，大野町	R5.8.31	別冊その１		
7	く　　ば	廿日市市大野鳴川	第2種	いそ建・も建網，袋付建網，つぼ網	1.1～12.31	大野，大野町	R5.8.31	別冊その１		
8	く　　ば	廿日市市宮島町	第2種	いそ建・も建網，袋付建網	1.1～12.31	大野，大野町，阿多田島	R5.8.31	別冊その１		
9	く　　ば	廿日市市宮島町	第2種	つぼ網	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その１		
10	く　　ば	廿日市市宮島町	第2種	つぼ網	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その１		
11	く　　ば	大竹市小方1丁目	第2種	白魚やな	2.1～5.31		R5.8.31	別冊その１		
12	く　　ば	大竹市港町	第2種	白魚やな	2.1～5.31		R5.8.31	別冊その１		
13	く　　ば	大竹市玖波1丁目	第2種	白魚やな	2.1～5.31		R5.8.31	別冊その１		
14	く　　ば	廿日市市宮島町長浦ノ鼻	第3種	つきいそ	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その１		
15	阿多田島	広島県と山口県との県境	第1種	とりがい，なまこ，しゃこ，えむし	とりがい12.1～翌4.30，1.1～12.31	音戸	R5.8.31	別冊その１		
16	阿多田島	大竹市阿多田島	第1種	あさり，とりがい，なまこ，しゃこ，えむし，ささえ，あわび類，うに類	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その１		
17	阿多田島	大竹市甲島	第1種	ささえ，あわび類，うに類	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その１		
18	阿多田島	広島県と山口県との県境	第2種	いそ建・も建網	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その１		
19	阿多田島	大竹市阿多田島	第2種	いそ建・も建網，袋付建網，つぼ網	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その１		
20	阿多田島	大竹市白石	第2種	いそ建・も建網，袋付建網，つぼ網	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その１		
21	阿多田島	大竹市甲島	第2種	いそ建・も建網，袋付建網，つぼ網	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その１		
22	地 御 前	廿日市市地御前・阿品	第1種	あさり，なまこ，しゃこ，えむし	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その１		
23	地 御 前	廿日市市地御前	第1種	あさり，なまこ，しゃこ，えむし	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その１		
24	地 御 前	廿日市市地御前・阿品	第2種	いそ建・も建網	1.1～12.31	広島市	R5.8.31	別冊その１		
25	地 御 前	廿日市市地御前・阿品	第2種	つぼ網	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その１		
26	地 御 前	廿日市市宮島町	第2種	つぼ網	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その１		
27	地 御 前	廿日市市阿品	第3種	つきいそ	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その１		
28	大　　野	廿日市市宮浜温泉	第1種	とりがい，なまこ，しゃこ，えむし	1.1～12.31	大野町	R5.8.31	別冊その１		
29	大　　野	廿日市市宮島口，前空，梅原	第1種	とりがい，なまこ，しゃこ，えむし	1.1～12.31	大野町	R5.8.31	別冊その１		
30	大　　野	廿日市市宮浜温泉	第1種	あさり	1.1～12.31	大野町，浜毛保	R5.8.31	別冊その１		
31	大　　野	廿日市市宮島口，前空，梅原	第1種	あさり	1.1～12.31	大野町，浜毛保	R5.8.31	別冊その１		
32	大 野 町	廿日市市大野，宮島町	第1種	えむし	1.1～12.31	大野	R5.8.31	別冊その１		
33	大 野 町	廿日市市宮島町	第1種	あさり，とりがい，なまこ，しゃこ，えむし，ささえ，あわび類	1.1～12.31	大野	R5.8.31	別冊その１		
34	大 野 町	廿日市市丸石	第2種	いそ建・も建網	1.1～12.31	大野，くば	R5.8.31	別冊その１		
35	大 野 町	廿日市市宮島町	第2種	いそ建・も建網	1.1～12.31	大野，くば	R5.8.31	別冊その１		

免許番号（共第 号）	漁業権者（代 表）	漁場の位置	漁業の種類及び名称		漁業の時期（月.日）	共有権者	存続期間	漁場の区域及び関係地区	制限又は条件	備考
36	大 野 町	廿日市市梅原	第2種	いそ建・も建網	1.1～12.31	大野，くば	R5.8.31	別冊その１		
37	宮 島	廿日市市宮島町	第1種	あさり，なまこ，しゃこ，えむし，さざえ，あわび類	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その１		
38	宮 島	廿日市市宮島町	第1種	なまこ，しゃこ，えむし，さざえ，あわび類	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その１		
39	宮 島	廿日市市宮島町	第2種	いそ建・も建網	1.1～12.31	くば，大野，大野町，地御前	R5.8.31	別冊その１		
40	宮 島	廿日市市宮島町	第2種	いそ建・も建網	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その１		
41	広 島 市	広島市西区観音新町（太田川放水路）	第1種	あさり，なまこ，しゃこ，えむし	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その１		
42	広 島 市	広島市西区観音，中区江波（天満川）	第1種	あさり，なまこ，しゃこ，えむし	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その１		
43	広 島 市	広島市西区観音，中区舟入（天満川）	第1種	えむし	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その１		
44	広 島 市	広島市中区舟入，江波，吉島（本川）	第1種	あさり，えむし	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その１		
45	広 島 市	広島市中区吉島，千田，南区比治山（元安川，京橋川）	第1種	あさり，えむし	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その１		
46	広 島 市	広島市南区元宇品町	第1種	あさり，なまこ，えむし	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その１		
47	広 島 市	広島市南区元宇品町	第1種	あさり，なまこ，えむし	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その１		
48	広 島 市	広島市南区東雲，仁保，向洋，安芸郡府中町（猿猴川）	第1種	えむし	1.1～12.31	仁保	R5.8.31	別冊その１		
49	広 島 市	広島市南区似島町似島	第1種	あさり，なまこ，しゃこ，えむし	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その１		
50	広 島 市	広島市佐伯区楽々園	第1種	あさり，えむし	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その１		
51	広 島 市	広島市南区月見町	第1種	あさり，えむし	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その１		
52	広 島 市	広島市南区金輪島	第1種	あさり	1.1～12.31	仁保，大河	R5.8.31	別冊その１		
53	広 島 市	広島市南区金輪島	第1種	あさり	1.1～12.31	仁保，大河	R5.8.31	別冊その１		
54	広 島 市	広島市南区元宇品町	第1種	いそ建・も建網	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その１		
55	広 島 市	広島市南区似島町似島	第2種	いそ建・も建網	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その１		
56	坂 町	安芸郡坂町	第1種	あさり，なまこ，しゃこ，えむし，さざえ，あわび類	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その１		
57	坂 町	安芸郡坂町	第1種	あさり，なまこ，しゃこ，えむし，さざえ，あわび類	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その１		
58	坂 町	安芸郡坂町	第2種	いそ建・も建網	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その１		
59	坂 町	安芸郡坂町	第2種	いそ建・も建網	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その１		
60	三 高	江田島市沖美町小黒神島	第2種	いそ建・も建網，つぼ網	1.1～12.31	美能，沖	R5.8.31	別冊その２		
61	三 高	江田島市沖美町大奈佐美島	第2種	いそ建・も建網，つぼ網	1.1～12.31	美能，沖	R5.8.31	別冊その２		
62	三 高	江田島市沖美町絵の島	第2種	いそ建・も建網，つぼ網	1.1～12.31	美能，沖	R5.8.31	別冊その２		
63	三 高	江田島市沖美町安渡島	第2種	いそ建・も建網，つぼ網	1.1～12.31	美能，沖	R5.8.31	別冊その２		
64	三 高	江田島市沖美町三吉，美能	第2種	いそ建・も建網，つぼ網	1.1～12.31	美能，沖	R5.8.31	別冊その２		
65	美 能	江田島市沖美町絵の島	第1種	あさり，とりがい，なまこ，しゃこ，えむし，さざえ	1.1～12.31	三高，沖	R5.8.31	別冊その２		
66	美 能	江田島市沖美町大奈佐美島	第1種	あさり，とりがい，なまこ，しゃこ，えむし，さざえ	1.1～12.31	三高，沖	R5.8.31	別冊その２		
67	美 能	江田島市沖美町三吉，美能	第1種	あさり，とりがい，なまこ，しゃこ，えむし，さざえ，あわび類	1.1～12.31	三高，沖	R5.8.31	別冊その２		
68	美 能	江田島市沖美町小黒神島	第1種	あさり，とりがい，なまこ，しゃこ，えむし，さざえ	1.1～12.31	三高，沖	R5.8.31	別冊その２		
69	沖	江田島市沖美町美能，是長，沖	第1種	あさり，とりがい，なまこ，しゃこ，えむし，さざえ，あわび類	1.1～12.31	美能，三高	R5.8.31	別冊その２		
70	沖	江田島市沖美町大矢鼻	第1種	あさり，とりがい，なまこ，しゃこ，えむし	1.1～12.31	美能，三高，鹿川	R5.8.31	別冊その２		

免許番号（共第 号）	漁業権者（代 表）	漁場の位置	漁業の種類及び名称		漁業の時期（月.日）	共有権者	存続期間	漁場の区域及び関係地区	制限又は条件	備考
71	沖	江田島市沖美町大黒神島	第1種	あさり，とりがい，なまこ，しゃこ，えむし，さざえ，あわび類	1.1～12.31	美能，三高，鹿川	R5.8.31	別冊その２		
72	沖	江田島市沖美町美能，是長，沖	第2種	いそ建・も建網，つぼ網	1.1～12.31	美能，三高	R5.8.31	別冊その２		
73	沖	江田島市沖美町大矢鼻	第2種	いそ建・も建網	1.1～12.31	美能，三高，鹿川	R5.8.31	別冊その２		
74	沖	江田島市沖美町大黒神島	第2種	いそ建・も建網，つぼ網	1.1～12.31	鹿川	R5.8.31	別冊その２		
75	内 能 美	江田島市能美町，大柿町	第1種	あさり，とりがい，なまこ，しゃこ，えむし	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その２		
76	内 能 美	江田島市大柿町飛渡瀬（外海）	第1種	あさり	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その２		
77	内 能 美	江田島市能美町，大柿町	第2種	いそ建・も建網	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その２		
78	鹿 川	江田島市能美町鹿川	第1種	あさり，とりがい，なまこ，しゃこ，えむし，さざえ，あわび類	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その２		
79	鹿 川	江田島市能美町鹿川	第1種	あさり，とりがい，なまこ，しゃこ，えむし，さざえ，あわび類	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その２		
80	鹿 川	江田島市能美町鹿川	第2種	いそ建・も建網，つぼ網	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その２		
81	鹿 川	江田島市能美町鹿川	第2種	いそ建・も建網	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その２		
82	深 江	江田島市大柿町深江	第1種	あさり，とりがい，なまこ，しゃこ，えむし，さざえ	1.1～12.31	大柿町，大原	R5.8.31	別冊その２		
83	深 江	江田島市大柿町長島	第1種	あさり，とりがい，なまこ，しゃこ，えむし，さざえ	1.1～12.31	大柿町，大原	R5.8.31	別冊その２		
84	深 江	江田島市大柿町深江島戸	第1種	あさり	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その２		
85	深 江	江田島市大柿町深江	第2種	いそ建・も建網，つぼ網	1.1～12.31	大柿町，大原	R5.8.31	別冊その２		
86	深 江	江田島市大柿町長島	第2種	いそ建・も建網，つぼ網	1.1～12.31	大柿町，大原	R5.8.31	別冊その２		
87	深 江	江田島市大柿町	第2種	いそ建・も建網，つぼ網	1.1～12.31	大柿町，大原	R5.8.31	別冊その２		
88	大 柿 町	江田島市大柿町	第1種	あさり，とりがい，なまこ，しゃこ，えむし，わかめ	1.1～12.31	深江，大原	R5.8.31	別冊その２		
89	大 柿 町	江田島市大柿町，呉市音戸町	第1種	あさり，とりがい，なまこ，しゃこ，えむし，さざえ，あわび類，わかめ	1.1～12.31	早瀬	R5.8.31	別冊その２		
90	大 柿 町	江田島市大柿町	第1種	あさり，とりがい，なまこ，しゃこ，えむし，わかめ	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その２		
91	大 柿 町	江田島市大柿町	第2種	いそ建・も建網，つぼ網	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その２		
92	大 柿 町	江田島市大柿町	第2種	いそ建・も建網，つぼ網	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その２		
93	東 江	江田島市江田島町小用	第1種	あさり，とりがい，なまこ，しゃこ，えむし，さざえ，あわび類	1.1～12.31	江田島，切串	R5.8.31	別冊その２		
94	東 江	江田島市江田島町高須	第2種	いそ建・も建網	1.1～12.31	江田島，切串	R5.8.31	別冊その２		
95	東 江	江田島市江田島町秋月	第2種	つぼ網	1.1～12.31	江田島	R5.8.31	別冊その２		
96	江 田 島	江田島市江田島町鷲部	第1種	あさり，とりがい，なまこ，しゃこ，えむし	1.1～12.31	東江，切串，内能美	R5.8.31	別冊その２		
97	江 田 島	江田島市江田島町宮ノ原	第1種	あさり，とりがい，なまこ，しゃこ，えむし	1.1～12.31	東江，切串	R5.8.31	別冊その２		
98	江 田 島	江田島市江田島町若宮	第1種	あさり，とりがい，なまこ，しゃこ，えむし	1.1～12.31	東江	R5.8.31	別冊その２		
99	江 田 島	江田島市江田島町宮ノ原	第2種	いそ建・も建網，つぼ網	1.1～12.31	東江，切串	R5.8.31	別冊その２		
100	江 田 島	江田島市江田島町秋月	第2種	いそ建・も建網，つぼ網	1.1～12.31	東江	R5.8.31	別冊その２		
101	江 田 島	江田島市江田島町宮ノ原	第3種	つきいそ	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その２		
102	江 田 島	江田島市江田島町宮ノ原	第3種	つきいそ	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その２		
103	切 串	江田島市江田島町切串	第1種	あさり，とりがい，なまこ，しゃこ，えむし，さざえ，あわび類	1.1～12.31	江田島，東江	R5.8.31	別冊その２		
104	音 戸	呉市音戸町，警固屋	第1種	あさり，とりがい，なまこ，しゃこ，えむし，さざえ，あわび類	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その２		
105	音 戸	呉市音戸町波多見	第1種	あさり，とりがい，なまこ，しゃこ，えむし，さざえ，あわび類	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その２		

免許番号（共第 号）	漁業権者（代 表）	漁場の位置	漁業の種類及び名称		漁業の時期（月.日）	共有権者	存続期間	漁場の区域及び関係地区	制限又は条件	備考
106	音　　戸	呉市音戸町波多見，先奥	第1種	あさり，とりがい，なまこ，しゃこ，えむし，さざえ，あわび類	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その２		
107	音　　戸	呉市音戸町藤脇	第1種	あさり，とりがい，なまこ，しゃこ，えむし	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その２		
108	音　　戸	呉市警固屋4丁目	第2種	いそ建・も建網	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その２		
109	音　　戸	呉市音戸町日附鼻	第2種	いそ建・も建網，つぼ網	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その２		
110	音　　戸	呉市警固屋８，９丁目	第2種	いそ建・も建網，つぼ網	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その２		
111	音　　戸	呉市音戸町波多見，先奥	第2種	いそ建・も建網，つぼ網	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その２		
112	音　　戸	呉市音戸町藤脇	第2種	いそ建・も建網	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その２		
113	音　　戸	呉市音戸町大浦崎	第3種	つきいそ	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その２		
114	田　　原	呉市音戸町田原	第1種	あさり，とりがい，なまこ，しゃこ，えむし	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その２		
115	田　　原	呉市音戸町田原	第1種	あわび類	1.1～12.31	大柿町，早瀬	R5.8.31	別冊その２		
116	田　　原	呉市音戸町田原	第2種	いそ建・も建網	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その２		
117	早　　瀬	江田島市大柿町，呉市音戸町	第1種	あわび類	1.1～12.31	大柿町，田原	R5.8.31	別冊その２		
118	早　　瀬	呉市音戸町早瀬	第2種	いそ建・も建網	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その２		
119	倉橋西部	呉市倉橋町本浦，大向	第1種	あさり，とりがい，なまこ，しゃこ，えむし，さざえ，あわび類，ひじき	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その２		
120	倉橋西部	呉市倉橋町釣士田町，重生	第1種	あさり，とりがい，なまこ，しゃこ，えむし，さざえ，あわび類，ひじき	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その２		
121	倉橋西部	呉市倉梯町本浦，大向	第2種	いそ建・も建網	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その２		
122	倉橋西部	呉市倉橋町釣士田，重生	第2種	いそ建・も建網	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その２		
123	倉橋西部	呉市倉橋町重生，江の浦，重極	第2種	つぼ網	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その２		
124	倉橋西部	呉市倉橋町横島	第3種	つきいそ	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その２		
125	倉橋西部	呉市倉橋町黒島	第3種	つきいそ	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その２		
126	倉橋西部	呉市倉橋町釣士田	第3種	つきいそ	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その２		
127	倉橋西部	呉市倉橋町黒島（エビガヒレ）	第4種	たい寄魚	3.1～10.31		R5.8.31	別冊その２		
128	倉橋西部	呉市倉橋町黒島（５番の砠漁場）	第4種	たい寄魚	3.1～10.31		R5.8.31	別冊その２		
129	倉　橋　島	呉市倉橋町奥の内，袋の内	第1種	あさり，とりがい，なまこ，しゃこ，えむし，さざえ，あわび類，ひじき	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その２		
130	倉　橋　島	呉市倉橋町弁天島	第1種	あさり，とりがい，なまこ，しゃこ，えむし，さざえ，あわび類，ひじき	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その２		
131	倉　橋　島	呉市倉橋町大迫，上脇，鹿老渡，鹿島	第1種	あさり，とりがい，なまこ，しゃこ，えむし，さざえ，あわび類，ひじき	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その２		
132	倉　橋　島	呉市倉橋町室尾，鹿島	第1種	あさり，とりがい，なまこ，しゃこ，えむし，さざえ，あわび類，ひじき	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その２		
133	倉　橋　島	呉市倉橋町笹小島	第1種	あさり，えむし，さざえ，あわび類，ひじき	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その２		
134	倉　橋　島	呉市倉橋町羽山島	第1種	とりがい，なまこ，しゃこ，えむし，さざえ，あわび類，ひじき	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その２		
135	倉　橋　島	呉市倉橋町黒島，横島	第1種	とりがい，なまこ，しゃこ，えむし，さざえ，あわび類，ひじき	1.1～12.31	倉橋西部	R5.8.31	別冊その２		
136	倉　橋　島	呉市倉橋町白石	第1種	とりがい，なまこ，しゃこ，さざえ，あわび類，ひじき	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その２		
137	倉　橋　島	呉市倉橋町白石	第1種	とりがい，なまこ	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その２		
138	倉　橋　島	呉市倉橋町長谷	第2種	いそ建・も建網，つぼ網	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その２		
139	倉　橋　島	呉市倉橋町弁天島	第2種	いそ建・も建網	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その２		
140	倉　橋　島	呉市倉橋町袋の内	第2種	いそ建・も建網，つぼ網	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その２		

免許番号（共第 号）	漁業権者（代 表）	漁場の位置	漁業の種類及び名称		漁業の時期（月.日）	共有権者	存続期間	漁場の区域及び関係地区	制限又は条件	備考
141	倉 橋 島	呉市倉橋町亀ヶ首	第2種	いそ建・も建網，つぼ網	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その２		
142	倉 橋 島	呉市倉橋町亀ヶ首	第2種	いそ建・も建網	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その２		
143	倉 橋 島	呉市倉橋町大迫	第2種	いそ建・も建網，つぼ網	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その２		
144	倉 橋 島	呉市倉橋町鹿老渡，大迫	第2種	いそ建・も建網	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その２		
145	倉 橋 島	呉市倉橋町鹿島	第2種	いそ建・も建網，つぼ網	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その２		
146	倉 橋 島	呉市倉橋町鹿老渡	第2種	いそ建・も建網	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その２		
147	倉 橋 島	呉市倉橋町海越	第2種	いそ建・も建網，つぼ網	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その２		
148	倉 橋 島	呉市倉橋町尾立，室尾，海越	第2種	いそ建・も建網	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その２		
149	倉 橋 島	呉市倉橋町井目木	第2種	いそ建・も建網，つぼ網	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その２		
150	倉 橋 島	呉市倉橋町笹小島	第2種	いそ建・も建網，つぼ網	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その２		
151	倉 橋 島	呉市倉橋町黒島，横島	第2種	いそ建・も建網	1.1～12.31	倉橋西部	R5.8.31	別冊その２		
152	倉 橋 島	呉市倉橋町長谷	第2種	白魚やな	2.1～5.31		R5.8.31	別冊その２		
153	倉 橋 島	呉市倉橋町脇田	第2種	白魚やな	2.1～5.31		R5.8.31	別冊その２		
154	倉 橋 島	呉市倉橋町鹿島	第3種	つきいそ	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その２		
155	倉 橋 島	呉市倉橋町鹿島	第3種	つきいそ	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その２		
156	倉 橋 島	呉市倉橋町亀ヶ首	第4種	たい寄魚	3.1～10.31		R5.8.31	別冊その２		
157	倉 橋 島	呉市倉橋町鹿老渡	第4種	たい寄魚	3.1～10.31		R5.8.31	別冊その２		
158	倉 橋 島	呉市倉橋町鹿老渡	第4種	たい寄魚	3.1～10.31		R5.8.31	別冊その２		
159	倉 橋 島	呉市倉橋町鹿島	第4種	たい寄魚	3.1～10.31		R5.8.31	別冊その２		
160	倉 橋 島	呉市倉橋町横島	第4種	たい寄魚	3.1～10.31	倉橋西部	R5.8.31	別冊その２		
161	倉 橋 島	呉市倉橋町横島	第4種	たい寄魚	3.1～10.31	倉橋西部	R5.8.31	別冊その２		
162	下蒲刈町	呉市蒲刈町向	第1種	あさり，なまこ，えむし，さざえ，あわび類，ひじき，わかめ	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その２		
163	下蒲刈町	呉市下蒲刈町，蒲刈町向	第1種	あさり，なまこ，えむし，さざえ，あわび類，ひじき，わかめ	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その２		
164	下蒲刈町	呉市下蒲刈町下黒島	第1種	あさり，なまこ，えむし，さざえ，あわび類，ひじき，わかめ	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その２		
165	下蒲刈町	呉市下蒲刈町上黒島	第1種	あさり，なまこ，えむし，さざえ，あわび類，ひじき，わかめ	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その２		
166	下蒲刈町	呉市蒲刈町向小島	第1種	なまこ，さざえ，あわび類，ひじき，わかめ	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その２		
167	下蒲刈町	呉市下蒲刈町ヒクベ島	第1種	なまこ，さざえ，あわび類，ひじき，わかめ	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その２		
168	下蒲刈町	呉市下蒲刈町	第2種	いそ建・も建網	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その２		
169	下蒲刈町	呉市下蒲刈町大地蔵	第2種	いそ建・も建網	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その２		
170	下蒲刈町	呉市下蒲刈町下黒島	第2種	いそ建・も建網	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その２		
171	下蒲刈町	呉市下蒲刈町上黒島	第2種	いそ建・も建網	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その２		
172	下蒲刈町	呉市蒲刈町向	第2種	いそ建・も建網	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その２		
173	下蒲刈町	呉市蒲刈町向	第2種	いそ建・も建網	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その２		
174	下蒲刈町	呉市蒲刈町向小島	第2種	いそ建・も建網	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その２		
175	下蒲刈町	呉市下蒲刈町ヒクベ島	第2種	いそ建・も建網	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その２		

免許番号（共第 号）	漁業権者（代 表）	漁場の位置	漁業の種類及び名称		漁業の時期（月.日）	共有権者	存続期間	漁場の区域及び関係地区	制限又は条件	備考
176	下蒲刈町	呉市下蒲刈町尾ノ鼻	第4種	たい寄魚	4.1～11.30		R5.8.31	別冊その２		
177	下蒲刈町	呉市下蒲刈町白崎鼻	第4種	たい寄魚	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その２		
178	下蒲刈町	呉市下蒲刈町白崎鼻	第4種	たい寄魚	4.1～10.31		R5.8.31	別冊その２		
179	下蒲刈町	呉市下蒲刈町天神鼻	第4種	たい寄魚	4.1～10.31		R5.8.31	別冊その２		
180	下蒲刈町	呉市下蒲刈町鳩岡	第4種	たい寄魚	4.1～10.31		R5.8.31	別冊その２		
181	蒲　刈　町	呉市蒲刈町	第1種	あさり，とりがい，なまこ，えむし，さざえ，あわび類，ひじき，わかめ	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その２		
182	蒲　刈　町	呉市蒲刈町大松島，小松島	第1種	あさり，とりがい，なまこ，えむし，さざえ，あわび類，ひじき，わかめ	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その２		
183	蒲　刈　町	呉市蒲刈町	第2種	いそ建・も建網	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その２		
184	蒲　刈　町	呉市蒲刈町田戸	第4種	たい寄魚	3.1～10.31	下蒲刈町	R5.8.31	別冊その２		
185	蒲　刈　町	呉市蒲刈町大松島，小松島	第4種	たい寄魚	3.1～10.31	下蒲刈町	R5.8.31	別冊その２		
186	蒲　刈　町	呉市蒲刈町大浦大子島	第4種	たい寄魚	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その２		
187	吉　　浦	呉市天応大浜3丁目，汐見町，狩留賀町	第1種	あさり，とりがい，なまこ，しゃこ，えむし，さざえ，あわび類，わかめ	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その２		
188	吉　　浦	呉市吉浦	第1種	あさり，なまこ，しゃこ，えむし，さざえ，あわび類	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その２		
189	吉　　浦	呉市宝町	第1種	あさり，えむし	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その２		
190	吉　　浦	呉市天応，吉浦	第2種	いそ建・も建網	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その２		
191	吉　　浦	呉市梅木町	第3種	つきいそ	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その２		
192	吉　　浦	呉市吉浦宮花町	第3種	つきいそ	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その２		
193	阿　　賀	呉市阿賀南１～７丁目	第1種	あさり，とりがい，なまこ，しゃこ，えむし，さざえ，わかめ	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その２		
194	阿　　賀	呉市阿賀南８～９丁目	第1種	あさり，とりがい，なまこ，しゃこ，えむし，さざえ，わかめ	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その２		
195	阿　　賀	呉市阿賀町情島，小情島	第1種	あさり，とりがい，なまこ，しゃこ，えむし，さざえ，わかめ，ひじき	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その２		
196	阿　　賀	呉市阿賀南７丁目	第2種	いそ建・も建網	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その２		
197	阿　　賀	呉市阿賀南８～９丁目	第2種	いそ建・も建網	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その２		
198	阿　　賀	呉市阿賀町情島，小情島	第2種	いそ建・も建網	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その２		
199	広	呉市広多賀屋２丁目	第1種	あさり，なまこ，しゃこ，えむし	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その２		
200	広	呉市広長浜４丁目	第1種	あさり，とりがい，なまこ，しゃこ，えむし，さざえ，あわび類，わかめ	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その２		
201	広	呉市広長浜４丁目	第2種	いそ建・も建網	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その２		
202	広	呉市広長浜５丁目（アラメノ鼻）	第3種	つきいそ	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その２		
203	仁　　方	呉市仁方町	第1種	あさり，なまこ，しゃこ，えむし	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その２		
204	仁　　方	呉市仁方町戸田	第2種	いそ建・も建網	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その２		
205	仁　　方	呉市仁方町皆実町，仁方本町	第2種	いそ建・も建網	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その２		
206	仁　　方	呉市仁方町戸田	第3種	つきいそ	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その２		
207	仁　　方	呉市仁方町	第4種	たい寄魚	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その２		
208	川　　尻	呉市川尻町	第1種	あさり，なまこ，えむし，わかめ	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その２		
209	川　　尻	呉市川尻町，安浦町安登	第1種	あさり，なまこ，えむし，わかめ	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その２		
210	川　　尻	呉市川尻町柏島	第1種	あさり，なまこ，えむし，さざえ，わかめ	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その２		

免許番号（共第 号）	漁業権者（代 表）	漁場の位置	漁業の種類及び名称		漁業の時期（月.日）	共有権者	存続期間	漁場の区域及び関係地区	制限又は条件	備考
211	川　　尻	呉市川尻町	第2種	いそ建・も建網	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その２		
212	川　　尻	呉市川尻町，安浦町安登	第2種	いそ建・も建網	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その２		
213	川　　尻	呉市川尻町柏島	第2種	いそ建・も建網	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その２		
214	川　　尻	呉市川尻町	第3種	つきいそ	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その２		
215	川　　尻	呉市川尻町女猫島	第4種	たい寄魚	3.1～10.31	仁方，下蒲刈町，蒲刈町	R5.8.31	別冊その２		
216	安　　浦	呉市安浦町横島	第1種	あさり，なまこ，えむし	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その２		
217	安　　浦	呉市安浦町	第1種	あさり，なまこ，えむし	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その２		
218	安　　浦	呉市安浦町	第1種	えむし	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その２		
219	安　　浦	呉市安浦町	第2種	いそ建・も建網，つぼ網	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その２		
220	安　　浦	呉市安浦町内海	第2種	白魚やな	2.1～5.20		R5.8.31	別冊その２		
221	安　　浦	呉市安浦町	第4種	たい寄魚	4.1～7.31		R5.8.31	別冊その２		
222	呉 豊 島	呉市豊町，豊浜町	第1種	なまこ，えむし，さざえ，あわび類，ひじき，わかめ	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その２		
223	呉 豊 島	呉市豊町，豊浜町	第2種	いそ建・も建網	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その２		
224	呉 豊 島	呉市豊浜町三角島（だんの洲）	第3種	つきいそ	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その２		
225	呉 豊 島	呉市豊浜町豊島（山崎漁場）	第3種	つきいそ	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その２		
226	呉 豊 島	呉市豊浜町尾久比島（のんどろ漁場）	第3種	つきいそ	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その２		
227	呉 豊 島	呉市豊浜町斎島（ごうの洲漁場）	第3種	つきいそ	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その２		
228	呉 豊 島	呉市豊浜町豊島（山崎洲漁場）	第3種	つきいそ	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その２		
229	呉 豊 島	呉市豊浜町豊島小田	第3種	つきいそ	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その２		
230	呉 豊 島	呉市豊浜町豊島高草（高草洲）	第3種	つきいそ	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その２		
231	呉 豊 島	呉市豊浜町尾久比島	第3種	つきいそ	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その２		
232	呉 豊 島	呉市豊浜町尾久比島（黒岩洲）	第3種	つきいそ	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その２		
233	呉 豊 島	呉市豊浜町尾久比島（がけの下漁場）	第3種	つきいそ	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その２		
234	呉 豊 島	呉市豊浜町尾久比島（下確漁場）	第4種	たい寄魚，鳥付きこぎ釣	5.1～12.31，1.1～4.30		R5.8.31	別冊その２		
235	呉 豊 島	呉市豊浜町三角島（だんの洲）	第4種	たい寄魚	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その２		
236	呉 豊 島	呉市豊町久比	第4種	たい寄魚，すずき寄魚	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その２		
237	呉 豊 島	呉市豊浜町	第4種	たい寄魚	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その２		
238	呉 豊 島	呉市豊浜町大浜	第4種	たい寄魚	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その２		
239	呉 豊 島	呉市豊浜町大浜（馬乗漁場）	第4種	たい寄魚	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その２		
240	呉 豊 島	呉市豊浜町斎島	第4種	たい寄魚	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その２		
241	呉 豊 島	呉市豊浜町尾久比島	第4種	たい寄魚	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その２		
242	呉 豊 島	呉市豊浜町尾久比島（のんどろ漁場）	第4種	たい寄魚	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その２		
243	呉 豊 島	呉市豊浜町斎島	第4種	たい寄魚，鳥付きこぎ釣	5.1～12.31，1.1～4.30		R5.8.31	別冊その２		
244	早 田 原	東広島市安芸津町風早，小松原	第1種	あさり，なまこ，えむし	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その２		
245	早 田 原	東広島市安芸津町小芝島	第1種	あさり，なまこ，えむし	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その２		

免許番号（共第 号）	漁業権者（代 表）	漁場の位置	漁業の種類及び名称		漁業の時期（月.日）	共有権者	存続期間	漁場の区域及び関係地区	制限又は条件	備考
246	早 田 原	東広島市安芸津町大芝島	第1種	あさり，なまこ，えむし	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その２		
247	早 田 原	東広島市安芸津町龍王島	第1種	あさり，なまこ，えむし	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その２		
248	早 田 原	東広島市安芸津町龍王島	第1種	なまこ	11.1～翌年3.31		R5.8.31	別冊その２		
249	早 田 原	東広島市安芸津町風早，小松原	第2種	いそ建・も建網	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その２		
250	早 田 原	東広島市安芸津町風早，小松原	第2種	つぼ網	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その２		
251	早 田 原	東広島市安芸津町大芝島	第2種	つぼ網	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その２		
252	早 田 原	東広島市安芸津町龍王島	第2種	つぼ網	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その２		
253	早 田 原	東広島市安芸津町風早	第2種	白魚やな	2.1～5.20		R5.8.31	別冊その２		
254	早 田 原	東広島市安芸津町風早	第2種	白魚やな	2.1～5.20		R5.8.31	別冊その２		
255	早 田 原	東広島市安芸津町小松原	第2種	白魚やな	2.1～5.20		R5.8.31	別冊その２		
256	早 田 原	東広島市安芸津町風早	第2種	白魚やな	2.1～5.20		R5.8.31	別冊その２		
257	安 芸 津	東広島市安芸津町	第1種	なまこ	11.1～翌年3.31		R5.8.31	別冊その２		
258	安 芸 津	東広島市安芸津町	第1種	あさり，えむし	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その２		
259	安 芸 津	東広島市安芸津町藍之島	第1種	あさり，えむし	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その２		
260	安 芸 津	東広島市安芸津町唐船島	第1種	あさり，なまこ，えむし	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その２		
261	安 芸 津	東広島市安芸津町	第2種	いそ建・も建網	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その２		
262	安 芸 津	東広島市安芸津町唐船島	第2種	いそ建・も建網	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その２		
263	安 芸 津	東広島市安芸津町藍之島	第2種	つぼ網	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その２		
264	安 芸 津	東広島市安芸津町木谷赤崎	第2種	つぼ網	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その２		
265	安 芸 津	東広島市安芸津町三津	第2種	白魚やな	2.1～5.31		R5.8.31	別冊その２		
266	安 芸 津	東広島市安芸津町木谷	第2種	白魚やな	2.1～5.31		R5.8.31	別冊その２		
267	大崎上島	豊田郡大崎上島町木江，沖浦，明石	第1種	あさり，なまこ，えむし，さざえ，あわび類，かき，わかめ，ひじき	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その２		
268	大崎上島	豊田郡大崎上島町木江，沖浦，明石	第2種	いそ建・も建網	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その２		
269	大崎上島	豊田郡大崎上島町明石	第3種	つきいそ	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その２		
270	大崎上島	豊田郡大崎上島町沖浦	第3種	つきいそ	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その２		
271	大崎上島	豊田郡大崎上島町沖浦	第3種	つきいそ	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その２		
272	大崎上島	豊田郡大崎上島町沖浦	第3種	つきいそ	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その２		
273	大崎上島	豊田郡大崎上島町沖浦	第3種	つきいそ	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その２		
274	大崎上島	豊田郡大崎上島町沖浦	第3種	つきいそ	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その２		
275	大崎上島	豊田郡大崎上島町明石	第4種	たい寄魚	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その２		
276	大崎上島	豊田郡大崎上島町沖浦	第4種	たい寄魚	4.1～12.31		R5.8.31	別冊その２		
277	大崎内浦	豊田郡大崎上島町来島	第1種	なまこ，さざえ，あわび類	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その２		
278	大崎内浦	豊田郡大崎上島町津久賀島	第1種	なまこ，さざえ，あわび類	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その２		
279	大崎内浦	豊田郡大崎上島町東野，中野，原田，大串	第1種	あさり，なまこ，さざえ，あわび類，かき	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その２		
280	大崎内浦	豊田郡大崎上島町来島	第2種	いそ建・も建網	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その２		

免許番号（共第 号）	漁業権者（代 表）	漁場の位置	漁業の種類及び名称		漁業の時期（月.日）	共有権者	存続期間	漁場の区域及び関係地区	制限又は条件	備考
281	大崎内浦	豊田郡大崎上島町津久賀島	第2種	いそ建・も建網	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その２		
282	大崎内浦	豊田郡大崎上島町中野，大串，原田	第2種	いそ建・も建網，つぼ網	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その２		
283	大崎内浦	豊田郡大崎上島町中野	第2種	いそ建・も建網，つぼ網	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その２		
284	大崎内浦	豊田郡大崎上島町東野	第2種	つぼ網	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その２		
285	大崎内浦	豊田郡大崎上島町東野	第2種	いそ建・も建網	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その２		
286	大崎内浦	豊田郡大崎上島町唐島	第2種	いそ建・も建網	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その２		
287	大崎内浦	豊田郡大崎上島町東野	第2種	いそ建・も建網	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その２		
288	大崎内浦	豊田郡大崎上島町中野向山	第4種	たい寄魚	5.1～12.31		R5.8.31	別冊その２		
289	大崎内浦	豊田郡大崎上島町東野	第4種	たい寄魚	5.1～12.31		R5.8.31	別冊その２		
290	芸　　南	竹原市吉名町	第1種	あさり，えむし，さざえ，かき，わかめ	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その２		
291	芸　　南	竹原市吉名町碇島	第1種	さざえ，かき，わかめ	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その２		
292	芸　　南	竹原市竹原町	第1種	あさり，えむし，さざえ，かき	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その２		
293	芸　　南	竹原市高崎町	第1種	あさり，えむし，さざえ，かき，わかめ	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その２		
294	芸　　南	竹原市高崎町阿波島	第1種	あさり，えむし，さざえ，かき，わかめ	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その２		
295	芸　　南	竹原市忠海町	第1種	あさり，なまこ，えむし	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その２		
296	芸　　南	竹原市忠海町小久野島	第1種	あさり，なまこ，えむし	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その２		
297	芸　　南	竹原市忠海町大久野島	第1種	あさり，なまこ，えむし	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その２		
298	芸　　南	竹原市吉名町	第2種	いそ建・も建網，つぼ網	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その２		
299	芸　　南	竹原市吉名町碇島	第2種	いそ建・も建網	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その２		
300	芸　　南	竹原市竹原町	第2種	いそ建・も建網	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その２		
301	芸　　南	竹原市高崎町	第2種	いそ建・も建網	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その２		
302	芸　　南	竹原市高崎町（モンテの洲）	第2種	いそ建・も建網	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その２		
303	芸　　南	竹原市高崎町阿波島	第2種	いそ建・も建網	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その２		
304	芸　　南	竹原市高崎町（沖の洲）	第2種	いそ建・も建網	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その２		
305	芸　　南	竹原市忠海町	第2種	いそ建・も建網	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その２		
306	芸　　南	竹原市忠海町小久野島	第2種	いそ建・も建網	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その２		
307	芸　　南	竹原市忠海町大久野島	第2種	いそ建・も建網	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その２		
308	芸　　南	竹原市竹原町	第2種	つぼ網	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その２		
309	芸　　南	竹原市竹原町	第3種	つきいそ	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その２		
310	芸　　南	竹原市竹原町明神赤鼻	第3種	つきいそ	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その２		
311	芸　　南	竹原市忠海町	第3種	つきいそ	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その２		
312	芸　　南	竹原市忠海町大久野島	第3種	つきいそ	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その２		
313	芸　　南	竹原市忠海町大久野島	第3種	つきいそ	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その２		
314	芸　　南	竹原市吉名町	第4種	ぼら寄魚	9.1～12.31		R5.8.31	別冊その２		
315	芸　　南	竹原市竹原町	第4種	ぼら寄魚	9.1～12.31		R5.8.31	別冊その２		

免許番号（共第 号）	漁業権者（代 表）	漁場の位置	漁業の種類及び名称		漁業の時期（月.日）	共有権者	存続期間	漁場の区域及び関係地区	制限又は条件	備考
316	芸　　南	竹原市高崎町阿波島	第4種	たい寄魚	2.1～4.30		R5.8.31	別冊その２		
317	芸　　南	竹原市忠海町大久野島	第4種	たい寄魚	3.1～11.30		R5.8.31	別冊その２		
318	三　原　市	三原市幸崎町，須波町	第1種	あさり，えむし，わかめ	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その３		
319	三　原　市	三原市幸崎町有竜島	第1種	あさり	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その３		
320	三　原　市	三原市須波	第1種	あさり，なまこ，えむし，かき，わかめ	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その３		
321	三　原　市	三原市糸崎町，古浜，円一町，和田沖町	第1種	あさり，なまこ，えむし，かき，わかめ	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その３		
322	三　原　市	三原市糸崎町，木原町	第1種	あさり，なまこ，えむし，かき，わかめ	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その３		
323	三　原　市	三原市鷺浦町下鷺島	第1種	なまこ，えむし，かき，わかめ	1.1～12.31	瀬戸田，因島市	R5.8.31	別冊その３		
324	三　原　市	三原市鷺浦町上鷺島	第1種	なまこ，えむし，かき，わかめ	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その３		
325	三　原　市	三原市鷺浦町佐木島	第1種	あさり，なまこ，えむし，かき，わかめ	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その３		
326	三　原　市	三原市鷺浦町小佐木島	第1種	あさり，なまこ，えむし，かき，わかめ	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その３		
327	三　原　市	三原市木原町大鯨島	第1種	かき，わかめ	1.1～12.31	尾道，吉和，向島町	R5.8.31	別冊その３		
328	三　原　市	三原市木原町小鯨島	第1種	かき，わかめ	1.1～12.31	尾道，吉和，向島町	R5.8.31	別冊その３		
329	三　原　市	三原市幸崎町，須波町	第2種	いそ建・も建網	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その３		
330	三　原　市	三原市糸崎町，古浜，円一町，和田沖町	第2種	いそ建・も建網	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その３		
331	三　原　市	三原市糸崎町	第2種	いそ建・も建網	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その３		
332	三　原　市	三原市糸崎町，木原町	第2種	いそ建・も建網	1.1～12.31	尾道	R5.8.31	別冊その３		
333	三　原　市	三原市鷺浦町下鷺島	第2種	いそ建・も建網	1.1～12.31	瀬戸田，因島市	R5.8.31	別冊その３		
334	三　原　市	三原市鷺浦町上鷺島	第2種	いそ建・も建網	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その３		
335	三　原　市	三原市鷺浦町佐木島，小佐木島	第2種	いそ建・も建網	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その３		
336	三　原　市	三原市鷺浦町宿祢島	第2種	いそ建・も建網	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その３		
337	三　原　市	三原市鷺浦町鍋ヶ鼻	第2種	いそ建・も建網	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その３		
338	三　原　市	三原市木原町小鯨島	第2種	いそ建・も建網	1.1～12.31	尾道，吉和，向島町	R5.8.31	別冊その３		
339	三　原　市	三原市木原町大鯨島	第2種	いそ建・も建網	1.1～12.31	尾道，吉和，向島町	R5.8.31	別冊その３		
340	三　原　市	三原市幸崎能地久津	第3種	つきいそ	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その３		
341	三　原　市	三原市須波西町	第3種	つきいそ	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その３		
342	三　原　市	三原市鷺浦町布袋岩鼻	第3種	つきいそ	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その３		
343	三　原　市	三原市須波町	第3種	つきいそ	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その３		
344	三　原　市	三原市須波１丁目若宮神社	第3種	つきいそ	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その３		
345	三　原　市	三原市須波町（カンコーの石）	第3種	つきいそ	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その３		
346	三　原　市	三原市糸崎南１丁目山陽白色セメント㈱糸崎工場	第3種	つきいそ	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その３		
347	三　原　市	三原市鷺浦町小佐木島金毘羅鼻	第3種	つきいそ	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その３		
348	三　原　市	三原市幸崎能地	第4種	たい寄魚	3.1～5.15		R5.8.31	別冊その３		
349	三　原　市	三原市幸崎町有竜島	第4種	たい寄魚	4.1～10.31		R5.8.31	別冊その３		
350	三　原　市	三原市幸崎町有竜島	第4種	たい寄魚	4.1～10.31		R5.8.31	別冊その３		

免許番号（共第 号）	漁業権者（代 表）	漁場の位置	漁業の種類及び名称		漁業の時期（月.日）	共有権者	存続期間	漁場の区域及び関係地区	制限又は条件	備考
351	瀬　戸　田	尾道市瀬戸田町	第1種	あさり，えむし，さざえ，うに類，わかめ	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その３		
352	瀬　戸　田	尾道市瀬戸田町生口島	第1種	あさり，えむし，さざえ，うに類，わかめ	1.1～12.31	因島市	R5.8.31	別冊その３		
353	瀬　戸　田	尾道市瀬戸田町生口島	第1種	あさり，えむし，さざえ，うに類，わかめ	1.1～12.31	因島市	R5.8.31	別冊その３		
354	瀬　戸　田	尾道市瀬戸田町	第2種	いそ建・も建網	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その３		
355	瀬　戸　田	尾道市瀬戸田町生口島	第2種	いそ建・も建網	1.1～12.31	因島市	R5.8.31	別冊その３		
356	瀬　戸　田	尾道市瀬戸田町生口島	第2種	いそ建・も建網	1.1～12.31	因島市	R5.8.31	別冊その３		
357	瀬　戸　田	尾道市瀬戸田町垂水	第3種	つきいそ	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その３		
358	瀬　戸　田	尾道市瀬戸田町生口島	第3種	つきいそ	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その３		
359	吉　　和	尾道市因島重井町細島細の洲	第1種	あさり，えむし	1.1～12.31	因島市，尾道東部，尾道，向島町，三原市	R5.8.31	別冊その３		
360	吉　　和	尾道市，尾道市向島町	第1種	あさり，なまこ，さざえ，わかめ	1.1～12.31	尾道，向島町	R5.8.31	別冊その３		
361	吉　　和	尾道市，尾道市向島町	第2種	いそ建・も建網	1.1～12.31	尾道，向島町	R5.8.31	別冊その３		
362	吉　　和	尾道市因島重井町細島細の洲	第2種	いそ建・も建網	1.1～12.31	因島市，尾道東部，尾道，向島町，三原市	R5.8.31	別冊その３		
363	尾　　道	尾道市，尾道市向島町	第1種	あさり，えむし，わかめ	1.1～12.31	吉和，向島町，尾道東部	R5.8.31	別冊その３		
364	尾　　道	尾道市	第1種	あさり，えむし，わかめ	1.1～12.31	吉和，尾道東部	R5.8.31	別冊その３		
365	尾　　道	福山市松永町（松永湾）	第1種	あさり，えむし，かき，わかめ	1.1～12.31	吉和，向島町，尾道東部，松永，浦島	R5.8.31	別冊その３		
366	尾　　道	尾道市向島町，向東町	第1種	あさり，えむし，わかめ	1.1～12.31	吉和，向島町，尾道東部	R5.8.31	別冊その３		
367	尾　　道	尾道市，尾道市向島町	第2種	いそ建・も建網	1.1～12.31	吉和，向島町，尾道東部	R5.8.31	別冊その３		
368	尾　　道	尾道市	第2種	いそ建・も建網	1.1～12.31	吉和，尾道東部	R5.8.31	別冊その３		
369	尾　　道	福山市松永町	第2種	いそ建・も建網	1.1～12.31	吉和，向島町，尾道東部，松永，浦島	R5.8.31	別冊その３		
370	尾　　道	尾道市向島町，向東町	第2種	いそ建・も建網	1.1～12.31	吉和，向島町，尾道東部	R5.8.31	別冊その３		
371	尾　　道	尾道市向島町上江府島	第2種	いそ建・も建網	1.1～12.31	向島町	R5.8.31	別冊その３		
372	尾　　道	尾道市百島町百島	第2種	いそ建・も建網	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その３		
373	尾　　道	尾道市向東町白石	第2種	いそ建・も建網	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その３		
374	尾　　道	尾道市浦崎町戸崎	第3種	つきいそ	1.1～12.31	吉和，向島町，尾道東部，浦島	R5.8.31	別冊その３		
375	尾　　道	尾道市浦崎町高松	第3種	つきいそ	1.1～12.31	吉和，浦島	R5.8.31	別冊その３		
376	尾　　道	尾道市向東町加島北側	第3種	つきいそ	1.1～12.31	吉和，向島町，尾道東部	R5.8.31	別冊その３		
377	尾　　道	尾道市向島町干汐	第3種	つきいそ	1.1～12.31	吉和，向島町，尾道東部	R5.8.31	別冊その３		
378	尾　　道	尾道市向東町加島	第3種	つきいそ	1.1～12.31	吉和，向島町，尾道東部	R5.8.31	別冊その３		
379	尾　　道	尾道市向島町下江府島	第3種	つきいそ	1.1～12.31	吉和，向島町，尾道東部	R5.8.31	別冊その３		
380	尾　　道	尾道市向島町立花	第3種	つきいそ	1.1～12.31	吉和，向島町，尾道東部	R5.8.31	別冊その３		
381	尾　　道	尾道市向島町立花	第3種	つきいそ	1.1～12.31	吉和，向島町，尾道東部	R5.8.31	別冊その３		
382	尾　　道	尾道市向島町立花	第3種	つきいそ	1.1～12.31	吉和，向島町，尾道東部	R5.8.31	別冊その３		
383	尾　　道	尾道市向島町江の浦	第3種	つきいそ	1.1～12.31	吉和，向島町，尾道東部	R5.8.31	別冊その３		
384	尾　　道	尾道市向島町茅ヶ浦	第3種	つきいそ	1.1～12.31	吉和，向島町，尾道東部	R5.8.31	別冊その３		
385	尾　　道	尾道市向島町岩子島	第3種	つきいそ	1.1～12.31	吉和，向島町，尾道東部	R5.8.31	別冊その３		

免許番号（共第 号）	漁業権者（代 表）	漁場の位置	漁業の種類及び名称		漁業の時期（月.日）	共有権者	存続期間	漁場の区域及び関係地区	制限又は条件	備考
386	尾道東部	尾道市東尾道松永湾干拓地	第1種	あさり	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その３		
387	尾道東部	尾道市向東町加島	第1種	あさり，なまこ，えむし	1.1～12.31	尾道，吉和，向島町	R5.8.31	別冊その３		
388	尾道東部	尾道市向東町松ヶ鼻	第1種	あさり	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その３		
389	尾道東部	尾道市向東町歌	第1種	あさり	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その３		
390	尾道東部	尾道市向東町加島	第1種	あさり	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その３		
391	尾道東部	尾道市向東町加島	第2種	いそ建・も建網	1.1～12.31	尾道，吉和，向島町	R5.8.31	別冊その３		
392	尾道東部	尾道市向東町歌	第3種	つきいそ	1.1～12.31	尾道，吉和，向島町	R5.8.31	別冊その３		
393	浦　　島	尾道市百島町百島	第1種	あさり，えむし，わかめ	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その３		
394	浦　　島	尾道市浦崎町	第1種	あさり，えむし，わかめ	1.1～12.31	吉和，尾道	R5.8.31	別冊その３		
395	浦　　島	尾道市百島町百島	第2種	いそ建・も建網，つぼ網	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その３		
396	浦　　島	尾道市浦崎町	第2種	いそ建・も建網	1.1～12.31	吉和，尾道	R5.8.31	別冊その３		
397	浦　　島	尾道市浦崎町	第2種	つぼ網	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その３		
398	向 島 町	尾道市向島町黒崎稲積新開	第1種	あさり	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その３		
399	向 島 町	尾道市向島町津部田陰地新開	第1種	あさり	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その３		
400	向 島 町	尾道市向島町道越	第1種	あさり	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その３		
401	向 島 町	尾道市向島町荒神浦	第1種	あさり	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その３		
402	向 島 町	尾道市向島町岩子島長江	第1種	あさり	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その３		
403	因 島 市	尾道市因島	第1種	あさり，なまこ，えむし，ささえ，わかめ	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その３		
404	因 島 市	尾道市因島洲江町，因島原町	第1種	あさり，なまこ，えむし，ささえ，わかめ	1.1～12.31	瀬戸田	R5.8.31	別冊その３		
405	因 島 市	尾道市因島重井町細島	第1種	あさり，なまこ，えむし，ささえ，わかめ	1.1～12.31	吉和，尾道	R5.8.31	別冊その３		
406	因 島 市	尾道市因島重井町小細島	第1種	あさり，なまこ，えむし，ささえ，わかめ	1.1～12.31	吉和，尾道	R5.8.31	別冊その３		
407	因 島 市	尾道市因島重井町ハカン島	第1種	あさり，なまこ，えむし，ささえ，わかめ	1.1～12.31	吉和，尾道，三原市	R5.8.31	別冊その３		
408	因 島 市	尾道市因島北側	第2種	いそ建・も建網	1.1～12.31	吉和，尾道	R5.8.31	別冊その３		
409	因 島 市	尾道市因島南側	第2種	いそ建・も建網	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その３		
410	因 島 市	尾道市因島重井町	第2種	いそ建・も建網	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その３		
411	因 島 市	尾道市因島洲江町，因島原町	第2種	いそ建・も建網	1.1～12.31	瀬戸田	R5.8.31	別冊その３		
412	因 島 市	尾道市因島重井町細島	第2種	いそ建・も建網	1.1～12.31	吉和，尾道	R5.8.31	別冊その３		
413	因 島 市	尾道市因島重井町小細島	第2種	いそ建・も建網	1.1～12.31	吉和，尾道	R5.8.31	別冊その３		
414	因 島 市	尾道市因島重井町ハカン島	第2種	いそ建・も建網	1.1～12.31	吉和，尾道，三原市	R5.8.31	別冊その３		
415	因 島 市	尾道市因島北側	第2種	つぼ網	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その３		
416	因 島 市	尾道市因島椋浦町，因島三庄町	第2種	つぼ網	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その３		
417	松　　永	福山市南松永町3丁目西側	第1種	あさり	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その３		
418	松　　永	福山市柳津町慶応浜	第1種	あさり	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その３		
419	松　　永	福山市藤江町浦之浜	第1種	あさり	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その３		
420	松　　永	福山市藤江町前の浜，池の浜	第1種	あさり	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その３		

免許番号（共第 号）	漁業権者（代 表）	漁場の位置	漁業の種類及び名称		漁業の時期（月.日）	共有権者	存続期間	漁場の区域及び関係地区	制限又は条件	備考
421	松　　永	福山市藤江町郷頭	第1種	あさり	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その３		
422	松　　永	福山市藤江町	第2種	つぼ網	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その３		
欠番								欠番		
424	田尻あんずの里	福山市田尻町	第1種	あさり，えむし，わかめ	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その３		
欠番								欠番		
426	田尻あんずの里	福山市田尻町	第2種	いそ建・も建網，つぼ網	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その３		
427	鞆 の 浦	福山市鞆町	第1種	あさり，えむし，さざえ，かき	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その３		
428	鞆 の 浦	福山市鞆町鞆港	第1種	あさり，えむし	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その３		
429	鞆 の 浦	福山市鞆町	第1種	あさり，えむし，さざえ，かき	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その３		
430	鞆 の 浦	福山市鞆町津軽島	第1種	あさり，えむし，さざえ，かき	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その３		
431	鞆 の 浦	福山市鞆町	第2種	いそ建・も建網，つぼ網	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その３		
432	鞆 の 浦	福山市鞆町	第2種	いそ建・も建網，つぼ網	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その３		
433	走　　島	福山市走島町走島	第1種	あさり，なまこ，えむし，さざえ，わかめ	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その３		
434	走　　島	福山市走島町袴島	第1種	あさり，なまこ，えむし，さざえ，わかめ	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その３		
435	走　　島	福山市走島町宇治島	第1種	あさり，なまこ，えむし，さざえ，わかめ	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その３		
436	走　　島	福山市走島町走島	第2種	いそ建・も建網，つぼ網	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その３		
437	走　　島	福山市走島町袴島	第2種	いそ建・も建網，つぼ網	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その３		
438	走　　島	福山市走島町宇治島	第2種	いそ建・も建網，つぼ網	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その３		
439	走　　島	福山市走島町走島	第2種	つぼ網	3.21～6.5，10.1～12.31		R5.8.31	別冊その３		
440	走　　島	福山市走島町鴻の石	第2種	つぼ網	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その３		
441	走　　島	福山市走島町城出し磯	第2種	つぼ網	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その３		
442	走　　島	福山市走島町袴島	第2種	つぼ網	3.21～6.5，10.1～12.31		R5.8.31	別冊その３		
443	走　　島	福山市走島町宇治島	第2種	つぼ網	3.21～6.5，10.1～12.31		R5.8.31	別冊その３		
444	走　　島	福山市走島町走島	第2種	いかなご袋待網	3.1～4.30		R5.8.31	別冊その３		
445	走　　島	福山市走島町袴島	第9種	いかなご袋待網	3.1～4.30		R5.8.31	別冊その３		
446	走　　島	福山市走島町宇治島	第2種	いかなご袋待網	3.1～4.30		R5.8.31	別冊その３		
447	走　　島	福山市走島町沖のハチカサの瀬	第2種	いかなご袋待網	3.1～4.30		R5.8.31	別冊その３		
448	千　　年	福山市沼隈町	第1種	あさり，なまこ，えむし，わかめ	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その３		
449	千　　年	福山市沼隈町常石	第1種	なまこ，わかめ	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その３		
450	千　　年	福山市沼隈町	第2種	いそ建・も建網，つぼ網	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その３		
451	千　　年	福山市沼隈町常石	第2種	いそ建・も建網	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その３		
452	横　　島	福山市内海町横島，当木島	第1種	あさり，なまこ，えむし，さざえ，わかめ	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その３		
453	横　　島	福山市内海町横島	第2種	いそ建・も建網，つぼ網	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その３		
454	横　　島	福山市内海町当木島	第2種	いそ建・も建網，つぼ網	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その３		
455	田　　島	福山市内海町田島	第1種	あさり，えむし，さざえ，わかめ	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その３		

免許番号 (共第 号)	漁業権者 (代 表)	漁場の位置	漁業の種類及び名称	漁業の時期 (月.日)	共有権者	存続期間	漁場の区域及び関係地区	制限又は条件	備考
456	田　　島	福山市内海町田島	第2種 いそ建・も建網	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その３		
457	田　　島	福山市内海町田島	第2種 つぼ網	1.1～12.31		R5.8.31	別冊その３		
458	田　　島	福山市内海町田島	第2種 つぼ網	4.1～6.15		R5.8.31	別冊その３		
459	田　　島	福山市内海町田島	第2種 つぼ網	10.25～翌年1.25		R5.8.31	別冊その３		

R3.6月　水産庁提供　資料訂正済（朱書き部分）

平成25年5月16日
広島県報定期第38号

漁業法第11条の規定に基づく免許の内容たるべき事項など

（共同漁業権）

平成25年広島県告示第432号の別冊６冊のうち１

大竹市，廿日市市，広島市
安芸郡坂町　海面

免許予定日　平成25年９月１日

存続期間　免許の日から
平成35年８月31日まで

申請期間　平成25年５月16日から
平成25年７月15日まで

１　公示番号　　共第１号

２　免許の内容たるべき事項

（１）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第１種共同漁業	あさり漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	とりがい漁業	〃
	なまこ漁業	〃
	しゃこ漁業	〃
	えむし漁業	〃
	さざえ漁業	〃
	あわび類漁業	〃

（２）漁場の位置及び区域

漁場の位置　　大竹市御幸町地先

漁場の区域　　次の１アを結んだ直線とアイを距岸 150 メートルで結んだ線とイウ，ウ２を結んだ 2 直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基　点	1	大竹市小方１丁目飛石港防波堤北側付け根
〃	2	御幸町大竹港東栄地区埋立地緑地護岸北西角
ア		１から 94 度 10 分の線と距岸 150 メートルの線との交点
イ		ウから 58 度 30 分の線と距岸 150 メートル（東栄地区埋立地を除く）の線との交点
ウ		２から 328 度 30 分 75.228 メートルの所

３　関係地区　　大竹市玖波１～８丁目，小方１・２丁目，御園１・２丁目，黒川１～３丁目

１　公示番号　　共第２号

２　免許の内容たるべき事項

（１）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第１種共同漁業	あさり漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	とりがい漁業	〃
	なまこ漁業	〃
	しゃこ漁業	〃
	えむし漁業	〃
	さざえ漁業	〃
	あわび漁業	〃

（２）漁場の位置及び区域

漁場の位置　　大竹市玖波地先

漁場の区域　次の１アを結んだ直線とアイを距岸 150 メートルで結んだ線とイ２を結んだ２直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基　点　１　大竹市と廿日市市との海岸線における境界（鳴川川河口中央）

〃　２　玖波１丁目恵川河口左岸角

ア　１から廿日市市宮島町革篭崎を見通す線と距岸 150 メートルの線との交点

イ　２から宮島町長浦ノ鼻（平根鼻）を見通す線と距岸 150 メートルの線との交点

３　関係地区　大竹市玖波１～８丁目

１　公示番号　共第３号

２　免許の内容たるべき事項

（１）漁業種類　名　称　時　期

漁業種類	名称	時期
第１種共同漁業	あさり漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	とりがい漁業	〃
	なまこ漁業	〃
	しゃこ漁業	〃
	えむし漁業	〃
	さざえ漁業	〃
	あわび漁業	〃

（２）漁場の位置及び区域

漁場の位置　廿日市市宮島町地先

漁場の区域　次の１アを結んだ直線とアイを距岸 150 メートルで結んだ線とイウを結んだ直線とウエを大竹市可部島の西まわりに距岸 150 メートルで結んだ線とエオを結んだ直線とオカを距岸 150 メートルで結んだ線とカ４を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基　点　１　宮島町長浦ノ鼻（平根鼻）

〃　２　可部島北端

〃　３　〃　南端

〃　４　宮島町革篭崎

ア　１から廿日市市大野ヤクショウ鼻を見通す線と距岸 150 メートルの線との交点

イ　２から 70 度の線と宮島町厳島の距岸 150 メートルの線との交点

ウ　〃　可部島の距岸 150 メートルの線との交点

エ　３から 90 度の線と可部島の距岸 150 メートルの線との交点

オ　　〃　　厳島の距岸 150 メートルの線との交点
カ　　４から大竹市阿多田島長浦鼻を見通す線と距岸 150 メートルの線との交点

3　関係地区　　大竹市玖波１～８丁目，廿日市市大野，大野中央，宮島口，宮島口上，宮島口東，宮島口西，深江，福面，対厳山，前空，物見東，物見西，上の浜，下の浜，梅原，塩屋，沖塩屋，林が原，丸石，宮浜温泉，八坂，大野原

1　公示番号　　共第４号
2　免許の内容たるべき事項
（1）漁業種類　　名　　称　　時　　期
第２種共同漁業　　いそ建・も建網漁業　　1 月 1 日から 12 月 31 日まで
袋付建網漁業　　〃
つぼ網漁業　　〃

（2）漁場の位置及び区域
漁場の位置　　大竹市東栄３丁目地先
漁場の区域　　次の１ア，アイ，イウ，ウ２を結んだ 4 直線と護岸によって囲まれた区域
基　点　1　　東栄埋立地南側護岸西側起点（東栄地区埋立地南東角から護岸沿い南西に 260 メートルの所）から護岸沿い西へ 66.727 メートルの所
〃　　2　　東栄２丁目三井石油化学工業㈱排水口中央から護岸沿い東へ 5 メートルの所
〃　　3　　小瀬川河口における広島県と山口県との境界第１標柱
〃　　4　　〃　　第２標柱
ア　　１から 148 度 30 分 82.415 メートルの所
イ　　アから 58 度 30 分 103 メートルの所
ウ　　２から大竹市猪子島北端を見通す線と３から４を見通す線との交点

3　関係地区　　大竹市玖波１～８丁目，小方１・２丁目，御園１・２丁目，黒川１～３丁目

1　公示番号　　共第５号
2　免許の内容たるべき事項
（1）漁業種類　　名　　称　　時　　期
第２種共同漁業　　いそ建・も建網漁業　　1 月 1 日から 12 月 31 日まで

袋付建網漁業　　〃
つぼ網漁業　　〃

（２）漁場の位置及び区域

漁場の位置　　大竹市御幸町地先

漁場の区域　　次の１アを結んだ直線とアイを距岸 200 メートルで結んだ線とイウ，ウ２を結んだ 2 直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基　点　１　　大竹市小方１丁目飛石港防波堤北側付け根

〃　　２　　御幸町大竹港東栄地区埋立地緑地護岸北西角

ア　　１から 94 度 10 分の線と距岸 200 メートルの線との交点

イ　　ウから 58 度 30 分の線と距岸（東栄地区埋立地を除く）200 メートルの線との交点

ウ　　２から 328 度 30 分 75.228 メートルの所

３　関係地区　　大竹市玖波１～８丁目，小方１・２丁目，御園１・２丁目，黒川１～３丁目

１　公示番号　　共第６号

２　免許の内容たるべき事項

（１）

漁業種類	名　称	時　期
第２種共同漁業	いそ建・も建網漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	袋付建網漁業	〃
	つぼ網漁業	〃

（２）漁場の位置及び区域

漁場の位置　　大竹市玖波地先

漁場の区域　　次の１アを結んだ直線とアイを距岸 250 メートルで結んだ線とイ２を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基　点　１　　大竹市と廿日市市との海岸線における境界（鳴川川河口中央）

〃　　２　　玖波１丁目恵川河口左岸角から護岸沿い北東へ 50 メートルの所

ア　　２から廿日市市宮島町革篭崎を見通す線と距岸 250 メートルの線との交点

イ　　１から宮島町長浦ノ鼻（平根鼻）を見通す線と距岸 250 メートルの線との交点

３　関係地区　　大竹市玖波１～８丁目，廿日市市大野，大野中央，宮島口，宮島口上，宮島口東，宮島口西，深江，福面，対厳山，前空，物見東，物見西，上の浜，下の浜，梅原，塩屋，沖塩屋，林が原，丸石，宮浜温泉，八坂，大野原

1　公示番号　　共第７号

2　免許の内容たるべき事項

（1）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第２種共同漁業　　いそ建・も建網漁業　　1 月 1 日から 12 月 31 日まで

袋付建網漁業　　〃

つぼ網漁業　　〃

（2）漁場の位置及び区域

漁場の位置　　廿日市市大野鳴川地先

漁場の区域　　次の１アを結んだ直線とアイを距岸 250 メートルで結んだ線とイ２を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基　点　1　　廿日市市大野ヤクショウ鼻

〃　　2　　大竹市と廿日市市との海岸線における境界（鳴川川河口中央）

ア　　１から廿日市市宮島町長浦ノ鼻（平根鼻）を見通す線と距岸 250 メートルの線との交点

イ　　２から宮島町革篭崎を見通す線と距岸 250 メートルの線との交点

3　関係地区　　大竹市玖波１～８丁目，廿日市市大野，大野中央，宮島口，宮島口上，宮島口東，宮島口西，深江，福面，対厳山，前空，物見東，物見西，上の浜，下の浜，梅原，塩屋，沖塩屋，林が原，丸石，宮浜温泉，八坂，大野原

1　公示番号　　共第８号

2　免許の内容たるべき事項

（1）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第２種共同漁業　　いそ建・も建網漁業　　1 月 1 日から 12 月 31 日まで

袋付建網漁業　　〃

（2）漁場の位置及び区域

漁場の位置　　廿日市市宮島町地先

漁場の区域　　次の１アを結んだ直線とアイを距岸 200 メートルで結んだ線とイウを結んだ直線とウエを大竹市可部島の西まわりに距岸 200 メートルで結んだ線とエオを結んだ直線とオカを距岸 200 メートルで結んだ線とカキを結んだ直線とキクを距岸 250 メートルで結んだ線とク５を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基　点　1　　宮島町長浦ノ鼻（平根鼻）

〃　　2　　可部島北端

〃　　3　　〃　　南端

〃　　4　　宮島町革篭崎
〃　　5　　〃　　焼山
ア　　１から廿日市市大野ヤクショウ鼻を見通す線と距岸 200 メートルの線との交点
イ　　２から 70 度の線と宮島町厳島の距岸 200 メートルの線との交点
ウ　　〃　　可部島の距岸 200 メートルの線との交点
エ　　３から 90 度の線と可部島の距岸 200 メートルの線との交点
オ　　〃　　厳島の距岸 200 メートルの線との交点
カ　　４から大竹市阿多田島長浦鼻を見通す線と距岸 200 メートルの線との交点
キ　　〃　　250 メートルの線との交点
ク　　５から江田島市沖美町小黒神島の高を見通す（132 度）線と距岸 250 メートルの線との交点

3　関係地区　　大竹市小方１・２丁目，黒川１～３丁目，御園１・２丁目，玖波１～８丁目，阿多田，廿日市市大野，大野中央，宮島口，宮島口上，宮島口東，宮島口西，深江，福面，対厳山，前空，物見東，物見西，上の浜，下の浜，梅原，塩屋，沖塩屋，林が原，丸石，宮浜温泉，八坂，大野原

1　公示番号　　共第９号
2　免許の内容たるべき事項
（1）漁業種類　　名　　称　　時　　期
第２種共同漁業　　つぼ網漁業　　1 月 1 日から 12 月 31 日まで
（2）漁場の位置及び区域
漁場の位置　　廿日市市宮島町地先
漁場の区域　　次の１アを結んだ直線とアイを距岸 200 メートルで結んだ線とイ２を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基　点　1　　宮島町上室浜洲鼻（砂浜中央）
〃　　2　　〃　　長浦ノ鼻（平根鼻）
ア　　１から廿日市市上ノ浜漁港東側防波堤突端を見通す線と距岸 200 メートルの線との交点
イ　　２から廿日市市大野ヤクショウ鼻を見通す線と距岸 200 メートルの線との交点
3　関係地区　　大竹市玖波１～８丁目

1　公示番号　　共第１０号

2　免許の内容たるべき事項

（1）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第２種共同漁業　　つぼ網漁業　　1 月 1 日から 12 月 31 日まで

（2）漁場の位置及び区域

漁場の位置　廿日市市宮島町地先

漁場の区域　次の１アを結んだ直線とアイを距岸 200 メートルで結んだ線とイウを結んだ直線とウエを大竹市可部島の西まわりに距岸 200 メートルで結んだ線とエオを結んだ直線とオカを距岸 200 メートルで結んだ線とカキを結んだ直線とキクを距岸 250 メートルで結んだ線とク５を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基　点　1　宮島町長浦ノ鼻（平根鼻）

〃　2　可部島北端

〃　3　〃　南端

〃　4　宮島町革篭崎

〃　5　〃　焼山

ア　１から廿日市市大野ヤクショウ鼻を見通す線と距岸 200 メートルの線との交点

イ　２から 70 度の線と宮島町厳島の距岸 200 メートルの線との交点

ウ　〃　可部島の距岸 200 メートルの線との交点

エ　３から 90 度の線と可部島の距岸 200 メートルの線との交点

オ　〃　厳島の距岸 200 メートルの線との交点

カ　４から大竹市阿多田島長浦鼻を見通す線と距岸 200 メートルの線との交点

キ　〃　250 メートルの線との交点

ク　５から江田島市沖美町小黒神島の高を見通す（132 度）線と距岸 250 メートルの線との交点

3　関係地区　　大竹市玖波１～８丁目

1　公示番号　　共第１１号

2　免許の内容たるべき事項

（1）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第２種共同漁業　　白魚やな漁業　　2 月 1 日から 5 月 31 日まで

（2）漁場の位置及び区域

漁場の位置　　大竹市小方１丁目地先
漁場の区域　　次の１・２を結んだ直線と３・４を結んだ直線と護岸とによって囲まれた新川の区域
基　点　１　　小方１丁目新川橋下流側右岸付け根
〃　　２　　〃　　左岸付け根
〃　　３　　２から護岸沿い下流へ 100 メートルの所
〃　　４　　１から護岸沿い下流へ 100 メートルの所

３　関係地区　　大竹市小方１・２丁目，御園１・２丁目，黒川１～３丁目

１　公示番号　　共第１２号
２　免許の内容たるべき事項
（１）漁業種類　　名　　称　　時　　期
第２種共同漁業　　白魚やな漁業　　2 月 1 日から 5 月 31 日まで
（２）漁場の位置及び区域
漁場の位置　　大竹市港町地先
漁場の区域　　次の１・２を結んだ直線と３・４を結んだ直線と護岸とによって囲まれた大膳川の区域
基　点　１　　大竹市黒川１丁目大膳橋下流側右岸付け根
〃　　２　　〃　　左岸付け根
〃　　３　　２から護岸沿い下流へ 100 メートルの所
〃　　４　　１から護岸沿い下流へ 100 メートルの所
３　関係地区　　大竹市小方１・２丁目，御園１・２丁目，黒川１～３丁目

１　公示番号　　共第１３号
２　免許の内容たるべき事項
（１）漁業種類　　名　　称　　時　　期
第２種共同漁業　　白魚やな漁業　　2 月 1 日から 5 月 31 日まで
（２）漁場の位置及び区域
漁場の位置　　大竹市玖波１丁目地先
漁場の区域　　次の１・２を結んだ直線と３・４を結んだ直線と護岸とによって囲まれた恵川の区域
基　点　１　　玖波１丁目恵川ＪＲ山陽本線鉄橋下流側左岸付け根
〃　　２　　〃　　右岸付け根
〃　　３　　〃　　恵川新橋上流側右岸付け根
〃　　４　　〃　　左岸付け根
３　関係地区　　大竹市玖波１～８丁目

1　公示番号　　共第１４号

2　免許の内容たるべき事項

（1）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第３種共同漁業　　つきいそ漁業　　1 月 1 日から 12 月 31 日まで

（2）漁場の位置及び区域

漁場の位置　廿日市市宮島町長浦ノ鼻地先

漁場の区域　次のアを中心とした半径 200 メートルの円周によって囲まれた区域

基　点　1　宮島町長浦ノ鼻（平根鼻）

ア　１から大竹市御幸町大竹港東栄地区埋立地緑地護岸北西角を見通す線と宮島町革篭崎から大竹市阿多田島高山の高を見通す線を北西に延長した線との交点

3　関係地区　　大竹市玖波１～８丁目

1　公示番号　　共第１５号

2　免許の内容たるべき事項

（1）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第１種共同漁業　　とりがい漁業　　12 月 1 日から翌年 4 月 30 日まで

なまこ漁業　　1 月 1 日から 12 月 31 日まで

しゃこ漁業　　〃

えむし漁業　　〃

（2）漁場の位置及び区域

漁場の位置　広島県と山口県との県境地先

漁場の区域　次の１ア，ア５，５イ，イウ，ウ７，７・２を結んだ 6 直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

ただし，共第３号，共第１６号の区域を除く。

基　点　1　廿日市市宮島町長浦ノ鼻（平根鼻）

〃　2　〃　革篭崎

〃　3　小瀬川河口における広島県と山口県との県境第１標柱

〃　4　〃　第２標柱

〃　5　大竹市甲島の高

〃　6　〃　白石灯台

〃　7　〃　阿多田島シビト鼻

ア　３から４を見通す延長線と５から大竹市玖波 356 高地を見通す線との交点

イ　５から呉市倉橋町鹿島南端を見通す線と６から愛媛県松山市津和

地竹の子島の高を見通す線との交点

ウ　７から倉橋町黒島北西端を見通す線と６から竹の子島の高を見通す線との交点

3　関係地区　大竹市阿多田，呉市音戸町。ただし早瀬，田原を除く。

1　公示番号　共第１６号

2　免許の内容たるべき事項

（1）漁業種類　名　称　時　期

漁業種類	名　称	時　期
第１種共同漁業	あさり漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	とりがい漁業	〃
	なまこ漁業	〃
	しゃこ漁業	〃
	えむし漁業	〃
	さざえ漁業	〃
	あわび類漁業	〃
	うに類漁業	〃

（2）漁場の位置及び区域

漁場の位置　大竹市阿多田島地先

漁場の区域　阿多田島及び猪子島距岸 200 メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

3　関係地区　大竹市阿多田

1　公示番号　共第１７号

2　免許の内容たるべき事項

（1）漁業種類　名　称　時　期

漁業種類	名　称	時　期
第１種共同漁業	さざえ漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	あわび類漁業	〃
	うに類漁業	〃

（2）漁場の位置及び区域

漁場の位置　大竹市甲島地先

漁場の区域　次の１アを結んだ直線とアイを広島県側海面距岸 200 メートルで結んだ線とイ２を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基　点　1　甲島の高から大竹市玖波 356 高地を見通す線と甲島の最大高潮時海岸線との交点

〃　2　〃　呉市倉橋町鹿島南端を見通す線と甲島の最大高潮時

海岸線との交点

ア　１から玖波 356 高地を見通す線と距岸 200 メートルの線との交点

イ　２から鹿島南端を見通す線と距岸 200 メートルの線との交点

3　関係地区　大竹市阿多田

1　公示番号　共第１８号

2　免許の内容たるべき事項

（1）漁業種類　名　称　時　期

第２種共同漁業　いそ建・も建網漁業　1 月 1 日から 12 月 31 日まで

（2）漁場の位置及び区域

漁場の位置　広島県と山口県との県境地先

漁場の区域　次の１ア，ア５，５イ，イウ，ウ７，７・２を結んだ 6 直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし，共第８号，共第２０号及び共第２１号の区域を除く。

基　点　1　廿日市市宮島町長浦ノ鼻（平根鼻）

〃　2　〃　革篭崎

〃　3　小瀬川河口における広島県と山口県との県境第１標柱

〃　4　〃　第２標柱

〃　5　大竹市甲島の高

〃　6　〃　白石灯台

〃　7　〃　阿多田島シビト鼻

ア　３から４を見通す延長線と５から大竹市玖波 356 高地を見通す線との交点

イ　５から呉市倉橋町鹿島南端を見通す線と６から愛媛県松山市津和地竹の子島の高を見通す線との交点

ウ　７から倉橋町黒島北西端を見通す線と６から竹の子島の高を見通す線との交点

3　関係地区　大竹市阿多田

1　公示番号　共第１９号

2　免許の内容たるべき事項

（1）漁業種類　名　称　時　期

第２種共同漁業　いそ建・も建網漁業　1 月 1 日から 12 月 31 日まで

袋付建網漁業　〃

つぼ網漁業　〃

（２）漁場の位置及び区域

漁場の位置　大竹市阿多田島地先

漁場の区域　阿多田島及び猪子島距岸 200 メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

３　関係地区　大竹市阿多田

１　公示番号　共第２０号

２　免許の内容たるべき事項

（１）漁業種類	名　称	時　期
第２種共同漁業	いそ建・も建網漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	袋付建網漁業	〃
	つぼ網漁業	〃

（２）漁場の位置及び区域

漁場の位置　大竹市白石地先

漁場の区域　白石距岸 250 メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

３　関係地区　大竹市阿多田

１　公示番号　共第２１号

２　免許の内容たるべき事項

（１）漁業種類	名　称	時　期
第２種共同漁業	いそ建・も建網漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	袋付建網漁業	〃
	つぼ網漁業	〃

（２）漁場の位置及び区域

漁場の位置　大竹市甲島地先

漁場の区域　次の１アを結んだ直線とアイを広島県側海面距岸 200 メートルで結んだ線とイ２を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基　点　１　甲島の高から大竹市玖波 356 高地を見通す線と甲島の最大高潮時海岸線との交点

〃　２　〃　呉市倉橋町鹿島南端を見通す線と甲島の最大高潮時海岸線との交点

ア　１から玖波 356 高地を見通す線と距岸 200 メートルの線との交点

イ　２から鹿島南端を見通す線と距岸 200 メートルの線との交点

３　関係地区　大竹市阿多田

1　公示番号　　共第２２号

2　免許の内容たるべき事項

（1）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第１種共同漁業　　あさり漁業　　1 月 1 日から 12 月 31 日まで

なまこ漁業　　〃

しゃこ漁業　　〃

えむし漁業　　〃

（2）漁場の位置及び区域

漁場の位置　　廿日市市地御前，阿品地先

漁場の区域　　次の１アを結んだ直線とアイを距岸 150 メートルで結んだ線とイ３を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基　点　1　　廿日市市阿品と廿日市市宮島口との海岸線における境界（宮島競艇場北東側防波堤東側付け根から護岸沿い北東へ 30 メートルの所）

〃　　2　　〃　　地御前５丁目田屋埋立地北東角

〃　　3　　〃　　地御前漁港南側の埋立地南西角

ア　　１から廿日市市宮島町聖崎を見通す線と距岸 150 メートルの線との交点

イ　　２から３を見通す線と距岸 150 メートルの線との交点

3　関係地区　　廿日市市地御前，地御前１～５丁目，地御前北１～３丁目，住吉１・２丁目，上平良，宮内，宮内１・４丁目

1　公示番号　　共第２３号

2　免許の内容たるべき事項

（1）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第１種共同漁業　　あさり漁業　　1 月 1 日から 12 月 31 日まで

なまこ漁業　　〃

しゃこ漁業　　〃

えむし漁業　　〃

（2）漁場の位置及び区域

漁場の位置　　廿日市市地御前地先

漁場の区域　　次の４ア，ア１を結んだ２直線と２・３を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基　点　1　　廿日市市地御前５丁目地御前漁港南側埋立地南東角から護岸沿い北へ 70 メートルの所

〃　　2　　〃　　地御前１丁目護岸東角

〃　　3　〃　　廿日市浄化センター埋立地南西側護岸の北側起点（新旧護岸境界）
〃　　4　〃　　串戸１丁目埋立地護岸東角から護岸沿い南西へ 30 メートルの所
〃　　5　〃　　木材港南南側護岸南角から護岸沿い北西へ 575 メートルの所
ア　　５から１を見通す線上 60 メートルの所

3　関係地区　　廿日市市地御前，地御前１～５丁目，地御前北１～３丁目，住吉１・２丁目，上平良，宮内，宮内１・４丁目

1　公示番号　　共第２４号
2　免許の内容たるべき事項
（1）漁業種類　　名　　称　　時　　期
第２種共同漁業　　いそ建・も建網漁業　　1 月 1 日から 12 月 31 日まで
（2）漁場の位置及び区域
漁場の位置　廿日市市地御前，阿品地先
漁場の区域　次の１ア，アイ，イウ，ウエ，エ５を結んだ５直線と３・４を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし，共第２７号の区域を除く。
基　点　1　廿日市市阿品と廿日市市宮島口との海岸線における境界（宮島競艇場北東側防波堤東側付け根から護岸沿い北東へ 30 メートルの所）
〃　　2　〃　　地御前５丁目地御前漁港南側の埋立地南東角
〃　　3　〃　　地御前１丁目護岸東角
〃　　4　〃　　廿日市浄化センター埋立地南西側護岸の北側起点（新旧護岸境界）
〃　　5　〃　　串戸１丁目埋立地護岸東角から護岸沿い南西へ 30 メートルの所
〃　　6　〃　　木材港南南側護岸南角
〃　　7　６から護岸沿い北東へ 380 メートルの所
ア　　１から廿日市市宮島町聖崎を見通す線上 300 メートルの所
イ　　２から 148 度 700 メートルの所
ウ　　７から江田島市沖美町大奈佐美島北東端を見通す線上 60 メートルの所
エ　　６から 198 度 85 メートルの所

3　関係地区　　廿日市市地御前，地御前１～５丁目，地御前北１～３丁目，住吉

１・２丁目，上平良，宮内，宮内１・４丁目，広島市佐伯区五日市駅前，五日市中央，海老園，海老山町，隅の浜，五日市町

1　公示番号　　共第２５号

2　免許の内容たるべき事項

（1）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第２種共同漁業　　つぼ網漁業　　1 月 1 日から 12 月 31 日まで

（2）漁場の位置及び区域

漁場の位置　廿日市市地御前，阿品地先

漁場の区域　次の１ア，アイ，イウ，ウ５を結んだ 4 直線と３・４を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基　点　1　廿日市市阿品と廿日市市宮島口との海岸線における境界（宮島競艇場北東側防波堤東側付け根から護岸沿い北東へ 30 メートルの所）

〃　2　〃　地御前５丁目地御前漁港南側の埋立地南東角

〃　3　〃　地御前１丁目護岸東角

〃　4　〃　廿日市浄化センター埋立地南西側護岸の北側起点（新旧護岸境界）

〃　5　〃　串戸１丁目埋立地護岸東角から護岸沿い南西へ 30 メートルの所

〃　6　〃　木材港南南側護岸南角

ア　１から廿日市市宮島町聖崎を見通す線上 300 メートルの所

イ　２から 148 度 700 メートルの所

ウ　６から 175 度 160 メートルの所

3　関係地区　　廿日市市地御前，地御前１～５丁目，地御前北１～３丁目，住吉１・２丁目，上平良，宮内，宮内１・４丁目

1　公示番号　　共第２６号

2　免許の内容たるべき事項

（1）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第２種共同漁業　　つぼ網漁業　　1 月 1 日から 12 月 31 日まで

（2）漁場の位置及び区域

漁場の位置　廿日市市宮島町地先

漁場の区域　次の１アを結んだ直線とアイを距岸 200 メートルで結んだ線とイウ，ウエを結んだ２直線とエオを距岸 200 メートルで結んだ線とオカ，カ９を結んだ２直線と１０・１１を結んだ直線と最大高潮

時海岸線とによって囲まれた区域。ただし，３キ，キク，ク４，４・５を結んだ４直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域及び県営桟橋１号，２号，３号に通じるそれぞれ幅員 150 メートルの航路の区域を除く。

基　点　１　宮島町上室浜洲鼻（砂浜中央）
〃　２　〃　幸町有之浦陸閘西端から東へ１番目のヒンジ式ゲート西側付け根
〃　３　〃　浜之町埋立地護岸北側付け根から護岸沿い北へ 150 メートルの所（県有地と町有地との境界杭）
〃　４　〃　胡町防波堤突端
〃　５　〃　への渡橋南西側付け根
〃　６　〃　小なきり鼻
〃　７　〃　聖崎
〃　８　〃　中崎南東端
〃　９　〃　せんご鼻北端
〃　１０　〃　包ヶ浦川河口左岸の突堤南側付け根
〃　１１　１０から 120 度の線と包ヶ浦川右岸との交点
ア　１から廿日市市上ノ浜漁港東側防波堤突端を見通す線と距岸 200 メートルの線との交点
イ　２から廿日市市宮島口１丁目地蔵鼻の護岸南東端を見通す線と距岸 200 メートルの線との交点
ウ　２から地蔵鼻の護岸南東端を見通す線上 500 メートルの所
エ　６から地蔵鼻の護岸南東端を見通す線と距岸 200 メートルの線との交点
オ　７から広島市佐伯区海老山の高を見通す線と距岸 200 メートルの線との交点
カ　８から佐伯区津久根島の高を見通す線上 200 メートルの所
キ　３から 281 度 270 メートルの所
ク　４から 4 度 30 分 180 メートルの所

３　関係地区　廿日市市地御前，地御前１～５丁目，地御前北１～３丁目，住吉１・２丁目，上平良，宮内，宮内１・４丁目

１　公示番号　共第２７号
２　免許の内容たるべき事項
（１）漁業種類　名　称　時　期
第３種共同漁業　つきいそ漁業　1 月 1 日から 12 月 31 日まで

（２）漁場の位置及び区域

漁場の位置　廿日市市阿品地先

漁場の区域　次のアイ，イウ，ウエ，エアを結んだ４直線によって囲まれた区域

基　点　１　廿日市市阿品と廿日市市宮島口との海岸線における境界（宮島競艇場北東側防波堤東側付け根から護岸沿い北東へ 30 メートルの所）

〃　　２　〃　　阿品１丁目西幸記念碑埋立地北側付け根

ア　１から廿日市市宮島町大なきりを見通す線上 250 メートルの所

イ　〃　450 メートルの所

ウ　２から江田島市沖美町大奈佐美島北東端を見通す線上 450 メートルの所

エ　〃　250 メートルの所

３　関係地区　廿日市市地御前，地御前１～５丁目，地御前北１～３丁目，住吉１・２丁目，上平良，宮内，宮内１・４丁目

１　公示番号　共第２８号

２　免許の内容たるべき事項

（１）

漁業種類	名　称	時　期
第１種共同漁業	とりがい漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	なまこ漁業	〃
	しゃこ漁業	〃
	えむし漁業	〃

（２）漁場の位置及び区域

漁場の位置　廿日市市宮浜温泉地先

漁場の区域　次の１アを結んだ直線とアイを距岸 150 メートルで結んだ線とイ２を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基　点　１　廿日市市林が原塩屋漁港南側防波堤突端

〃　　２　〃　　と大竹市との海岸線における境界（鳴川川河口中央）

ア　１から廿日市市宮島町御床浦神社を見通す線と距岸 150 メートルの線との交点

イ　２から宮島町革篭崎を見通す線と距岸 150 メートルの線との交点

３　関係地区　廿日市市大野，大野中央，宮島口１～４丁目，宮島口上１・２丁目，宮島口東１～３丁目，宮島口西１～３丁目，深江１～３丁目，福面１～３丁目，対厳山１～３丁目，前空１～６丁目，物見東１・

２丁目，物見西１～３丁目，上の浜１・２丁目，下の浜，梅原１・２丁目，塩屋１・２丁目，沖塩屋１～４丁目，林が原１・２丁目，丸石１～５丁目，宮浜温泉１～３丁目，八坂１・２丁目，大野１・２丁目，大野原１～４丁目

１　公示番号　　共第２９号

２　免許の内容たるべき事項

（１）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第１種共同漁業	とりがい漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	なまこ漁業	〃
	しゃこ漁業	〃
	えむし漁業	〃

（２）漁場の位置及び区域

漁場の位置　　廿日市市宮島口，前空，梅原地先

漁場の区域　　次の１アを結んだ直線とアイを距岸 150 メートルで結んだ線とイウ，ウ６を結んだ２直線と２・３，４・５をそれぞれ結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基　点　１　　廿日市市宮島口と廿日市市阿品との海岸線における境界（宮島競艇場北東側防波堤北角から護岸沿い北東へ 30 メートルの所）

〃　　２　　〃　　下の浜永慶寺川河口左岸埋立地の護岸南角（永慶寺川河口左岸角）

〃　　３　　〃　　大野永慶寺川河口右岸角から護岸沿い北西へ１番目のスベリ東側付け根から護岸沿い南東へ 45 メートルの所

〃　　４　　〃　　大野毛保川河口左岸角（北側）から護岸沿い北西へ 25 メートルの所

〃　　５　　〃　　梅原毛保川河口右岸角（北側）から護岸沿い北西へ 25 メートルの所（河口から１番目の階段付け根）

〃　　６　　〃　　蛭ヶ崎鼻南端

ア　　１から廿日市市宮島町聖崎を見通す線と距岸 150 メートルの線との交点

イ　　６から 135 度の線と距岸 150 メートルの線との交点

ウ　　〃　　宮島町御床浦神社を見通す線上 150 メートルの所

３　関係地区　　廿日市市大野，大野中央，宮島口１～４丁目，宮島口上１・２丁目，宮島口東１～３丁目，宮島口西１～３丁目，深江１～３丁目，福面１～３丁目，対厳山１～３丁目，前空１～６丁目，物見東１・２丁目，物見西１～３丁目，上の浜１・２丁目，下の浜，梅原１・

２丁目，塩屋１・２丁目，沖塩屋１～４丁目，林が原１・２丁目，丸石１～５丁目，宮浜温泉１～３丁目，八坂１・２丁目，大野１・２丁目，大野原１～４丁目

１　公示番号　　共第３０号

２　免許の内容たるべき事項

（１）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第１種共同漁業　　あさり漁業　　1 月 1 日から 12 月 31 日まで

（２）漁場の位置及び区域

漁場の位置　　廿日市市宮浜温泉地先

漁場の区域　　次の１アを結んだ直線とアイを距岸 150 メートルで結んだ線とイ２を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基　点　１　　廿日市市林が原塩屋漁港南側防波堤突端

〃　　２　　〃　　と大竹市との海岸線における境界（鳴川川河口中央）

ア　　１から廿日市市宮島町御床浦神社を見通す線と距岸 150 メートルの線との交点

イ　　２から宮島町革篭崎を見通す線と距岸 150 メートルの線との交点

３　関係地区　　廿日市市大野，大野中央，宮島口１～４丁目，宮島口上１・２丁目，宮島口東１～３丁目，宮島口西１～３丁目，深江１～３丁目，福面１～３丁目，対厳山１～３丁目，前空１～６丁目，物見東１・２丁目，物見西１～３丁目，上の浜１～２丁目，下の浜，梅原１・２丁目，塩屋１・２丁目，沖塩屋１～４丁目，林が原１・２丁目，丸石１～５丁目，宮浜温泉１～３丁目，八坂１・２丁目，大野１・２丁目，大野原１～４丁目

１　公示番号　　共第３１号

２　免許の内容たるべき事項

（１）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第１種共同漁業　　あさり漁業　　1 月 1 日から 12 月 31 日まで

（２）漁場の位置及び区域

漁場の位置　　廿日市市宮島口，前空，梅原地先

漁場の区域　　次の１アを結んだ直線とアイを距岸 150 メートルで結んだ線とイウ，ウ６を結んだ２直線と２・３，４・５をそれぞれ結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基　点　１　　廿日市市宮島口と廿日市市阿品との海岸線における境界（宮島競艇場北東側防波堤北角から護岸沿い北東へ 30 メートルの所）

〃	2	〃　下の浜永慶寺川河口左岸埋立地の護岸南角（永慶寺川河口左岸角）
〃	3	〃　大野永慶寺川河口右岸角から護岸沿い北西へ１番目のスベリ東側付け根から護岸沿い南東へ 45 メートルの所
〃	4	〃　毛保川河口左岸角（北側）から護岸沿い北西へ 25 メートルの所
〃	5	〃　梅原毛保川河口右岸角（北側）から護岸沿い北西へ 25 メートルの所（河口から１番目の階段付け根）
〃	6	〃　蛭ヶ崎鼻南端
ア		１から廿日市市宮島町聖崎を見通す線と距岸 150 メートルの線との交点
イ		６から 135 度の線と距岸 150 メートルの線との交点
ウ		〃　宮島町御床浦神社を見通す線上 150 メートルの所
除外区域１		宮島競艇場の区域
除外区域２		次のア２，２イ，イウ，ウエ，エオ，オカ，カキ，キク，クケ，ケコ，コサ，サ５，５シを結んだ 13 直線とシソを距岸 150 メートルで結んだ線とソタ，タアを結んだ２直線とによって囲まれた区域
基　点	1	永慶寺川河口左岸埋立地の護岸南角（永慶寺川河口左岸角）
〃	2	〃　南東角
〃	3	上の浜かき殻粉砕工場跡地南の護岸南角
〃	4	〃　上ノ浜漁港南側防波堤南側付け根
〃	5	〃　突端
ア		１から永慶寺川河口左岸の導流堤を見通す延長線上 12 メートルの所
イ		２から 321 度 46 メートルの所
ウ		〃　330 度 62 メートルの所
エ		３から 217 度 107 メートルの所
オ		〃　225 度 50 メートルの所
カ		〃　255 度 30 メートルの所
キ		〃　201 度 18 メートルの所
ク		４から 231 度 30 分 60 メートルの所
ケ		〃　124 度 16 メートルの所
コ		〃　112 度 14 メートルの所
サ		〃　87 度 83 メートルの所
シ		５スを結んだ直線と距岸 150 メートルの線との交点

ス　　３から 113 度 30 分 226 メートルの所
セ　　〃　　150 度 30 分 345 メートルの所
ソ　　セタを結んだ直線と距岸 150 メートルの線との交点
タ　　１から永慶寺川河口左岸の導流堤を見通す延長線上 220 メートルの所
除外区域３　次のアイを結んだ直線とイウを距岸５メートルで結んだ線とウエ，エアを結んだ２直線とによって囲まれた区域
基　点　１　大野２丁目護岸南角（西側）
〃　　２　〃　　三菱石油コークス工場桟橋西側付け根から護岸沿い南西へ５メートルの所
ア　　１から 135 度 50 メートルの所
イ　　〃　　の線と距岸５メートルの線との交点
ウ　　２から桟橋に平行に引いた線と距岸５メートルの線との交点
エ　　〃　　上 20 メートルの所
除外区域４　次のアイを結んだ直線とイウを距岸５メートルで結んだ線とウエ，エオ，オカ，カアを結んだ４直線とによって囲まれた区域
基　点　１　三菱石油コークス工場桟橋東側付け根から護岸沿い北東へ５メートルの所
〃　　２　大野２丁目護岸東角（南側）から護岸沿い南西へ 45 メートルの所
〃　　３　〃　　（北側）
ア　　１から桟橋に平行に引いた線上 20 メートルの所
イ　　〃　　と距岸５メートルの線との交点
ウ　　３から 131 度の線と距岸５メートルの線との交点
エ　　〃　　90 メートルの所
オ　　２から 131 度 50 メートルの所
カ　　〃　　20 メートルの所
除外区域５　次のアイを結んだ直線とイウを距岸 10 メートルで結んだ線とウエ，エオを結んだ２直線とオカを距岸 150 メートルで結んだ線とカアを結んだ直線とによって囲まれた区域
基　点　１　宮島口西１丁目４番の埋立地南西角（内角）
〃　　２　〃　　南東角
〃　　３　〃　　５番の埋立地南角
ア　　１から宮島町大黒鼻北西端を見通す線上 200 メートルの所
イ　　〃　　と距岸 10 メートルの線との交点

ウ　　３から宮島町清水ヶ浦の北側の鼻(清水ヶ浦と米ヶ原との間の鼻)を見通す線と距岸 10 メートルの線との交点

エ　　〃

〃　　上 250 メートルの所

オ　　エとカを結んだ直線と距岸 150 メートルの線との交点

カ　　２から 105 度の線と距岸 150 メートルの線との交点

除外区域６　次のアイを結んだ直線とイウを距岸５メートルで結んだ線とウエ，エオ，オカ，カキ，キアを結んだ５直線とによって囲まれた区域

基　点　１　上の浜２丁目油ヶ免埋立地北端護岸角（埋立地と国道２号線との交点）から護岸沿い南へ 20 メートルの所

〃　　２　〃

〃　　北東へ 15 メートルの所

〃　　３　廿日市市屋田越樋門北端

〃　　４　３から護岸沿い北東へ 37 メートルの所

ア　　１から宮島町亀石灯台を見通す線上 10 メートルの所

イ　　２から亀石灯台を見通す線と距岸 5 メートルの線との交点

ウ　　４から宮島町江の浦水質管理センター護岸北角を見通す線と距岸 5 メートルの線との交点

エ　　〃　　上 60 メートルの所

オ　　４から亀石灯台を見通す線上 85 メートルの所

カ　　３から亀石灯台を見通す線上 90 メートルの所

キ　　１から亀石灯台を見通す線上 80 メートルの所

除外区域７　次のアイを距岸 5 メートルで結んだ線とイウ，ウエ，エオ，オアを結んだ 4 直線とによって囲まれた区域

基　点　１　３から護岸沿い南西へ 91 メートルの所

〃　　２　〃　　41 メートルの所（排水口中央）

〃　　３　大野賀撫津かき殻搬入桟橋西側付け根の階段取付部西角

ア　　１から亀石灯台を見通す線と距岸 5 メートルの線との交点

イ　　２から亀石灯台を見通す線と距岸 5 メートルの線との交点

ウ　　３から亀石灯台を見通す線上 10 メートルの所

エ　　〃　　60 メートルの所

オ　　１から亀石灯台を見通す線上 25 メートルの所

３　関係地区　　廿日市市大野，大野中央，宮島口１～４丁目，宮島口上１・２丁目，宮島口東１～３丁目，宮島口西１～３丁目，深江１～３丁目，福面１～３丁目，対厳山１～３丁目，前空１～６丁目，物見東１・

２丁目，物見西１～３丁目，上の浜１・２丁目，下の浜，梅原１・２丁目，塩屋１・２丁目，沖塩屋１～４丁目，林が原１・２丁目，丸石１～５丁目，宮浜温泉１～３丁目，八坂１・２丁目，大野１・２丁目，大野原１～４丁目

１　公示番号　　共第３２号

２　免許の内容たるべき事項

（１）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第１種共同漁業　　えむし漁業　　1 月 1 日から 12 月 31 日まで

（２）漁場の位置及び区域

漁場の位置　　廿日市市大野，宮島町地先

漁場の区域　　次のアイを結んだ直線とイウを宮島町距岸 150 メートルで結んだ線とウエを結んだ直線とエアを廿日市市距岸 150 メートルで結んだ線とによって囲まれた区域

基　点　１　　廿日市市宮島口西観音崎

〃　　２　　宮島町大黒鼻北西端

〃　　３　　〃　　白鼻

〃　　４　　廿日市市梅原蛭ヶ崎南鼻

ア　　１から２を見通す線と距岸 150 メートルの線との交点

イ　　２から１を見通す線と距岸 150 メートルの線との交点

ウ　　３から４を見通す線と距岸 150 メートルの線との交点

エ　　４から３を見通す線と距岸 150 メートルの線との交点

３　関係地区　　廿日市市大野，大野中央，宮島口１～４丁目，宮島口上１・２丁目，宮島口東１～３丁目，宮島口西１～３丁目，深江１～３丁目，福面１～３丁目，対厳山１～３丁目，前空１～６丁目，物見東１・２丁目，物見西１～３丁目，上の浜１・２丁目，下の浜，梅原１・２丁目，塩屋１・２丁目，沖塩屋１～４丁目，林が原１・２丁目，丸石１～５丁目，宮浜温泉１～３丁目，八坂１・２丁目，大野１・２丁目，大野原１～４丁目

１　公示番号　　共第３３号

２　免許の内容たるべき事項

（１）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第１種共同漁業　　あさり漁業　　1 月 1 日から 12 月 31 日まで

とりがい漁業　　〃

なまこ漁業　　〃

しゃこ漁業　〃
えむし漁業　〃
さざえ漁業　〃
あわび類漁業　〃

（２）漁場の位置及び区域

漁場の位置　廿日市市宮島町地先

漁場の区域　次の１アを結んだ直線とアイを距岸 150 メートルで結んだ線とイ２を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし，あさり漁業については，次の除外区域を除く。

基　点　１　宮島町上室浜洲鼻（砂浜中央）
〃　２　〃　長浦ノ鼻（平根鼻）
ア　１から廿日市市上ノ浜漁港東側防波堤突端を見通す線と距岸 150 メートルの線との交点
イ　２から廿日市市大野ヤクショウ鼻を見通す線と距岸 150 メートルの線との交点

除外区域１　次の１ア，アイ，イウ，ウエ，エオ，オカ，カキ，キク，ク３を結んだ９直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし，ケコ，コサ，サシ，シケを結んだ４直線によって囲まれた区域を除く。

基　点　１　宮島町下室浜水場の東鼻
〃　２　〃　北鼻
〃　３　２から北へ１番目の鼻
ア　１から 297 度 45 分 75 メートルの所
イ　２から 243 度 30 分 160 メートルの所
ウ　〃　304 度 30 分 140 メートルの所
エ　〃　346 度の線と３から 288 度の線との交点
オ　３から 288 度 90 メートルの所
カ　〃　280 度 110 メートルの所
キ　〃　257 度 80 メートルの所
ク　〃　288 度 25 メートルの所
ケ　１から 337 度 80 メートルの所
コ　〃　350 度 150 メートルの所
サ　〃　10 度 130 メートルの所
シ　〃　60 メートルの所

除外区域２　次の２ア，アイを結んだ２直線とイオを距岸 150 メートルで結んだ線とオカ，カ５を結んだ２直線と４ク，クキ，キ３を結んだ３

直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基　点　1　宮島町大川浦赤石

〃　2　１から 42 度の線と最大高潮時海岸線との交点

〃　3　宮島町大川浦東大岩

〃　4　６から 184 度の線と最大高潮時海岸との交点

〃　5　３から 19 度の線と最大高潮時海岸との交点

〃　6　宮島町白鼻

ア　３から 214 度 180 メートルの所

イ　アとウを結んだ直線と距岸 150 メートルの線との交点

ウ　３から 249 度 45 分 280 メートルの所

エ　〃　3 度 30 分 560 メートルの所

オ　エとカを結んだ直線と距岸 150 メートルの線との交点

カ　５から 244 度 115 メートルの所

キ　４から 314 度 50 メートルの所

ク　３から 236 度 60 メートルの所

3　関係地区　廿日市市大野，大野中央，宮島口１～４丁目，宮島口上１・２丁目，宮島口東１～３丁目，宮島口西１～３丁目，深江１～３丁目，福面１～３丁目，対厳山１～３丁目，前空１～６丁目，物見東１・２丁目，物見西１～３丁目，上の浜１・２丁目，下の浜，梅原１・２丁目，塩屋１・２丁目，沖塩屋１～４丁目，林が原１・２丁目，丸石１～５丁目，宮浜温泉１～３丁目，八坂１・２丁目，大野１・２丁目，大野原１～４丁目

1　公示番号　共第３４号

2　免許の内容たるべき事項

（1）漁業種類　名　称　時　期

第２種共同漁業　いそ建・も建網漁業　1 月 1 日から 12 月 31 日まで

（2）漁場の位置及び区域

漁場の位置　廿日市市丸石地先

漁場の区域　次の１アを結んだ直線とアイを距岸 200 メートルで結んだ線とイ３を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基　点　1　廿日市市沖塩屋４丁目大野下水浄化センター埋立地西側付け根から護岸沿い南東へ 200 メートルの所

〃　2　〃　丸石２丁目独立行政法人水産総合研究センター瀬戸内海区水産研究所埋立地護岸東端

〃　3　〃　大野ヤクショウ鼻

ア　　２から廿日市市宮島町赤石を見通す（132 度）線と距岸 200 メートルの線
との交点

イ　　３から宮島町長浦ノ鼻（平根鼻）を見通す線と距岸 200 メートルの線との交点

3　関係地区　　廿日市市大野，大野中央，宮島口１～４丁目，宮島口上１・２丁目，宮島口東１～３丁目，宮島口西１～３丁目，深江１～３丁目，福面１～３丁目，対厳山１～３丁目，前空１～６丁目，物見東１・２丁目，物見西１～３丁目，上の浜１・２丁目，下の浜，梅原１・２丁目，塩屋１・２丁目，沖塩屋１～４丁目，林が原１・２丁目，丸石１～５丁目，宮浜温泉１～３丁目，八坂１・２丁目，大野１・２丁目，大野原１～４丁目，大竹市玖波１～８丁目

1　公示番号　　共第３５号

2　免許の内容たるべき事項

（1）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第２種共同漁業　　いそ建・も建網漁業　　1 月 1 日から 12 月 31 日まで

（2）漁場の位置及び区域

漁場の位置　　廿日市市宮島町地先

漁場の区域　　次の１アを結んだ直線とアイを距岸 200 メートルで結んだ線とイ２を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基　点　1　　宮島町上室浜州鼻（砂浜中央）

〃　　2　　〃　　長浦ノ鼻（平根鼻）

ア　　１から廿日市市上の浜上ノ浜漁港東側防波堤突端を見通す線と距岸 200 メートルの線との交点

イ　　２から廿日市市大野ヤクショウ鼻を見通す線と距岸 200 メートルの線との交点

3　関係地区　　廿日市市大野，大野中央，宮島口１～４丁目，宮島口上１・２丁目，宮島口東１～３丁目，宮島口西１～３丁目，深江１～３丁目，福面１～３丁目，対厳山１～３丁目，前空１～６丁目，物見東１・２丁目，物見西１～３丁目，上の浜１・２丁目，下の浜，梅原１・２丁目，塩屋１・２丁目，沖塩屋１～４丁目，林が原１・２丁目，丸石１～５丁目，宮浜温泉１～３丁目，八坂１・２丁目，大野１・２丁目，大野原１～４丁目，大竹市玖波１～８丁目

1　公示番号　　共第３６号

２　免許の内容たるべき事項

（１）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第２種共同漁業　　いそ建・も建網漁業　　1 月 1 日から 12 月 31 日まで

（２）漁場の位置及び区域

漁場の位置　　廿日市市梅原地先

漁場の区域　　次の１アを結んだ直線とアイを１を中心とした半径 200 メートルの円弧で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基　点　１　　廿日市市梅原蛭ヶ崎鼻南端

ア　　１から廿日市市宮島町白鼻を見通す線上 200 メートルの所

イ　　１を中心とした半径 200 メートルの円弧で結んだ線と廿日市市沖塩屋大野下水浄化センター埋立地南側護岸との交点

３　関係地区　　廿日市市大野，大野中央，宮島口１～４丁目，宮島口上１・２丁目，宮島口東１～３丁目，宮島口西１～３丁目，深江１～３丁目，福面１～３丁目，対厳山１～３丁目，前空１～６丁目，物見東１・２丁目，物見西１～３丁目，上の浜１・２丁目，下の浜，梅原１・２丁目，塩屋１・２丁目，沖塩屋１～４丁目，林が原１・２丁目，丸石１～５丁目，宮浜温泉１～３丁目，八坂１・２丁目，大野１・２丁目，大野原１～４丁目，大竹市玖波１～８丁目

１　公示番号　　共第３７号

２　免許の内容たるべき事項

（１）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第１種共同漁業　　あさり漁業　　1 月 1 日から 12 月 31 日まで

なまこ漁業　　〃

しゃこ漁業　　〃

えむし漁業　　〃

さざえ漁業　　〃

あわび類漁業　　〃

（２）漁場の位置及び区域

漁場の位置　　廿日市市宮島町地先

漁場の区域　　次の１アを結んだ直線とアイを距岸 150 メートルで結んだ線とイウ，ウエを結んだ２直線とエオを距岸 150 メートルで結んだ線とオ７を結んだ直線と８・９を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし，３カ，カキ，キ４，４・５を結んだ４直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域及び県営桟橋１号，２号，３号に通じるそれぞれ幅員 150 メートルの航路

の区域並びに次の除外区域を除く。

基　点	1	宮島町上室浜洲鼻（砂浜中央）
〃	2	〃　幸町有之浦陸閘東端から１番目のヒンジ式ゲート西側付け根
〃	3	〃　浜之町埋立地護岸北側付け根から護岸沿い北へ 150 メートルの所（県有地と町有地との境界杭）
〃	4	〃　胡町防波堤突端
〃	5	〃　への渡橋南西側付け根
〃	6	〃　小なきり鼻
〃	7	〃　せんご鼻北端
〃	8	〃　包ヶ浦川河口から 1 番目の橋跡の下流側左岸付け根跡
〃	9	〃　右岸付け根跡
ア		１から廿日市市上の浜上ノ浜漁港東側防波堤突端を見通す線と距岸 150 メートルの線との交点
イ		２から廿日市市宮島口地蔵鼻を見通す線と距岸 150 メートルの線との交点
ウ		〃　上 450 メートルの所
エ		６から地蔵鼻を見通す線と距岸 150 メートルの線との交点
オ		７から広島市佐伯区津久根島の高を見通す線と距岸 150 メートルの線との交点
カ		３から 281 度 270 メートルの所
キ		４から 4 度 30 分 180 メートルの所
除外区域		次の１アを結んだ直線とアイを距岸 10 メートルで結んだ線イウ，ウエ，エオ，オカ，カキ，キク，クケを結んだ 7 直線とケコを距岸 5 メートルで結んだ線とコサを結んだ直線とサシを距岸 5 メートルで結んだ線とシス，スセ，セソ，ソタ，タチを結んだ 5 直線とチトを距岸 150 メートルで結んだ線とトナ，ナ７を結んだ 2 直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基　点	1	宮島町上室浜州鼻
〃	2	３から海岸沿い南西へ 50 メートルの所
〃	3	宮島町上室浜半ド岩
〃	4	５から海岸沿い南西へ 140 メートルの所
〃	5	〃　多々良潟西の鼻
〃	6	〃　埋立地護岸北西角
〃	7	７から護岸沿い西へ 50 メートルの所
〃	8	多々良潟埋立地護岸北東角

ア　　１から 304 度の線と距岸 10 メートルの線との交点
イ　　２から 341 度 30 分の線と距岸 10 メートルの線との交点
ウ　　〃　　50 メートルの所
エ　　１から 304 度 55 メートルの所
オ　　３から 342 度 90 メートルの所
カ　　〃　　352 度 40 メートルの所
キ　　５から 255 度 140 メートルの所
ク　　４から廿日市市上の浜２丁目油ヶ免埋立地排水口（階段南側付け根）を見通す線上 90 メートルの所
ケ　　〃
〃　　と距岸 5 メートルの線との交点
コ　　５から６を見通す線と距岸 5 メートルの線との交点
サ　　６から５を見通す線と距岸 5 メートルの線との交点
シ　　７から 351 度の線と距岸 5 メートルの線との交点
ス　　〃　　50 メートルの所
セ　　５から 0 度 90 メートルの所
ソ　　〃　　295 度 90 メートルの所
タ　　キツを結んだ直線とソクを結んだ直線との交点
チ　　タツを結んだ直線と距岸 150 メートルの線との交点
ツ　　５から 318 度 225 メートルの所
テ　　６から 325 度 260 メートルの所
ト　　テナを結んだ直線と距岸 150 メートルの線との交点
ナ　　８から 359 度 120 メートルの所

３　関係地区　　廿日市市宮島町

１　公示番号　　共第３８号
２　免許の内容たるべき事項
（１）漁業種類　　名　　称　　時　　期
第１種共同漁業　　なまこ漁業　　1 月 1 日から 12 月 31 日まで
しゃこ漁業　　〃
えむし漁業　　〃
さざえ漁業　　〃
あわび類漁業　　〃
（２）漁場の位置及び区域
漁場の位置　　廿日市市宮島町地先
漁場の区域　　次の１アを結んだ直線とアイを距岸 150 メートルで結んだ線とイ

２を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基　点　１　宮島町革篭崎

〃　２　〃　せんご鼻北端

ア　１から大竹市阿多田島長浦鼻を見通す線と距岸 150 メートルの線との交点

イ　２から広島市佐伯区津久根島の高を見通す線と距岸 150 メートルの線との交点

３　関係地区　廿日市市宮島町

１　公示番号　共第３９号

２　免許の内容たるべき事項

（１）漁業種類　名　称　時　期

第２種共同漁業　いそ建・も建網漁業　1 月 1 日から 12 月 31 日まで

（２）漁場の位置及び区域

漁場の位置　廿日市市宮島町地先

漁場の区域　次の１アを結んだ直線とアイを距岸 200 メートルで結んだ線とイウ，ウエを結んだ 2 直線とエオを距岸 200 メートルで結んだ線とオ７を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし，３カ，カキ，キ４，４・５を結んだ 4 直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域及び県営桟橋１号，２号，３号に通じるそれぞれ幅員 150 メートルの航路の区域を除く。

基　点　１　宮島町上室浜洲鼻（砂浜中央）

〃　２　〃　幸町有之浦陸閘東端から１番目のヒンジ式ゲート西側付け根

〃　３　〃　浜之町埋立地護岸北側付け根から護岸沿い北へ 150 メートルの所（県有地と町有地の境界杭）

〃　４　〃　胡町防波堤突端

〃　５　〃　への渡橋南西側付け根

〃　６　〃　小なきり鼻

〃　７　〃　聖崎

ア　１から廿日市市上の浜上ノ浜漁港東側防波堤突端を見通す線と距岸 200 メートルの線との交点

イ　２から廿日市市宮島口地蔵鼻を見通す線と距岸 200 メートルの線との交点

ウ　〃　上 500 メートルの所

エ　６から地蔵鼻を見通す線と距岸 200 メートルの線との交点

オ　　７から広島市佐伯区海老山の高を見通す線と距岸 200 メートルの線との交点

カ　　３から 281 度 270 メートルの所

キ　　４から 4 度 30 分 180 メートルの所

3　関係地区　　廿日市市宮島町，大野，大野中央，宮島口，宮島口上，宮島口東，宮島口西，深江，福面，対厳山，前空，物見東，物見西，上の浜，下の浜，梅原，塩屋，沖塩屋，林が原，丸石，宮浜温泉，八坂，大野原，地御前，地御前北，住吉，上平良，宮内，大竹市玖波１～８丁目

1　公示番号　　共第４０号

2　免許の内容たるべき事項

（1）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第２種共同漁業　　いそ建・も建網漁業　　1 月 1 日から 12 月 31 日まで

（2）漁場の位置及び区域

漁場の位置　　廿日市市宮島町地先

漁場の区域　　次の１ア，アイ，イ３を結んだ 3 直線と４・５を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基　点　1　　宮島町聖崎

〃　　2　　〃　　中崎鼻の南東端

〃　　3　　〃　　せんご鼻北端

〃　　4　　〃　　包ヶ浦川河口左岸の突堤南側付け根

〃　　5　　４から 120 度の線と包ヶ浦川右岸との交点

ア　　１から広島市佐伯区海老山の高を見通す線上 200 メートルの所

イ　　２から佐伯区津久根島の高を見通す線上 200 メートルの所

3　関係地区　　廿日市市宮島町

1　公示番号　　共第４１号

2　免許の内容たるべき事項

（1）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第１種共同漁業　　あさり漁業　　1 月 1 日から 12 月 31 日まで

なまこ漁業　　〃

しゃこ漁業　　〃

えむし漁業　　〃

（2）漁場の位置及び区域

漁場の位置　　広島市西区観音新町地先（太田川放水路）

漁場の区域　次の１・２を結んだ直線と３ア，アイ，イウ，ウエ，エ６を結んだ5直線と護岸とによって囲まれた区域。ただし，次の除外区域を除く。

基　点　1　西区庚午北１丁目旭橋下流側右岸付け根から護岸沿い下流へ20メートルの所

〃　2　〃　左岸付け根から護岸沿い下流へ20メートルの所

〃　3　〃　庚午中４丁目庚午橋下流橋下流側右岸付け根

〃　4　〃　草津港１丁目南東角（草津漁港東側防波堤西側付け根）から護岸沿い北へ310メートルの所

〃　5　〃　観音新町４丁目南西角から護岸沿い北へ350メートルの所

〃　6　〃　550メートルの所

ア　３から観音新町２丁目庚午橋下流橋下流側左岸付け根を見通す線上75メートルの所

イ　４から５を見通す線上130メートルの所

ウ　５から４を見通す線上80メートルの所

エ　６から護岸に直角に50メートルの所

除外区域　次のアイ，イウ，ウエ，エアを結んだ4直線によって囲まれた区域及びオカ，カキ，キク，クオを結んだ4直線によって囲まれた区域

１　庚午四等三角点（緯度34度22分36秒．6955，経度132度24分50秒．5953）

ア　１から115度8分53秒387.521メートルの所

イ　〃　115度1分20秒377.699メートルの所

ウ　〃　119度1分41秒376.301メートルの所

エ　〃　119度10分55秒386.187メートルの所

オ　〃　118度49分19秒273.128メートルの所

カ　〃　115度46分20秒261.795メートルの所

キ　〃　123度28分4秒262.227メートルの所

ク　〃　123度19分23秒273.542メートルの所

３　関係地区　広島市西区草津浜町，草津南１・２丁目，観音本町１・２丁目，南観音１～５丁目，中区江波東１・２丁目，江波西１・２丁目，江波南１・２丁目，江波本町，舟入町，南区皆実町１～６丁目

１　公示番号　共第４２号

２　免許の内容たるべき事項

（１）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第１種共同漁業　　あさり漁業　　1 月 1 日から 12 月 31 日まで

なまこ漁業　　〃

しゃこ漁業　　〃

えむし漁業　　〃

（２）漁場の位置及び区域

漁場の位置　広島市西区観音，中区江波地先（天満川）

漁場の区域　次の１・２を結んだ直線と３・４を結んだ直線と５・６を結んだ直線とアイ，イウ，ウエ，エオ，オカ，カキ，キク，ククケ，ケコ，コサ，サ８を結んだ 11 直線と護岸及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし，次の除外区域を除く。

基　点　１　西区観音本町１丁目新観音橋下流側右岸付け根から護岸沿い下流側へ 20 メートルの所

〃　２　中区舟入本町新観音橋下流側左岸付け根から護岸沿い下流側へ 50 メートルの所

〃　３　西区観音新町３丁目船だまり入口北側の国土交通省天満川観音新町第一高潮堤防工事金属標から護岸沿い東へ 12 メートルの所

〃　４　〃　観音新町４丁目船だまり南東角

〃　５　中区江波沖町江波橋西側北詰

〃　６　〃　南詰

〃　７　観音新町４丁目の新旧埋立地境界護岸点

〃　８　江波沖町三菱重工㈱広島造船所江波工場敷地護岸南東角

ア　７から護岸沿い北へ 10 メートルの所

イ　〃　91 度 47 分 53 秒 22.3 メートルの所

ウ　〃　154 度 15 分 7 秒 25.1 メートルの所

エ　〃　154 度 56 分 56 秒 30.5 メートルの所

オ　〃　145 度 46 分 46 秒 38.9 メートルの所

カ　〃　147 度 6 分 55 秒 41.4 メートルの所

キ　〃　168 度 53 分 7 秒 57.6 メートルの所

ク　〃　175 度 38 分 35 秒 52.7 メートルの所

ケ　〃　189 度 44 分 47 秒 86.2 メートルの所

コ　〃　203 度 8 分 55 秒 150.1 メートルの所

サ　８から南区似島町地獄鼻を見通す線上 150 メートルの所

除外区域１　次の１・２までの間の高潮対策河川構造物敷の区域

１　新観音橋下流側右岸付け根から護岸沿い下流側へ 20 メートルの所

２　西区観音新町１丁目昭和大橋上流側右岸付け根
除外区域２　次の１・２までの間の高潮対策河川構造物敷の区域
１　新観音橋下流側左岸付け根から護岸沿い下流側へ 50 メートルの所
２　中区舟入南６丁目昭和大橋下流側左岸付け根から下流へ 960 メートルの所
除外区域３　次の１・２，３・４を結んだ直線と護岸とによって囲まれた区域
１　昭和大橋上流側右岸付け根
２　中区舟入南３丁目昭和大橋上流側左岸付け根
３　西区観音新町１丁目昭和大橋下流側右岸付け根
４　昭和大橋下流側左岸付け根
除外区域４　江波沖町広島県公用船管理桟橋及び浮桟橋の周囲 20 メートルの区域
除外区域５　次の１ア，アイ，イ２，２・１を結んだ４直線によって囲まれた区域
１　昭和大橋下流側左岸付け根から下流へ 960 メートルの所
２　〃　1,041 メートルの所
ア　１から護岸に直角に対岸へ 33 メートルの所
イ　１と２を結ぶ直線に直角に２から 35 メートルの所
除外区域６　次のアイ，イウ，ウエ，エオ，オカ，カキ，キク，クケ，ケコ，コサ，サシ，シス，スセ，セソ，ソタ，タチ，チツ，ツテ，テト，トナ，ナニ，ニヌ，ヌアを結んだ 23 直線によって囲まれた区域
１　観音新町１丁目天満川右岸の距離標 CO/600（中国日立家電駐車場東）
ア　１から 31 度 38 分 295 メートルの所
イ　〃　34 度 45 分 281 メートルの所
ウ　〃　39 度 9 分 153 メートルの所
エ　〃　40 度 20 分 148 メートルの所
オ　〃　42 度 47 分 128 メートルの所
カ　〃　41 度 10 分 124 メートルの所
キ　〃　196 度 52 分 111 メートルの所
ク　〃　196 度 16 分 118 メートルの所
ケ　〃　198 度 34 分 134 メートルの所
コ　〃　199 度 2 分 125 メートルの所
サ　〃　205 度 40 分 353 メートルの所
シ　〃　205 度 7 分 358 メートルの所

ス　　〃　　205 度 21 分 375 メートルの所
セ　　〃　　205 度 54 分 380 メートルの所
ソ　　〃　　206 度 16 分 420 メートルの所
タ　　〃　　206 度 55 分 439 メートルの所
チ　　〃　　208 度 5 分 453 メートルの所
ツ　　〃　　209 度 36 分 461 メートルの所
テ　　〃　　209 度 41 分 446 メートルの所
ト　　〃　　209 度 24 分 443 メートルの所
ナ　　〃　　210 度 7 分 439 メートルの所
ニ　　〃　　209 度 26 分 421 メートルの所
ヌ　　〃　　30 度 42 分 289 メートルの所

除外区域７　次のアイを１から 273 度 33 分 12 秒 5,696.80 メートルの地点を中心とする半径 1.75 メートルの円弧（北東側）で結んだ線とイウを結んだ直線とウエを１から 273 度 30 分 13 秒 5,699.19 メートルの地点を中心とする半径 1.75 メートルの円弧（南西側）で結んだ線とエアを結んだ直線とによって囲まれた区域，オカを１から 273 度 43 分 10 秒 5,749.13 メートルの地点を中心とする半径 1.75 メートルの円弧（北東側）で結んだ線とカキを結んだ直線とキクを１から 273 度 40 分 12 秒 5,751.51 メートルの地点を中心とする半径 1.75 メートルの円弧（南西側）で結んだ線とクオを結んだ直線とによって囲まれた区域，ケコを１から 273 度 54 分 22 秒 5,800.80 メートルの地点を中心とする半径 1.75 メートルの円弧（北東側）で結んだ線とコサを結んだ直線とサシを１から 273 度 51 分 25 秒 5,803.17 メートルの地点を中心とする半径 1.75 メートルの円弧（南西側）で結んだ線とシケを結んだ直線とによって囲まれた区域及びスセを１から 274 度 6 分 28 秒 5,851.73 メートルの地点を中心とする半径 1.75 メートルの円弧（北東側）で結んだ線とセソを結んだ直線とソタを１から 274 度 3 分 32 秒 5,854.19 メートルの地点を中心とする半径 1.75 メートルの円弧（南西側）で結んだ線とタスを結んだ直線とによって囲まれた区域

１　仁保島二等三角点（北緯 34 度 21 分 50 秒.28499，東経 132 度 29 分 35 秒.42005）

ア　１から 273 度 43 分 48 秒 5,695.22 メートルの所
イ　〃　　273 度 44 分 43 秒 5,698.38 メートルの所
ウ　〃　　273 度 41 分 44 秒 5,700.77 メートルの所

エ　　〃　　273 度 40 分 49 秒 5,697.61 メートルの所
オ　　〃　　273 度 53 分 46 秒 5,747.55 メートルの所
カ　　〃　　273 度 54 分 40 秒 5,750.71 メートルの所
キ　　〃　　273 度 51 分 42 秒 5,753.08 メートルの所
ク　　〃　　273 度 50 分 48 秒 5,749.93 メートルの所
ケ　　〃　　274 度 4 分 59 秒 5,799.22 メートルの所
コ　　〃　　274 度 5 分 52 秒 5,802.39 メートルの所
サ　　〃　　274 度 2 分 55 秒 5,804.75 メートルの所
シ　　〃　　274 度 2 分 2 秒 5,801.58 メートルの所
ス　　〃　　274 度 17 分 5 秒 5,850.15 メートルの所
セ　　〃　　274 度 17 分 57 秒 5,853.32 メートルの所
ソ　　〃　　274 度 15 分 2 秒 5,855.66 メートルの所
タ　　〃　　274 度 14 分 9 秒 5,852.49 メートルの所

除外区域８　次のアイを１から 273 度 54 分 55 秒 5,688.29 メートルの地点を中心とする半径 1.5 メートルの円弧（北東側）で結んだ線とイウを結んだ直線とウエを１から 273 度 53 分 49 秒 5,689.16 メートルの地点を中心とする半径 1.5 メートルの円弧（南西側）で結んだ線とエアを結んだ直線とによって囲まれた区域，オカを１から 274 度 4 分 40 秒 5,740.84 メートルの地点を中心とする半径 1.5 メートルの円弧（北東側）で結んだ線とカキを結んだ直線とキクを１から 274 度 3 分 35 秒 5,741.70 メートルの地点を中心とする半径 1.5 メートルの円弧（南西側）で結んだ線とクオを結んだ直線とによって囲まれた区域，ケコを１から 274 度 15 分 23 秒 5,792.82 メートルの地点を中心とする半径 1.5 メートルの円弧（北東側）で結んだ線とコサを結んだ直線とサシを１から 274 度 14 分 19 秒 5,793.67 メートルの地点を中心とする半径 1.5 メートルの円弧（南西側）で結んだ線とシケを結んだ直線とによって囲まれた区域及びスセを１から 274 度 27 分 14 秒 5,844.03 メートルの地点を中心とする半径 1.5 メートルの円弧（北東側）で結んだ線とセソを結んだ直線とソタを１から 274 度 26 分 10 秒 5,844.87 メートルの地点を中心とする半径 1.5 メートルの円弧（南西側）で結んだ線とタスを結んだ直線とによって囲まれた区域

１　仁保島二等三角点（北緯 34 度 21 分 50 秒.28499，東経 132 度 29 分 35 秒.42005）

ア　１から 273 度 54 分 31 秒 5,686.94 メートルの所

イ　　〃　　273 度 55 分 18 秒 5,689.65 メートルの所
ウ　　〃　　273 度 54 分 13 秒 5,690.51 メートルの所
エ　　〃　　273 度 53 分 26 秒 5,687.80 メートルの所
オ　　〃　　274 度 4 分 17 秒 5,739.49 メートルの所
カ　　〃　　274 度 5 分 3 秒 5,742.20 メートルの所
キ　　〃　　274 度 3 分 58 秒 5,743.06 メートルの所
ク　　〃　　274 度 3 分 12 秒 5,740.35 メートルの所
ケ　　〃　　274 度 15 分 1 秒 5,791.46 メートルの所
コ　　〃　　274 度 15 分 46 秒 5,794.17 メートルの所
サ　　〃　　274 度 14 分 42 秒 5,795.03 メートルの所
シ　　〃　　274 度 13 分 56 秒 5,792.31 メートルの所
ス　　〃　　274 度 26 分 52 秒 5,842.67 メートルの所
セ　　〃　　274 度 27 分 36 秒 5,845.39 メートルの所
ソ　　〃　　274 度 26 分 32 秒 5,846.23 メートルの所
タ　　〃　　274 度 25 分 48 秒 5,843.51 メートルの所

3　関係地区　　広島市西区草津浜町，草津南１・２丁目，観音本町１・２丁目，南観音１～５丁目，中区江波東１・２丁目，江波西１・２丁目，江波南１・２丁目，江波本町，舟入町，南区皆実町１～６丁目

1　公示番号　　共第４３号

2　免許の内容たるべき事項

（1）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第１種共同漁業　　えむし漁業　　1 月 1 日から 12 月 31 日まで

（2）漁場の位置及び区域

漁場の位置　　広島市西区観音，中区舟入地先（天満川）

漁場の区域　　次の１・２を結んだ直線と３・４を結んだ直線と護岸とによって囲まれた区域。ただし，１・３の間の高潮対策河川構造物敷の区域及び次の除外区域を除く。

基　点　1　　西区東観音町観船橋下流側右岸付け根

〃　　2　　中区舟入町観船橋下流側左岸付け根

〃　　3　　西区観音本町１丁目新観音橋下流側右岸付け根から護岸沿い下流側へ 20 メートルの所

〃　　4　　中区舟入本町新観音橋下流側左岸付け根から護岸沿い下流側へ 50 メートルの所

除外区域　　次の８イ，イロ，ロハ，ハニ，ニホ，ホヘ，ヘト，トチ，チリ，リヌ，ヌル，ルヲ，ヲワ，ワカ，カヨ，ヨ２を結んだ 16 直線と

護岸（高潮対策工事完了区間においては，施工前の護岸）とによって囲まれた区域

１　新観音橋下流側右岸付け根から護岸沿い下流側へ 20 メートルの所

２　〃　左岸付け根から護岸沿い下流側へ 50 メートルの所

３　〃　右岸付け根

４　〃　左岸付け根

５　西区観音本町１丁目新観音橋上流側右岸付け根

６　中区舟入中町新観音橋上流側左岸付け根

７　観船橋下流側右岸付け根

８　〃　左岸付け根

イ　８から７を見通す線上 9 メートルの所

ロ　〃　護岸沿い下流へ 95 メートルの位置から護岸に直角に対岸へ 8 メートルの所

ハ　〃　106 メートルの位置から護岸に直角に対岸へ 11 メートルの所

ニ　〃　135 メートルの位置から護岸に直角に対岸へ 13 メートルの所

ホ　〃　149 メートルの位置から護岸に直角に対岸へ 15 メートルの所

ヘ　〃　167 メートルの位置から護岸に直角に対岸へ 16 メートルの所

ト　６から護岸沿い上流へ 169 メートルの位置から護岸に直角に対岸へ 15 メートルの所

チ　〃　154 メートルの位置から護岸に直角に対岸へ 15 メートルの所

リ　〃　143 メートルの位置から護岸に直角に対岸へ 12 メートルの所

ヌ　〃　90 メートルの位置から護岸に直角に対岸へ 11 メートルの所

ル　〃　66 メートルの位置から護岸に直角に対岸へ 10 メートルの所

ヲ　〃　37 メートルの位置から護岸に直角に対岸へ 12 メートルの所

ワ　〃　５を見通す線上 14 メートルの所

カ　　４から３を見通す線上16メートルの所

ヨ　　２から１を見通す線上16メートルの所

３　関係地区　　広島市西区草津浜町，草津南１・２丁目，観音本町１・２丁目，南観音１～５丁目，中区江波東１・２丁目，江波西１・２丁目，江波南１・２丁目，江波本町，舟入町，南区皆実町１～６丁目

１　公示番号　　共第４４号

２　免許の内容たるべき事項

（１）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第１種共同漁業　　あさり漁業　　1月1日から12月31日まで

えむし漁業　　〃

（２）漁場の位置及び区域

漁場の位置　　広島中区舟入，江波，吉島地先（本川）

漁場の区域　　次の１・２を結んだ直線と３・４を結んだ直線と護岸とによって囲まれた区域。ただし，除外区域を除く。

基　点　１　　中区河原町西平和大橋下流側右岸付け根

〃　　２　　〃　中島町西平和大橋下流側左岸付け根

〃　　３　　〃　江波南２丁目南東角

〃　　４　　〃　南吉島２丁目南西角

除外区域１　　次の１・２の間の海岸保全構造物敷及び高潮対策河川構造物敷の区域

１　　中区江波東２丁目江波港北側入口の旧すべり東側付け根

２　　〃　舟入川口町舟入橋上流側右岸付け根から護岸沿い上流へ 146メートルの所

除外区域２　　次の１・２の間の高潮対策河川構造物敷の区域

１　　中区光南２丁目西側護岸西端

２　　〃　吉島町舟入橋下流側左岸付け根

除外区域３　　次の６イ，イロ，ロハ，ハニ，ニホ，ホヘ，ヘト，トチ，チリ，リヌ，ヌル，ルヲ，ヲワ，ワカ，カヨ，ヨタ，タレ，レソ，ソツ，ツネ，ネナ，ナラ，ラム，ムウ，ウヰ，ヰノ，ノオ，オク，クヤ，ヤマ，マケ，ケフ，フコ，コエ，エテ，テア，アサ，サキ，キ19を結んだ39直線と護岸（高潮対策工事完了区間においては施工前の護岸。以下同じ。）とによって囲まれた区域，２０ユ，ユメ，メミ，ミシ，シヱ，ヱヒ，ヒモ，モセを結んだ8直線と護岸とによって囲まれた区域及び１８ス，スい，いろを結んだ3直線と護岸とによって囲まれた区域並びにろは，はに，にほ，ほへ，へと，

とち，ちり，りぬ，ぬる，るを，をわ，わか，かよ，よた，たれ，れそ，そつ，つね，ねな，なら，らむ，むう，うゐ，ゐの，のお，おく，くや，やま，ま１を結んだ 29 直線と護岸とによって囲まれた区域

１　３から護岸沿い下流へ 46 メートルの所
２　中区舟入川口町舟入橋下流側右岸付け根
３　舟入橋下流側左岸付け根
４　〃　上流側右岸付け根
５　中区吉島町舟入橋上流側左岸付け根
６　４から護岸沿い上流へ 146 メートルの所
７　中区舟入本町住吉橋下流側右岸付け根
８　〃　住吉町住吉橋下流側左岸付け根
９　〃　舟入本町住吉橋上流側右岸付け根
１０　〃　住吉町住吉橋上流側左岸付け根
１１　〃　舟入本町新住吉橋下流側右岸付け根
１２　〃　住吉町新住吉橋下流側左岸付け根
１３　〃　舟入中町新住吉橋上流側右岸付け根
１４　〃　加古町新住吉橋上流側左岸付け根
１５　〃　河原町中島神崎橋下流側右岸付け根
１６　〃　加古町中島神崎橋下流側左岸付け根
１７　〃　河原町中島神崎橋上流側右岸付け根
１８　〃　加古町中島神崎橋上流側左岸付け根
１９　西平和大橋下流側右岸付け根
２０　〃　左岸付け根
イ　６から護岸に直角に対岸へ 6 メートルの所
ロ　〃　沿い上流へ 40 メートルの位置から護岸に直角に対岸へ 11 メートルの所
ハ　〃　50 メートルの位置から護岸に直角に対岸へ 14 メートルの所
ニ　〃　72 メートルの位置から護岸に直角に対岸へ 15 メートルの所
ホ　〃　82 メートルの位置から護岸に直角に対岸へ 15 メートルの所
ヘ　〃　114 メートルの位置から護岸に直角に対岸へ 17 メートルの所
ト　〃　155 メートルの位置から護岸に直角に対

岸へ 17 メートルの所

チ　７から護岸沿い下流へ 172 メートルの位置から護岸に直角に対岸へ 17 メートルの所

リ　〃　136 メートルの位置から護岸に直角に対岸へ 18 メートルの所

ヌ　〃　77 メートルの位置から護岸に直角に対岸へ 18 メートルの所

ル　〃　８を見通す線上 18 メートルの所

ヲ　９から１０を見通す線上 17 メートルの所

ワ　１１から護岸沿い下流へ 16 メートルの位置から護岸に直角に対岸へ 12 メートルの所

カ　〃　１２を見通す線上 10 メートルの所

ヨ　１３から１４を見通す線上 9 メートルの所

タ　〃　護岸沿い上流へ 67 メートルの位置から護岸に直角に対岸へ 15 メートルの所

レ　〃　113 メートルの位置から護岸に直角に対岸へ 17 メートルの所

ソ　〃　182 メートルの位置から護岸に直角に対岸へ 9 メートルの所

ツ　１５から護岸沿い下流へ 138 メートルの位置から護岸に直角に対岸へ 8 メートルの所

ネ　〃　107 メートルの位置から護岸に直角に対岸へ 9 メートルの所

ナ　〃　89 メートルの位置から護岸に直角に対岸へ 9 メートルの所

ラ　〃　73 メートルの位置から護岸に直角に対岸へ 10 メートルの所

ム　〃　57 メートルの位置から護岸に直角に対岸へ 9 メートルの所

ウ　〃　36 メートルの位置から護岸に直角に対岸へ 10 メートルの所

ヰ　〃　21 メートルの位置から護岸に直角に対岸へ 10 メートルの所

ノ　〃　１６を見通す線上 11 メートルの所

オ　１７から１８を見通す線上 12 メートルの所

ク　〃　護岸沿い上流へ 20 メートルの位置から護岸に直角に対

岸へ 13 メートルの所

ヤ　〃　28 メートルの位置から護岸に直角に対岸へ 14 メートルの所

マ　〃　39 メートルの位置から護岸に直角に対岸へ 14 メートルの所

ケ　〃　80 メートルの位置から護岸に直角に対岸へ 12.5 メートルの所

フ　〃　118 メートルの位置から護岸に直角に対岸へ 11 メートルの所

コ　〃　136 メートルの位置から護岸に直角に対岸へ 11 メートルの所

エ　〃　168 メートルの位置から護岸に直角に対岸へ 13 メートルの所

テ　１９から護岸沿い下流へ 156 メートルの位置から護岸に直角に対岸へ 12 メートルの所

ア　〃　130 メートルの位置から護岸に直角に対岸へ 10 メートルの所

サ　〃　115 メートルの位置から護岸に直角に対岸へ 10 メートルの所

キ　〃　２０を見通す線上 13 メートルの所

ユ　２０から１９を見通す線上 9 メートルの所

メ　〃　護岸沿い下流へ 21 メートルの位置から護岸に直角に対岸へ 8 メートルの所

ミ　〃　59 メートルの位置から護岸に直角に対岸へ 9 メートルの所

シ　〃　149 メートルの位置から護岸に直角に対岸へ 11 メートルの所

ヱ　〃　215 メートルの位置から護岸に直角に対岸へ 9 メートルの所

ヒ　〃　260 メートルの位置から護岸に直角に対岸へ 6 メートルの所

モ　〃　289 メートルの位置から護岸に直角に対岸へ 1 メートルの所

セ　〃　304 メートルの所

ス　１６から１５を見通す線上 1 メートルの所

い　〃　護岸沿い下流へ 4 メートルの位置から護岸に直角に対岸

へ1メートルの所

ろ　〃　10メートルの所

は　〃　35 メートルの位置から護岸に直角に対岸へ4メートルの所

に　〃　57 メートルの位置から護岸に直角に対岸へ6メートルの所

ほ　〃　79 メートルの位置から護岸に直角に対岸へ4メートルの所

へ　〃　98 メートルの位置から護岸に直角に対岸へ3メートルの所

と　〃　116メートルの位置から護岸に直角に対岸へ6メートルの所

ち　〃　135メートルの位置から護岸に直角に対岸へ7.5メートルの所

り　１４から護岸沿い上流へ177メートルの位置から護岸に直角に対岸へ8メートルの所

ぬ　〃　136メートルの位置から護岸に直角に対岸へ10メートルの所

る　〃　１３を見通す線上9.5メートルの所

を　１２から１１を見通す線上7メートルの所

わ　〃　護岸沿い下流へ 52 メートルの位置から護岸に直角に対岸へ10メートルの所

か　〃　63 メートルの位置から護岸に直角に対岸へ12メートルの所

よ　１０から護岸沿い上流へ 27 メートルの位置から護岸に直角に対岸へ18メートルの所

た　〃　９を見通す線上17メートルの所

れ　８から７を見通す線上15メートルの所

そ　〃　護岸沿い下流へ 21 メートルの位置から護岸に直角に対岸へ16メートルの所

つ　〃　187メートルの位置から護岸に直角に対岸へ16メートルの所

ね　〃　229メートルの位置から護岸に直角に対岸へ17メートルの所

な　５から護岸沿い上流へ217メートルの位置から護岸に直角に対岸へ20メートルの所

ら	〃　148 メートルの位置から護岸に直角に対岸へ 20 メートルの所
む	〃　101 メートルの位置から護岸に直角に対岸へ 16 メートルの所
う	〃　85 メートルの位置から護岸に直角に対岸へ 16 メートルの所
ゐ	〃　56 メートルの位置から護岸に直角に対岸へ 16 メートルの所
の	〃　13 メートルの位置から護岸に直角に対岸へ 18 メートルの所
お	〃　2 メートルの位置から護岸に直角に対岸へ 15 メートルの所
く	〃　４を見通す線上 16 メートルの所
や	３から２を見通す線上 17 メートルの所
ま	１から護岸に直角に対岸へ 5 メートルの所
除外区域４	次のアイを１から 269 度 19 分 33 秒 4,518.86 メートルの地点を中心とする半径 2.00 メートルの円弧（北東側）で結んだ線とイウを結んだ直線とウエを１から 269 度 17 分 23 秒 4,519.82 メートルの地点を中心とする半径 2.00 メートルの円弧（南西側）で結んだ線とエアを結んだ直線とによって囲まれた区域，オカを１から 269 度 40 分 25 秒 4,570.79 メートルの地点を中心とする半径 2.00 メートルの円弧（北東側）で結んだ線とカキを結んだ直線とキクを１から 269 度 38 分 16 秒 4,571.73 メートルの地点を中心とする半径 2.00 メートルの円弧（南西側）で結んだ線とクオを結んだ直線とによって囲まれた区域，ケコを１から 270 度 1 分 52 秒 4,622.68 メートルの地点を中心とする半径 2.00 メートルの円弧（北東側）で結んだ線とコサを結んだ直線とサシを１から 269 度 59 分 45 秒 4,623.60 メートルの地点を中心とする半径 2.00 メートルの円弧（南西側）で結んだ線とシケを結んだ直線とによって囲まれた区域及びスセを１から 270 度 22 分 55 秒 4,675.62 メートルの地点を中心とする半径 2.00 メートルの円弧（北東側）で結んだ線とセソを結んだ直線とソタを１から 270 度 20 分 49 秒 4,676.52 メートルの地点を中心とする半径 2.00 メートルの円弧（南西側）で結んだ線とタスを結んだ直線とによって囲まれた区域

１	仁保島二等三角点（北緯 34 度 21 分 50 秒.28499，東経 132 度 29 分 35 秒.42005）
ア	１から 269 度 30 分 7 秒 4,516.96 メートルの所
イ	〃　269 度 31 分 5 秒 4,520.76 メートルの所
ウ	〃　269 度 28 分 56 秒 4,521.71 メートルの所
エ	〃　269 度 27 分 58 秒 4,517.92 メートルの所
オ	〃　269 度 50 分 60 秒 4,568.89 メートルの所
カ	〃　269 度 51 分 56 秒 4,572.69 メートルの所
キ	〃　269 度 49 分 48 秒 4,573.63 メートルの所
ク	〃　269 度 48 分 51 秒 4,569.83 メートルの所
ケ	〃　270 度 12 分 28 秒 4,620.78 メートルの所
コ	〃　270 度 13 分 23 秒 4,624.59 メートルの所
サ	〃　270 度 11 分 16 秒 4,625.51 メートルの所
シ	〃　270 度 10 分 21 秒 4,621.70 メートルの所
ス	〃　270 度 33 分 32 秒 4,673.71 メートルの所
セ	〃　270 度 34 分 25 秒 4,677.52 メートルの所
ソ	〃　270 度 32 分 19 秒 4,678.43 メートルの所
タ	〃　270 度 31 分 25 秒 4,674.61 メートルの所
除外区域５	次のアイを１から 269 度 42 分 31 秒 4,513.59 メートルの地点を中心とする半径 1.75 メートルの円弧（北東側）で結んだ線とイウを結んだ直線とウエを１から 269 度 40 分 43 秒 4,514.38 メートルの地点を中心とする半径 1.75 メートルの円弧（南西側）で結んだ線とエアを結んだ直線とによって囲まれた区域，オカを１から 270 度 5 分 44 秒 4,564.59 メートルの地点を中心とする半径 1.75 メートルの円弧（北東側）で結んだ線とカキを結んだ直線とキクを１から 270 度 3 分 56 秒 4,565.36 メートルの地点を中心とする半径 1.75 メートルの円弧（南西側）で結んだ線とクオを結んだ直線とによって囲まれた区域，ケコを１から 270 度 27 分 32 秒 4,616.45 メートルの地点を中心とする半径 1.75 メートルの円弧（北東側）で結んだ線とコサを結んだ直線とサシを１から 270 度 25 分 46 秒 4,617.20 メートルの地点を中心とする半径 1.75 メートルの円弧（南西側）で結んだ線とシケを結んだ直線とによって囲まれた区域及びスセを１から 270 度 36 分 35 秒 4,643.58 メートルの地点を中心とする半径 1.75 メートルの円弧（北東側）で結んだ線とセソを結んだ直線とソタを１から 270 度 25 分 46 秒 4,617.20 メートルの地点を中心とする半径 1.75 メートルの円弧

（南西側）で結んだ線とタスを結んだ直線とによって囲まれた区域

１　仁保島二等三角点（北緯 34 度 21 分 50 秒.28499，東経 132 度 29 分 35 秒.42005）

ア　１から 269 度 42 分 6 秒 4,511.93 メートルの所
イ　〃　269 度 42 分 57 秒 4,515.25 メートルの所
ウ　〃　269 度 41 分 8 秒 4,516.04 メートルの所
エ　〃　269 度 40 分 18 秒 4,512.72 メートルの所
オ　〃　270 度 5 分 19 秒 4,562.92 メートルの所
カ　〃　270 度 6 分 8 秒 4,566.25 メートルの所
キ　〃　270 度 4 分 21 秒 4,567.02 メートルの所
ク　〃　270 度 3 分 32 秒 4,563.69 メートルの所
ケ　〃　270 度 27 分 9 秒 4,614.78 メートルの所
コ　〃　270 度 27 分 56 秒 4,618.12 メートルの所
サ　〃　270 度 26 分 10 秒 4,618.87 メートルの所
シ　〃　270 度 25 分 22 秒 4,615.54 メートルの所
ス　〃　270 度 45 分 9 秒 4,669.06 メートルの所
セ　〃　270 度 27 分 56 秒 4,618.12 メートルの所
ソ　〃　270 度 26 分 10 秒 4,618.87 メートルの所
タ　〃　270 度 25 分 22 秒 4,615.54 メートルの所

３　関係地区　広島市中区江波東１・２丁目，江波西１・２丁目，江波南１・２丁目，江波本町，吉島西１・２丁目，吉島東１・２丁目，南区皆実町１～６丁目

１　公示番号　共第４５号

２　免許の内容たるべき事項

（１）漁業種類　名　称　時　期

第１種共同漁業　あさり漁業　1 月 1 日から 12 月 31 日まで

えむし漁業　〃

（２）漁場の位置及び区域

漁場の位置　広島市中区吉島，千田，南区比治山地先（元安川，京橋川）

漁場の区域　次の１・２を結んだ直線と３・４を結んだ直線と５・６を結んだ直線と護岸とによって囲まれた区域。ただし，１・７の間，２・３の間及び４・８の間の高潮対策河川構造物敷の区域並びに次の除外区域を除く。

基　点　１　中区住吉町明治橋下流側右岸付け根

〃　　2　〃　大手町５丁目明治橋下流側左岸付け根
〃　　3　〃　昭和町比治山橋下流側右岸付け根
〃　　4　南区比治山本町比治山橋下流側左岸付け根
〃　　5　中区吉島新町１丁目南東角
〃　　6　南区出島１丁目出島歩道橋北側の護岸階段上部付け根北西角から護岸沿い南へ 46 メートルの所
〃　　7　中区吉島東１丁目南千田橋上流側右岸付け根
〃　　8　南区皆実町６丁目御幸橋下流側左岸付け根から護岸沿い下流へ 1,156.3 メートルの所
除外区域１　京橋川宇品橋橋脚構造物敷及び橋脚保護工（河床組石）の区域
除外区域２　次のアイ，イウ，ウエ，エアを結んだ４直線によって囲まれた区域
1　中区千田町３丁目御幸橋下流側右岸付け根から 189 度 457.8 メートルの所
2　１から 214 度 356.8 メートルの所
ア　２から 50 度 195.2 メートルの所
イ　〃　55 度 201.5 メートルの所
ウ　〃　62 度 157.5 メートルの所
エ　〃　56 度 148.8 メートルの所

3　関係地区　広島市中区江波東１・２丁目，江波西１・２丁目，江波南１・２丁目，江波本町，吉島東１・２丁目，南千田東町，南千田西町，南区皆実町１～６丁目

1　公示番号　共第４６号
2　免許の内容たるべき事項
（1）漁業種類　名　称　時　期
第１種共同漁業　あさり漁業　1 月 1 日から 12 月 31 日まで
なまこ漁業　〃
えむし漁業　〃
（2）漁場の位置及び区域
漁場の位置　広島市南区元宇品町地先
漁場の区域　次の１アを結んだ直線とアイを距岸 150 メートルで結んだ線とイ２を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし，次の除外区域を除く。
基　点　1　南区元宇品町広島グランドプリンスホテル南側防波堤南側付け根
〃　　2　〃　宇品シーサイドマンション敷地北側の延長線と護岸

との交点

ア　１から南側防波堤の延長線と距岸 150 メートルの線との交点

イ　２から南区出島２丁目広島港西側防波堤突端を見通す線と距岸 150 メートルの線との交点

除外区域　次のアイ，イウ，ウエ，エオ，オカを結んだ４直線とアオを距岸 150 メートルで結んだ線とによって囲まれた区域

１　広島グランドプリンスホテル南側防波堤北側付け根

ア　１から 80 度 12 分 47 秒 141.1 メートルの所

イ　アから 258 度 50 分 00 秒 15.8 メートルの所

ウ　イから 241 度 23 分 22 秒 79.8 メートルの所

エ　ウから 162 度 31 分 36 秒 38.1 メートルの所

オ　エから 70 度 05 分 11 秒 82.2 メートルの所

３　関係地区　広島市南区元宇品町，宇品海岸１・２丁目，宇品御幸１～５丁目，宇品東１～７丁目，宇品西１～４丁目

１　公示番号　共第４７号

２　免許の内容たるべき事項

（１）漁業種類　名　称　時　期

第１種共同漁業　あさり漁業　1 月 1 日から 12 月 31 日まで

なまこ漁業　〃

えむし漁業　〃

（２）漁場の位置及び区域

漁場の位置　広島市南区元宇品町地先

漁場の区域　次の１ア，アイ，イウ，ウ２を結んだ４直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基　点　１　元宇品町石田造機㈱元宇品第２工場東側の荷揚場の北側付け根

〃　２　〃　大西運輸㈱南の船だまり北側防波堤突端

ア　１から南区宇品海岸３丁目第六管区海上保安本部南側桟橋突端を見通す線上 150 メートルの所

イ　２から 80 度 150 メートルの所

ウ　〃　120 度 150 メートルの所

３　関係地区　広島市南区元宇品町，宇品海岸１・２丁目，宇品御幸１～５丁目，宇品東１～７丁目，宇品西１～４丁目

１　公示番号　共第４８号

２　免許の内容たるべき事項

（１）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第１種共同漁業　　えむし漁業　　1月1日から12月31日まで

（２）漁場の位置及び区域

漁場の位置　広島市南区東雲，仁保，向洋，安芸郡府中町地先（猿猴川）

漁場の区域　次の１・２を結んだ直線と３・４を結んだ直線と５・６を結んだ直線と７・８を結んだ直線と８・９を結んだ直線と護岸とによって囲まれた区域。ただし，２から南区東雲３丁目仁保橋上流側右岸付け根までの猿猴川右岸の河川構造物敷の区域及び次の除外区域を除く。

基　点　１　南区大州１丁目東大橋下流側左岸付け根から護岸沿い下流へ 150 メートルの所

〃　２　〃　上東雲町東大橋下流側右岸付け根から護岸沿い下流へ150メートルの所

〃　３　〃　大州５丁目新大洲橋下流側右岸付け根

〃　４　安芸郡府中町新大洲橋下流側左岸付け根

〃　５　南区東雲３丁目渕崎公園護岸南東角（仁保橋南側）

〃　６　５から170度の線と対岸との交点

〃　７　８から274度の線と対岸との交点

〃　８　南区向洋大原町船だまり南側護岸北角（東洋大橋北側橋西側線と海岸線との交点）

〃　９　〃　北側護岸と８から東洋大橋北側橋西側線に平行に引いた線との交点

除外区域１　次のアイ，イウ，ウエを結んだ３直線とエオをエから197度27分７秒990.69メートルの点を中心として半径990.69メートルの円弧（北東側の線）でむすんだ線とオカを結んだ直線とカキをカから200度45分２秒1490.68メートルの点を中心として半径1490.68メートルの円弧（北東側の線）で結んだ線とキクを結んだ直線とクケをクから205度52分26秒490.7メートルの点を中心として半径490.7メートルの円弧（北東側の線）で結んだ線とケコを結んだ直線とコサをコから232度24分16秒590.69メートルの点を中心として半径590.69メートルの円弧（北東側の線）で結んだ線とサシを結んだ直線とシスをシから59度27分51秒44.3メートルの点を中心に半径44.3メートルの円弧（北東側の線）で結んだ線とスセをスから305度52分14秒45.74メートルの点を中心に半径45.74メートルの円弧（東側の線）で結んだ線とセソ，ソタ，タチ，チツを結んだ４直線と護岸（高潮対策工事

	完了区間においては施行前の護岸）とによって囲まれた区域
ア	仁保島二等三角点（北緯 34 度 22 分 1 秒 975，東経 132 度 29 分 26 秒 344）から 352 度 14 分 32 秒 2287.60 メートルの所
イ	アから 209 度 22 分 15 秒 20.65 メートルの所
ウ	イから 108 度７分 12 秒 23.54 メートルの所
エ	ウから 107 度 27 分７秒 17.81 メートルの所
オ	エから 109 度６分４秒 57.03 メートルの所
カ	オから 110 度 45 分２秒 226.33 メートルの所
キ	カから 113 度 18 分 44 秒 133.25 メートルの所
ク	キから 115 度 52 分 26 秒 208.14 メートルの所
ケ	クから 129 度８分 21 秒 225.19 メートルの所
コ	ケから 142 度 24 分 16 秒 193.99 メートルの所
サ	コから 145 度 56 分４秒 72.74 メートルの所
シ	サから 149 度 27 分 52 秒 293.62 メートルの所
ス	シから 95 度 49 分 59 秒 71.34 メートルの所
セ	スから 17 度 12 分５秒 29.28 メートルの所
ソ	セから 358 度 10 分 37 秒 3.01 メートルの所
タ	ソから 355 度 19 分 10 秒 20.06 メートルの所
チ	タから 358 度 10 分 38 秒 43.12 メートルの所
ツ	チから 268 度７分 53 秒 12.14 メートルの所
除外区域２	次のアイ，イウ，ウエを結んだ３直線とエオをハを中心とした半径 15.4 メートルの円弧（南東側）で結んだ線とオ１を結んだ直線と護岸（高潮対策工事完了区間においては施行前の護岸。以下同じ。）とによって囲まれた区域及びカキを結んだ直線とキクをヒを中心とした半径 26.89 メートルの円弧（北東側）で結んだ線とクケ，ケコ，コサ，サシ，シス，スセ，セソ，ソタ，タチ，チツ，ツテ，テトを結んだ 12 直線と護岸とによって囲まれた区域並びにナニ，ニヌ，ヌネ，ネノを結んだ４線と護岸とによって囲まれた区域
１	渕崎公園護岸南東角（仁保橋南側）
２	南区仁保２丁目黄金橋下流側右岸付け根
ア	１から護岸沿い上流へ 58 メートルの所
イ	アから 75 度 19 メートルの所
ウ	イから 165 度 41 メートルの所
エ	ウから181度の線とハを中心とした半径15.4メートルの円弧との交点

オ　　１から170度の線とハを中心とした半径15.4メートルの円弧との交点
カ　　〃　　と対岸との交点
キ　　〃　　とヒを中心とした半径26.89メートルの円弧との交点
ク　　キから145度の線とヒを中心とした半径26.89メートルの円弧との交点
ケ　　クから171度55メートルの所
コ　　ケから171度47メートルの所
サ　　コから174度55メートルの所
シ　　サから177度73メートルの所
ス　　シから178度45メートルの所
セ　　スから180度57メートルの所
ソ　　セから182度48メートルの所
タ　　ソから184度26メートルの所
チ　　タから183度51メートルの所
ツ　　２から129度11メートルの所
テ　　ツから261度の線と護岸との交点
ト　　２から259度の線と護岸との交点
ナ　　〃　242度の線と護岸との交点
ニ　　〃　245度の線と仁保入江西側奥の船揚場との交点
ヌ　　ニから81度の線とネから317度の線との交点
ネ　　ノから70度3メートルの所
ノ　　２から180度の線と護岸との交点
ハ　　１から356度7メートルの所
ヒ　　〃　189度53メートルの所

3　関係地区　　広島市南区仁保１～４丁目，向洋大原町，青崎２丁目，堀越３丁目，向洋新町１丁目，上東雲町，東雲１～３丁目，東雲本町１～３丁目

1　公示番号　　共第４９号
2　免許の内容たるべき事項

（1）漁業種類	名　称	時　期
第１種共同漁業	あさり漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	〃
	しゃこ漁業	〃

えむし漁業　　〃

（２）漁場の位置及び区域

漁場の位置　広島市南区似島町似島地先

漁場の区域　似島距岸 150 メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれ区域

３　関係地区　広島市南区似島町

１　公示番号　共第５０号

２　免許の内容たるべき事項

（１）漁業種類　名　称　時　期

第１種共同漁業　あさり漁業　1 月 1 日から 12 月 31 日まで

えむし漁業　〃

（２）漁場の位置及び区域

漁場の位置　広島市佐伯区楽々園地先

漁場の区域　次の２ア，アイ，イウ，ウエ，エオ，オカ，カ５を結んだ７直線と３・４を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし，あさり漁業については佐伯区楽々園６丁目西側護岸の延長線から西側の区域を除く。

基　点　１　廿日市市桜尾３丁目護岸東端

〃　２　佐伯区美の里２丁目美の里ポンプ場の水門西側付け根の護岸角から護岸沿い西へ 40 メートルの所（護岸継目）

〃　３　〃　美の里１丁目岡の下川河口右岸角（北側）から護岸沿い北西へ 116 メートルの所

〃　４　〃　楽々園６丁目岡の下川河口左岸角（北側）から護岸沿い北西へ 116 メートルの所

〃　５　〃　海老園４丁目五日市漁港西側の防波堤西側付け根から護岸沿い西へ 373 メートルの所

ア　１と２を結んだ線の中央点（広島市と廿日市市との佐方川河口における境界）

イ　アから江田島市沖美町大奈佐美島東端を見通す線上 70 メートルの所

ウ　イから 70 度 11 分 305 メートルの所

エ　ウから 95 度 330 メートルの所

オ　エから 139 度 115 メートルの所

カ　５から 156 度 295 メートルの所

３　関係地区　広島市佐伯区

1　公示番号　　共第５１号

2　免許の内容たるべき事項

（1）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第１種共同漁業　　なまこ漁業　　1月1日から12月31日まで

えむし漁業　　〃

（2）漁場の位置及び区域

漁場の位置　広島市南区月見町地先

漁場の区域　次の１アを結んだ直線とアカを１を中心に半径150メートルの円弧で結んだ線とカイを距岸150メートルで結んだ線とイ２を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし，１ウ，ウエ，エオ，オカ，カキ，キク，クケ，ケコ，コサ，サ３を結んだ10直線と護岸とによって囲まれた区域を除く。

基　点　1　月見町広島エルピーガスターミナル㈱東側入口前（南東側）の護岸角から護岸沿い東へ40メートルの所

〃　2　〃　的場川河口右岸角

〃　3　〃　㈱クリーンエナジーと丸本鋼材㈱・丸本運輸㈱の敷地境界線の延長と護岸との交点から護岸沿い南西へ30メートルの所

ア　１から195度16分18秒150メートルの所

イ　２から南区船越南５丁目南側埋立地（瀬野川右岸河口埋立地）西角を見通す線と月見町距岸150メートルの線との交点

ウ　１から195度16分18秒125メートルの所

エ　ウから護岸に直角の線と１を中心に半径150メートルの円弧で結んだ線との交点

オ　１から護岸に直角に100メートルの所

カ　〃　150メートルの所

キ　カから護岸に平行に引いた線上（北東）100メートルの所

ク　キから護岸に直角に引いた線上（北西）50メートルの所

ケ　クから護岸に平行に引いた線上（北東）230メートルの所

コ　ケから護岸に直角に引いた線上（南東）50メートルの所

サ　３から護岸に直角に150メートルの所

3　関係地区　広島市南区向洋大原町，向洋本町，青崎２丁目，堀越２丁目，向洋新町１丁目

1　公示番号　　共第５２号

2　免許の内容たるべき事項

（1）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第１種共同漁業　　あさり漁業　　1月1日から12月31日まで

（２）漁場の位置及び区域

漁場の位置　広島市南区金輪島地先

漁場の区域　次の１アを結んだ直線とアイを距岸20メートルで結んだ線とイ２を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし，護岸構造物敷の区域を除く。

基　点　１　金輪島例木の鼻

〃　　２　〃　金輪島集会所西の公園敷地北西角前の桟橋西側付け根から護岸沿い北西へ195メートルの所

ア　１から南区元宇品南端を見通す線と距岸20メートルの線との交点

イ　２から南区黄金山の高を見通す線と距岸20メートルの線との交点

３　関係地区　広島市南区仁保１～４丁目，日宇那町，向洋大原町，金輪島，丹那町，丹那新町，旭１～３丁目，北大河町，南大河町，山城町

１　公示番号　共第５３号

２　免許の内容たるべき事項

（１）漁業種類　名　称　時　期

第１種共同漁業　あさり漁業　1月1日から12月31日まで

（２）漁場の位置及び区域

漁場の位置　広島市南区金輪島地先

漁場の区域　次の１アを結んだ直線とアイを距岸25メートルで結んだ線とイ２を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし，海底電線保護区域を除く。

基　点　１　金輪島長浦の鼻南側の護岸南角から海岸沿い南へ35メートルの所

〃　　２　〃　㈱新来島宇品ドック南側浮桟橋渡橋東側付け根の新護岸西端から海岸沿い南東へ50メートルの所

ア　１から南区似島オオイカダ鼻を見通す線と距岸25メートルの線との交点

イ　２から安芸郡坂町第六管区海上保安本部広島浮標基地桟橋南側付け根を見通す線と距岸25メートルの線との交点

３　関係地区　広島市南区仁保１～４丁目，日宇那町，向洋大原町，金輪島，丹那町，丹那新町，旭１～３丁目，北大河町，南大河町，山城町

1　公示番号　　共第５４号

2　免許の内容たるべき事項

（1）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第２種共同漁業　　いそ建・も建網漁業　　1 月 1 日から 12 月 31 日まで

（2）漁場の位置及び区域

漁場の位置　広島市南区元宇品町地先

漁場の区域　次の１アを結んだ直線とアイを距岸 100 メートルで結んだ線とイ２を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基　点　1　元宇品広島港東側防波堤南側付け根

〃　　2　〃　南端

ア　広島港東側防波堤（離岸堤）と距岸 100 メートルの線との南側交点

イ　２から南区峠島北端を見通す線と距岸 100 メートルの線との交点

3　関係地区　広島市南区元宇品町，宇品海岸１・２丁目，宇品西１～４丁目，日宇那町，皆実町１～６丁目，中区江波東１・２丁目，江波西１・２丁目，江波南１・２丁目，江波本町，西区草津浜町，草津南１・２丁目

1　公示番号　　共第５５号

2　免許の内容たるべき事項

（1）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第２種共同漁業　　いそ建・も建網漁業　　1 月 1 日から 12 月 31 日まで

（2）漁場の位置及び区域

漁場の位置　広島市南区似島町似島地先

漁場の区域　似島距岸 350 メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

3　関係地区　広島市南区似島町

1　公示番号　　共第５６号

2　免許の内容たるべき事項

（1）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第１種共同漁業　　あさり漁業　　1 月 1 日から 12 月 31 日まで

なまこ漁業　　〃

しゃこ漁業　　〃

えむし漁業　　〃

さざえ漁業　　〃

あわび類漁業　　〃

（２）漁場の位置及び区域

漁場の位置　安芸郡坂町地先

漁場の区域　次の１アを結んだ直線とアイを距岸 150 メートルで結んだ線とイウ，ウ２を結んだ２直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし，３・４を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域及び鯛尾ドック中央から東西へ幅 200 メートルの区域を除く。

基　点　１　坂町鯛尾広島大橋橋脚敷地南東角から護岸沿い東へ 62 メートルの所

〃　２　〃　水尻ベイサイドビーチ坂北側埋立地北側付け根から護岸沿い北へ 21.5 メートルの所

〃　３　〃　植田マツダスチール㈱第３工場埋立地南西角

〃　４　〃　広島呉道路坂南インター入口ループ橋埋立地北西角

ア　１から広島市南区仁保沖町マツダ㈱仁保工場敷地護岸南東角（広島大橋橋脚埋立地に隣接する護岸外角）を見通す線と距岸 150 メートルの線との交点

イ　ウから 328 度 19 分 10 秒の線と距岸 150 メートルの線との交点

ウ　２から 323 度 22 分 73.2 メートルの所

３　関係地区　安芸郡坂町

１　公示番号　共第５７号

２　免許の内容たるべき事項

（１）

漁業種類	名　称	時　期
第１種共同漁業	あさり漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	なまこ漁業	〃
	しゃこ漁業	〃
	えむし漁業	〃
	さざえ漁業	〃
	あわび類漁業	〃

（２）漁場の位置及び区域

漁場の位置　安芸郡坂町地先

漁場の区域　次の１ア，アイを結んだ２直線とイウを距岸 150 メートルで結んだ線とウ２を結んだ直線と３・４を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし，坂町小屋浦国道 31 号南側町道坂小屋浦線ループ式進入道路構造物の海側外縁の線と最大高

潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

基　点　1　坂町亀石マツダ㈱埋立地護岸南角（埋立地南側護岸のパラペット東端）

〃　2　海岸線における坂町と呉市の市町標識間の中央（護岸の呉市表示鋲から護岸沿い北へ 60.7 メートルの所）

〃　3　小屋浦天地川小屋浦橋（歩道橋）下流川右岸付け根

〃　4　〃　左岸付け根

ア　1から 188 度 4.5 メートルの所

イ　アから 234 度の線と距岸 150 メートルの線との交点

ウ　2から江田島市江田島町屋形石の鼻北東端を見通す線と距岸 150 メートルの線との交点

3　関係地区　安芸郡坂町

1　公示番号　共第５８号

2　免許の内容たるべき事項

（1）漁業種類　名　称　時　期

第２種共同漁業　いそ建・も建網漁業　1 月 1 日から 12 月 31 日まで

（2）漁場の位置及び区域

漁場の位置　安芸郡坂町地先

漁場の区域　次の１アを結んだ直線とアイを距岸 200 メートルで結んだ線とイウ，ウ２を結んだ 2 直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし，３・４を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域及び鯛尾ドッグ中央から東西へ幅 200 メートルの区域を除く。

基　点　1　坂町鯛尾広島大橋橋脚敷地南東角から護岸沿い東へ 62 メートルの所

〃　2　〃　水尻ベイサイドビーチ坂北側埋立地北側付け根から護岸沿い北へ 21.5 メートルの所

〃　3　〃　植田マツダスチール㈱第３工場埋立地南西角

〃　4　〃　広島呉道路坂南インター入口ループ橋埋立地北西角

ア　1から広島市南区仁保沖町マツダ㈱仁保工場敷地護岸南東角（広島大橋橋脚埋立地に隣接する護岸外角）を見通す線と距岸 200 メートルの線との交点

イ　ウから 328 度 19 分 10 秒の線と距岸 200 メートルの線との交点

ウ　2から 323 度 22 分 73.2 メートルの所

3　関係地区　安芸郡坂町

1　公示番号　　共第５９号

2　免許の内容たるべき事項

（1）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第２種共同漁業　　いそ建・も建網漁業　　1 月 1 日から 12 月 31 日まで

（2）漁場の位置及び区域

漁場の位置　安芸郡坂町地先

漁場の区域　次の１ア，アイ，イウを結んだ 3 直線とウエを１を中心とした半径 200 メートルの円弧で結んだ線とエオ，オカ，カキを結んだ 3 直線とキクを距岸 200 メートルで結んだ線とク６を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし，坂町安芸衛生センター埋立地及びマツダ㈱埋立地の捨石の区域並びに坂町小屋浦国道 31 号南側町道坂小屋浦線ループ式進入道路構造物の海側外縁の線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

基　点　1　坂町観音崎北西の鼻から南へ１番目の鼻北西端

〃　2　安芸衛生センター埋立地護岸北西角

〃　3　〃　南西角（用水路出口右岸角）

〃　4　坂町亀石マツダ㈱埋立地南西角

〃　5　〃　綜合エナジー㈱坂亀石山油槽所桟橋北側付け根

〃　6　海岸線における坂町と呉市の市町標識間の中央（護岸の呉市表示鋲から護岸沿い北へ 60.7 メートルの所）

ア　１から 323 度 7 分 50 秒 12.5 メートルの所

イ　アから 297 度 45 分 30 秒 54.2 メートルの所

ウ　イから 332 度 32 分 50 秒の線と１を中心とした半径 200 メートルの円弧との交点

エ　２から 233 度の線と１を中心とした半径 200 メートルの円弧との交点

オ　３から安芸衛生センター埋立地西側護岸に直角に 100 メートルの所

カ　４からマツダ㈱埋立地西側護岸に直角に 100 メートルの所

キ　５から 294 度 200 メートルの所

ク　６から江田島市江田島町屋形石の鼻北東端を見通す線と距岸 200 メートルの線との交点

3　関係地区　　安芸郡坂町

H26.8.30 現在の内容に修正済み

平 成 25 年 5 月 16 日
広 島 県 報 定 期 第 38 号

漁業法第 11 条の規定に基づく
免許の内容たるべき事項など

（ 共 同 漁 業 権 ）

平成 25 年広島県告示第 432 号の別冊６冊のうち２

江田島市，呉市，東広島市，
豊田郡大崎上島町　海面

免許予定日　平成 25 年９月１日

存 続 期 間　免許の日から
平成 35 年８月 31 日まで

申 請 期 間　平成 25 年５月 16 日から
平成 25 年７月 15 日まで

1　公示番号　　共第６０号
2　免許の内容たるべき事項
（1）漁業種類　　名　　称　　時　　期
第２種共同漁業　　いそ建・も建網業　　1 月 1 日から 12 月 31 日まで
つぼ網漁業　　〃
（2）漁場の位置及び区域
漁場の位置　江田島市沖美町小黒神島地先
漁場の区域　小黒神島距岸 200 メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
3　関係地区　　江田島市沖美町

1　公示番号　　共第６１号
2　免許の内容たるべき事項
（1）漁業種類　　名　　称　　時　　期
第２種共同漁業　　いそ建・も建網漁業　　1 月 1 日から 12 月 31 日まで
つぼ網漁業　　〃
（2）漁場の位置及び区域
漁場の位置　江田島市沖美町大奈佐美島地先
漁場の区域　大奈佐美島距岸 200 メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
3　関係地区　　江田島市沖美町

1　公示番号　　共第６２号
2　免許の内容たるべき事項
（1）漁業種類　　名　　称　　時　　期
第２種共同漁業　　いそ建・も建網漁業　　1 月 1 日から 12 月 31 日まで
つぼ網漁業　　〃
（2）漁場の位置及び区域
漁場の位置　江田島市沖美町絵の島地先
漁場の区域　絵の島距岸 200 メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
3　関係地区　　江田島市沖美町

1　公示番号　　共第６３号
2　免許の内容たるべき事項
（1）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第２種共同漁業　　いそ建・も建網漁業　　1 月 1 日から 12 月 31 日まで
つぼ網漁業　　〃

（２）漁場の位置及び区域

漁場の位置　　江田島市沖美町安渡島地先

漁場の区域　　安渡島距岸 200 メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

３　関係地区　　江田島市沖美町

１　公示番号　　共第６４号

２　免許の内容たるべき事項

（１）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第２種共同漁業　　いそ建・も建網漁業　　1 月 1 日から 12 月 31 日まで
つぼ網漁業　　〃

（２）漁場の位置及び区域

漁場の位置　　江田島市沖美町三吉，美能地先

漁場の区域　　次の１アを結んだ直線とアイを距岸 200 メートルで結んだ線とイ２を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基　点　１　　沖美町美能漁港外港南防波堤南側付け根

〃　　２　〃　　三吉と江田島市能美町高田との海岸線における境界

ア　　１から沖美町俎石を見通す線と距岸 200 メートルの線との交点

イ　　２から江田島市江田島町たこ石の鼻を見通す（34 度）線と距岸 200 メートルの線との交点

３　関係地区　　江田島市沖美町

１　公示番号　　共第６５号

２　免許の内容たるべき事項

（１）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第１種共同漁業　　あさり漁業　　1 月 1 日から 12 月 31 日まで
とりがい漁業　　〃
なまこ漁業　　〃
しゃこ漁業　　〃
えむし漁業　　〃
さざえ漁業　　〃

（２）漁場の位置及び区域

漁場の位置　　江田島市沖美町絵の島地先

漁場の区域　　絵の島距岸 150 メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲ま

れた区域

3　関係地区　　江田島市沖美町

1　公示番号　　共第６６号

2　免許の内容たるべき事項

（1）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第１種共同漁業　　あさり漁業　　1月1日から12月31日まで

とりがい漁業　　〃

なまこ漁業　　〃

しゃこ漁業　　〃

えむし漁業　　〃

さざえ漁業　　〃

（2）漁場の位置及び区域

漁場の位置　　江田島市沖美町大奈佐美島地先

漁場の区域　　大奈佐美島距岸150メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

3　関係地区　　江田島市沖美町

1　公示番号　　共第６７号

2　免許の内容たるべき事項

（1）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第１種共同漁業　　あさり漁業　　1月1日から12月31日まで

とりがい漁業　　〃

なまこ漁業　　〃

しゃこ漁業　　〃

えむし漁業　　〃

さざえ漁業　　〃

あわび類漁業　　〃

（2）漁場の位置及び区域

漁場の位置　　江田島市沖美町三吉，美能

漁場の区域　　次の１アを結んだ直線とアイを距岸150メートルで結んだ線とイ２を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基　点　1　　沖美町美能漁港外港南防波堤南側付け根

〃　　2　〃　　三吉と江田島市能美町高田との海岸線における境界

ア　　１から沖美町俎石を見通す線と距岸150メートルの線との交点

イ　　２から江田島市江田島町たこ石の鼻を見通す（34 度）線と距岸 150 メートルの線との交点

３　関係地区　　江田島市沖美町

１　公示番号　　共第６８号

２　免許の内容たるべき事項

（１）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第１種共同漁業	あさり漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	とりがい漁業	〃
	なまこ漁業	〃
	しゃこ漁業	〃
	えむし漁業	〃
	さざえ漁業	〃

（２）漁場の位置及び区域

漁場の位置　　江田島市沖美町小黒神島地先

漁場の区域　　小黒神島距岸 150 メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

３　関係地区　　江田島市沖美町

１　公示番号　　共第６９号

２　免許の内容たるべき事項

（１）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第１種共同漁業	あさり漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	とりがい漁業	〃
	なまこ漁業	〃
	しゃこ漁業	〃
	えむし漁業	〃
	さざえ漁業	〃
	あわび類漁業	〃

（２）漁場の位置及び区域

漁場の位置　　江田島市沖美町美能，是長，沖地先

漁場の区域　　次の１アを結んだ直線とアイを距岸 150 メートルで結んだ線とイ２を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基　点　１　　沖美町美能漁港外港南防波堤南側付け根

〃　　２　〃　　赤曲鼻

ア　　１から沖美町俎石を見通す線と距岸 150 メートルの線との交点

イ　　２から沖美町大黒神島牛石鼻を見通す線と距岸 150 メートルの線との交点

3　関係地区　　江田島市沖美町

1　公示番号　　共第７０号

2　免許の内容たるべき事項

（1）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第１種共同漁業　　あさり漁業　　1 月 1 日から 12 月 31 日まで

とりがい漁業　　〃

なまこ漁業　　〃

しゃこ漁業　　〃

えむし漁業　　〃

（2）漁場の位置及び区域

漁場の位置　　江田島市沖美町大矢鼻地先

漁場の区域　　次の１ア，アイ，イ２，２・１を結んだ４直線によって囲まれた区域

基　点　1　　沖美町赤曲鼻

〃　　2　　〃　　と江田島市能美町鹿川との海岸線における境界（大矢鼻）

ア　　１から沖美町大黒神島牛石鼻を見通す線上 150 メートルの所

イ　　２から大黒神島宮城鼻を見通す線上 150 メートルの所

3　関係地区　　江田島市沖美町，能美町鹿川

1　公示番号　　共第７１号

2　免許の内容たるべき事項

（1）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第１種共同漁業　　あさり漁業　　1 月 1 日から 12 月 31 日まで

とりがい漁業　　〃

なまこ漁業　　〃

しゃこ漁業　　〃

えむし漁業　　〃

さざえ漁業　　〃

あわび類漁業　　〃

（2）漁場の位置及び区域

漁場の位置　　江田島市沖美町大黒神島地先

漁場の区域　　大黒神島距岸 150 メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

3　関係地区　　江田島市沖美町，能美町鹿川

1　公示番号　　共第７２号
2　免許の内容たるべき事項
（1）漁業種類　　名　　称　　時　　期
第２種共同漁業　　いそ建・も建網漁業　　1 月 1 日から 12 月 31 日まで
つぼ網漁業　　〃
（2）漁場の位置及び区域
漁場の位置　　江田島市沖美町美能，是長，沖地先
漁場の区域　　次の１アを結んだ直線とアイを距岸 200 メートルで結んだ線とイ２を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基　点　1　　沖美町美能漁港外港南防波堤南側付け根
〃　　2　　沖美町赤曲鼻
ア　　１から沖美町俎石を見通す線と距岸 200 メートルの線との交点
イ　　２から沖美町大黒神島牛石鼻を見通す線と距岸 200 メートルの線との交点
3　関係地区　　江田島市沖美町

1　公示番号　　共第７３号
2　免許の内容たるべき事項
（1）漁業種類　　名　　称　　時　　期
第２種共同漁業　　いそ建・も建網漁業　　1 月 1 日から 12 月 31 日まで
（2）漁場の位置及び区域
漁場の位置　　江田島市沖美町大矢鼻地先
漁場の区域　　次の１ア，アイ，イ２，２・１を結んだ４直線によって囲まれた区域
基　点　1　　沖美町赤曲鼻
〃　　2　　〃　　と江田島市能美町鹿川との海岸線における境界（大矢鼻）
ア　　１から沖美町大黒神島牛石鼻を見通す線上 200 メートルの所
イ　　２から大黒神島宮城鼻を見通す線上 200 メートルの所
3　関係地区　　江田島市沖美町，能美町鹿川

1　公示番号　　共第７４号
2　免許の内容たるべき事項
（1）漁業種類　　名　　称　　時　　期

	第２種共同漁業	いそ建・も建網漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
		つぼ網漁業	〃

（２）漁場の位置及び区域

漁場の位置　江田島市沖美町大黒神島地先

漁場の区域　大黒神島距岸 200 メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

３　関係地区　江田島市沖美町是長，畑，岡大王，能美町鹿川

１　公示番号　共第７５号

２　免許の内容たるべき事項

（１）漁業種類	名　称	時　期
第１種共同漁業	あさり漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	とりがい漁業	〃
	なまこ漁業	〃
	しゃこ漁業	〃
	えむし漁業	〃

（２）漁場の位置及び区域

漁場の位置　江田島市能美町，大柿町地先

漁場の区域　次の１アを結んだ直線とアイを距岸 150 メートルで結んだ線とイ２を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし，ウエ，エオ，オカを結んだ３直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

基　点	1	能美町高田と江田島市沖美町三吉との海岸線における境界
〃	2	大柿町と江田島市江田島町との海岸線における境界(江田島湾奥)
〃	3	能美町能美海上ロッジ建物南角
ア		１から江田島町たこ石の鼻を見通す線と距岸 150 メートルの線との交点
イ		２から江田島町大原 242 高地を見通す（344 度）線と距岸 150 メートルの線との交点
ウ		３から江田島町古鷹山の高（377 メートル）を見通す（37 度）線と最大高潮時海岸線との交点
エ		〃 と距岸 125 メートルの線との交点
オ		〃　74 度 213 メートルの所
カ		〃　109 度 210 メートルの所

３　関係地区　江田島市能美町高田，中町，大柿町飛渡瀬

1　公示番号　　共第７６号

2　免許の内容たるべき事項

（1）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第１種共同漁業　　あさり漁業　　1 月 1 日から 12 月 31 日まで

（2）漁場の位置及び区域

漁場の位置　　江田島市大柿町飛渡瀬地先（外海）

漁場の区域　　次の１ア，アイ，イウ，ウ３を結んだ 4 直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基　点　1　　大柿町柿浦三束新開北側の新開南東角

〃　　2　　３から護岸沿い西へ 120 メートルの所

〃　　3　　大柿町と江田島市江田島町との海岸線における境界（外海）

ア　　１から江田島町秀崎突端を見通す線上 50 メートルの所

イ　　２から大柿町引島灯台を見通す線上 50 メートルの所

ウ　　３から引島灯台を見通す線上 50 メートルの所

3　関係地区　　江田島市能美町高田，中町，大柿町飛渡瀬

1　公示番号　　共第７７号

2　免許の内容たるべき事項

（1）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第２種共同漁業　　いそ建・も建網漁業　　1 月 1 日から 12 月 31 日まで

つぼ網漁業　　〃

（2）漁場の位置及び区域

漁場の位置　　江田島市能美町，大柿町地先

漁場の区域　　次の１アを結んだ直線とアイを距岸 200 メートルで結んだ線とイ２を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし，ウエ，エオ，オカを結んだ 3 直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

基　点　1　　能美町高田と江田島市沖美町三吉との海岸線における境界

〃　　2　　大柿町と江田島市江田島町との海岸線における境界(江田島湾奥)

〃　　3　　能美町能美海上ロッジ建物南角

ア　　１から江田島町たこ石の鼻を見通す線と距岸 200 メートルの線との交点

イ　　２から江田島町大原 242 高地を見通す（344 度）線と距岸 200 メートルの線との交点

ウ　　３から江田島町古鷹山の高（377 メートル）を見通す（37 度）線と最大高潮時海岸線との交点

エ　　〃
と距岸 125 メートルの線との交点
オ　　〃　74 度 213 メートルの所
カ　　〃　109 度 210 メートルの所

3　関係地区　　江田島市能美町高田，中町，大柿町飛渡瀬

1　公示番号　　共第７８号

2　免許の内容たるべき事項

（1）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第１種共同漁業	あさり漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	とりがい漁業	〃
	なまこ漁業	〃
	しゃこ漁業	〃
	えむし漁業	〃
	さざえ漁業	〃
	あわび類漁業	〃

（2）漁場の位置及び区域

漁場の位置　　江田島市能美町鹿川地先

漁場の区域　　次の１アを結んだ直線とアイを距岸 150 メートルで結んだ線とイ２を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基　点　1　　能美町鹿川と江田島市沖美町との海岸線における境界（大矢鼻）

〃　　2　〃　　エムシーターミナル㈱第１埋立地南西端

ア　　１から沖美町大黒神島宮城鼻を見通す線と距岸 150 メートルの線との交点

イ　　２から 89 度の線と距岸 150 メートルの線との交点

3　関係地区　　江田島市能美町鹿川

1　公示番号　　共第７９号

2　免許の内容たるべき事項

（1）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第１種共同漁業	あさり漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	とりがい漁業	〃
	なまこ漁業	〃
	しゃこ漁業	〃
	えむし漁業	〃
	さざえ漁業	〃

あわび類漁業　　〃

（２）漁場の位置及び区域

漁場の位置　江田島市能美町鹿川地先

漁場の区域　次の１アを結んだ直線とアイを距岸 150 メートルで結んだ線とイ４を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域及び２・３を結んだ直線から下流の能美町中郷川の区域

基　点　１　鹿川石垣新開護岸南側付け根の護岸階段南側付け根（カーブミラー）から護岸沿い南へ 165 メートルの所（護岸上の漁業権消滅標識小鉄柱）

〃　２　〃　中郷川大矢橋下流側右岸付け根

〃　３　〃　左岸付け根

〃　４　能美町鹿川と江田島市大柿町との海岸線における境界

ア　１から大柿町船頭鼻を見通す線と距岸 150 メートルの線との交点

イ　４から大柿町沖野島西端を見通す線と距岸 150 メートルの線との交点

３　関係地区　江田島市能美町鹿川

１　公示番号　共第８０号

２　免許の内容たるべき事項

（１）漁業種類　名　称　時　期

第２種共同漁業　いそ建・も建網漁業　1 月 1 日から 12 月 31 日まで

つぼ網漁業　〃

（２）漁場の位置及び区域

漁場の位置　江田島市能美町鹿川地先

漁場の区域　次の１アを結んだ直線とアイを距岸 200 メートルで結んだ線とイ２を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基　点　１　能美町鹿川と江田島市沖美町との海岸線における境界（大矢鼻）

〃　２　〃　エムシーターミナル㈱第１埋立地南西端

ア　１から沖美町大黒神島宮城鼻を見通す線と距岸 200 メートルの線との交点

イ　２から 89 度の線と距岸 200 メートルの線との交点

３　関係地区　江田島市能美町鹿川

１　公示番号　共第８１号

２　免許の内容たるべき事項

（１）漁業種類　名　称　時　期

第２種共同漁業　　いそ建・も建網漁業　　1月1日から12月31日まで

（２）漁場の位置及び区域

漁場の位置　江田島市能美町鹿川地先

漁場の区域　次の１アを結んだ直線とアイを距岸200メートルで結んだ線とイ２を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基　点　１　能美町鹿川石垣新開南側付け根の護岸階段南側付け根（カーブミラー）から護岸沿い南へ165メートルの所（護岸上の漁業権消滅標識小鉄柱）

〃　　２　〃　　と江田島市大柿町との海岸線における境界

ア　　１から大柿町船頭鼻を見通す線と距岸200メートルの線との交点

イ　　２から大柿町沖野島西端を見通す線と距岸200メートルの線との交点

３　関係地区　　江田島市能美町鹿川

１　公示番号　　共第８２号

２　免許の内容たるべき事項

（１）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第１種共同漁業　あさり漁業　1月1日から12月31日まで

とりがい漁業　〃

なまこ漁業　〃

しゃこ漁業　〃

えむし漁業　〃

さざえ漁業　〃

（２）漁場の位置及び区域

漁場の位置　江田島市大柿町深江地先

漁場の区域　次の１アを結んだ直線とアイを距岸（大柿町沖野島及び大柿町烏帽子岩を含む。）150メートルで結んだ線とイ２を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし，あさり漁業については，共第８４号の区域を除く。

基　点　１　大柿町と江田島市能美町鹿川との海岸線における境界

〃　　２　〃　　親休鼻

ア　　１から沖野島西端を見通す線と距岸150メートルの線との交点

イ　　２から山口県岩国市保高島の高を見通す線と距岸150メートルの線との交点

３　関係地区　　江田島市大柿町

1　公示番号　　共第８３号

2　免許の内容たるべき事項

（1）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第１種共同漁業　　あさり漁業　　1 月 1 日から 12 月 31 日まで

とりがい漁業　　〃

なまこ漁業　　〃

しゃこ漁業　　〃

えむし漁業　　〃

さざえ漁業　　〃

（2）漁場の位置及び区域

漁場の位置　　江田島市大柿町長島地先

漁場の区域　　長島距岸（大柿町我島を含む。）150 メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

3　関係地区　　江田島市大柿町

1　公示番号　　共第８４号

2　免許の内容たるべき事項

（1）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第１種共同漁業　　あさり漁業　　1 月 1 日から 12 月 31 日まで

（2）漁場の位置及び区域

漁場の位置　　江田島市大柿町深江島戸地先

漁場の区域　　次の２ア，アイ，イウ，ウ１を結んだ 4 直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基　点　1　　２から護岸沿い北西へ 100 メートルの所（護岸角）

〃　　2　　大柿町深江島戸川北西の埋立地護岸南西角

〃　　3　　〃　　島戸橋下流側右岸付け根

〃　　4　　〃　　沖野島沖野島橋北西側の橋台北西端（沖野島橋欄干の北西側付け根から北東へ６メートルの所）

ア　　３から沖野島通り穴の鼻南西側護岸と道路との北側接点を見通す線と島戸川河口西側埋立地西側護岸の延長線との交点

イ　　〃

〃　４から島戸川河口から北へ 2 番目の埋立地南西角を見通す線との交点

ウ　　１から通り穴の鼻南東端を見通す線上 50 メートルの所

3　関係地区　　江田島市大柿町深江

1　公示番号　　共第８５号
2　免許の内容たるべき事項
（1）漁業種類　　名　　称　　時　　期
第２種共同漁業　　いそ建・も建網漁業　　1月1日から12月31日まで
つぼ網漁業　　〃
（2）漁場の位置及び区域
漁場の位置　江田島市大柿町深江地先
漁場の区域　次の１アを結んだ直線とアイを距岸（大柿町沖野島及び大柿町烏帽子岩を含む。）200メートルで結んだ線とイ２を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基　点　1　大柿町と江田島市能美町鹿川との海岸線における境界
〃　2　〃　親休鼻
ア　１から沖野島西端を見通す線と距岸200メートルの線との交点
イ　２から山口県岩国市保高島の高を見通す線と距岸200メートルの線との交点
3　関係地区　　江田島市大柿町

1　公示番号　　共第８６号
2　免許の内容たるべき事項
（1）漁業種類　　名　　称　　時　　期
第２種共同漁業　　いそ建・も建網漁業　　1月1日から12月31日まで
つぼ網漁業　　〃
（2）漁場の位置及び区域
漁場の位置　江田島市大柿町長島地先
漁場の区域　長島距岸（大柿町我島を含む。）200メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
3　関係地区　　江田島市大柿町

1　公示番号　　共第８７号
2　免許の内容たるべき事項
（1）漁業種類　　名　　称　　時　　期
第２種共同漁業　　いそ建・も建網漁業　　1月1日から12月31日まで
つぼ網漁業　　〃
（2）漁場の位置及び区域
漁場の位置　江田島市大柿町地先
漁場の区域　次の１ア，アイを結んだ2直線とイウを距岸200メートルで結ん

だ線とウ３を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基　点　１　大柿町親休鼻
〃　２　〃　柿木鼻
〃　３　〃　梶掛ノ鼻南端
ア　１から山口県岩国市保高島の高を見通す線上 200 メートルの所
イ　２から 224 度の線と距岸 200 メートルの線との交点
ウ　３から呉市倉橋町小宇和木の鼻を見通す線と距岸 200 メートルの線との交点

３　関係地区　江田島市大柿町

１　公示番号　共第８８号
２　免許の内容たるべき事項

（１）漁業種類	名　称	時　期
第１種共同漁業	あさり漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	とりがい漁業	〃
	なまこ漁業	〃
	しゃこ漁業	〃
	えむし漁業	〃
	わかめ漁業	〃

（２）漁場の位置及び区域
漁場の位置　江田島市大柿町地先
漁場の区域　次の１アを結んだ直線とアイを距岸 150 メートルで結んだ線とイ２を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基　点　１　大柿町親休鼻
〃　２　〃　梶掛ノ鼻南端
ア　１から山口県岩国市保高島の高を見通す線と距岸 150 メートルの線との交点
イ　２から呉市倉橋町小宇和木の鼻を見通す線と距岸 150 メートルの線との交点

３　関係地区　江田島市大柿町

１　公示番号　共第８９号
２　免許の内容たるべき事項

（１）漁業種類	名　称	時　期
第１種共同漁業	あさり漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで

	とりがい漁業	〃
	なまこ漁業	〃
	しゃこ漁業	〃
	えむし漁業	〃
	さざえ漁業	〃
	あわび類漁業	〃
	わかめ漁業	〃

（２）漁場の位置及び区域

漁場の位置　江田島市大柿町，呉市音戸町地先

漁場の区域　次の１アを結んだ直線とアエを距岸 150 メートルで結んだ線とエ４を結んだ直線と２イを結んだ直線とイウを距岸 150 メートルで結んだ線とウ３を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基　点	１	大柿町大君南城鼻北側埋立地の北東角から護岸沿い南へ 27 メートルの護岸内角
〃	２	〃　梶掛ノ鼻南端
〃	３	音戸町藤脇３丁目の鼻（藤脇バイパス入口の護岸内角（護岸排水管の東端）から護岸沿い東へ 75 メートルの所）
〃	４	〃　田原ホーシ鼻（宝石）
ア		１から４を見通す線と距岸 150 メートルの線との交点
イ		２から呉市倉橋町小宇和木の鼻を見通す線と距岸 150 メートルの線との交点
ウ		３から倉橋町宇和木防波堤付け根を見通す線と距岸 150 メートルの線との交点
エ		４から１を見通す線と距岸 150 メートルの線との交点

３　関係地区　江田島市大柿町。ただし，深江，大原を除く。呉市音戸町早瀬

１　公示番号　共第９０号

２　免許の内容たるべき事項

（１）

漁業種類	名　称	時　期
第１種共同漁業	あさり漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	とりがい漁業	〃
	なまこ漁業	〃
	しゃこ漁業	〃
	えむし漁業	〃
	わかめ漁業	〃

（２）漁場の位置及び区域

漁場の位置　　江田島市大柿町地先

漁場の区域　　次の１アを結んだ直線とアイを距岸（大柿町引島を含む。）150メートルで結んだ線とイ２を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし，あさり漁業については，共第７６号の区域を除く。

基　点　１　　大柿町と江田島市江田島町との海岸線における境界（外海）

〃　　２　〃　　大君南城鼻北側埋立地の北東角から護岸沿い南へ 27 メートルの護岸内角

ア　　１から引島東端を見通す線と距岸 150 メートルの線との交点

イ　　２から呉市音戸町田原ホーシ鼻（宝石）を見通す線と距岸 150 メートルの線との交点

３　関係地区　　江田島市大柿町。ただし，深江，大原を除く。

１　公示番号　　共第９１号

２　免許の内容たるべき事項

（１）

漁業種類	名　称	時　期
第２種共同漁業	いそ建・も建網漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	つぼ網漁業	〃

（２）漁場の位置及び区域

漁場の位置　　江田島市大柿町地先

漁場の区域　　次の１アを結んだ直線とアイを距岸 200 メートルで結んだ線とイ２を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基　点　１　　大柿町中の鼻北東端

〃　　２　〃　　梶掛ノ鼻南端

ア　　１から呉市音戸町早瀬鳥ヶ首を見通す線と距岸 200 メートルの線との交点

イ　　２から呉市倉橋町小宇和木の鼻を見通す線と距岸 200 メートルの線との交点

３　関係地区　　江田島市大柿町。ただし，深江，大原を除く。

１　公示番号　　共第９２号

２　免許の内容たるべき事項

（１）

漁業種類	名　称	時　期
第２種共同漁業	いそ建・も建網漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	つぼ網漁業	〃

（２）漁場の位置及び区域

漁場の位置　　江田島市大柿町地先

漁場の区域　　次の１アを結んだ直線とアイを距岸（大柿町引島を含む。）200 メートルで結んだ線とイ２を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基　点　１　　大柿町と江田島市江田島町との海岸線における境界（外海）

〃　　２　　〃　　明神鼻

ア　　１から引島東端を見通す線と距岸 200 メートルの線との交点

イ　　２から呉市音戸町サタメノ鼻を見通す線と距岸 200 メートルの線との交点

３　関係地区　　江田島市大柿町。ただし，深江，大原を除く。

１　公示番号　　共第９３号

２　免許の内容たるべき事項

（１）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第１種共同漁業	あさり漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	とりがい漁業	〃
	なまこ漁業	〃
	しゃこ漁業	〃
	えむし漁業	〃
	さざえ漁業	〃
	あわび類漁業	〃

（２）漁場の位置及び区域

漁場の位置　　江田島市江田島町小用地先

漁場の区域　　次の１アを結んだ直線とアイを距岸 150 メートルで結んだ線とイ２を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基　点　１　　江田島町二ツ小島東端

〃　　２　　〃　　禿の鼻

ア　　１から呉市天応天狗城山の高（293 メートル）を見通す線と距岸 150 メートルの線との交点

イ　　２から呉市吉浦小麗女島南端を見通す線と距岸 150 メートルの線との交点

３　関係地区　　江田島市江田島町

１　公示番号　　共第９４号

２　免許の内容たるべき事項

（１）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第２種共同漁業　　いそ建・も建網漁業　　1 月 1 日から 12 月 31 日まで

（２）漁場の位置及び区域

漁場の位置　　江田島市江田島町高須地先

漁場の区域　　次の１アを結んだ直線とアイを距岸 200 メートルで結んだ線とイ２を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基　点　１　　江田島町高須鼻

〃　　２　　〃　　鳥ノ首

ア　　１から呉市天応烏帽子岩北側の高（392 メートル）を見通す線と距岸 200 メートルの線との交点

イ　　２から呉市吉浦宮花町豆倉鼻を見通す線と距岸 200 メートルの線との交点

３　関係地区　　江田島市江田島町

１　公示番号　　共第９５号

２　免許の内容たるべき事項

（１）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第２種共同漁業　　つぼ網漁業　　1 月 1 日から 12 月 31 日まで

（２）漁場の位置及び区域

漁場の位置　　江田島市江田島町秋月地先

漁場の区域　　次のアイ，イウ，ウエを結んだ 3 直線とエアを距岸 30 メートルで結んだ線とによって囲まれた区域

基　点　１　　江田島町ももだか埋立地南東角

〃　　２　　〃　　在日米軍秋月弾薬庫北側物揚護岸北東角

〃　　３　　〃　　鳥ノ首突端

ア　　２から呉市吉浦宮花町豆倉鼻を見通す線と距岸 30 メートルの線との交点

イ　　１から３を見通す線と２から豆倉鼻を見通す線との交点

ウ　　３から１を見通す線上 140 メートルの所

エ　　〃　　江田島町高須南鼻を見通す線と距岸 30 メートルの線との交点

３　関係地区　　江田島市江田島町小用

１　公示番号　　共第９６号

２　免許の内容たるべき事項

（１）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第１種共同漁業	あさり漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	とりがい漁業	〃
	なまこ漁業	〃
	しゃこ漁業	〃
	えむし漁業	〃

（２）漁場の位置及び区域

漁場の位置　江田島市江田島町鷲部地先

漁場の区域　次の１アを結んだ直線とアイを距岸 150 メートルで結んだ線とイ２を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基　点　１　江田島町鷲部沖田新開（旧江田島ボウル敷地）北西角

〃　２　〃　と江田島市大柿町との海岸線における境界(江田島湾奥)

ア　１から江田島市能美町松ヶ鼻を見通す線と距岸 150 メートルの線との交点

イ　２から江田島町大須山南東の 242 高地を見通す（344 度）線と距岸 150 メートルの線との交点

３　関係地区　江田島市江田島町，大柿町飛渡瀬

１　公示番号　共第９７号

２　免許の内容たるべき事項

（１）

漁業種類	名　称	時　期
第１種共同漁業	あさり漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	とりがい漁業	〃
	なまこ漁業	〃
	しゃこ漁業	〃
	えむし漁業	〃

（２）漁場の位置及び区域

漁場の位置　江田島市江田島町宮ノ原地先

漁場の区域　次の１アを結んだ直線とアイを距岸 150 メートルで結んだ線とイ２を結んだ直線と３・４を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基　点　１　江田島町鼻ぐり

〃　２　〃　鷲部沖田新開（旧江田島ボウル敷地）北西角

〃　３　〃　宮ノ原大原川立石橋下流側右岸付け根から護岸沿い南東へ 42 メートル（大原川河口右岸）のスベリ東側付け根

〃　４　３から大原川右岸護岸に直角に対岸を見通す線と大原川左岸との交点

ア　　１から広島市南区似島地獄鼻を見通す線と距岸 150 メートルの線との交点

イ　　２から江田島市能美町松ヶ鼻を見通す線と距岸 150 メートルの線との交点

3　関係地区　　江田島市江田島町

1　公示番号　　共第９８号

2　免許の内容たるべき事項

（1）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第１種共同漁業　　あさり漁業　　1 月 1 日から 12 月 31 日まで

とりがい漁業　　〃

なまこ漁業　　〃

しゃこ漁業　　〃

えむし漁業　　〃

（2）漁場の位置及び区域

漁場の位置　　江田島市江田島町若宮地先

漁場の区域　　次の１アを結んだ直線とアイを距岸 150 メートルで結んだ線とイ２を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基　点　1　　江田島町秋月若宮の鼻

〃　　2　　〃　　と江田島市大柿町との海岸線における境界（外海）

ア　　１から呉市小麗女島南端を見通す線と距岸 150 メートルの線との交点

イ　　２から大柿町引島北端（燈台）を見通す線と距岸 150 メートルの線との交点

3　関係地区　　江田島市江田島町宮ノ原，小用

1　公示番号　　共第９９号

2　免許の内容たるべき事項

（1）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第２種共同漁業　　いそ建・も建網漁業　　1 月 1 日から 12 月 31 日まで

つぼ網漁業　　〃

（2）漁場の位置及び区域

漁場の位置　　江田島市江田島町宮ノ原地先

漁場の区域　　次の１アを結んだ直線とアイを距岸 200 メートルで結んだ線とイ２を結んだ直線と３・４を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし，共第１０２号の区域を除く。

基　点　1　江田島町と江田島市大柿町との海岸線における境界(江田島湾奥)
〃　2　〃　高須鼻
〃　3　〃　宮ノ原大原川立石橋下流側右岸付け根から護岸沿い南東へ 42 メートル（大原川河口右岸）のスベリ東側付け根
〃　4　３から大原川右岸護岸に直角に対岸を見通す線と大原川左岸との交点
ア　１から江田島町大須山南東の 242 高地を見通す（344 度）線と距岸 200　メートルの線との交点
イ　２から呉市天応烏帽子岩北側の高（392 メートル）を見通す線（59 度）と距岸 200 メートルの線との交点

3　関係地区　江田島市江田島町

1　公示番号　共第１００号
2　免許の内容たるべき事項
（1）漁業種類　名　称　時　期
第２種共同漁業　いそ建・も建網漁業　1 月 1 日から 12 月 31 日まで
つぼ網漁業　〃
（2）漁場の位置及び区域
漁場の位置　江田島市江田島町秋月地先
漁場の区域　次の１アを結んだ直線とアイを距岸 200 メートルで結んだ線とイ２を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基　点　1　江田島町秋月鳥ノ首
〃　2　〃　と江田島市大柿町との海岸線における境界（外海）
ア　１から呉市吉浦宮花町豆倉鼻南端を見通す線と距岸 200 メートルの線との交点
イ　２から大柿町引島北端（燈台）を見通す線と距岸 200 メートルの線との交点

3　関係地区　江田島市江田島町小用，宮ノ原

1　公示番号　共第１０１号
2　免許の内容たるべき事項
（1）漁業種類　名　称　時　期
第３種共同漁業　つきいそ漁業　1 月 1 日から 12 月 31 日まで
（2）漁場の位置及び区域
漁場の位置　江田島市江田島町宮ノ原地先
漁場の区域　次のアを中心とした半径 200 メートルの円周によって囲まれた区

域

基　点　１　　江田島町ささき鼻

ア　　１から江田島市大柿町と江田島市能美町中町との海岸線における境界を見通す線上600メートルの所

３　関係地区　　江田島市江田島町宮ノ原

１　公示番号　　共第１０２号

２　免許の内容たるべき事項

（１）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第３種共同漁業　　つきいそ漁業　　1月1日から12月31日まで

（２）漁場の位置及び区域

漁場の位置　　江田島市江田島町宮ノ原地先

漁場の区域　　次のアを中心とした半径100メートルの円周によって囲まれた区域

基　点　１　　江田島町ささき鼻

ア　　１から江田島町津久茂小島鼻（小島新開南端）を見通す線上150メートルの所

３　関係地区　　江田島市江田島町宮ノ原

１　公示番号　　共第１０３号

２　免許の内容たるべき事項

（１）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第１種共同漁業　　あさり漁業　　1月1日から12月31日まで

とりがい漁業　　〃

なまこ漁業　　〃

しゃこ漁業　　〃

えむし漁業　　〃

さざえ漁業　　〃

あわび類漁業　　〃

（２）漁場の位置及び区域

漁場の位置　　江田島市江田島町切串地先

漁場の区域　　次の１アを結んだ直線とアイを距岸150メートルで結んだ線とイ４を結んだ直線と２・３を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基　点　１　　江田島町鼻ぐり

〃　　２　　〃　　切串３丁目長谷川切串大橋下流側左岸付け根

〃　　3　〃　　切串２丁目長谷川切串大橋下流側右岸付け根
〃　　4　〃　　二ツ小島東端
ア　　１から広島市南区似島地獄鼻を見通す線と距岸 150 メートルの線との交点
イ　　４から呉市天応天狗城山の高（293 メートル）を見通す線と距岸 150 メートルの線との交点

3　関係地区　　江田島市江田島町

1　公示番号　　共第１０４号
2　免許の内容たるべき事項
（1）漁業種類　　名　　称　　時　　期
第１種共同漁業　　あさり漁業　　1 月 1 日から 12 月 31 日まで
とりがい漁業　　〃
なまこ漁業　　〃
しゃこ漁業　　〃
えむし漁業　　〃
さざえ漁業　　〃
あわび類漁業　　〃

（2）漁場の位置及び区域
漁場の位置　　呉市音戸町，警固屋地先
漁場の区域　　次の１アを結んだ直線とアイを距岸（音戸町三ツ子島及びトンサキ島を含む。）150 メートルで結んだ線とイ３を結んだ直線と５ウを結んだ直線とウエを距岸 150 メートルで結んだ線とエ８を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし，２・４，６・７をそれぞれ結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。
基　点　1　　音戸町田原１丁目猿ケ鼻
〃　　2　〃　　坪井１丁目三軒屋ノ鼻（階段工北側付け根）
〃　　3　　警固屋４丁目音戸警固屋バイパス入口埋立地道路護岸北端（旧護岸との交点）から護岸沿い南へ 80 メートルの所
〃　　4　　警固屋６丁目日の出川河口右岸角
〃　　5　　呉市警固屋町と呉市阿賀南９丁目との海岸線における境界
〃　　6　　警固屋８丁目鼻崎
〃　　7　　音戸町清盛塚の南側石積護岸を西へ延長線した線と道路護岸との交点（拝観桟橋渡橋北側付け根から護岸沿い北へ 10 メートルの所）

〃　　８　〃　　高須３丁目双見の鼻

ア　　１から江田島市江田島町秀崎を見通す線と距岸 150 メートルの線との交点

イ　　３からトンサキ島北端を見通す線（254 度）と距岸 150 メートルの線との交点

ウ　　５から呉市小情島の高（51 メートル）を見通す線と距岸 150 メートルの線との交点

エ　　８から警固屋８丁目こうち防波堤東側付け根（立石の鼻）を見通す線と距岸 150 メートルの線との交点

３　関係地区　　呉市音戸町。ただし，田原，早瀬を除く。警固屋４～９丁目

１　公示番号　　共第１０５号

２　免許の内容たるべき事項

（１）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第１種共同漁業　　あさり漁業　　1 月 1 日から 12 月 31 日まで

とりがい漁業　　〃

なまこ漁業　　〃

しゃこ漁業　　〃

えむし漁業　　〃

さざえ漁業　　〃

あわび類漁業　　〃

（２）漁場の位置及び区域

漁場の位置　　呉市音戸町波多見地先

漁場の区域　　次の１アを結んだ直線とアイを距岸（音戸町小アジワ島を含む）150 メートルで結んだ線とイ２を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基　点　１　　波多見大アジワの鼻の埋立地護岸東端

〃　　２　〃　　大浦崎南端

ア　　１から警固屋８丁目旧音戸ロッジ東角を見通す線（327 度）と距岸 150 メートルの線との交点

イ　　２から呉市情島南西端を見通す線と距岸 150 メートルの線との交点

３　関係地区　　呉市音戸町。ただし，田原，早瀬を除く。警固屋４～９丁目

１　公示番号　　共第１０６号

２　免許の内容たるべき事項

（１）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第１種共同漁業　あさり漁業　1月1日から12月31日まで

とりがい漁業　〃

なまこ漁業　〃

しゃこ漁業　〃

えむし漁業　〃

さざえ漁業　〃

あわび類漁業　〃

（２）漁場の位置及び区域

漁場の位置　呉市音戸町波多見，先奥地先

漁場の区域　次の１アを結んだ直線とアエを距岸150メートルで結んだ線とエ３を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし，１イ，イウ，ウ２を結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

基　点　1　音戸町大浦崎南端

〃　2　〃　波多見６丁目呉市営大崎住宅南側護岸南西角

〃　3　〃　と呉市倉橋町との海岸線における境界（堤川河口中央）

ア　１から呉市情島南西端を見通す線と距岸150メートルの線との交点

イ　〃　倉橋町弁天島の高を見通す線上100メートルの所

ウ　２から音戸町赤石鼻を見通す線上50メートルの所

エ　３から情島北端を見通す線と距岸150メートルの線との交点

３　関係地区　呉市音戸町。ただし，田原，早瀬を除く。警固屋４～９丁目

１　公示番号　共第１０７号

２　免許の内容たるべき事項

（１）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第１種共同漁業　あさり漁業　1月1日から12月31日まで

とりがい漁業　〃

なまこ漁業　〃

しゃこ漁業　〃

えむし漁業　〃

（２）漁場の位置及び区域

漁場の位置　呉市音戸町藤脇地先

漁場の区域　次の１アを結んだ直線とアイを距岸150メートルで結んだ線とイ２を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基　点　１　音戸町藤脇３丁目の鼻（藤脇バイパス入口と旧道との分岐点南の護岸排水管東側内角から護岸沿い東へ 75 メートルの所）

〃　２　〃　と呉市倉橋町釣士田との海岸線における境界（境川河口中央）

ア　１から倉橋町宇和木防波堤の突端を見通す線と距岸 150 メートルの線との交点

イ　２から倉橋町重極小串の鼻を見通す線と距岸 150 メートルの線との交点

３　関係地区　呉市音戸町。ただし，田原，早瀬を除く。警固屋４～９丁目

１　公示番号　共第１０８号

２　免許の内容たるべき事項

（１）漁業種類　名　称　時　期

第２種共同漁業　いそ建・も建網漁業　1 月 1 日から 12 月 31 日まで

（２）漁場の位置及び区域

漁場の位置　呉市警固屋４丁目地先

漁場の区域　次の１アを結んだ直線とアイを距岸 200 メートルで結んだ線とイ２を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基　点　１　警固屋４丁目音戸警固屋バイパス入口埋立地道路護岸北端（旧護岸との交点）護岸沿い南へ 80 メートルの所

〃　２　警固屋６丁目日の出川河口右岸角

ア　１から呉市音戸町トンサキ島北端を見通す線（254 度）と距岸 200 メートルの線との交点

イ　２から江田島市江田島町鳥ノ首突端を見通す線と距岸 200 メートルの線との交点

３　関係地区　呉市音戸町。ただし，田原，早瀬を除く。警固屋４～９丁目

１　公示番号　共第１０９号

２　免許の内容たるべき事項

（１）漁業種類　名　称　時　期

第２種共同漁業　いそ建・も建網漁業　1 月 1 日から 12 月 31 日まで

つぼ網漁業　〃

（２）漁場の位置及び区域

漁場の位置　呉市音戸町日附鼻地先

漁場の区域　次の１アを結んだ直線とアイを距岸 200 メートルで結んだ線とイ２を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基　点　１　音戸町渡子１丁目高瀬岩（渡子１丁目１３番の埋立地の北側の道路護岸階段工入口中央）
〃　２　〃　三軒屋ノ鼻（階段工北側付け根）
ア　１から音戸町三ツ子島北端を見通す線と距岸 200 メートルの線との交点
イ　２から江田島市江田島町鳥の首突端を見通す線と距岸 200 メートルの線との交点

3　関係地区　呉市音戸町。ただし，田原，早瀬を除く。警固屋４～９丁目

1　公示番号　共第１１０号
2　免許の内容たるべき事項
（1）漁業種類　名　称　時　期
第２種共同漁業　いそ建・も建網漁業　1 月 1 日から 12 月 31 日まで
つぼ網漁業　〃
（2）漁場の位置及び区域
漁場の位置　呉市警固屋８，９丁目地先
漁場の区域　次の１アを結んだ直線とアイを距岸 150 メートルで結んだ線とイ２を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基　点　１　警固屋８丁目こうち防波堤東側付け根（立石の鼻）
〃　２　呉市警固屋町と呉市阿賀南９丁目との海岸線における境界
ア　１から呉市音戸町高須３丁目双見ノ鼻を見通す線と距岸 150 メートルの線との交点
イ　２から呉市小情島の高を見通す線と距岸 150 メートルの線との交点
3　関係地区　呉市音戸町。ただし，田原，早瀬を除く。警固屋４～９丁目

1　公示番号　共第１１１号
2　免許の内容たるべき事項
（1）漁業種類　名　称　時　期
第２種共同漁業　いそ建・も建網漁業　1 月 1 日から 12 月 31 日まで
つぼ網漁業　〃
（2）漁場の位置及び区域
漁場の位置　呉市音戸町波多見，先奥地先
漁場の区域　次の１アを結んだ直線とアエを距岸（呉市音戸町小アジワ島を含む。）150 メートルで結んだ線とエ４を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし，２イ，イウ，ウ３を結ん

だ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域及び共第１１３号の区域を除く。

基　点　1　波多見大アジワの鼻の埋立地護岸東端

〃　2　〃　大浦崎南端

〃　3　波多見６丁目呉市営大崎住宅南側護岸南西角

〃　4　音戸町先奥と呉市倉橋町長谷との海岸線における境界（堤川河口中央）

ア　１から呉市警固屋８丁目旧音戸ロッジ東角を見通す線と距岸 150 メートルの線との交点

イ　２から呉市倉橋町弁天島の高を見通す線上 100 メートルの所

ウ　３から音戸町赤石鼻を見通す線上 50 メートルの所

エ　４から呉市情島北端を見通す線と距岸 150 メートルの線との交点

3　関係地区　呉市音戸町。ただし，田原，早瀬を除く。警固屋４～９丁目

1　公示番号　共第１１２号

2　免許の内容たるべき事項

（1）漁業種類　名　称　時　期

第２種共同漁業　いそ建・も建網漁業　1 月 1 日から 12 月 31 日まで

（2）漁場の位置及び区域

漁場の位置　呉市音戸町藤脇地先

漁場の区域　次の１アを結んだ直線とアイを距岸 200 メートルで結んだ線とイ２を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基　点　1　藤脇３丁目の鼻（藤脇バイパス入口と旧道との分岐点南の護岸排水管東側内角から護岸沿い東へ 75 メートルの所）

〃　2　音戸町藤脇と呉市倉橋町釣士田との海岸線における境界（境川河口中央）

ア　１から倉橋町宇和木防波堤の突端を見通す線と距岸 200 メートルの線との交点

イ　２から倉橋町重極小串の鼻を見通す線と距岸 200 メートルの線との交点

3　関係地区　呉市音戸町。ただし，田原，早瀬を除く。警固屋４～９丁目

1　公示番号　共第１１３号

2　免許の内容たるべき事項

（1）漁業種類　名　称　時　期

第３種共同漁業　つきいそ漁業　1 月 1 日から 12 月 31 日まで

（２）漁場の位置及び区域

漁場の位置　　呉市音戸町大浦崎地先

漁場の区域　　次のアを中心とした半径 200 メートルの円周によって囲まれた区域

基　点　１　　音戸町波多見大浦崎南端

ア　　１から 152 度 250 メートルの所

３　関係地区　　呉市音戸町。ただし，田原，早瀬を除く。警固屋４～９丁目

１　公示番号　　共第１１４号

２　免許の内容たるべき事項

（１）漁業種類	名　　称	時　　期
第１種共同漁業	あさり漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	とりがい漁業	〃
	なまこ漁業	〃
	しゃこ漁業	〃
	えむし漁業	〃

（２）漁場の位置及び区域

漁場の位置　　呉市音戸町田原地先

漁場の区域　　次の１アを結んだ直線とアイを距岸 150 メートルで結んだ線とイ２を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基　点　１　　田原１丁目猿ヶ鼻

〃　　２　　田原３丁目ホーシ鼻（宝石）

ア　　１から江田島市江田島町秀崎を見通す線と距岸 150 メートルの線との交点

イ　　２から江田島市大柿町南城鼻北側埋立地南東側付け根を見通す線と距岸 150 メートルの線との交点

３　関係地区　　呉市音戸町田原

１　公示番号　　共第１１５号

２　免許の内容たるべき事項

（１）漁業種類	名　　称	時　　期
第１種共同漁業	あわび類漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで

（２）漁場の位置及び区域

漁場の位置　　呉市音戸町田原地先

漁場の区域　　次のアイを結んだ直線とイウを距岸 150 メートルで結んだ線とウエを結んだ直線とエアを距岸（江田島市大柿町引島を含む。）150

メートルで結んだ線とによって囲まれた区域

基　点　１　引島北端

〃　　２　田原２丁目田原保育所護岸南西角

〃　　３　音戸町早瀬１丁目サタメノ鼻（マルタケ海産作業用荷揚施設北側付け根から護岸沿い北へ 10 メートルの所）

〃　　４　大柿町大君明神鼻

ア　　１から２を見通す線と距岸 150 メートルの線との交点

イ　　２から１を見通す線と距岸 150 メートルの線との交点

ウ　　３から４を見通す線と距岸 150 メートルの線との交点

エ　　４から３を見通す線と距岸 150 メートルの線との交点

３　関係地区　　呉市音戸町田原，早瀬，江田島市大柿町柿浦

１　公示番号　　共第１１６号

２　免許の内容たるべき事項

（１）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第２種共同漁業　　いそ建・も建網漁業　　1 月 1 日から 12 月 31 日まで

（２）漁場の位置及び区域

漁場の位置　呉市音戸町田原地先

漁場の区域　次の１アを結んだ直線とアイを距岸 200 メートルで結んだ線とイ２を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基　点　１　田原１丁目猿ヶ鼻

〃　　２　田原３丁目ホーシ鼻（宝石）

ア　　１から江田島市江田島町秀崎を見通す線と距岸 200 メートルの線との交点

イ　　２から江田島市大柿町南城鼻北側埋立地南東側付け根を見通す線と距岸 200 メートルの線との交点

３　関係地区　　呉市音戸町田原

１　公示番号　　共第１１７号

２　免許の内容たるべき事項

（１）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第１種共同漁業　　あわび類漁業　　1 月 1 日から 12 月 31 日まで

（２）漁場の位置及び区域

漁場の位置　江田島市大柿町，呉市音戸町地先

漁場の区域　次のアイを距岸 150 メートルで結んだ線とイウ，ウエ，エオを結んだ 3 直線とオカを距岸 150 メートルで結んだ線とカアを結んだ

直線とによって囲まれた区域

基　点　1　音戸町早瀬２丁目瀬の鼻南西端（漁船巻揚施設南側の防波堤北側付け根）

〃　2　〃　早瀬３丁目鳥ヶ首西端（防波堤西側付け根）から護岸沿い南東へ 54 メートルの所

〃　3　呉市倉橋町釣士田と音戸町藤脇との海岸線における境界（境川河口中央）

〃　4　大柿町梶掛ノ鼻南端

〃　5　〃　泉市営駐車場護岸北東角

ア　１から５を見通す線と距岸 150 メートルの線との交点

イ　２から倉橋町ぼうぎの鼻の石柱を見通す線と距岸 150 メートルの線との交点

ウ　〃　３から倉橋町重生荷羽の鼻を見通す線との交点

エ　３から荷羽の鼻を見通す線と４から倉橋町小宇和木の鼻を見通す線との交点

オ　４から小宇和木の鼻を見通す線と距岸 150 メートルの線との交点

カ　５から１を見通す線と距岸 150 メートルの線との交点

3　関係地区　江田島市大柿町（ただし，深江，大原を除く。），呉市音戸町田原，早瀬

1　公示番号　共第１１８号

2　免許の内容たるべき事項

（1）漁業種類　名　称　時　期

第２種共同漁業　いそ建・も建網漁業　1 月 1 日から 12 月 31 日まで

（2）漁場の位置及び区域

漁場の位置　呉市音戸町早瀬地先

漁場の区域　次の１アを結んだ直線とアイを距岸 150 メートルで結んだ線とイ２を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基　点　1　音戸町田原３丁目ホーシ鼻（宝石）

〃　2　早瀬１丁目サタメノ鼻（マルタケ海産作業用荷揚施設北側付け根から護岸沿い北へ 10 メートルの所）

ア　１から江田島市大柿町南城鼻北側の埋立地南東側付け根を見通す線と距岸 150 メートルの線との交点

イ　２から大柿町大君明神鼻を見通す線と距岸 150 メートルの線との交点

3　関係地区　　呉市音戸町早瀬

1　公示番号　　共第１１９号
2　免許の内容たるべき事項
（1）漁業種類　　名　　称　　時　　期
第１種共同漁業　　あさり漁業　　1 月 1 日から 12 月 31 日まで
とりがい漁業　　〃
なまこ漁業　　〃
しゃこ漁業　　〃
えむし漁業　　〃
さざえ漁業　　〃
あわび類漁業　　〃
ひじき漁業　　〃
（2）漁場の位置及び区域
漁場の位置　　呉市倉橋町本浦，大向地先
漁場の区域　　次の１アを結んだ直線とアイを距岸（倉橋町鍋島を含む）150 メートルで結んだ線とイ２を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基　点　1　　倉橋町伝太郎鼻
〃　　2　　〃　　長串鼻
ア　　１から大竹市甲島の高を見通す線と距岸 150 メートルの線との交点
イ　　２から倉橋町横島東端を見通す線と距岸 150 メートルの線との交点
3　関係地区　　呉市倉橋町本浦，須川，尾曽郷，重極

1　公示番号　　共第１２０号
2　免許の内容たるべき事項
（1）漁業種類　　名　　称　　時　　期
第１種共同漁業　　あさり漁業　　1 月 1 日から 12 月 31 日まで
とりがい漁業　　〃
なまこ漁業　　〃
しゃこ漁業　　〃
えむし漁業　　〃
さざえ漁業　　〃
あわび類漁業　　〃

ひじき漁業　　〃

（２）漁場の位置及び区域

漁場の位置　呉市倉橋町釣士田，重生地先

漁場の区域　次の１アを結んだ直線とアイを距岸 150 メートルで結んだ線とイ２を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基　点　１　倉橋町伝太郎鼻

〃　　２　〃　釣士田と呉市音戸町藤脇との海岸線における境界（境川河口中央）

ア　１から大竹市甲島の高を見通す線と距岸 150 メートルの線との交点

イ　２から倉橋町小串の鼻を見通す線と距岸 150 メートルの線との交点

３　関係地区　呉市倉橋町本浦，須川，重極，光ヶ瀬

１　公示番号　共第１２１号

２　免許の内容たるべき事項

（１）漁業種類　名　称　時　期

第２種共同漁業　いそ建・も建網漁業　1 月 1 日から 12 月 31 日まで

（２）漁場の位置及び区域

漁場の位置　呉市倉橋町本浦，大向地先

漁場の区域　次の１アを結んだ直線とアイを距岸（倉橋町鍋島を含む。）150 メートルで結んだ線とイ２を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基　点　１　倉橋町伝太郎鼻

〃　　２　〃　長串鼻

ア　１から大竹市甲島の高を見通す線と距岸 150 メートルの線との交点

イ　２から倉橋町横島東端を見通す線と距岸 150 メートルの線との交点

３　関係地区　呉市倉橋町本浦，尾曽郷，重極

１　公示番号　共第１２２号

２　免許の内容たるべき事項

（１）漁業種類　名　称　時　期

第２種共同漁業　いそ建・も建網漁業　1 月 1 日から 12 月 31 日まで

（２）漁場の位置及び区域

漁場の位置　　呉市倉橋町釣士田，重生地先

漁場の区域　　次の１アを結んだ直線とアイを距岸 150 メートルで結んだ線とイ２を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし，共第１２６号の区域を除く。

基　点　１　　倉橋町伝太郎鼻

〃　　２　　〃　　釣士田と呉市音戸町藤脇との海岸線における境界（境川河口中央）

ア　　１から大竹市甲島の高を見通す線と距岸 150 メートルの線との交点

イ　　２から倉橋町小串の鼻を見通す線と距岸 150 メートルの線との交点

３　関係地区　　呉市倉橋町本浦，尾曽郷，重極，光ヶ瀬

１　公示番号　　共第１２３号

２　免許の内容たるべき事項

（１）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第２種共同漁業　　つぼ網漁業　　1 月 1 日から 12 月 31 日まで

（２）漁場の位置及び区域

漁場の位置　　呉市倉橋町重生，江の浦，重極地先

漁場の区域　　次の１アを結んだ直線とアクを距岸 200 メートルで結んだ線とク８を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし，２イを結んだ直線とイウを距岸 200 メートルで結んだ線とウ３を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域及び４エを結んだ直線とエオを距岸 200 メートルで結んだ線とオ５を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域並びに６カを結んだ直線とカキを距岸 200 メートルで結んだ線とキ７を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

基　点　１　　倉橋町伝太郎鼻

〃　　２　　〃　　重生西防波堤西側付け根

〃　　３　　〃　　江の浦川河口中央

〃　　４　　〃　　江の浦の突端から南東へ１番目の鼻

〃　　５　　〃　　重極小串の鼻南西端

〃　　６　　〃　　小串の鼻

〃　　７　　〃　　光ヶ瀬西の鼻

〃　　８　　〃　　小宇和木南鼻埋立地（展望台）東側の排水口中央

ア　　１から江田島市大柿町親休鼻を見通す線と距岸 200 メートルの線

との交点

イ　２から大柿町一本松の高を見通す線と距岸 200 メートルの線との交点

ウ　３から 264 度を見通す線と距岸 200 メートルの線との交点

エ　４から 354 度を見通す線と距岸 200 メートルの線との交点

オ　５から一本松の高を見通す線と距岸 200 メートルの線との交点

カ　６から一本松の高を見通す線と距岸 200 メートルの線との交点

キ　７から大柿町長瀬鼻を見通す線と距岸 200 メートルの線との交点

ク　８から大柿町梶掛ノ鼻東端を見通す線と距岸 200 メートルの線との交点

3　関係地区　呉市倉橋町本浦，尾曽郷，重極，光ヶ瀬

1　公示番号　共第１２４号

2　免許の内容たるべき事項

（1）漁業種類　名　称　時　期

第３種共同漁業　つきいそ漁業　1 月 1 日から 12 月 31 日まで

（2）漁場の位置及び区域

漁場の位置　呉市倉橋町横島地先

漁場の区域　次のアを中心とした半径 500 メートルの円周によって囲まれた区域。ただし，昭和 46 年農林省告示第 1799 号の保護水面の区域及び倉橋町カシノコ島を除く。

基　点　1　倉橋町鍋島西端

〃　2　〃　カシノコ島北東端

〃　3　〃　横島東端

〃　4　〃　羽山島南端

ア　１から２を見通す延長線と４から３を見通す延長線との交点

3　関係地区　呉市倉橋町本浦，須川

1　公示番号　共第１２５号

2　免許の内容たるべき事項

（1）漁業種類　名　称　時　期

第３種共同漁業　つきいそ漁業　1 月 1 日から 12 月 31 日まで

（2）漁場の位置及び区域

漁場の位置　呉市倉橋町黒島地先

漁場の区域　次のアを中心とした半径 150 メートルの円周によって囲まれた区域

基　点　１　　黒島北端
〃　　２　　〃　西端
ア　　１から山口県小柱島東端を見通す（225 度）線と２から西５番之礒燈台を見通す線との交点

３　関係地区　　呉市倉橋町本浦，須川

１　公示番号　　共第１２６号
２　免許の内容たるべき事項
（１）漁業種類　　名　　称　　時　　期
第３種共同漁業　　つきいそ漁業　　1 月 1 日から 12 月 31 日まで
（２）漁場の位置及び区域
漁場の位置　　呉市倉橋町釣士田地先
漁場の区域　　次のアを中心とした半径 200 メートルの円周によって囲まれた区域。ただし，釣士田防波堤及びその捨石の範囲を除く。
基　点　１　　江田島市大柿町梶掛ノ鼻南端
〃　　２　　釣士田南側防波堤西側付け根から防波堤沿い北へ 183.5 メートルの所
〃　　３　　〃　　新防波堤南角から防波堤沿い北西に 10.5 メートルの所
〃　　４　　倉橋町宇和木なきり鼻（小宇和木防波堤東側付け根）
ア　　２から４を見通す線と３から１を見通す線との交点
３　関係地区　　呉市倉橋町重極，釣士田

１　公示番号　　共第１２７号
２　免許の内容たるべき事項
（１）漁業種類　　名　　称　　時　　期
第４種共同漁業　　たい寄魚漁業　　3 月 1 日から 10 月 31 日まで
（２）漁場の位置及び区域
漁場の位置　　呉市倉橋町黒島地先（エビガヒレ漁場）
漁場の区域　　次のアを中心とした半径 500 メートルの円周によって囲まれた区域
基　点　１　　黒島南端（鳥ヶ首鼻）
〃　　２　　倉橋町鳶ヶ鼻（ハゲ鼻）
ア　　１から山口県手島南端を見通す線と２から山口県小柱島東端を見通す線との交点
３　関係地区　　呉市倉橋町本浦，須川

1　公示番号　　共第１２８号

2　免許の内容たるべき事項

（1）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第４種共同漁業　　たい寄魚漁業　　3 月 1 日から 10 月 31 日まで

（2）漁場の位置及び区域

漁場の位置　　呉市倉橋町黒島地先（５番の砠漁場）

漁場の区域　　次のアを中心とした半径 300 メートルの円周によって囲まれた区域

基　点　1　　倉橋町城岸鼻

〃　　2　　黒島北端

ア　　１から山口県小柱島東端を見通す線と２から山口県保高島南端をを見通す線との交点

3　関係地区　　呉市倉橋町本浦，須川

1　公示番号　　共第１２９号

2　免許の内容たるべき事項

（1）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第１種共同漁業　　あさり漁業　　1 月 1 日から 12 月 31 日まで

とりがい漁業　　〃

なまこ漁業　　〃

しゃこ漁業　　〃

えむし漁業　　〃

さざえ漁業　　〃

あわび類漁業　　〃

ひじき漁業　　〃

（2）漁場の位置及び区域

漁場の位置　　呉市倉橋町奥の内，袋の内地先

漁場の区域　　次の１アを結んだ直線とアイを距岸 150 メートルで結んだ線とイウを結んだ直線とウエを距岸 150 メートルで結んだ線とエ２を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし，倉橋町字長谷新開 8032 番，8033 番，8034 番，8034 番 1，8035 番，8036 番，8037 番，8038 番，8039 番，8040 番，8041 番，8042 番，8043 番，8044 番 1，8044 番 3 及び 8045 番 1 の区域と重複する区域を除く。

基　点　1　　倉橋町長谷と呉市音戸町先奥との海岸線における境界（堤川河口中央）

〃　　2　〃　大尻郷東の鼻北端
〃　　3　〃　長谷新開船磯鼻
〃　　4　〃　長谷江の浦東の鼻から南西へ２番目の鼻の南東端
ア　１から呉市情島北端を見通す線と距岸 150 メートルの線との交点
イ　４から倉橋町弁天島南西端を見通す線と距岸 150 メートルの線との交点
ウ　３から音戸町波多見赤石鼻を見通す（18 度）線と距岸 150 メートルの線との交点
エ　２から倉橋町穴の口（トロブ南側付け根）を見通す線と距岸 150 メートルの線との交点

3　関係地区　呉市倉橋町室尾，尾立

1　公示番号　共第１３０号
2　免許の内容たるべき事項

（1）漁業種類	名　称	時　期
第１種共同漁業	あさり漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	とりがい漁業	〃
	なまこ漁業	〃
	しゃこ漁業	〃
	えむし漁業	〃
	さざえ漁業	〃
	あわび類漁業	〃
	ひじき漁業	〃

（2）漁場の位置及び区域
漁場の位置　呉市倉橋町弁天島地先
漁場の区域　弁天島距岸 150 メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

3　関係地区　呉市倉橋町長谷，室尾，尾立

1　公示番号　共第１３１号
2　免許の内容たるべき事項

（1）漁業種類	名　称	時　期
第１種共同漁業	あさり漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	とりがい漁業	〃
	なまこ漁業	〃
	しゃこ漁業	〃

えむし漁業　　〃
さざえ漁業　　〃
あわび類漁業　　〃
ひじき漁業　　〃

（２）漁場の位置及び区域

漁場の位置　　呉市倉橋町大迫，上脇，鹿老渡，鹿島地先

漁場の区域　　次の１アを結んだ直線とアイを距岸 150 メートルで結んだ線とイ４を結んだ直線と２・３を結んだ直線と５・６を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基　点　１　　鹿島松ヶ鼻
〃　　２　　〃　東端
〃　　３　　２から倉橋町鹿島大橋南東側付け根を見通す線と鹿老渡の最大高潮時海岸線との交点
〃　　４　　倉橋町大尻郷東の鼻北端
〃　　５　　〃　　堀切橋北東側付け根
〃　　６　　〃　　南東側付け根
ア　　１から倉橋町白石（北の石）を見通す線と距岸 150 メートルの線との交点
イ　　４から倉橋町穴の口（トロブ南側付根）を見通す線と距岸 150 メートルの線との交点

３　関係地区　　呉市倉橋町大迫，海越，鹿老渡，鹿島

１　公示番号　　共第１３２号

２　免許の内容たるべき事項

（１）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第１種共同漁業　　あさり漁業　　1 月 1 日から 12 月 31 日まで
とりがい漁業　　〃
なまこ漁業　　〃
しゃこ漁業　　〃
えむし漁業　　〃
さざえ漁業　　〃
あわび類漁業　　〃
ひじき漁業　　〃

（２）漁場の位置及び区域

漁場の位置　　呉市倉橋町室尾，鹿島地先

漁場の区域　　次の１アを結んだ直線とアイを距岸 150 メートルで結んだ線とイ

４を結んだ直線と２・３を結んだ直線と５・６を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基　点　１　倉橋町長串鼻

〃　　２　３から倉橋町鹿島大橋南東側付け根を見通す線と鹿老渡の最大高潮時海岸線との交点

〃　　３　鹿島東端

〃　　４　〃　松ヶ鼻

〃　　５　倉橋町堀切橋南東側付け根

〃　　６　〃　　北東側付け根

ア　　１から倉橋町横島東端を見通す線と距岸 150 メートルの線との交点

イ　　４から倉橋町白石（北の石）を見通す線と距岸 150 メートルの線との交点

３　関係地区　　呉市倉橋町室尾，尾立，海越，鹿老渡，鹿島

１　公示番号　　共第１３３号

２　免許の内容たるべき事項

（１）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第１種共同漁業　　あさり漁業　　1 月 1 日から 12 月 31 日まで

えむし漁業　　〃

さざえ漁業　　〃

あわび類漁業　　〃

ひじき漁業　　〃

（２）漁場の位置及び区域

漁場の位置　　呉市倉橋町笹小島地先

漁場の区域　　笹小島距岸 150 メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし，共第１３２号の区域を除く。

３　関係地区　　呉市倉橋町尾立，室尾

１　公示番号　　共第１３４号

２　免許の内容たるべき事項

（１）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第１種共同漁業　　とりがい漁業　　1 月 1 日から 12 月 31 日まで

なまこ漁業　　〃

しゃこ漁業　　〃

えむし漁業　　〃

	さざえ漁業	〃
	あわび類漁業	〃
	ひじき漁業	〃

（２）漁場の位置及び区域

漁場の位置　呉市倉橋町羽山島地先

漁場の区域　羽山島距岸 150 メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

３　関係地区　呉市倉橋町鹿島

１　公示番号　共第１３５号

２　免許の内容たるべき事項

（１）漁業種類

名　称	時　期
第１種共同漁業　とりがい漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
なまこ漁業	〃
しゃこ漁業	〃
えむし漁業	〃
さざえ漁業	〃
あわび類漁業	〃
ひじき漁業	〃

（２）漁場の位置及び区域

漁場の位置　呉市倉橋町黒島，横島地先

漁場の区域　次のアイを結んだ直線とイウを横島南側距岸 150 メートルで結んだ線とウエを結んだ直線とエアを黒島北側距岸 150 メートルで結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし，昭和 46 年農林省告示第 1799 号の保護水面の区域を除く。

基　点　１	黒島西鼻
〃　２	〃　北東端（ホボロケタ鼻）
〃　３	横島北東端
〃　４	〃　西端
ア	２から３を見通す線と距岸 150 メートルの線との交点
イ	３から２を見通す線と距岸 150 メートルの線との交点
ウ	４から１を見通す線と距岸 150 メートルの線との交点
エ	１から４を見通す線と距岸 150 メートルの線との交点

３　関係地区　呉市倉橋町室尾，本浦

１　公示番号　共第１３６号

２　免許の内容たるべき事項

（１）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第１種共同漁業　　とりがい漁業　　1 月 1 日から 12 月 31 日まで

なまこ漁業　　〃

しゃこ漁業　　〃

さざえ漁業　　〃

あわび類漁業　　〃

ひじき漁業　　〃

（２）漁場の位置及び区域

漁場の位置　　呉市倉橋町白石地先

漁場の区域　　次の１アを結んだ直線とアイを白石の西側距岸 150 メートルで結んだ線とイ６を結んだ直線と２・３を結んだ直線と４・５を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基　点　１　　白石（北の石）北端

〃　　２　　〃　　南端

〃　　３　　〃　（中の石）北端

〃　　４　　〃　　南端

〃　　５　　〃　（南の石）北端

〃　　６　　〃　　南端

〃　　７　　倉橋町横島南端

〃　　８　　〃　　鹿島南端

ア　　１からエを見通す線と距岸 150 メートルの線との交点

イ　　６からウを見通す線と距岸 150 メートルの線との交点

ウ　　７から愛媛県松山市津和地島三角点を見通す線上 1,800 メートルの所

エ　　８から松山市大館場島西端を見通す線の中央点

３　関係地区　　呉市倉橋町鹿老渡，鹿島瀬戸

１　公示番号　　共第１３７号

２　免許の内容たるべき事項

（１）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第１種共同漁業　　とりがい漁業　　1 月 1 日から 12 月 31 日まで

なまこ漁業　　〃

（２）漁場の位置及び区域

漁場の位置　　呉市倉橋町白石地先

漁場の区域　　次のアイを結んだ直線とイウを白石の西側距岸 150 メートルで結

んだ線とウエを結んだ直線とエアを白石の西側距岸 500 メートルで結んだ線とによって囲まれた区域

基　点　1　白石（北の石）北端
〃　2　〃　（南の石）南端
〃　3　倉橋町横島南端
〃　4　〃　鹿島南端
ア　１からカを見通す線と距岸 500 メートルの線との交点
イ　〃　150 メートルの線との交点
ウ　２からオを見通す線と距岸 150 メートルの線との交点
エ　〃　500 メートルの線との交点
オ　３から愛媛県松山市津和地島三角点を見通す線上 1,800 メートルの所
カ　４から松山市大館場島西端を見通す線の中央点

3　関係地区　呉市倉橋町鹿老渡，鹿島瀬戸

1　公示番号　共第１３８号
2　免許の内容たるべき事項
（1）漁業種類　名　称　時　期
第２種共同漁業　いそ建・も建網漁業　1 月 1 日から 12 月 31 日まで
つぼ網漁業　〃

（2）漁場の位置及び区域
漁場の位置　呉市倉橋町長谷地先
漁場の区域　次の１アを結んだ直線とアイを距岸 150 メートルで結んだ線とイウを結んだ直線とウエを距岸 150 メートルで結んだ線とエ２を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。
ただし，倉橋町字長谷新開 8032 番，8033 番，8034 番，8034 番 1，8035 番，8036 番，8037 番，8038 番，8039 番，8040 番，8041 番，8042 番，8043 番，8044 番 1，8044 番 3 及び 8045 番 1，の区域と重複する区域を除く。

基　点　1　倉橋町と呉市音戸町先奥との海岸線における境界(堤川河口中央)
〃　2　〃　福浦（トロブ湾口西の鼻西側付け根）
〃　3　〃　長谷新開船磯鼻
〃　4　〃　長谷江の浦東の鼻から南西へ２番目の鼻の南東端
ア　１から呉市情島北端を見通す線と距岸 150 メートルの線との交点
イ　４から倉橋町弁天島南西端を見通す線と距岸 150 メートルの線との交点

ウ　　３から音戸町波多見赤石鼻を見通す（18 度）線と距岸 150 メートルの線との交点

エ　　２から音戸町波多見小学校護岸東角を見通す線と距岸 150 メートルの線との交点

3　関係地区　　呉市倉橋町長谷，室尾，尾立

1　公示番号　　共第１３９号

2　免許の内容たるべき事項

（1）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第２種共同漁業　　いそ建・も建網漁業　　1 月 1 日から 12 月 31 日まで

（2）漁場の位置及び区域

漁場の位置　　呉市倉橋町弁天島地先

漁場の区域　　弁天島距岸 150 メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

3　関係地区　　呉市倉橋町長谷，室尾，尾立

1　公示番号　　共第１４０号

2　免許の内容たるべき事項

（1）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第２種共同漁業　　いそ建・も建網漁業　　1 月 1 日から 12 月 31 日まで

つぼ網漁業　　〃

（2）漁場の位置及び区域

漁場の位置　　呉市倉橋町袋の内地先

漁場の区域　　次の１・２を結んだ直線と３アを結んだ直線とアイを距岸（鈴鹿島を含む）150 メートルで結んだ線とイ４を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基　点　1　　倉橋町トロブ北端

〃　　2　　〃　　鈴鹿島北端

〃　　3　　〃　　南端

〃　　4　　〃　　大尻郷東の鼻北端

ア　　３から４を見通す線と鈴鹿島距岸 150 メートルの線との交点

イ　　４から倉橋町穴の口（トロブ南側付け根）を見通す線と距岸 150 メートルの線との交点

3　関係地区　　呉市倉橋町室尾，尾立

1　公示番号　　共第１４１号

2　免許の内容たるべき事項

（1）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第２種共同漁業　　いそ建・も建網漁業　　1 月 1 日から 12 月 31 日まで

つぼ網漁業　　〃

（2）漁場の位置及び区域

漁場の位置　　呉市倉橋町亀ヶ首地先

漁場の区域　　次の１アを結んだ直線とアイを距岸 150 メートルで結んだ線とイ２を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基　点　1　　倉橋町先入道の鼻北東端

〃　　2　　亀ヶ首北端

ア　　１から２を見通す線と距岸 150 メートルの線との交点

イ　　２から１を見通す線と距岸 150 メートルの線との交点

3　関係地区　　呉市倉橋町大迫，海越，鹿老渡

1　公示番号　　共第１４２号

2　免許の内容たるべき事項

（1）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第２種共同漁業　　いそ建・も建網漁業　　1 月 1 日から 12 月 31 日まで

（2）漁場の位置及び区域

漁場の位置　　呉市倉橋町亀ヶ首地先

漁場の区域　　次の１アを結んだ直線とアイを距岸 100 メートルで結んだ線とイ２を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基　点　1　　倉橋町大迫柳岩西の鼻

〃　　2　　亀ヶ首北端

ア　　１から倉橋町温海南の鼻を見通す線と距岸 100 メートルの線との交点

イ　　２から呉市下蒲刈町下黒島南端を見通す線と距岸 100 メートルの線との交点

3　関係地区　　呉市倉橋町大迫，海越，鹿老渡

1　公示番号　　共第１４３号

2　免許の内容たるべき事項

（1）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第２種共同漁業　　いそ建・も建網漁業　　1 月 1 日から 12 月 31 日まで

つぼ網漁業　　〃

（2）漁場の位置及び区域

漁場の位置　　呉市倉橋町大迫地先
漁場の区域　　次の１アを結んだ直線とアイを距岸 150 メートルで結んだ線とイ２を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基　点　１　　倉橋町温海南の鼻
〃　　２　　大迫柳岩西の鼻
ア　　１から２を見通す線と距岸 150 メートルの線との交点
イ　　２から１を見通す線と距岸 150 メートルの線との交点

３　関係地区　　呉市倉橋町大迫，海越，鹿老渡

１　公示番号　　共第１４４号
２　免許の内容たるべき事項
（１）漁業種類　　名　　称　　時　　期
第２種共同漁業　　いそ建・も建網漁業　　1 月 1 日から 12 月 31 日まで
（２）漁場の位置及び区域
漁場の位置　　呉市倉橋町鹿老渡，大迫地先
漁場の区域　　次の１アを結んだ直線とアイを距岸 150 メートルで結んだ線とイ２を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基　点　１　　倉橋町海越堀切東防波堤北側付け根
〃　　２　　〃　　温海南の鼻
ア　　１から鹿老渡岩屋北端を見通す線と距岸 150 メートルの線との交点
イ　　２から大迫柳岩西の鼻を見通す線と距岸 150 メートルの線との交点

３　関係地区　　呉市倉橋町大迫，海越，鹿老渡

１　公示番号　　共第１４５号
２　免許の内容たるべき事項
（１）漁業種類　　名　　称　　時　　期
第２種共同漁業　　いそ建・も建網漁業　　1 月 1 日から 12 月 31 日まで
つぼ網漁業　　〃
（２）漁場の位置及び区域
漁場の位置　　呉市倉橋町鹿島地先
漁場の区域　　次の１アを結んだ直線とアイを鹿島の北側距岸 50 メートルで結んだ線とイ２を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基　点　１　　鹿島おしまの鼻西端

〃　　２　〃　松ケ鼻

ア　　１から倉橋町横島東端を見通す線と距岸 50 メートルの線との交点

イ　　２から愛媛県松山市大館場島北端を見通す線と距岸 50 メートルの線との交点

３　関係地区　　呉市倉橋町鹿島

１　公示番号　　共第１４６号

２　免許の内容たるべき事項

（１）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第２種共同漁業　　いそ建・も建網漁業　　1 月 1 日から 12 月 31 日まで

（２）漁場の位置及び区域

漁場の位置　　呉市倉橋町鹿老渡地先

漁場の区域　　次の１アを結んだ直線とアイを距岸 150 メートルで結んだ線とイ２を結んだ直線と３・４を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基　点　１　　倉橋町海越徳岩

〃　　２　〃　　鹿老渡しろ浦南の鼻

〃　　３　〃　　堀切橋南東側付け根

〃　　４　〃　　北東側付け根

ア　　１から倉橋町鹿島入道鼻を見通す線と距岸 150 メートルの線との交点

イ　　２から鹿島瀬戸北の鼻北端を見通す線と距岸 150 メートルの線との交点

３　関係地区　　呉市倉橋町海越

１　公示番号　　共第１４７号

２　免許の内容たるべき事項

（１）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第２種共同漁業　　いそ建・も建網漁業　　1 月 1 日から 12 月 31 日まで

つぼ網漁業　　〃

（２）漁場の位置及び区域

漁場の位置　　呉市倉橋町海越地先

漁場の区域　　次の１アを結んだ直線とアイを距岸 150 メートルで結んだ線とイ２を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基　点　１　　倉橋町海越長砲の鼻

〃　　2　〃　　徳岩
ア　　１から倉橋町鹿島瀬戸燈台を見通す線と距岸 150 メートルの線との交点
イ　　２から鹿島入道鼻を見通す線と距岸 150 メートルの線との交点
3　関係地区　　呉市倉橋町海越

1　公示番号　　共第１４８号
2　免許の内容たるべき事項
（1）漁業種類　　名　　称　　時　　期
第２種共同漁業　　いそ建・も建網漁業　　1 月 1 日から 12 月 31 日まで
（2）漁場の位置及び区域
漁場の位置　　呉市倉橋町尾立，室尾，海越地先
漁場の区域　　次の１アを結んだ直線とアイを距岸 150 メートルで結んだ線とイ２を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基　点　1　　倉橋町井目木東鼻
〃　　2　〃　　海越長砥の鼻
ア　　１から倉橋町鹿島入道鼻を見通す線と距岸 150 メートルの線との交点
イ　　２から鹿島瀬戸燈台を見通す線と距岸 150 メートルの線との交点
3　関係地区　　呉市倉橋町室尾，尾立，海越

1　公示番号　　共第１４９号
2　免許の内容たるべき事項
（1）漁業種類　　名　　称　　時　　期
第２種共同漁業　　いそ建・も建網漁業　　1 月 1 日から 12 月 31 日まで
つぼ網漁業　　〃
（2）漁場の位置及び区域
漁場の位置　　呉市倉橋町井目木地先
漁場の区域　　次の１アを結んだ直線とアイを距岸 150 メートルで結んだ線とイ２を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基　点　1　　倉橋町長串鼻
〃　　2　　井目木東鼻
ア　　１から倉橋町横島東端を見通す線と距岸 150 メートルの線との交点
イ　　２から倉橋町鹿島入道鼻を見通す線と距岸 150 メートルの線との交点

3　関係地区　　呉市倉橋町尾立，室尾

1　公示番号　　共第１５０号
2　免許の内容たるべき事項
（1）漁業種類　　名　　称　　時　　期
第２種共同漁業　　いそ建・も建網漁業　　1 月 1 日から 12 月 31 日まで
つぼ網漁業　　〃
（2）漁場の位置及び区域
漁場の位置　　呉市倉橋町笹小島地先
漁場の区域　　笹小島距岸 150 メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし，共第１４９号の区域を除く。
3　関係地区　　呉市倉橋町尾立，室尾

1　公示番号　　共第１５１号
2　免許の内容たるべき事項
（1）漁業種類　　名　　称　　時　　期
第２種共同漁業　　いそ建・も建網漁業　　1 月 1 日から 12 月 31 日まで
（2）漁場の位置及び区域
漁場の位置　　呉市倉橋町黒島，横島地先
漁場の区域　　次のアイを結んだ直線とイウを横島南側距岸 150 メートルで結んだ線とウエを結んだ直線とエアを黒島北側距岸 150 メートルで結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。
ただし，昭和 46 年農林省告示第 1799 号の保護水面の区域及び共第１２４号，共第１２６号の区域を除く。
基　点　1　　黒島南西端
〃　　2　　〃　北東端（ホボロケタ鼻）
〃　　3　　横島北東端
〃　　4　　〃　西端
ア　　２から３を見通す線と距岸 150 メートルの線との交点
イ　　３から２を見通す線と距岸 150 メートルの線との交点
ウ　　４から１を見通す線と距岸 150 メートルの線との交点
エ　　１から４を見通す線と距岸 150 メートルの線との交点
3　関係地区　　呉市倉橋町室尾，本浦

1　公示番号　　共第１５２号
2　免許の内容たるべき事項

（1）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第２種共同漁業　　白魚やな漁業　　2 月 1 日から 5 月 31 日まで

（2）漁場の位置及び区域

漁場の位置　　呉市倉橋町長谷地先

漁場の区域　　次の１・２を結んだ直線と３・４を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基　点　1　　倉橋町長谷川長谷橋下流側左岸付け根

〃　　2　　〃　　右岸付け根

〃　　3　　〃　　の右岸の護岸北東端から護岸沿い南西に 2 メートルの所

〃　　4　　３から護岸に直角に見通す線と対岸との交点

3　関係地区　　呉市倉橋町長谷，室尾，尾立

1　公示番号　　共第１５３号

2　免許の内容たるべき事項

（1）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第２種共同漁業　　白魚やな漁業　　2 月 1 日から 5 月 31 日まで

（2）漁場の位置及び区域

漁場の位置　　呉市倉橋町脇田地先

漁場の区域　　次の１・２を結んだ直線と３・４を結んだ直線と護岸とによって囲まれた区域

基　点　1　　倉橋町脇田塩田橋（さるた橋）下流側右岸付け根

〃　　2　　〃　　左岸付け根

〃　　3　　〃　　脇田橋上流側左岸付け根

〃　　4　　〃　　右岸付け根

3　関係地区　　呉市倉橋町尾立，室尾

1　公示番号　　共第１５４号

2　免許の内容たるべき事項

（1）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第３種共同漁業　　つきいそ漁業　　1 月 1 日から 12 月 31 日まで

（2）漁場の位置及び区域

漁場の位置　　呉市倉橋町鹿島地先

漁場の区域　　次のアを中心とした半径 300 メートルの円周によって囲まれた区域

基　点　1　　倉橋町横島東端

〃　　２　　鹿島南端
〃　　３　　〃　東端
ア　　１から２を見通す線の延長線と倉橋町 433 高地から３を見通す線の延長線との交点

３　関係地区　　呉市倉橋町鹿老渡

１　公示番号　　共第１５５号
２　免許の内容たるべき事項
（１）漁業種類　　名　　称　　時　　期
第３種共同漁業　　つきいそ漁業　　1 月 1 日から 12 月 31 日まで
（２）漁場の位置及び区域
漁場の位置　　呉市倉橋町鹿島地先
漁場の区域　　次のアを中心とした半径 300 メートルの円周によって囲まれた区域
基　点　１　　倉橋町横島北端
〃　　２　　鹿島入道鼻西の鼻北西端
〃　　３　　〃　　北端
〃　　４　　倉橋町海越長砥の鼻
ア　　１から２を見通す線の延長線と３から４を見通す線との交点
３　関係地区　　呉市倉橋町鹿老渡

１　公示番号　　共第１５６号
２　免許の内容たるべき事項
（１）漁業種類　　名　　称　　時　　期
第４種共同漁業　　たい寄魚漁業　　3 月 1 日から 10 月 31 日まで
（２）漁場の位置及び区域
漁場の位置　　呉市倉橋町亀ヶ首地先
漁場の区域　　次のアを中心とした半径 500 メートルの円周によって囲まれた区域
基　点　１　　亀ヶ首北端
ア　　１から愛媛県松山市安居島西端を見通す線上 600 メートルの所
３　関係地区　　呉市倉橋町鹿老渡，大迫

１　公示番号　　共第１５７号
２　免許の内容たるべき事項
（１）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第４種共同漁業　　たい寄魚漁業　　3 月 1 日から 10 月 31 日まで

（２）漁場の位置及び区域

漁場の位置　　呉市倉橋町鹿老渡地先

漁場の区域　　次のアを中心とした半径 500 メートルの円周によって囲まれた区域。ただし，共第１５８号の区域を除く。

基　点　１　　鹿老渡船害の鼻

ア　　１から愛媛県松山市小館場島北東端を見通す線上 600 メートルの所

３　関係地区　　呉市倉橋町鹿老渡

１　公示番号　　共第１５８号

２　免許の内容たるべき事項

（１）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第４種共同漁業　　たい寄魚漁業　　3 月 1 日から 10 月 31 日まで

（２）漁場の位置及び区域

漁場の位置　　呉市倉橋町鹿老渡地先

漁場の区域　　次のアを中心とした半径 250 メートルの円周によって囲まれた区域

基　点　１　　倉橋町 261 高地（桂浜神社の北東の高）

〃　　２　　〃　　鹿老渡遠見山（101 メートル）の高

〃　　３　　〃　　羽山島南端

〃　　４　　山口県岩国市膨良島東端

ア　　１から２を見通す線の延長線と４から３を見通す線の延長線との交点

３　関係地区　　呉市倉橋町鹿老渡

１　公示番号　　共第１５９号

２　免許の内容たるべき事項

（１）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第４種共同漁業　　たい寄魚漁業　　3 月 1 日から 10 月 31 日まで

（２）漁場の位置及び区域

漁場の位置　　呉市倉橋町鹿島地先

漁場の区域　　鹿島南側まないた岩を中心とした半径 300 メートルの円周によって囲まれた区域

３　関係地区　　呉市倉橋町鹿老渡，鹿島

1　公示番号　　共第１６０号

2　免許の内容たるべき事項

（1）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第４種共同漁業　　たい寄魚漁業　　3 月 1 日から 10 月 31 日まで

（2）漁場の位置及び区域

漁場の位置　　呉市倉橋町横島地先

漁場の区域　　次のアを中心とした半径 400 メートルの円周によって囲まれた区域

基　点　1　　横島東端

〃　　2　　倉橋町羽山島セクビの北端

ア　　１から倉橋島鹿島入道鼻西の鼻北西端を見通す線と２から倉橋町黒島鳥ヶ首を見通す線との交点

3　関係地区　　呉市倉橋町室尾，本浦

1　公示番号　　共第１６１号

2　免許の内容たるべき事項

（1）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第４種共同漁業　　たい寄魚漁業　　3 月 1 日から 10 月 31 日まで

（2）漁場の位置及び区域

漁場の位置　　呉市倉橋町横島地先

漁場の区域　　次のアを中心とした半径 500 メートルの円周によって囲まれた区域

基　点　1　　横島南端

ア　　１から山口県岩国市小柱島南端を見通す線上 600 メートルの所

3　関係地区　　呉市倉橋町鹿老渡，本浦

1　公示番号　　共第１６２号

2　免許の内容たるべき事項

（1）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第１種共同漁業　　あさり漁業　　1 月 1 日から 12 月 31 日まで

なまこ漁業　　〃

えむし漁業　　〃

さざえ漁業　　〃

あわび類漁業　　〃

ひじき漁業　　〃

わかめ漁業　　〃

（２）漁場の位置及び区域

漁場の位置　　呉市蒲刈町向地先

漁場の区域　　次の１アを結んだ直線とアイを西廻りに距岸 150 メートルで結んだ線とイ３を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基　点　１　　蒲刈町向白竹（中国物産採石場東側大排水口中央から護岸沿い東へ 97 メートルの所）

〃　　２　　〃　　小市ヶ浜埋立地東端

〃　　３　　２から護岸沿い西へ 225 メートルの所

ア　　１から愛媛県松山市小安居島の高を見通す線と距岸 150 メートルの線との交点

イ　　２から松山市安居島西端を見通す線と距岸 150 メートルの線との交点

３　関係地区　　呉市下蒲刈町，蒲刈町向

１　公示番号　　共第１６３号

２　免許の内容たるべき事項

（１）

漁業種類	名　称	時　期
第１種共同漁業	あさり漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	なまこ漁業	〃
	えむし漁業	〃
	さざえ漁業	〃
	あわび類漁業	〃
	ひじき漁業	〃
	わかめ漁業	〃

（２）漁場の位置及び区域

漁場の位置　　呉市下蒲刈町，蒲刈町向地先

漁場の区域　　次の１アを結んだ直線とアイを西廻りに距岸 150 メートルで結んだ線とイウ，ウエ，エオ，オカを結んだ 4 直線とカキを距岸 150 メートルで結んだ線とキク，クケ，ケコを結んだ３直線とコサを距岸 150 メートルで結んだ線とサシ，シスを結んだ２直線と，スセを距岸 150 メートルで結んだ線とセソ，ソタ，タチを結んだ３直線とチツを距岸 150 メートルで結んだ線とツ２０を結んだ直線と１８，１９を結んだ直線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域並びに１６・１７を結んだ直線から下流の下島大川の区域。ただし，次の除外区域を除く。

基　点　１　　２から護岸沿い東へ 234 メートルの所
〃　　２　　蒲刈町向小市ヶ浜埋立地西端
〃　　３　　下蒲刈町梶ヶ浜東側防波堤東側の鼻
〃　　４　　〃　　埋立地南東角
〃　　５　　〃　　から護岸沿い西へ 8.7 メートルの所
〃　　６　　〃　　南側防波堤付け根中央
〃　　７　　〃　　西の鼻南端
〃　　８　　〃　　棒振東鼻西側埋立地護岸南西角
〃　　９　　〃　　北西角
〃　１０　　〃　　棒振東鼻
〃　１１　　〃　　白崎鼻埋立地護岸北角
〃　１２　　〃　　北東角
〃　１３　　〃　　見戸代港埋立地護岸北東角
〃　１４　　〃　　南東角
〃　１５　　〃　　塩浜新開北側の橋（一の字橋）北東側付け根
〃　１６　　〃　　下島大川新大川橋左岸下流側付け根
〃　１７　　〃　　右岸下流側付け根
〃　１８　　〃　　塩浜新開南側の橋左岸下流側付け根
〃　１９　　〃　　右岸下流側付け根
〃　２０　　蒲刈町立岩
ア　　２から愛媛県松山市安居島西端を見通す線と距岸 150 メートルの線との交点
イ　　３から下蒲刈町上黒島竹ヶ谷の鼻を見通す線と距岸 150 メートルの線との交点
ウ　　４から 155 度 05 分 15 メートルの所
エ　　５から 155 度 05 分 15 メートルの所
オ　　６から下蒲刈町ヒクベ島の高を見通す線上 90 メートルの所
カ　　７から上黒島オシアゲの鼻を見通す線と距岸 150 メートルの線との交点
キ　　８から呉市仁方港桟橋を見通す線と距岸 150 メートルの線との交点
ク　　９から 350 度 125 メートルの所
ケ　　１０から 330 度 150 メートルの所
コ　　〃　　355 度の線と距岸 150 メートルの線との交点
サ　　１１から 0 度の線と距岸 150 メートルの線との交点
シ　　１２から呉市川尻町柏島南東端を見通す線上 130 メートルの所

ス　　〃　　蒲刈町向福泊の浜の東端の鼻を見通す線と距岸 150 メートルの線との交点

セ　　１３から 40 度の線と距岸 150 メートルの線との交点

ソ　　〃　　蒲刈町白崎鼻北西端を見通す線上 50 メートルの所

タ　　１４から下蒲刈町天神鼻南西の突堤突端を見通す線上 50 メートルの所

チ　　１５から天神鼻を見通す線と距岸 150 メートルの線との交点

ツ　　２０から柏島南西端を見通す線と距岸 150 メートルの線との交点

除外区域１　梶ヶ浜地先

次の１・２，２・３，３・４，４・１を結んだ４直線によって囲まれた区域

基　点　１　大地蔵四等三角点（標高＋168.67 メートル，北緯 34 度 10 分 21 秒 045，東経 132 度 40 分 17 秒 422）から 138 度 30 分 450.3 メートルの所

〃　　２　１から 210 度 00 分 37.7 メートルの所

〃　　３　２から 300 度 00 分 5.5 メートルの所

〃　　４　３から 30 度 00 分 37.0 メートルの所

除外区域２　梶ヶ浜地先

次の３から６を結んだ３直線と最大高潮時海岸線，７から１４を順次結んだ７直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基　点　１　大地蔵四等三角点から 147 度 30 分 281.2 メートルの所

〃　　２　１から 155 度 05 分 137.4 メートルの所

〃　　３　２から 245 度 05 分 2.0 メートルの所

〃　　４　３から 155 度 05 分 13.0 メートルの所

〃　　５　４から 245 度 05 分 6.7 メートルの所

〃　　６　５から 335 度 05 分 13.0 メートルの所

〃　　７　６から 245 度 05 分 171.0 メートルの所

〃　　８　７から 155 度 05 分 28.0 メートルの所

〃　　９　８から 197 度 10 分 4.5 メートルの所

〃　１０　９から 154 度 00 分 16.0 メートルの所

〃　１１　１０から 245 度 05 分 5.5 メートルの所

〃　１２　１１から 335 度 05 分 16.0 メートルの所

〃　１３　１２から 294 度 00 分 4.5 メートルの所

〃　１４　１３から 335 度 05 分 34.6 メートルの所

除外区域３　棒振東鼻地先

次の１アを結んだ直線とアからクを順次結んだ７直線と最大高潮

時海岸線とによって囲まれた海域及びケからシを順次結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域

基　点　1　棒振東鼻
〃　2　〃　西側埋立地護岸南西角
〃　3　〃　北西角
ア　1から呉市仁方皆実町重岩護岸突端の燈台を見通す線上9メートルの所
イ　アから322度4メートルの所
ウ　1から重岩護岸突端の燈台を見通す線上22メートルの所
エ　ウから206度5メートルの所
オ　エから332度16メートルの所
カ　オから296度30度31メートルの所
キ　カから237度18メートルの所
ク　キから168度21メートルの所
ケ　3から232度11メートルの所
コ　ケから322度5メートルの所
サ　シから322度3メートルの所
シ　2から52度22メートルの所

3　関係地区　呉市下蒲刈町，蒲刈町向

1　公示番号　共第１６４号
2　免許の内容たるべき事項
（1）漁業種類　名　称　時　期
第1種共同漁業　あさり漁業　1月1日から12月31日まで
なまこ漁業　〃
えむし漁業　〃
さざえ漁業　〃
あわび類漁業　〃
ひじき漁業　〃
わかめ漁業　〃

（2）漁場の位置及び区域
漁場の位置　呉市下蒲刈町下黒島地先
漁場の区域　下黒島距岸150メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

3　関係地区　呉市下蒲刈町，蒲刈町向

1　公示番号　　共第１６５号

2　免許の内容たるべき事項

（1）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第１種共同漁業	あさり漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	なまこ漁業	〃
	えむし漁業	〃
	さざえ漁業	〃
	あわび類漁業	〃
	ひじき漁業	〃
	わかめ漁業	〃

（2）漁場の位置及び区域

漁場の位置　　呉市下蒲刈町上黒島地先

漁場の区域　　上黒島距岸 150 メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

3　関係地区　　呉市下蒲刈町，蒲刈町向

1　公示番号　　共第１６６号

2　免許の内容たるべき事項

（1）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第１種共同漁業	なまこ漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	さざえ漁業	〃
	あわび類漁業	〃
	ひじき漁業	〃
	わかめ漁業	〃

（2）漁場の位置及び区域

漁場の位置　　呉市蒲刈町向小島地先

漁場の区域　　蒲刈町向小島と臼石の距岸 150 メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

3　関係地区　　呉市下蒲刈町，蒲刈町向

1　公示番号　　共第１６７号

2　免許の内容たるべき事項

（1）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第１種共同漁業	なまこ漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	さざえ漁業	〃
	あわび類漁業	〃

ひじき漁業　　〃
わかめ漁業　　〃

（２）漁場の位置及び区域

漁場の位置　　呉市下蒲刈町ヒクベ島地先

漁場の区域　　ヒクベ島距岸 150 メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

３　関係地区　　呉市下蒲刈町，蒲刈町向

１　公示番号　　共第１６８号

２　免許の内容たるべき事項

（１）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第２種共同漁業　　いそ建・も建網漁業　　1 月 1 日から 12 月 31 日まで

（２）漁場の位置及び区域

漁場の位置　　呉市下蒲刈町地先

漁場の区域　　次の１アを結んだ直線とアイを北廻りに距岸 200 メートルで結んだ線とイウ，ウエ，エオを結んだ 3 直線とオカを距岸 200 メートルで結んだ線とカキ，キクを結んだ 2 直線とクケを距岸 200 メートルで結んだ線とケコ，コサを結んだ 2 直線とサシを距岸 200 メートルで結んだ線とシ９を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし，次の除外区域を除く。

基　点　１　　下蒲刈町尾ノ鼻

〃　　２　　〃　　棒振東鼻西側埋立地護岸南西角

〃　　３　　〃　　北西角

〃　　４　　〃　　棒振東鼻

〃　　５　　〃　　白崎鼻埋立地護岸北端

〃　　６　　〃　　北東端

〃　　７　　〃　　見戸代港埋立地護岸北東角

〃　　８　　〃　　南側船だまり南側防波堤南側付け根と護岸との接点

〃　　９　　〃　　丸谷港護岸北角

〃　　１０　　蒲刈町白崎鼻北西端（カーブミラー）から護岸沿い南へ 184 メートルの所

ア　　１から呉市阿賀南８丁目大入港防波堤突端を見通す線と距岸 200 メートルの交点

イ　　２から呉市仁方港桟橋を見通す線と距岸 200 メートルの線との交点

ウ　　３から 350 度 180 メートルの所
エ　　４から 340 度 200 メートルの所
オ　　〃　　355 度の線と距岸 200 メートルの線との交点
カ　　５から 0 度の線と距岸 200 メートルの線との交点
キ　　６から呉市川尻町柏島南東端を見通す線上 175 メートルの所
ク　　〃　　蒲刈町向福泊の浜の東端の鼻を見通す線と距岸 200 メートルの線との交点
ケ　　７から 50 度の線と距岸 200 メートルの線との交点
コ　　〃　　下蒲刈町天神鼻を見通す線上 100 メートルの所
サ　　８から天神鼻を見通す線と距岸 200 メートルの線との交点
シ　　９から１０を見通す線と距岸 200 メートルの線との交点
除外区域　　棒振東鼻地先
次の１アを結んだ直線とアからクを順次結んだ７直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域及びケからシを順次結んだ 3 直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域
基　点　１　　棒振東鼻
〃　　２　　〃　　西側埋立地護岸南西角
〃　　３　　〃　　北西角
ア　　１から呉市仁方皆実町重岩護岸突端の燈台を見通す線上 9 メートルの所
イ　　アから 322 度 4 メートルの所
ウ　　１から重岩護岸突端の燈台を見通す線上 22 メートルの所
エ　　ウから 206 度 5 メートルの所
オ　　エから 332 度 16 メートルの所
カ　　オから 296 度 30 度 31 メートルの所
キ　　カから 237 度 18 メートルの所
ク　　キから 168 度 21 メートルの所
ケ　　３から 232 度 11 メートルの所
コ　　ケから 322 度 5 メートルの所
サ　　シから 322 度 3 メートルの所
シ　　２から 52 度 22 メートルの所

３　関係地区　　呉市下蒲刈町，蒲刈町向

１　公示番号　　共第１６９号
２　免許の内容たるべき事項
（１）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第２種共同漁業　　いそ建・も建網漁業　　1月1日から12月31日まで

（２）漁場の位置及び区域

漁場の位置　呉市下蒲刈町大地蔵地先

漁場の区域　次の１アを結んだ直線とアイを東廻りに距岸200メートルで結んだ線とイウ，ウエ，エオを結んだ３直線とオカを距岸200メートルで結んだ線とカ６を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし，次の除外区域と重複する区域を除く。

基　点　１　下蒲刈町尾ノ鼻

〃　２　〃　梶ヶ浜埋立地の西の鼻南端

〃　３　〃　南側防波堤付け根中央

〃　４　〃　北東角

〃　５　〃　東側防波堤の東側の鼻

〃　６　〃　広域農道蒲刈大橋進入路入り口東側カーブミラーから護岸沿い南へ50メートルの所

ア　１から呉市倉橋町亀ヶ首を見通す線と距岸200メートルの線との交点

イ　２から下蒲刈町上黒島オシアゲの鼻を見通す線と距岸200メートルの線との交点

ウ　３から下蒲刈町ヒクベ島の高を見通す線上140メートルの所

エ　４から上黒島竹ヶ谷の鼻を見通す線上90メートルの所

オ　５から竹ヶ谷の鼻を見通す線と距岸200メートルの線との交点

カ　６から呉市蒲刈町仏ヶ崎を見通す線と距岸200メートルの線との交点

除外区域１　梶ヶ浜地先

次の３から６を結んだ３直線と最大高潮時海岸線，７から１４を順次結んだ７直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基　点　１　大地蔵四等三角点（標高＋168.67メートル）から147度30分281.2メートルの所

〃　２　１から155度05分137.4メートルの所

〃　３　２から245度05分2.0メートルの所

〃　４　３から155度05分28.1メートルの所

〃　５　４から245度05分6.7メートルの所

〃　６　５から335度05分28.1メートルの所

〃　７　６から245度05分171.0メートルの所

〃　８　７から155度05分28.0メートルの所

〃　９　８から197度10分4.5メートルの所

〃　　１０　　９から 154 度 00 分 16.0 メートルの所
〃　　１１　　１０から 245 度 05 分 5.5 メートルの所
〃　　１２　　１１から 335 度 05 分 16.0 メートルの所
〃　　１３　　１２から 294 度 00 分 4.5 メートルの所
〃　　１４　　１３から 335 度 05 分 34.6 メートルの所
除外区域２　　梶ヶ浜地先
次の１・２，２・３，３・４，４・１を結んだ４直線によって囲まれた区域
基　点　１　　大地蔵四等三角点から 138 度 30 分 450.3 メートルの所
〃　　２　　１から 210 度 00 分 37.7 メートルの所
〃　　３　　２から 300 度 00 分 5.5 メートルの所
〃　　４　　３から 30 度 00 分 37.0 メートルの所
除外区域３　　梶ヶ浜地先
次の１・２，２・３，３・４，４・１を結んだ４直線によって囲まれた区域
基　点　１　　大地蔵四等三角点から 148 度 10 分 538.5 メートルの所
〃　　２　　１から 155 度 05 分 11.0 メートルの所
〃　　３　　２から 245 度 05 分 60.0 メートルの所
〃　　４　　３から 308 度 05 分 11.0 メートルの所
除外区域４　　梶ヶ浜地先
次の１・２，２・３，３・４，４・１を結んだ４直線によって囲まれた区域
基　点　１　　大地蔵四等三角点から 158 度 40 分 539.7 メートルの所
〃　　２　　１から 155 度 05 分 11.0 メートルの所
〃　　３　　２から 245 度 05 分 60.0 メートルの所
〃　　４　　３から 335 度 05 分 11.0 メートルの所

３　関係地区　　呉市下蒲刈町，蒲刈町向

１　公示番号　　共第１７０号
２　免許の内容たるべき事項
（１）漁業種類　　名　　称　　時　　期
第２種共同漁業　　いそ建・も建網漁業　　1 月 1 日から 12 月 31 日まで
（２）漁場の位置及び区域
漁場の位置　　呉市下蒲刈町下黒島地先
漁場の区域　　下黒島距岸 200 メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

3　関係地区　　呉市下蒲刈町，蒲刈町向

1　公示番号　　共第１７１号

2　免許の内容たるべき事項

（1）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第２種共同漁業　　いそ建・も建網漁業　　1 月 1 日から 12 月 31 日まで

（2）漁場の位置及び区域

漁場の位置　　呉市下蒲刈町上黒島地先

漁場の区域　　上黒島距岸 200 メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

3　関係地区　　呉市下蒲刈町，蒲刈町向

1　公示番号　　共第１７２号

2　免許の内容たるべき事項

（1）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第２種共同漁業　　いそ建・も建網漁業　　1 月 1 日から 12 月 31 日まで

（2）漁場の位置及び区域

漁場の位置　　呉市蒲刈町向地先

漁場の区域　　次の１アを結んだ直線とアイを北廻りに距岸 200 メートルで結んだ線とイ２を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基　点　1　　蒲刈町白崎鼻北西端（カーブミラー）から護岸沿い南へ 184 メートルの所

〃　　2　　〃　　立岩

ア　　１から呉市下蒲刈町丸山港護岸北角を見通す線と距岸 200 メートルの線との交点

イ　　２から呉市川尻町柏島南西端を見通す線と距岸 200 メートルの線との交点

3　関係地区　　呉市下蒲刈町，蒲刈町向

1　公示番号　　共第１７３号

2　免許の内容たるべき事項

（1）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第２種共同漁業　　いそ建・も建網漁業　　1 月 1 日から 12 月 31 日まで

（2）漁場の位置及び区域

漁場の位置　　呉市蒲刈町向地先

漁場の区域　　次の１アを結んだ直線とアイを西廻りに距岸 200 メートルで結ん

だ線とイウ，ウエを結んだ２直線とエオを西廻りに距岸 200 メートルで結んだ線とオ５を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

基　点　１　蒲刈町向白竹（中国物産採石場東側大排水口中央から護岸沿い東へ 97 メートルの所）

〃　２　〃　小市ヶ浜埋立地東端

〃　３　４から護岸沿い東へ 333 メートルの所

〃　４　小市ヶ浜埋立地西端

〃　５　蒲刈町向仏ヶ崎

〃　６　呉市下蒲刈町広域農道蒲刈大橋進入路入口の東側カーブミラーから護岸沿い南へ 50 メートルの所

ア　１から愛媛県松山市小安居島の高を見通す線と距岸 200 メートルの線との交点

イ　２から松山市安居島西端を見通す線と距岸 200 メートルの線との交点

ウ　３から安居島西端を見通す線上 30 メートルの所

エ　４から安居島西端を見通す線と距岸 200 メートルの線との交点

オ　５から６を見通す線と距岸 200 メートルの線との交点

３　関係地区　呉市下蒲刈町，蒲刈町向

１　公示番号　共第１７４号

２　免許の内容たるべき事項

（１）漁業種類　名　称　時　期

第２種共同漁業　いそ建・も建網漁業　1 月 1 日から 12 月 31 日まで

（２）漁場の位置及び区域

漁場の位置　呉市蒲刈町向小島地先

漁場の区域　蒲刈町向小島と臼石の距岸 200 メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

３　関係地区　呉市下蒲刈町，蒲刈町向

１　公示番号　共第１７５号

２　免許の内容たるべき事項

（１）漁業種類　名　称　時　期

第２種共同漁業　いそ建・も建網漁業　1 月 1 日から 12 月 31 日まで

（２）漁場の位置及び区域

漁場の位置　呉市下蒲刈町ヒクベ島地先

漁場の区域　ヒクベ島距岸 200 メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

3　関係地区　呉市下蒲刈町，蒲刈町向

1　公示番号　共第１７６号

2　免許の内容たるべき事項

（1）漁業種類　名　称　時　期

第４種共同漁業　たい寄魚漁業　4 月 1 日から 11 月 30 日まで

（2）漁場の位置及び区域

漁場の位置　呉市下蒲刈町尾ノ鼻地先

漁場の区域　次の１ア，アイ，イ１を結んだ 3 直線によって囲まれた区域

基　点　1　尾ノ鼻

ア　１から呉市阿賀南８丁目大入港防波堤突端を見通す線上 1,000 メートルの所

イ　〃　倉橋町亀ヶ首を見通す線上 1,000 メートルの所

3　関係地区　呉市下蒲刈町，蒲刈町向

1　公示番号　共第１７７号

2　免許の内容たるべき事項

（1）漁業種類　名　称　時　期

第４種共同漁業　たい寄魚漁業　1 月 1 日から 12 月 31 日まで

（2）漁場の位置及び区域

漁場の位置　呉市下蒲刈町白崎鼻地先

漁場の区域　次の１アを結んだ直線とアイを１を中心とする半径 300 メートルで結んだ線とイウを結んだ直線とウエを３を中心とする半径 300 メートルで結んだ線とエ４を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし，次の除外区域を除く。

基　点　1　下蒲刈町棒振東鼻

〃　2　３から護岸沿い西へ 21 メートルの所

〃　3　白崎鼻埋立地護岸北角

〃　4　３から護岸沿い南東へ 20 メートルの所

ア　１から呉市仁方皆実町重岩護岸突端の灯台を見通す線上 300 メートルの所

イ　〃　25 度 300 メートルの所

ウ　２から 0 度の線と３を中心とする半径 300 メートルの線との交点

エ　４から呉市蒲刈町ねずみ石を見通す（96 度）線と３を中心とする

半径300メートルの線との交点

除外区域　棒振東鼻地先

次のアイ，イウを結んだ2直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域及びエオ，オカ，カキを結んだ3直線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

基　点　1　棒振東鼻

ア　1から重岩護岸突端の灯台を見通す線上9メートルの所

イ　アから332度4メートルの所

ウ　1から重岩護岸突端の灯台を見通す線上22メートルの所

エ　〃　29メートルの所

オ　エから332度8メートルの所

カ　オから296度30分31メートルの所

キ　カから重岩護岸突端の灯台を見通す線上71メートルの所

3　関係地区　呉市下蒲刈町，蒲刈町向

1　公示番号　共第１７８号

2　免許の内容たるべき事項

（1）漁業種類　名　称　時　期

第4種共同漁業　たい寄魚漁業　4月1日から10月31日まで

（2）漁場の位置及び区域

漁場の位置　呉市下蒲刈町白崎鼻地先

漁場の区域　次のアを中心とした半径100メートルの円周によって囲まれた区域

基　点　1　下蒲刈町天神鼻

ア　1から28度550メートルの所

3　関係地区　呉市下蒲刈町，蒲刈町向

1　公示番号　共第１７９号

2　免許の内容たるべき事項

（1）漁業種類　名　称　時　期

第4種共同漁業　たい寄魚漁業　4月1日から10月31日まで

（2）漁場の位置及び区域

漁場の位置　呉市下蒲刈町天神鼻地先

漁場の区域　次のアを中心とした半径100メートルの円周によって囲まれた区域

基　点　1　天神鼻

ア　　１から 76 度 340 メートルの所

3　関係地区　　呉市下蒲刈町，蒲刈町向

1　公示番号　　共第１８０号

2　免許の内容たるべき事項

（1）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第４種共同漁業　　たい寄魚漁業　　4 月 1 日から 10 月 31 日まで

（2）漁場の位置及び区域

漁場の位置　　呉市下蒲刈町鳩岡地先

漁場の区域　　次のアを中心とした半径 100 メートルの円周によって囲まれた区域

基　点　1　　鳩岡の南端の鼻（水準点金属標識から護岸沿い北へ 108 メートルの所）

ア　　１から 53 度 30 分 450 メートルの所

3　関係地区　　呉市下蒲刈町，蒲刈町向

1　公示番号　　共第１８１号

2　免許の内容たるべき事項

（1）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第１種共同漁業　　あさり漁業　　1 月 1 日から 12 月 31 日まで

とりがい漁業　　〃

なまこ漁業　　〃

えむし漁業　　〃

さざえ漁業　　〃

あわび類漁業　　〃

ひじき漁業　　〃

わかめ漁業　　〃

（2）漁場の位置及び区域

漁場の位置　　呉市蒲刈町地先

漁場の区域　　次の１アを結んだ直線とアイを距岸 150 メートルで結んだ線とイウ，ウエを結んだ 2 直線とエオを距岸 150 メートルで結んだ線とオ５を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし，２・４を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域及び次の除外区域を除く。

基　点　1　　蒲刈町立岩

〃　　2　　〃　　志野辺公有地造成等整備事業埋立地護岸西端

〃　　3　〃　　から護岸沿い東へ300メートルの所
〃　　4　〃　　東端
〃　　5　〃　　向白竹（中国物産採石場東側大排水口中央から護岸沿い東へ97メートルの所）
ア　　１から呉市川尻町柏島南西端を見通す線と距岸150メートルの線との交点
イ　　２から川尻町と呉市安浦町との境界（藤ガ鼻）を見通す線と距岸150メートルの線との交点
ウ　　３から蒲刈町小松島の高を見通す線上70メートルの所
エ　　４から小松島の高を見通す線と距岸150メートルの線との交点
オ　　５から愛媛県松山市小安居島の高を見通す線と距岸150メートルの線との交点
除外区域　次のアイ，イウ，ウエ，エアを結んだ４直線によって囲まれた区域
基　点　1　蒲刈町大浦地内3552と3572-3の境界から海に向かう排水管流出口
ア　　１から33度43メートルの所
イ　　〃　41.5度46メートルの所
ウ　　〃　67度29メートルの所
エ　　〃　57度23メートルの所

3　関係地区　　呉市蒲刈町田戸，宮盛，大浦

1　公示番号　　共第１８２号
2　免許の内容たるべき事項
（1）漁業種類　名　称　時　期
第１種共同漁業　あさり漁業　1月1日から12月31日まで
とりがい漁業　〃
なまこ漁業　〃
えむし漁業　〃
さざえ漁業　〃
あわび類漁業　〃
ひじき漁業　〃
わかめ漁業　〃
（2）漁場の位置及び区域
漁場の位置　呉市蒲刈町大松島，小松島地先

漁場の区域　次のアイを結んだ直線とイウを大松島東廻りに距岸 150 メートルで結んだ線とウエを結んだ直線とエアを小松島西廻りに距岸 150 メートルで結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基　点　1　小松島北端

〃　2　大松島北端

〃　3　〃　南端

〃　4　小松島南端

ア　１から２を見通す線と距岸 150 メートルの線との交点

イ　２から１を見通す線と距岸 150 メートルの線との交点

ウ　３から４を見通す線と距岸 150 メートルの線との交点

エ　４から３を見通す線と距岸 150 メートルの線との交点

3　関係地区　呉市蒲刈町田戸，宮盛，大浦

1　公示番号　共第１８３号

2　免許の内容たるべき事項

（1）漁業種類　名　称　時　期

第２種共同漁業　いそ建・も建網漁業　1 月 1 日から 12 月 31 日まで

（2）漁場の位置及び区域

漁場の位置　呉市蒲刈町地先

漁場の区域　次の１アを結んだ直線とアイを距岸 150 メートルで結んだ線とイウ，ウエを結んだ 2 直線とエオを距岸 150 メートルで結んだ線とオ５を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし，２・４を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域及び次の除外区域を除く。

基　点　1　蒲刈町立岩

〃　2　〃　志野辺公有地造成等整備事業埋立地護岸西端

〃　3　〃　から護岸沿い東へ 300 メートルの所

〃　4　〃　東端

〃　5　〃　向白竹（中国物産採石場東側大排水口中央から護岸沿い東へ 97 メートルの所）

ア　１から呉市川尻町柏島南西端を見通す線と距岸 150 メートルの線との交点

イ　２と川尻町と呉市安浦町との境界（藤ガ鼻）を結ぶ線と距岸 150 メートルの線との交点

ウ　３から蒲刈町小松島の高を見通す線上 70 メートルの所

エ　　４から小松島の高を見通す線と距岸 150 メートルの線との交点
オ　　５から愛媛県松山市小安居島の高を見通す線と距岸 150 メートルの線との交点
除外区域　　次のアイ，イウ，ウエ，エアを結んだ４直線によって囲まれた区域
基　点　１　　蒲刈町大浦地内 3552 と 3572-3 の境界から海に向かう排水管流出口
ア　　１から 33 度 43 メートルの所
イ　　〃　　41.5 度 46 メートルの所
ウ　　〃　　67 度 29 メートルの所
エ　　〃　　57 度 23 メートルの所

3　関係地区　　呉市蒲刈町田戸，宮盛，大浦

1　公示番号　　共第１８４号
2　免許の内容たるべき事項
（1）漁業種類　　名　　称　　時　　期
第４種共同漁業　　たい寄魚漁業　　3 月 1 日から 10 月 31 日まで
（2）漁場の位置及び区域
漁場の位置　　呉市蒲刈町田戸地先
漁場の区域　　次のアイ，イウ，ウエ，エアを結んだ 4 直線によって囲まれた区域
基　点　１　　田戸しいの木鼻
〃　　２　　〃　十念の鼻（旧火葬場の東側の鼻）
ア　　１から呉市川尻町八雲神社を見通す線上 500 メートルの所
イ　　〃　　1,000 メートルの所
ウ　　２から川尻町と呉市安浦町との境界（藤ガ鼻）を見通す線上 1,000 メートルの所
エ　　〃　　500 メートルの所

3　関係地区　　呉市蒲刈町，下蒲刈町

1　公示番号　　共第１８５号
2　免許の内容たるべき事項
（1）漁業種類　　名　　称　　時　　期
第４種共同漁業　　たい寄魚漁業　　3 月 1 日から 10 月 31 日まで
（2）漁場の位置及び区域

漁場の位置　　呉市蒲刈町大松島，小松島地先
漁場の区域　　次のアイを結んだ線とこれを直径とする北東側の円弧と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基　点　１　　小松島南端
〃　　２　　大松島南端
ア　　２・１を結んだ延長線上１から西へ 350 メートルの所
イ　　１・２を結んだ延長線上２から東へ 350 メートルの所

3　関係地区　　呉市蒲刈町，下蒲刈町

1　公示番号　　共第１８６号
2　免許の内容たるべき事項
（1）漁業種類　　名　　称　　時　　期
第４種共同漁業　　たい寄魚漁業　　1 月 1 日から 12 月 31 日まで
（2）漁場の位置及び区域
漁場の位置　　呉市蒲刈町大浦大子島地先
漁場の区域　　次の１ア，アイ，イ３を結んだ 3 直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし，４・５を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。
基　点　１　　蒲刈町黒鼻南東端
〃　　２　　呉市豊浜町二窓島西側の高（下二窓島の高）
〃　　３　　蒲刈町石風呂
〃　　４　〃　　県民の浜の海浜西端から西へ１番目の鼻の北側付け根
〃　　５　〃　　東端から東へ１番目の鼻の南側付け根（東端から東へ１番目の階段工の階段付け根と護岸との交点）
ア　　２から大子島南西端を見通す線の中央点
イ　　アから豊田郡大崎上島町津久賀島の高（47 メートル）を見通す線と３から豊浜町豊島 301 高地を見通す線との交点

3　関係地区　　呉市蒲刈町田戸，宮盛，大浦

1　公示番号　　共第１８７号
2　免許の内容たるべき事項
（1）漁業種類　　名　　称　　時　　期
第１種共同漁業　　あさり漁業　　1 月 1 日から 12 月 31 日まで
とりがい漁業　　〃
なまこ漁業　　〃
しゃこ漁業　　〃

えむし漁業　　〃
さざえ漁業　　〃
あわび類漁業　　〃
わかめ漁業　　〃

（２）漁場の位置及び区域

漁場の位置　　呉市天応大浜３丁目，汐見町，狩留賀町地先

漁場の区域　　次の１アを結んだ直線とアイを距岸 150 メートルで結んだ線とイウ，ウエ，エオ，オ７を結んだ４直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域並びに３・４を結んだ直線から下流の大屋川の区域

基　点　１　　天応大浜３丁目埋立地南側護岸付け根から護岸沿い西へ 185 メートルの所

〃　　２　　天応大浜２丁目第２公園護岸北角

〃　　３　　〃　　大屋川天崎橋下流側右岸付け根

〃　　４　　天応大浜１丁目大屋川天崎橋下流側左岸付け根

〃　　５　　狩留賀町３番埋立地西角

〃　　６　　〃　　南角から護岸沿い北西に 145 メートルの所

〃　　７　　〃　　狩留賀川河口左岸角から護岸沿い南へ 2.5 メートルの所

ア　　２から 270 度の線と距岸 150 メートルの線との交点

イ　　５から江田島市江田島町高須鼻を見通す線と距岸 150 メートルの線との交点

ウ　　〃　　232 度 150 メートルの所

エ　　６から 185 度 150 メートルの所

オ　　７から 241 度 12 分の線と距岸 150 メートルの線との交点

３　関係地区　　呉市天応伝十原町，天応西条１～４丁目，天応大浜１・２丁目，天応東久保１・２丁目，天応南町，天応宮町，汐見町，大山町，長谷町，狩留賀町，吉浦岩神町，吉浦西城町，吉浦宮花町，吉浦本町１～３丁目，吉浦中町１～３丁目，吉浦東本町１～４丁目，吉浦新町１・２丁目，吉浦新出町，吉浦神賀町，吉浦東町，吉浦潭鼓町，吉浦池ノ浦町，新宮町，海岸１～４丁目，東川原石町，西川原石町，西塩屋町，三条１～４丁目，山手１・２丁目，中央１～７丁目，東中央１～４丁目，朝日町，和庄登町，宮原１～１３丁目

１　公示番号　　共第１８８号

２　免許の内容たるべき事項

（１）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第１種共同漁業　　あさり漁業　　1 月 1 日から 12 月 31 日まで

なまこ漁業　　〃

しゃこ漁業　　〃

えむし漁業　　〃

さざえ漁業　　〃

あわび類漁業　　〃

（２）漁場の位置及び区域

漁場の位置　　呉市吉浦地先

漁場の区域　　次の１アを結んだ直線とアイを距岸（大麗女島、小麗女島含む）150 メートルで結んだ線とイウを２を中心に半径 150 メートルの円弧とウエを距岸 20 メートルで結んだ線とエ３を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基　点　１　　呉市狩留賀町狩留賀浜海浜公園南側護岸南側付け根

〃　　２　　〃　光町石川島播磨重工業㈱新宮工場埋立地護岸南角から護岸沿い北東へ 100 メートルの所

〃　　３　　〃　東角

ア　　１から 334 度 55 分の線と距岸 150 メートルの線との交点

イ　　２から護岸に直角に 150 メートルの所

ウ　　〃を中心とした半径 150 メートルの円弧と距岸 20 メートルの線との東側交点

エ　　３から呉市昭和町海上自衛隊Ｆバースを見通す線と距岸 20 メートルとの交点

３　関係地区　　呉市天応伝十原町，天応西条１～４丁目，天応大浜１・２丁目，天応東久保１・２丁目，天応南町，天応宮町，汐見町，大山町，長谷町，狩留賀町，吉浦岩神町，吉浦西城町，吉浦宮花町，吉浦本町１～３丁目，吉浦中町１～３丁目，吉浦東本町１～４丁目，吉浦新町１・２丁目，吉浦新出町，吉浦神賀町，吉浦東町，吉浦潭鼓町，吉浦池ノ浦町，新宮町，海岸１～４丁目，東川原石町，西川原石町，西塩屋町，三条１～４丁目，山手１・２丁目，中央１～７丁目，東中央１～４丁目，朝日町，和庄登町，宮原１～１３丁目

１　公示番号　　共第１８９号

２　免許の内容たるべき事項

（１）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第１種共同漁業　　あさり漁業　　1月1日から12月31日まで
　　えむし漁業　　〃

（２）漁場の位置及び区域

漁場の位置　　呉市宝町地先

漁場の区域　　次の１アを結んだ直線とアイを距岸150メートル及び防波堤から150メートルで結んだ線とイ２を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域並びに３・４を結んだ直線から下流の二河川の区域

基　点　１　　呉市築地町貿易埠頭埋立地南角から護岸沿い北東へ130メートルの所

〃　　２　　宝町呉港湾合同庁舎東側防波堤突端

〃　　３　　〃　二河川かもめ橋下流側左岸付け根

〃　　４　　呉市三条１丁目二河川かもめ橋下流側右岸付け根

ア　　１から護岸に直角に150メートルの所

イ　　２から防波堤の延長線上150メートルの所

３　関係地区　　呉市天応伝十原町，天応西条１～４丁目，天応大浜１・２丁目，天応東久保１・２丁目，天応南町，天応宮町，汐見町，大山町，長谷町，狩留賀町，吉浦岩神町，吉浦西城町，吉浦宮花町，吉浦本町１～３丁目，吉浦中町１～３丁目，吉浦東本町１～４丁目，吉浦新町１・２丁目，吉浦新出町，吉浦神賀町，吉浦東町，吉浦潭鼓町，吉浦池ノ浦町，新宮町，海岸１～４丁目，東川原石町，西川原石町，西塩屋町，三条１～４丁目，山手１・２丁目，中央１～７丁目，東中央１～４丁目，朝日町，和庄登町，宮原１～13丁目

１　公示番号　　共第１９０号

２　免許の内容たるべき事項

（１）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第２種共同漁業　　いそ建・も建網漁業　　1月1日から12月31日まで

（２）漁場の位置及び区域

漁場の位置　　呉市天応，吉浦地先

漁場の区域　　次の１ア，アイ，イウを結んだ３直線とウエを距岸250メートルで結んだ線とエオを結んだ直線とオカを距岸200メートルで結んだ線とカキ，キク，クケ，ケコ，コサ，サシを結んだ６直線とシスを距岸200メートルで結んだ線とス８を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし，共第１９５号，共第

１９６号の区域及び６ソ，ソセ，セ７を結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

基　点　1　呉市天応大浜３丁目天応第１期埋立地北西角（内角）
〃　2　〃　南角
〃　3　〃　天応大浜２丁目第２公園護岸北角
〃　4　〃　汐見町宅垣内川河口中央
〃　5　〃　狩留賀町３番埋立地西角
〃　6　〃　狩留賀川河口左岸角から護岸沿い南へ2.5メートルの所
〃　7　〃　狩留賀海浜公園南側護岸南側付け根
〃　8　〃　若葉町海上保安大学校南側突堤南側付け根から護岸沿い西へ70メートルの所
ア　１から216度の線と距岸50メートルの線との交点
イ　２から277度の線と距岸50メートルの線との交点
ウ　３から270度の線と距岸250メートルの線との交点
エ　４から江田島市江田島町高須鼻を見通す線と距岸250メートルの線との交点
オ　〃　200メートルの線との交点
カ　５から高須鼻を見通す線と距岸200メートルの線との交点
キ　〃　275度200メートルの所
ク　〃　232度200メートルの所
ケ　６から260度の線と距岸200メートルの線との交点
コ　〃　251度30分225メートルの所
サ　７から334度55分200メートルの所
シ　〃　310度の線と距岸200メートルの線との交点
ス　８から呉市大麗女島北端を見通す線と距岸200メートルの線との交点
セ　７から334度55分110メートルの所
ソ　６から241度12分156.4メートルの所

3　関係地区　呉市天応伝十原町，天応西条１～４丁目，天応大浜１・２丁目，天応南町，天応宮町，汐見町，吉浦西城町，吉浦宮花町，吉浦本町１～３丁目，吉浦中町１～３丁目，吉浦東本町１丁目～４丁目，吉浦新町１・２丁目，吉浦神賀町，吉浦東町，吉浦潭鼓町，吉浦池ノ浦町，新宮町，海岸１～４丁目，東川原石町，西川原石町，西塩屋町，両城１・２丁目，三条１～４丁目，宮原１～１３丁目

1　公示番号　　共第１９１号

2　免許の内容たるべき事項

（1）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第３種共同漁業　　つきいそ漁業　　1月1日から12月31日まで

（2）漁場の位置及び区域

漁場の位置　呉市梅木町地先

漁場の区域　次のアイを結んだ直線とイウを距岸50メートルで結んだ線とウエ，エオ，オカ，カアを結んだ４直線とによって囲まれた区域

基　点　１　梅木町梅木川河口左岸角から護岸沿い南へ100メートルの所

〃　　２　呉市吉浦町吉浦漁業協同組合かき殻一時堆積場エプロン南側付け根から護岸沿いに南へ80メートルの所

〃　　３　〃　　猪山隧道北口

ア　　１から江田島市江田島町二ツ小島を見通す線上500メートルの所

イ　　〃　　と距岸50メートルの線との交点

ウ　　３から270度の線と距岸50メートルの線との交点

エ　　〃　　270メートルの所

オ　　２から江田島町クマン岳の高を見通す線上270メートルの所

カ　　〃　　500メートルの所

3　関係地区　　呉市天応伝十原町，天応西条１～４丁目，天応大浜１・２丁目，天応東久保１・２丁目，天応南町，天応宮町，汐見町，大山町，狩留賀町，吉浦岩神町，吉浦西城町，吉浦宮花町，吉浦本町１～３丁目，吉浦中町１～３丁目，吉浦東本町１～４丁目，吉浦新町１・２丁目，吉浦新出町，吉浦神賀町，吉浦東町，吉浦潭鼓町，吉浦池ノ浦町，新宮町，海岸１～４丁目，東川原石町，西川原石町，三条１～４丁目，東中央１～４丁目，朝日町

1　公示番号　　共第１９２号

2　免許の内容たるべき事項

（1）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第３種共同漁業　　つきいそ漁業　　1月1日から12月31日まで

（2）漁場の位置及び区域

漁場の位置　呉市吉浦宮花町地先

漁場の区域　次のアイを結んだ直線とイウを距岸50メートルで結んだ線とウエを結んだ直線とエアを距岸200メートルで結んだ線とによって囲まれた区域

基　点　1　　呉市狩留賀町海底電線標識から海岸沿い南へ 80 メートルの所
〃　　2　　吉浦宮花町海上自衛隊貯油所西端
ア　　１から 299 度の線と距岸 200 メートルの線との交点
イ　　〃　　50 メートルの線との交点
ウ　　２から 235 度の線と距岸 50 メートルの線との交点
エ　　〃　　200 メートルの線との交点

3　関係地区　　呉市天応伝十原町，天応西条１～４丁目，天応大浜１・２丁目，天応東久保１・２丁目，天応南町，天応宮町，汐見町，大山町，狩留賀町，吉浦岩神町，吉浦西城町，吉浦宮花町，吉浦本町１～３丁目，吉浦中町１～３丁目，吉浦東本町１～４丁目，吉浦新町１・２丁目，吉浦新出町，吉浦神賀町，吉浦東町，吉浦潭鼓町，吉浦池ノ浦町，新宮町，海岸１～４丁目，東川原石町，西川原石町，三条１～４丁目，東中央１～４丁目，朝日町

1　公示番号　　共第１９３号

2　免許の内容たるべき事項

（1）漁業種類　　名　　称　　時　　期

漁業種類	名称	時期
第１種共同漁業	あさり漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	とりがい漁業	〃
	なまこ漁業	〃
	しゃこ漁業	〃
	えむし漁業	〃
	さざえ漁業	〃
	わかめ漁業	〃

（2）漁場の位置及び区域

漁場の位置　　呉市阿賀南１～７丁目地先

漁場の区域　　次の１ア，アイを結んだ２直線とイウを距岸 150 メートル（阿賀南１丁目南側の捨石周囲 150 メートルを含む）で結んだ線とウ３を結んだ直線と４・５を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし，１から２までの間の護岸構造物敷の区域及び次の除外区域を除く。

基　点　1　　呉市阿賀マリノポリス埋立地北側護岸の西から１番目の暗渠西端から護岸沿い北西へ 45 メートルの所
〃　　2　　１から護岸沿い北東へ 392 メートルの所
3　　阿賀南１丁目南東端から護岸沿い北へ 100 メートルの所
4　　大谷川におけるＪＲ呉線鉄橋下流側右岸付け根

５　〃　左岸付け根

ア　１から呉市広小坪下猫崎南端を見通す線（116 度）上 100 メートルの所

イ　２から阿賀南一文字防波堤南西端の燈火を見通す線と距岸 150 メートルの線との交点

ウ　〃　呉市広多賀谷３丁目埋立地南西の旧護岸角（埋立地新旧護岸の境界）を見通す線と距岸 150 メートルの線との交点

除外区域１　次のア，イ，ウ，エ，オ，カを中心とする直径 10.5 メートルの円によって囲まれた区域

１　阿賀南１丁目南東端から護岸沿い北へ 100 メートルの所

ア　１から 243 度 396.0 メートルの所

イ　〃　246 度 495.2 メートルの所

ウ　〃　249 度 595.4 メートルの所

エ　〃　251 度 726.0 メートルの所

オ　〃　252 度 820.9 メートルの所

カ　〃　251 度 915.4 メートルの所

除外区域２　次のアイ，イウ，ウエ，エオ，オカ，カキ，キク，クケ，ケコ，コサ，サシ，シス，スセ，セソ，ソタ，タチ，チツ，ツテ，テト，トナ，ナニ，ニヌ，ヌネ，ネノ，ノハ，ハヒ，ヒフ，フへを結んだ 28 直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基　点　１　阿賀南１丁目南東端から護岸沿い北へ 100 メートルの所

ア　１から 241 度 112.4 メートルの所

イ　〃　240 度 116.9 メートルの所

ウ　〃　244 度 121.1 メートルの所

エ　〃　252 度 182.3 メートルの所

オ　〃　253 度 180.8 メートルの所

カ　〃　250 度 194.2 メートルの所

キ　〃　246 度 215.0 メートルの所

ク　〃　244 度 235.1 メートルの所

ケ　〃　243 度 254.3 メートルの所

コ　〃　242 度 274.1 メートルの所

サ　〃　241 度 293.8 メートルの所

シ　〃　309.1 メートルの所

ス　〃　242 度 311.6 メートルの所

セ　〃　243 度 309.9 メートルの所

ソ　〃　301.9 メートルの所

タ　　〃　　244度298.8メートルの所
チ　　〃　　295.8メートルの所
ツ　　〃　　245度277.3メートルの所
テ　　〃　　246度258.8メートルの所
ト　　〃　　247度241.0メートルの所
ナ　　〃　　250度222.6メートルの所
ニ　　〃　　254度203.8メートルの所
ヌ　　〃　　257度191.3メートルの所
ネ　　〃　　256度196.4メートルの所
ノ　　〃　　257度199.5メートルの所
ハ　　〃　　262度196.9メートルの所
ヒ　　〃　　274度211.3メートルの所
フ　　〃　　275度219.6メートルの所
ヘ　　〃　　276度217.4メートルの所

3　関係地区　　呉市阿賀北１～９丁目,阿賀中央１～９丁目,阿賀南１～９丁目,阿賀町

1　公示番号　　共第１９４号

2　免許の内容たるべき事項

（1）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第1種共同漁業	あさり漁業	1月1日から12月31日まで
	とりがい漁業	〃
	なまこ漁業	〃
	しゃこ漁業	〃
	えむし漁業	〃
	さざえ漁業	〃
	わかめ漁業	〃

（2）漁場の位置及び区域

漁場の位置　　呉市阿賀南８～９丁目地先

漁場の区域　　次の１アを結んだ直線とアイを距岸150メートル(マリノポリス埋立地を除く)で結んだ線とイ２を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基　点　1　　阿賀南９丁目と呉市警固屋町との海岸線における境界

〃　　2　　阿賀南７丁目マリノポリス埋立地南側護岸付け根角から護岸沿い南西へ16メートルの所

ア　　１から呉市小情島の高を見通す線と距岸150メートルの線との交

点

イ　２から呉市下蒲刈町尾ノ鼻を見通す（130 度）線と距岸 150 メートルの線との交点

3　関係地区　呉市阿賀北１～９丁目,阿賀中央１～９丁目,阿賀南１～９丁目,阿賀町

1　公示番号　共第１９５号

2　免許の内容たるべき事項

（1）漁業種類　名　称　時　期

漁業種類	名　称	時　期
第１種共同漁業	あさり漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	とりがい漁業	〃
	なまこ漁業	〃
	しゃこ漁業	〃
	えむし漁業	〃
	さざえ漁業	〃
	わかめ漁業	〃
	ひじき漁業	〃

（2）漁場の位置及び区域

漁場の位置　呉市阿賀町情島，小情島地先

漁場の区域　次のアエを小情島の西回りに距岸 150 メートルで結んだ線とエウを結んだ直線とウイを情島の東回りに距岸 150 メートルで結んだ線とイアを結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基　点　1　小情島本アジロの鼻（北端）

〃　2　〃　ワキアテの鼻（南端）

〃　3　情島セドの鼻

〃　4　〃　前下の鼻

ア　１から３を見通す線と小情島の距岸 150 メートルの線との交点

イ　３から１を見通す線と情島の距岸 150 メートルの線との交点

ウ　４から２を見通す線と情島の距岸 150 メートルの線との交点

エ　２から４を見通す線と小情島の距岸 150 メートルの線との交点

3　関係地区　呉市阿賀北１～９丁目,阿賀中央１～９丁目,阿賀南１～９丁目,阿賀町

1　公示番号　共第１９６号

2　免許の内容たるべき事項

（１）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第２種共同漁業　　いそ建・も建網漁業　　1 月 1 日から 12 月 31 日まで

（２）漁場の位置及び区域

漁場の位置　　呉市阿賀南７丁目地先

漁場の区域　　次の１ア，アイ，イウを結んだ 3 直線とウエを距岸 200 メートルで結んだ線とエオを結んだ直線とオカを距岸 50 メートルで結んだ線とカキ，キ２を結んだ２直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし，護岸構造物敷の区域を除く。

基　点　１　　呉市阿賀マリノポリス埋立地北側護岸の西から１番目の暗渠西端から護岸沿い北西へ 45 メートルの所

２　　１から護岸沿い北東へ 32 メートルの所

３　　〃　　100 メートルの所

４　　〃　　387 メートルの所

５　　阿賀南７丁目広島ガス(株)敷地北東端

ア　　１から呉市広小坪下猫崎南端を見通す線（116 度）上 150 メートルの所

イ　　３から 116 度の線上 183 メートルの所

ウ　　４から阿賀南一文字防波堤南西端の燈火を見通す線と距岸 200 メートルの線との交点

エ　　５から呉市下蒲刈町尾ノ鼻を見通す線と距岸 200 メートルの線との交点

オ　　〃　　50 メートルの線との交点

カ　　４から阿賀南一文字防波堤南西端の燈火を見通す線と距岸 50 メートルの線との交点

キ　　３から 116 度の線上 33 メートルの所

３　関係地区　　呉市阿賀北１～９丁目,阿賀中央１～９丁目,阿賀南１～９丁目,阿賀町

１　公示番号　　共第１９７号

２　免許の内容たるべき事項

（１）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第２種共同漁業　　いそ建・も建網漁業　　1 月 1 日から 12 月 31 日まで

（２）漁場の位置及び区域

漁場の位置　　呉市阿賀南８～９丁目地先

漁場の区域　　次のアイを結んだ直線とイウを距岸 200 メートルで結んだ線とウ

エを結んだ直線とエアを距岸 50 メートルで結んだ線とによって囲まれた区域

基　点　1　阿賀南９丁目と呉市警固屋町との海岸線における境界

〃　2　阿賀南７丁目マリノポリス埋立地南側護岸付け根角から護岸沿い南西へ 16 メートルの所

ア　１から呉市阿賀町小情島の高を見通す線と距岸 50 メートルの線との交点

イ　〃　200 メートルの線との交点

ウ　２から呉市下蒲刈町尾ノ鼻を見通す線と距岸 200 メートルの線との交点

エ　〃　50 メートルの線との交点

3　関係地区　呉市阿賀北１～９丁目,阿賀中央１～９丁目,阿賀南１～９丁目,阿賀町

1　公示番号　共第１９８号

2　免許の内容たるべき事項

（1）漁業種類　名　称　時　期

第２種共同漁業　いそ建・も建網漁業　1 月 1 日から 12 月 31 日まで

（2）漁場の位置及び区域

漁場の位置　呉市阿賀町情島，小情島地先

漁場の区域　次のアエを小情島の西回りに距岸 150 メートルで結んだ線とエウを結んだ直線とウイを情島の東回りに距岸 150 メートルで結んだ線とイアを結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基　点　1　小情島本アジロの鼻（北端）

〃　2　〃　ワキアテの鼻（南端）

〃　3　情島セドの鼻

〃　4　〃　前下の鼻

ア　１から３を見通す線と小情島の距岸 150 メートルの線との交点

イ　３から１を見通す線と情島の距岸 150 メートルの線との交点

ウ　４から２を見通す線と情島の距岸 150 メートルの線との交点

エ　２から４を見通す線と小情島の距岸 150 メートルの線との交点

3　関係地区　呉市阿賀北１～９丁目,阿賀中央１～９丁目,阿賀南１～９丁目,阿賀町

1　公示番号　　共第１９９号

2　免許の内容たるべき事項

（1）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第１種共同漁業	あさり漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	〃
	しゃこ漁業	〃
	えむし漁業	〃

（2）漁場の位置及び区域

漁場の位置　　呉市広多賀谷２丁目地先

漁場の区域　　次の１ア，アイ，イ２を結んだ3直線と３・４を結んだ直線と最大高潮時海岸線と黒瀬川護岸とによって囲まれた区域。ただし，次の除外区域を除く。

基　点　1　　呉市阿賀南１丁目南東角から護岸沿い北へ100メートルの所

〃　　2　　広多賀谷４丁目埋立地南西角から護岸沿い北東へ238メートルの所

〃　　3　　呉市阿賀中央５丁目黒瀬川国道橋梁（広大橋）下流川右岸付け根

〃　　4　　〃　広文化町黒瀬川国道橋梁（広大橋）下流川左岸付け根

ア　　１から115度150メートルの所

イ　　アから201度20分の線とウから286度の線との交点

除外区域　　次のアイ，イウ，ウエ，エアを結んだ４直線，オカ，カキ，キク，クオを結んだ４直線，ケコ，コサ，サシ，シケを結んだ4直線及びスセ，セソ，ソタ，タスを結んだ4直線によって囲まれた区域

１　　阿賀南1丁目黒瀬川河口から２番目の水道橋右岸付け根の上流にある堤防の金属標

ア　　１から193.14度135メートルの所

イ　　〃　189.55度136メートルの所

ウ　　〃　190.48度146メートルの所

エ　　〃　193.54度145メートルの所

オ　　〃　173.25度159メートルの所

カ　　〃　170.58度163メートルの所

キ　　〃　172.24度170メートルの所

ク　　〃　174.46度166メートルの所

ケ　　〃　159.38度195メートルの所

コ　　〃　157.58度201メートルの所

サ　　〃　159.55度208メートルの所

シ　　〃　161.34度203メートルの所

ス　　〃　　150.46度242メートルの所
セ　　〃　　149.55度247メートルの所
ソ　　〃　　151.22度252メートルの所
タ　　〃　　152.14度247メートルの所

3　関係地区　　呉市広横路１～４丁目，広大広１・２丁目，広石内１～４丁目，広弁天橋町，広三芦１・２丁目，広中迫町，広塩焼１・２丁目，広町田１・２丁目，広徳丸町，広古新開１～９丁目，広文化町，広末広１・２丁目，広本町１～３丁目，広中新開１～３丁目，広吉松１・２丁目，広杭本町，広駅前１・２丁目，広大新開１～３丁目，広両谷１～３丁目，広白石１～４丁目，広名田１・２丁目，広白岳１～６丁目，広津久茂町，広長浜１～５丁目，広黄幡町，広小坪１・２丁目，広中町，広多賀谷１～３丁目，阿賀南１丁目，阿賀中央４・５丁目

1　公示番号　　共第２００号

2　免許の内容たるべき事項

（1）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第１種共同漁業	あさり漁業	1月1日から12月31日まで
	とりがい漁業	〃
	なまこ漁業	〃
	しゃこ漁業	〃
	えむし漁業	〃
	さざえ漁業	〃
	あわび類漁業	〃
	わかめ漁業	〃

（2）漁場の位置及び区域

漁場の位置　　呉市広長浜４丁目地先

漁場の区域　　次の１アを結んだ直線とアイを距岸150メートルで結んだ線とイ４を結んだ直線と２・３を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基　点　1　　呉市広黄幡町広弾薬庫１号突堤の南側付け根

〃　　2　　３から呉市広小坪西側船だまり北側護岸を西側に延長した線と道路護岸との交点

〃　　3　　広小坪西側船だまり北側護岸西角（河口左岸角）

〃　　4　　広小坪と呉市仁方町との海岸線における境界（広小坪２丁目17－６番地南側標柱）

ア　　１から呉市阿賀町情島北端を見通す線と距岸 150 メートルの線との交点

イ　　２から呉市下蒲刈町尾ノ鼻を見通す線と距岸 150 メートルの線との交点

3　関係地区　　呉市広横路１～４丁目，広大広１・２丁目，広石内１～４丁目，広弁天橋町，広三芦１・２丁目，広中迫町，広塩焼１・２丁目，広町田１・２丁目，広徳丸町，広古新開１～９丁目，広文化町，広末広１・２丁目，広本町１～３丁目，広中新開１～３丁目，広吉松１・２丁目，広杭本町，広駅前１・２丁目，広大新開１～３丁目，広両谷１～３丁目，広白石１～４丁目，広名田１・２丁目，広白岳１～６丁目，広津久茂町，広長浜１～５丁目，広黄幡町，広小坪１・２丁目，広中町，広多賀谷１～３丁目，阿賀南１丁目，阿賀中央４・５丁目

1　公示番号　　共第２０１号

2　免許の内容たるべき事項

（1）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第２種共同漁業　　いそ建・も建網漁業　　1 月 1 日から 12 月 31 日まで

（2）漁場の位置及び区域

漁場の位置　　呉市広長浜４丁目地先

漁場の区域　　次の１アを結んだ直線とアイを距岸 150 メートルで結んだ線とイ４を結んだ直線と２・３を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし，長浜港の区域及び共第２０２号の区域を除く。

基　点　1　　呉市広黄幡町石ヶ鼻南端

〃　　2　　３から呉市広小坪西側船だまり北側護岸を西側に延長した線と道路護岸との交点

〃　　3　　広小坪西側船だまり北側護岸西角（河口左岸角）

〃　　4　　〃　　と呉市仁方町との海岸線における境界（広小坪２丁目 17－6 番地南側標柱）

ア　　１から呉市阿賀町情島北端を見通す（218 度）線と距岸 150 メートルの線との交点

イ　　２から呉市下蒲刈町尾ノ鼻を見通す線と距岸 150 メートルの線との交点

3　関係地区　　呉市広横路１～４丁目，広大広１・２丁目，広石内１～４丁目，広弁天橋町，広三芦１・２丁目，広中迫町，広塩焼１・２丁目，

広町田１・２丁目，広徳丸町，広古新開１～９丁目，広文化町，広末広１・２丁目，広本町１～３丁目，広中新開１～３丁目，広吉松１・２丁目，広杭本町，広駅前１・２丁目，広大新開１～３丁目，広両谷１～３丁目，広白石１～４丁目，広名田１・２丁目，広白岳１～６丁目，広津久茂町，広長浜１～５丁目，広黄幡町，広小坪１・２丁目，広中町，広多賀谷１丁目～３丁目，阿賀南１丁目，阿賀中央４・５丁目

１　公示番号　　共第２０２号

２　免許の内容たるべき事項

（１）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第３種共同漁業　　つきいそ漁業　　1 月 1 日から 12 月 31 日まで

（２）漁場の位置及び区域

漁場の位置　　呉市広長浜５丁目地先（アラメノ鼻）

漁場の区域　　次のアを中心とした半径 100 メートルの円周によって囲まれた区域

基　点　１　　アラメノ鼻

ア　　１から呉市倉橋町亀ヶ首を見通す（197 度）線上 200 メートルの所

３　関係地区　　呉市広横路１～４丁目，広大広１・２丁目，広石内１～４丁目，広弁天橋町，広三芦１・２丁目，広中迫町，広塩焼１・２丁目，広町田１・２丁目，広徳丸町，広古新開１～９丁目，広文化町，広末広１・２丁目，広本町１～３丁目，広中新開１～３丁目，広吉松１・２丁目，広杭本町，広駅前１・２丁目，広大新開１～３丁目，広両谷１～３丁目，広白石１～４丁目，広名田１・２丁目，広白岳１～６丁目，広津久茂町，広長浜１～５丁目，広黄幡町，広小坪１・２丁目，広中町，広多賀谷１～３丁目，阿賀南１丁目，阿賀中央４・５丁目

１　公示番号　　共第２０３号

２　免許の内容たるべき事項

（１）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第１種共同漁業　　あさり漁業　　1 月 1 日から 12 月 31 日まで

なまこ漁業　　〃

しゃこ漁業　　〃

えむし漁業　　〃

（２）漁場の位置及び区域

漁場の位置　　呉市仁方町地先

漁場の区域　　次の１アを結んだ直線とアイを距岸 150 メートルで結んだ線とイ２を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域及び３・４を結んだ直線から下流の錦川の区域と５・６を結んだ直線から下流の汐込川の区域。ただし，仁方港桟橋に通じる航路の区域を除く。

基　点　１　呉市広小坪と仁方町との海岸線における境界（広小坪２丁目 17-６番地南側標柱）

〃　　２　仁方町と呉市川尻町との海岸線における境界

〃　　３　呉市仁方錦町錦川大師橋上流川右岸付け根から上流へ 140 メートルの所

〃　　４　〃　左岸付け根から上流へ 140 メートルの所

〃　　５　〃　仁方本町３丁目汐込川港橋下流川右岸付け根

〃　　６　〃　左岸付け根

ア　　１から呉市下蒲刈町尾ノ鼻を見通す線と距岸 150 メートルの線との交点

イ　　２から下蒲刈町白崎鼻北東端を見通す（174 度 30 分）線と距岸 150 メートルの線との交点

３　関係地区　　呉市仁方町，仁方本町，仁方錦町，仁方宮上町，仁方西神町，仁方皆実町，仁方大歳町，仁方中筋町，仁方桟橋通

１　公示番号　　共第２０４号

２　免許の内容たるべき事項

（１）

漁業種類	名　称	時　期
第２種共同漁業	いそ建・も建網漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで

（２）漁場の位置及び区域

漁場の位置　　呉市仁方町戸田地先

漁場の区域　　次の１アを結んだ直線とアイを距岸 150 メートルで結んだ線とイ２を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基　点　１　仁方町と呉市広小坪との海岸線における境界（広小坪２丁目 17-６番地南側標柱）

〃　　２　戸田宮の鼻

ア　　１から呉市下蒲刈町尾ノ鼻を見通す線と距岸 150 メートルの線との交点

イ　　２から下蒲刈町大久保西の鼻を見通す（135 度）線と距岸 150 メートルの線との交点

3　関係地区　　呉市仁方町，仁方本町，仁方錦町，仁方宮上町，仁方西神町，仁方皆実町，仁方大歳町，仁方中筋町，仁方桟橋通

1　公示番号　　共第２０５号

2　免許の内容たるべき事項

（1）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第２種共同漁業　　いそ建・も建網漁業　　1 月 1 日から 12 月 31 日まで

（2）漁場の位置及び区域

漁場の位置　　呉市仁方皆実町，仁方本町地先

漁場の区域　　次の１ア，アイを結んだ 2 直線とイウを距岸 150 メートルで結んだ線とウ３を結んだ直線と４・５を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし，仁方港桟橋に通じる航路の区域を除く。

基　点　1　　仁方皆実町船だまり南側防波堤東側付け根

〃　　2　　仁方本町３丁目舟川河口右岸角（汐込川河口左岸側船だまり東側防波堤東側付け根から護岸沿い東へ 75 メートルの所）

〃　　3　　呉市川尻町と呉市仁方町との海岸線における境界

〃　　4　　仁方港旧フェリー乗り場敷地東角から護岸沿い上流側へ 100 メートルの所

〃　　5　　仁方本町３丁目汐込川河口左岸側船だまり西側防波堤突端

ア　　２から１を見通す線上 250 メートルの所

イ　　〃　　仁方町おつゆが鼻を見通す（183 度 30 分）線と距岸 150 メートルの線との交点

ウ　　３から呉市下蒲刈町白崎鼻北東端を見通す（174 度 30 分）線と距岸 150 メートルの線との交点

3　関係地区　　呉市仁方町，仁方本町，仁方錦町，仁方宮上町，仁方西神町，仁方皆実町，仁方大歳町，仁方中筋町，仁方桟橋通

1　公示番号　　共第２０６号

2　免許の内容たるべき事項

（1）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第３種共同漁業　　つきいそ漁業　　1 月 1 日から 12 月 31 日まで

（2）漁場の位置及び区域

漁場の位置　　呉市仁方町戸田地先

漁場の区域　次のアエを結んだ直線とエウを距岸 200 メートルで結んだ線とウイを結んだ直線とイアを距岸 30 メートルで結んだ線とによって囲まれた区域

基　点　1　戸田宮の鼻

〃　　2　仁方町おつゆが鼻

ア　１から呉市下蒲刈町大久保西の鼻を見通す（135 度）線と距岸 30 メートルの線との交点

イ　２から仁方町戸浜三黒鼻北西端を見通す（60 度）線と距岸 30 メートルの線との交点

ウ　〃　200 メートルの線との交点

エ　１から大久保西の鼻を見通す（135 度）線と距岸 200 メートルの線との交点

3　関係地区　呉市仁方町，仁方本町，仁方錦町，仁方宮上町，仁方西神町，仁方皆実町，仁方大歳町，仁方中筋町，仁方桟橋通

1　公示番号　共第２０７号

2　免許の内容たるべき事項

（1）漁業種類　名　称　時　期

第４種共同漁業　たい寄魚漁業　1 月 1 日から 12 月 31 日まで

（2）漁場の位置及び区域

漁場の位置　呉市仁方町地先

漁場の区域　次のアを中心とした半径 300 メートルの円周によって囲まれた区域

基　点　1　仁方町戸浜三黒鼻北西端

ア　１から仁方町重岩護岸突端の灯台を見通す線上 600 メートルの所

3　関係地区　呉市仁方町，仁方本町，仁方錦町，仁方宮上町，仁方西神町，仁方皆実町，仁方大歳町，仁方中筋町，仁方桟橋通

1　公示番号　共第２０８号

2　免許の内容たるべき事項

（1）漁業種類　名　称　時　期

第１種共同漁業　あさり漁業　1 月 1 日から 12 月 31 日まで

なまこ漁業　〃

えむし漁業　〃

わかめ漁業　〃

（２）漁場の位置及び区域

漁場の位置　　呉市川尻町地先

漁場の区域　　次の１アを結んだ直線とアイを距岸（川尻町女猫島を含む）200メートルで結んだ線とイ２を結んだ直線と３・４，５・６をそれぞれ結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし，川尻町柏島距岸 150 メートルの区域を除く。

基　点　１　　呉市仁方町と川尻町との海岸線における境界

〃　　２　　川尻町神田造船所敷地南角（大才川河口左岸角）

〃　　３　　〃　　西１丁目江の川江の川大橋下流側右岸付け根

〃　　４　　〃　　左岸付け根

〃　　５　　〃　　光明寺川河口の歩道橋（下流から１番目）下流側右岸付け根

〃　　６　　〃　　左岸付け根

ア　　１から呉市下蒲刈町白崎鼻北東端を見通す線と距岸 200 メートルの線との交点

イ　　２から神田造船所南側護岸に直角に引いた線と距岸 200 メートルの線との交点

３　関係地区　　呉市川尻町

１　公示番号　　共第２０９号

２　免許の内容たるべき事項

（１）

漁業種類	名　称	時　期
第１種共同漁業	あさり漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	なまこ漁業	〃
	えむし漁業	〃
	わかめ漁業	〃

（２）漁場の位置及び区域

漁場の位置　　呉市川尻町，安浦町安登地先

漁場の区域　　次の１アを結んだ直線とアイを距離 200 メートルで結んだ線とイ２を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし，３・４，４エ，エウを結んだ３直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

基　点　１　　川尻町神田造船所敷地南側護岸東端（道路護岸との接点）から護岸沿い南西へ 60 メートルの所

〃　　２　　安浦町三津口と安登との海岸線における境界（カジ石の鼻から南

へ１番目の鼻）

〃　３　〃　仕形仕形川河口右岸角

〃　４　〃　左岸角から護岸沿い東へ 13 メートルの所

ア　１から神田造船所敷地南側護岸に直角に引いた線と距岸 200 メートルの線との交点

イ　２から安浦町横島北端を見通す線と距岸 200 メートルの線との交点

ウ　エから 207 度の線と最大高潮時海岸線との交点

エ　４から 140 度 130 メートルの所

３　関係地区　呉市川尻町

１　公示番号　共第２１０号

２　免許の内容たるべき事項

（１）漁業種類　名　称　時　期

第１種共同漁業　あさり漁業　1 月 1 日から 12 月 31 日まで

なまこ漁業　〃

えむし漁業　〃

さざえ漁業　〃

わかめ漁業　〃

（２）漁場の位置及び区域

漁場の位置　呉市川尻町柏島地先

漁場の区域　柏島距岸 150 メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

３　関係地区　呉市川尻町

１　公示番号　共第２１１号

２　免許の内容たるべき事項

（１）漁業種類　名　称　時　期

第２種共同漁業　いそ建・も建網漁業　1 月 1 日から 12 月 31 日まで

（２）漁場の位置及び区域

漁場の位置　呉市川尻町地先

漁場の区域　次の１アを結んだ直線とアイを距岸（川尻町女猫島を含む。）200 メートルで結んだ線とイ２を結んだ直線と３・４を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし，川尻町柏島距岸 150 メートルの区域を除く。

基　点　１　呉市仁方町と川尻町との海岸線における境界

〃　　2　川尻町神田造船所敷地南角（大才川河口左岸角）
〃　　3　〃　光明寺川河口の歩道橋（下流から１番目）下流側右岸付け根
〃　　4　〃　左岸付け根
ア　１から呉市下蒲刈町白崎鼻北東端を見通す線と距岸 200 メートルの線との交点
イ　２から神田造船所敷地南側護岸に直角に引いた線と距岸 200 メートルの線との交点

３　関係地区　呉市川尻町

１　公示番号　共第２１２号
２　免許の内容たるべき事項
（１）漁業種類　名　称　時　期
第２種共同漁業　いそ建・も建網漁業　1 月 1 日から 12 月 31 日まで
（２）漁場の位置及び区域
漁場の位置　呉市川尻町，安浦町安登地先
漁場の区域　次の１アを結んだ直線とアイを距岸 200 メートルで結んだ線とイウを結んだ直線とウエを距岸 300 メートルで結んだ線とエ４を結んだ直線と５・６を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし，７・８，８カ，カオを結んだ 3 直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。
基　点　1　川尻町神田造船所敷地南側護岸東端（道路護岸との接点）から護岸沿い南西へ 60 メートルの所
〃　　2　〃　小用と川尻町東２丁目との海岸線における境界
〃　　3　安浦町安登一本松の鼻
〃　　4　〃　横島南端
〃　　5　〃　北端
〃　　6　〃　三津口と安登との海岸線における境界（カジ石の鼻から南へ１番目の鼻）
〃　　7　〃　仕形仕形川河口右岸角
〃　　8　〃　左岸角から護岸沿い東へ 13 メートルの所
ア　１から神田造船所敷地南側護岸に直角に引いた線と距岸 200 メートルの線との交点
イ　２から呉市下蒲刈町田戸の鼻を見通す線と距岸 200 メートルの線との交点

ウ　　〃　　300メートルの線との交点

エ　　３から４を見通す線と距岸300メートルの線との交点

オ　　カから270度の線と最大高潮時海岸線との交点

カ　　７から140度130メートルの所

3　関係地区　　呉市川尻町

1　公示番号　　共第２１３号

2　免許の内容たるべき事項

（1）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第２種共同漁業　　いそ建・も建網漁業　　1月1日から12月31日まで

（2）漁場の位置及び区域

漁場の位置　　呉市川尻町柏島地先

漁場の区域　　柏島距岸150メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし，共第２１４号の区域を除く。

3　関係地区　　呉市川尻町

1　公示番号　　共第２１４号

2　免許の内容たるべき事項

（1）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第３種共同漁業　　つきいそ漁業　　1月1日から12月31日まで

（2）漁場の位置及び区域

漁場の位置　　呉市川尻町地先

漁場の区域　　次のアを中心とした半径150メートルの円周によって囲まれた区域

基　点　1　　川尻町岩戸胡子神社の鼻

ア　　１から川尻町柏島北西端を見通す線上400メートルの所

3　関係地区　　呉市川尻町

1　公示番号　　共第２１５号

2　免許の内容たるべき事項

（1）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第４種共同漁業　　たい寄魚漁業　　3月1日から10月31日まで

（2）漁場の位置及び区域

漁場の位置　　呉市川尻町女猫島地先

漁場の区域　　次の１ア，アイ，イ２を結んだ３直線と最大高潮時海岸線とによ

って囲まれた区域

基　点　1　川尻町小仁方アジが浜南の鼻（女猫島の対岸）

〃　2　〃　犬戻ケ鼻

ア　1から呉市下蒲刈町白崎鼻北東端を見通す線上400メートルの所

イ　2から呉市蒲刈町ねずみ石（立岩から西に1番目の鼻）を見通す線上400メートルの所

3　関係地区　呉市川尻町，下蒲刈町，蒲刈町，仁方町，仁方本町，仁方錦町，仁方宮上町，仁方西神町，仁方皆実町，仁方大歳町，仁方中筋町，仁方桟橋通

1　公示番号　共第２１６号

2　免許の内容たるべき事項

（1）漁業種類　名　称　時　期

第1種共同漁業　あさり漁業　1月1日から12月31日まで

なまこ漁業　〃

えむし漁業　〃

（2）漁場の位置及び区域

漁場の位置　呉市安浦町横島地先

漁場の区域　次の1アを結んだ直線とアイを距岸100メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基　点　1　横島北端

〃　2　〃　東端

ア　1から安浦町カジ石の鼻から南へ1番目の鼻（三津口と安登との海岸線における境界）を見通す線と距岸100メートルの線との交点

イ　2から安浦町馬島西端を見通す線と距岸100メートルの線との交点

3　関係地区　呉市安浦町三津口，内海

1　公示番号　共第 ２１７号

2　免許の内容たるべき事項

（1）漁業種類　名　称　時　期

第1種共同漁業　あさり漁業　1月1日から12月31日まで

なまこ漁業　〃

えむし漁業　〃

（2）漁場の位置及び区域

漁場の位置　　呉市安浦町地先

漁場の区域　　次の１アを結んだ直線とアイを距岸（安浦町柏島，安浦町馬島，安浦町小熊島距岸 300 メートル並びに安浦町碇磯及び安浦町アミダ磯を中心とした半径 250 メートルの円弧によって囲まれた区域を含む。）300 メートルで結んだ線とイ２を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域及びウエを結んだ直線から下流の野呂川の区域。ただし，次の除外区域を除く。

基　点　１　　安浦町カジ石の鼻から南へ１番目の鼻（三津口と安登との海岸線における境界）

〃　　２　　〃　　と東広島市安芸津町との海岸線における境界

ア　　１から安浦町横島北端を見通す線と距岸 300 メートルの線との交点

イ　　２から豊田郡大崎上島町来島東端を見通す線と距岸 300 メートルの線との交点

ウ　　安浦町野呂川安浦大橋下流川右岸付け根

エ　　〃　　左岸付け根

除外区域１　　次の１ア，アイ，イ２を結んだ 3 直線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

基　点　１　　安浦町小日之浦池の北西側樋門中央から護岸沿い南東へ 38 メートルの所

〃　　２　　１から 330 度 97 メートルの所

ア　　１から 70 度 135 メートルの所

イ　　アから 340 度 95 メートルの所

除外区域２　　次のアイ，イウ，ウエを結んだ 3 直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基　点　１　　深浦三等三角点（標高 153.34 メートル）

ア　　１から 247 度 58 分 04 秒 1,594.69 メートルの所

イ　　アから 137 度 30 分 48 秒 70.00 メートルの所

ウ　　イから 227 度 30 分 45 秒 6.00 メートルの所

エ　　ウから 317 度 30 分 48 秒 70.00 メートルの所

３　関係地区　　呉市安浦町三津口，内海

１　公示番号　　共第２１８号

２　免許の内容たるべき事項

（１）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第１種共同漁業　　えむし漁業　　1 月 1 日から 12 月 31 日まで

（２）漁場の位置及び区域

漁場の位置　　呉市安浦町地先

漁場の区域　　次のアイを距岸 300 メートルで結んだ線とイウ，ウエを結んだ２直線とエオを安浦町馬島，安浦町小熊島の北側距岸及び安浦町柏島の東側距岸 300 メートルで結んだ線とオアを結んだ直線とによって囲まれた区域

基　点　１　　安浦町仏崎（護岸の排水管の所）

〃　　２　　〃　　と東広島市安芸津町との海岸線における境界

〃　　３　　柏島北端

〃　　４　　馬島三台石

ア　　１から３を見通す線と距岸 300 メートルの線との交点

イ　　２から豊田郡大崎上島町来島東端を見通す線と距岸 300 メートルの線との交点

ウ　　〃　　４から安芸津町小芝島南端を見通す線との交点

エ　　４から小芝島南端を見通す線と距岸 300 メートルの線との交点

オ　　３から１を見通す線と距岸 300 メートルの線との交点

３　関係地区　　呉市安浦町三津口，内海

１　公示番号　　共第２１９号

２　免許の内容たるべき事項

（１）

漁業種類	名　　称	時　　期
第２種共同漁業	いそ建・も建網漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	つぼ網漁業	〃

（２）漁場の位置及び区域

漁場の位置　　呉市安浦町地先

漁場の区域　　次の１・２を結んだ直線と３ア，アイ，イウ，ウエ，エ５を結んだ 5 直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし，６オ，オカ，カ７を結んだ 3 直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

基　点　１　　安浦町カジ石の鼻から南へ１番目の鼻（三津口と安登との海岸線における境界）

〃　　２　　〃　　横島北端

〃　　３　　〃　　東端

〃　　４　　〃　　馬島南端

〃　　５　　〃　　と東広島市安芸津町との海岸線における境界

〃　　6　〃　小日之浦池の北西側樋門中央から護岸沿い南東へ 38 メートルの所
〃　　7　6から 330 度 97 メートルの所
ア　　1から豊田郡大崎上島町津久賀島北西端を見通す線上 500 メートルの所
イ　　4から大崎上島町来島西端を見通す線上 200 メートルの所
ウ　　〃　津久賀島北西端を見通す線上 300 メートルの所
エ　　5から来島東端を見通す線上 500 メートルの所
オ　　6から 70 度 135 メートルの所
カ　　オから 340 度 95 メートルの所

3　関係地区　　呉市安浦町三津口，内海

1　公示番号　　共第２２０号
2　免許の内容たるべき事項
（1）漁業種類　　名　　称　　時　　期
第２種共同漁業　　白魚やな漁業　　2 月 1 日から 5 月 20 日まで
（2）漁場の位置及び区域
漁場の位置　呉市安浦町内海地先
漁場の区域　次の１・２を結んだ直線と３・４を結んだ直線と５・６を結んだ直線と７・８を結んだ直線と護岸とによって囲まれた野呂川，中切川，中畑川の区域
基　点　1　安浦町中畑川八千代橋下流側右岸付け根
〃　　2　〃　左岸付け根
〃　　3　〃　野呂川内海大橋下流側右岸付け根
〃　　4　〃　左岸付け根
〃　　5　〃　中切川住吉橋下流側右岸付け根
〃　　6　〃　左岸付け根
〃　　7　〃　野呂川安浦大橋上流側右岸付け根
〃　　8　〃　左岸付け根
3　関係地区　　呉市安浦町三津口，内海

1　公示番号　　共第２２１号
2　免許の内容たるべき事項
（1）漁業種類　　名　　称　　時　　期
第４種共同漁業　　たい寄魚漁業　　4 月 1 日から 7 月 31 日まで
（2）漁場の位置及び区域

漁場の位置　　呉市安浦町地先

漁場の区域　　次のアを中心とした半径150メートルの円周によって囲まれた区域

基　点　１　　安浦町カジ石の鼻

ア　　１から124度300メートルの所

３　関係地区　　呉市安浦町三津口，内海

１　公示番号　　共第２２２号

２　免許の内容たるべき事項

（１）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第１種共同漁業	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで
	えむし漁業	〃
	さざえ漁業	〃
	あわび類漁業	〃
	ひじき漁業	〃
	わかめ漁業	〃

（２）漁場の位置及び区域

漁場の位置　　呉市豊町，豊浜町地先

漁場の区域　　次のアイ，イウ，ウエ，エオ，オカ，カキ，キク，クケ，ケコ，コサ，サシ，シス，スセ，セソ，ソタ，タチ，チアを結んだ17直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし，次の除外区域を除く。

基　点　１　　豊町大長初崎

〃　　２　　愛媛県今治市岡村島戸町鼻

〃　　３　　大長中ノ島（大島）南東端の鼻

〃　　４　　〃　小島東側エビスガモト鼻

〃　　５　　〃　　南端

〃　　６　　豊町御手洗の北東端

〃　　７　　岡村島観音崎

〃　　８　　豊浜町斎島南東端

〃　　９　　〃　　南西端

〃　１０　　〃　　二窓島西側の島（下二窓島）の高

〃　１１　　〃　　尾久比島重子岩

〃　１２　　〃　　豊島南西端から北へ１番目の鼻

〃　１３　　〃　　代間飛石

〃　１４　　〃　　北端

〃	１５	豊町三角島カセイ鼻
ア		１から豊田郡大崎上島町明石香勾鼻を見通す線の中央点
イ		２から 304 度 30 分 170 メートルの所
ウ		３から岡村島戸町南の鼻を見通す線の中央点
エ		４から 44 度の線の対岸との中央点
オ		５から岡村島白潟カナクソ鼻を見通す線上 180 メートルの所
カ		６からカナクソ鼻を見通す線の中央点
キ		７から愛媛県小安居島の高を見通す線上 600 メートルの所
ク		８から 174 度 500 メートルの所
ケ		９から 219 度 600 メートルの所
コ		１０から 264 度 400 メートルの所
サ		〃　　呉市蒲刈町大子島南西端を見通す線の中央点
シ		１１から大子島北東端を見通す線の中央点
ス		１２から大子島北東端を見通す線の中央点
セ		１３から 264 度の線の対岸との中央点
ソ		１４から呉市川尻町柏島南端を見通す線上 400 メートルの所
タ		〃　　大崎上島町来島東端を見通す線上 400 メートルの所
チ		１５から大崎上島町大串と明石との海岸線における境界を見通す線の中央点
除外区域１		次の１ア，アイ，イウ，ウエ，エオ，オカ，カキ，キク，クケ，ケコ，コサ，サシ，シス，スセ，セソ，ソタ，タチ，チツ，ツテ，テト，トナ，ナニ，ニヌ，ヌネ，ネ２を結んだ 25 直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基　点	１	豊町大長初崎の鼻から護岸沿い北西へ 130 メートルの所
〃	２	〃　築地の鼻東端から護岸沿い南西へ 25 メートルの所
ア		１から築地の鼻東端を見通す（327 度 10 分）線上 136 メートルの所
イ		アの地点から北東 3 度 40 分の線上 4 メートルの所
ウ		イの地点から北西 327 度 10 分の線上 28 メートルの所
エ		ウの地点から北東 57 度 10 分の線上 12 メートルの所
オ		エの地点から南東 147 度 10 分の線上 12 メートルの所
カ		オの地点から北東 57 度 10 分の線上 15 メートルの所
キ		カの地点から北西 321 度 10 分の線上 30 メートルの所
ク		キの地点から南西 231 度 10 分の線上 15 メートルの所
ケ		クの地点から南東 147 度 10 分の線上 12 メートルの所
コ		ケの地点から南西 237 度 10 分の線上 12 メートルの所

サ　　コの地点から北西 327 度 10 分の線上 34 メートルの所
シ　　サの地点から南西 237 度 10 分の線上 3 メートルの所
ス　　シの地点から北東 327 度 10 分の線上 27 メートルの所
セ　　スの地点から南西 237 度 10 分の線上 11 メートルの所
ソ　　セの地点から南東 150 度 30 分の線上 30 メートルの所
タ　　ソの地点から南西 237 度 10 分の線上 47 メートルの所
チ　　タの地点から北東 327 度 10 分の線上 35 メートルの所
ツ　　チの地点から北東 25 度 10 分の線上 28 メートルの所
テ　　ツの地点から北東 49 度 40 分の線上 23 メートルの所
ト　　テの地点から北西 326 度 50 分の線上 11 メートルの所
ナ　　トの地点から北東 56 度 0 分の線上 25 メートルの所
ニ　　ナの地点から北西 326 度 0 分の線上 6 メートルの所
ヌ　　ニの地点から南西 236 度 0 分の線上 14 メートルの所
ネ　　ヌの地点から南西 230 度 0 分の線と２からタの地点を見通す(160 度 0 分）線との交点

除外区域２　次のアイ，イウ，ウエ，エオを結んだ４直線によって囲まれた区域

基　点　１　豊浜町字代間 2338-1 と 2337-1 の境界から海に向かう排水管流出口

ア　　１から 194.5 度 15 メートルの所
イ　　〃　　228.5 度 19 メートルの所
ウ　　〃　　206 度 44 メートルの所
エ　　〃　　191.5 度 42 メートルの所

３　関係地区　　呉市豊浜町，豊町

１　公示番号　　共第２２３号

２　免許の内容たるべき事項

（１）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第２種共同漁業　　いそ建・も建網漁業　　1 月 1 日から 12 月 31 日まで

（２）漁場の位置及び区域

漁場の位置　呉市豊町，豊浜町地先

漁場の区域　次のアイ，イウ，ウエ，エオ，オカ，カキ，キク，クケ，ケコ，コサ，サシ，シス，スセ，セソ，ソタ，タチ，チアを結んだ 17 直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし，次の除外区域及び共第２２５号，共第２２６号，共２２７号，共２２８，共第２２９号，共第２３０号，共第２３１号，共第２３２号，

共第２３３号の区域を除く。

基　点　１	豊町大長初崎
〃　　２	愛媛県今治市岡村島戸町鼻
〃　　３	大長中ノ島（大島）南東端の鼻
〃　　４	〃　小島東側エビスガモト鼻
〃　　５	〃　　南端
〃　　６	豊町御手洗の北東端
〃　　７	岡村島観音崎
〃　　８	豊浜町斎島南東端
〃　　９	〃　　南西端
〃　１０	〃　二窓島西側の島（下二窓島）の高
〃　１１	〃　尾久比島重子岩
〃　１２	〃　豊島南西端から北へ１番目の鼻
〃　１３	〃　　代間飛石
〃　１４	〃　　北端
〃　１５	豊町三角島カセイ鼻
ア	１から豊田郡大崎上島町明石香勾鼻を見通す線の中央点
イ	２から 304 度 30 分 170 メートルの所
ウ	３から岡村島戸町南の鼻を見通す線の中央点
エ	４から 44 度の線の対岸との中央点
オ	５から岡村島白潟カナクソ鼻を見通す線上 180 メートルの所
カ	６からカナクソ鼻を見通す線の中央点
キ	７から愛媛県松山市小安居島の高を見通す線上 600 メートルの所
ク	８から 174 度 500 メートルの所
ケ	９から 219 度 600 メートルの所
コ	１０から 264 度 400 メートルの所
サ	〃　　呉市蒲刈町大子島南西端を見通す線の中央点
シ	１１から大子島北東端を見通す線の中央点
ス	１２から大子島北東端を見通す線の中央点
セ	１３から 264 度の線の対岸との中央点
ソ	１４から呉市川尻町柏島南端を見通す線上 400 メートルの所
タ	〃　　大崎上島町来島東端を見通す線上 400 メートルの所
チ	１５から大崎上島町大串と同町明石との海岸線における境界を見通す線上その中央点
除外区域１	次の１ア，アイ，イウ，ウエ，エオ，オカ，カキ，キク，クケ，ケコ，コサ，サシ，シス，スセ，セソ，ソタ，タチ，チツ，ツテ，

テト，トナ，ナニ，ニヌ，ヌネ，ネ２を結んだ25直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基　点　１　豊町大長初崎の鼻から護岸沿い北西へ130メートルの所

〃　　２　〃　　築地の鼻東端から護岸沿い南西へ25メートルの所

ア　１から築地の鼻東端を見通す（327度10分）線上136メートルの所

イ　アの地点から北東3度40分の線上4メートルの所

ウ　イの地点から北西327度10分の線上28メートルの所

エ　ウの地点から北東57度10分の線上12メートルの所

オ　エの地点から南東147度10分の線上12メートルの所

カ　オの地点から北東57度10分の線上15メートルの所

キ　カの地点から北西321度10分の線上30メートルの所

ク　キの地点から南西231度10分の線上15メートルの所

ケ　クの地点から南東147度10分の線上12メートルの所

コ　ケの地点から南西237度10分の線上12メートルの所

サ　コの地点から北西327度10分の線上34メートルの所

シ　サの地点から南西237度10分の線上3メートルの所

ス　シの地点から北東327度10分の線上27メートルの所

セ　スの地点から南西237度10分の線上11メートルの所

ソ　セの地点から南東150度30分の線上30メートルの所

タ　ソの地点から南西237度10分の線上47メートルの所

チ　タの地点から北東327度10分の線上35メートルの所

ツ　チの地点から北東25度10分の線上28メートルの所

テ　ツの地点から北東49度40分の線上23メートルの所

ト　テの地点から北西326度50分の線上11メートルの所

ナ　トの地点から北東56度0分の線上25メートルの所

ニ　ナの地点から北西326度0分の線上6メートルの所

ヌ　ニの地点から南西236度0分の線上14メートルの所

ネ　ヌの地点から南西230度0分の線と２からタの地点を見通す(160度0分）線との交点

除外区域２　次のアイ，イウ，ウエ，エオを結んだ4直線によって囲まれた区域

基　点　１　豊浜町字代間2338-1と2337-1の境界から海に向かう排水管流出口

ア　１から194.5度15メートルの所

イ　〃　228.5度19メートルの所

ウ　　〃　206度44メートルの所
エ　　〃　191.5度42メートルの所
3　関係地区　　呉市豊町，豊浜町

1　公示番号　　共第２２４号
2　免許の内容たるべき事項
（1）漁業種類　　名　　称　　時　　期
第３種共同漁業　　つきいそ漁業　　1月1日から12月31日まで
（2）漁場の位置及び区域
漁場の位置　　呉市豊浜町三角島地先（だんの洲）
漁場の区域　　次のアを中心とした半径150メートルの円周によって囲まれた区域
基　点　1　　呉市豊町三角島北端（丸石）
〃　　2　　〃　豊浜町大浜野賀の鼻
ア　　１から呉市川尻町柏島南東端を見通す線と２から豊田郡大崎上島町来島西端を見通す線との交点
3　関係地区　　呉市豊町，豊浜町

1　公示番号　　共第２２５号
2　免許の内容たるべき事項
（1）漁業種類　　名　　称　　時　　期
第３種共同漁業　　つきいそ漁業　　1月1日から12月31日まで
（2）漁場の位置及び区域
漁場の位置　　呉市豊浜町豊島地先（山崎漁場）
漁場の区域　　次のアを中心とした半径100メートルの円周によって囲まれた区域
基　点　1　　豊浜町豊島北端
ア　　１と呉市川尻町柏島南東端を結ぶ延長線と呉市豊町久比ぼうじの鼻と豊町三角島カメンドの鼻を結ぶ延長線との交点
3　関係地区　　呉市豊町，豊浜町

1　公示番号　　共第２２６号
2　免許の内容たるべき事項
（1）漁業種類　　名　　称　　時　　期
第３種共同漁業　　つきいそ漁業　　1月1日から12月31日まで
（2）漁場の位置及び区域

漁場の位置　　呉市豊浜町尾久比島地先（のんどろ漁場）
漁場の区域　　次のアを中心とした半径150メートルの円周によって囲まれた区域
基　点　１　　豊浜町鴨瀬燈標
ア　　１と呉市下蒲刈町下黒島の高を結ぶ延長線と豊浜町内浦地区南側船だまりの南側防波堤南側付け根から愛媛県松山市小安居島の高を見通す線との交点

３　関係地区　　呉市豊町，豊浜町

１　公示番号　　共第２２７号
２　免許の内容たるべき事項
（１）漁業種類　　名　　称　　時　　期
第３種共同漁業　　つきいそ漁業　　1月1日から12月31日まで
（２）漁場の位置及び区域
漁場の位置　　呉市豊浜町斎島地先（ごうの洲漁場）
漁場の区域　　次のアを中心とした半径150メートルの円周によって囲まれた区域
基　点　１　　斎島南東端
ア　　１から呉市豊町沖友神の鼻を見通す線と豊浜町豊島内浦地区南側船だまりの南側防波堤南側付け根と豊浜町大浜野賀の鼻を結ぶ延延長線との交点
３　関係地区　　呉市豊町，豊浜町

１　公示番号　　共第２２８号
２　免許の内容たるべき事項
（１）漁業種類　　名　　称　　時　　期
第３種共同漁業　　つきいそ漁業　　1月1日から12月31日まで
（２）漁場の位置及び区域
漁場の位置　　呉市豊浜町豊島地先（山崎洲漁場）
漁場の区域　　次のアを中心とした半径150メートルの円周によって囲まれた区域
基　点　１　　豊島山崎串が鼻（山崎地区北側埋立地北側付け根から護岸沿い北へ13メートルの排水管の所）
ア　　１から豊浜町三角島長崎鼻を見通す線の中央点
３　関係地区　　呉市豊浜町，豊町

1　公示番号　　共第２２９号

2　免許の内容たるべき事項

（1）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第３種共同漁業　　つきいそ漁業　　1月1日から12月31日まで

（2）漁場の位置及び区域

漁場の位置　　呉市豊浜町豊島小田地先

漁場の区域　　次のアを中央とした半径200メートルの円周によって囲まれた区域

基　点　1　　豊島小田防波堤突端

〃　　2　　豊浜町尾久比島内浜中の鼻

ア　　１から254度の線と２から呉市蒲刈町笹島東端を見通す線との交点

3　関係地区　　呉市豊浜町，豊町

1　公示番号　　共第２３０号

2　免許の内容たるべき事項

（1）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第３種共同漁業　　つきいそ漁業　　1月1日から12月31日まで

（2）漁場の位置及び区域

漁場の位置　　呉市豊浜町豊島高草地先（高草洲）

漁場の区域　　次のアを中心とした半径150メートルの円周によって囲まれた区域

基　点　1　　豊島高草（豊島南端）

ア　　１から豊浜町雀磯の高を見通す線の中央点

3　関係地区　　呉市豊浜町，豊町

1　公示番号　　共第２３１号

2　免許の内容たるべき事項

（1）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第３種共同漁業　　つきいそ漁業　　1月1日から12月31日まで

（2）漁場の位置及び区域

漁場の位置　　呉市豊浜町尾久比島地先

漁場の区域　　次のアを中心とした半径100メートルの円周によって囲まれた区域

基　点　1　　豊浜町豊島南西端

〃　　2　　尾久比島吹揚の鼻

ア　　１から豊浜町斎島東端を見通す線と２から豊浜町大浜野賀の鼻を見通す線との交点

3　関係地区　　呉市豊浜町，豊町

1　公示番号　　共第２３２号

2　免許の内容たるべき事項

（1）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第３種共同漁業　　つきいそ漁業　　1 月 1 日から 12 月 31 日まで

（2）漁場の位置及び区域

漁場の位置　　呉市豊浜町尾久比島地先（黒岩洲）

漁場の区域　　次のアを中心とした半径 150 メートルの円周によって囲まれた区域

基　点　1　　尾久比島の高（95 メートル）

ア　　１から105度の線と呉市豊町三角島76高地と豊浜町内浦地区南側船だまりの南側防波堤南側付け根を結ぶ延長線との交点

3　関係地区　　呉市豊浜町，豊町

1　公示番号　　共第２３３号

2　免許の内容たるべき事項

（1）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第３種共同漁業　　つきいそ漁業　　1 月 1 日から 12 月 31 日まで

（2）漁場の位置及び区域

漁場の位置　　呉市豊浜町尾久比島地先（がけの下漁場）

漁場の区域　　次のアを中心とした半径 150 メートルの円周によって囲まれた区域

基　点　1　　尾久比島カレイの鼻

ア　　１と豊浜町二窓島西側の島（下二窓島）の高を結ぶ延長線と豊浜町豊島王子埋立地南側付け根と豊田郡大崎上島町大崎上島 232 メートルの高を結ぶ延長線との交点

3　関係地区　　呉市豊浜町，豊町

1　公示番号　　共第２３４号

2　免許の内容たるべき事項

（1）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第４種共同漁業　　たい寄魚漁業　　5 月 1 日から 12 月 31 日まで

鳥付きこぎ釣漁業　　1 月 1 日から 4 月 30 日まで

（２）漁場の位置及び区域

漁場の位置　　呉市豊浜町尾久比島地先（下確漁場）

漁場の区域　　次の１ア，アイ，イウ，ウエ，エ３を結んだ5直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基　点　１　　尾久比島カレイの鼻

〃　　２　　豊浜町二窓島西側の島（下二窓島）の高

〃　　３　　尾久比島吹揚の鼻

ア　　１から豊浜町斎島北東端を見通す線上1,000メートルの所

イ　　〃　　愛媛県松山市安居島北西端を見通す線上1,000メートルの所

ウ　　２から呉市下蒲刈町上黒島南端を見通す線上400メートルの所

エ　　３から308度800メートルの所

３　関係地区　　呉市豊町，豊浜町

１　公示番号　　共第２３５号

２　免許の内容たるべき事項

（１）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第４種共同漁業　　たい寄魚漁業　　1月1日から12月31日まで

（２）漁場の位置及び区域

漁場の位置　　呉市豊浜町三角島地先（だんの洲）

漁場の区域　　次のアを中心とした半径400メートルの円周によって囲まれた区域。ただし，共第２２４号の区域を除く。

基　点　１　　呉市豊町三角島北端（丸石）

〃　　２　　豊浜町大浜野賀の鼻

ア　　１から呉市川尻町柏島南東端を見通す線と２から豊田郡大崎上島町来島西端を見通す線との交点

３　関係地区　　呉市豊浜町，豊町

１　公示番号　　共第２３６号

２　免許の内容たるべき事項

（１）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第４種共同漁業　　たい寄魚漁業　　1月1日から12月31日まで

すずき寄魚漁業　　〃

（２）漁場の位置及び区域

漁場の位置　　呉市豊町久比地先

漁場の区域　　次のアを中心とした半径300メートルの円周によって囲まれた区

域

基　点　1　豊町鍋島西端

〃　2　〃　久比ぼうじの鼻

ア　1から豊町三角島明神鼻を見通す線と2から豊田郡大崎上島町来島南端を見通す線との交点

3　関係地区　呉市豊浜町，豊町

1　公示番号　共第２３７号

2　免許の内容たるべき事項

（1）漁業種類　名　称　時　期

第４種共同漁業　たい寄魚漁業　1月1日から12月31日まで

（2）漁場の位置及び区域

漁場の位置　呉市豊浜町地先

漁場の区域　次のアイを結んだ直線とイウを距岸80メートルで結んだ線とウエを結んだ直線とエオを距岸80メートルで結んだ線とオアを結んだ直線とによって囲まれた区域

基　点　1　豊浜町豊島北端

〃　2　〃　高山の鼻（豊島港桟橋北側付け根から護岸沿いに北へ18メートルの護岸角）

〃　3　〃　三角島長崎鼻

〃　4　呉市豊町三角島カメンドの鼻

〃　5　豊浜町立花と豊町との海岸線における境界

〃　6　豊町久比西の鼻

ア　1から５を見通す線と３から２を見通す線との交点

イ　３から２を見通す線と距岸80メートルの線との交点

ウ　４から６を見通す線と距岸80メートルの線との交点

エ　６から４を見通す線と距岸80メートルの線との交点

オ　５から１を見通す線と距岸80メートルの線との交点

3　関係地区　呉市豊浜町，豊町

1　公示番号　共第２３８号

2　免許の内容たるべき事項

（1）漁業種類　名　称　時　期

第４種共同漁業　たい寄魚漁業　1月1日から12月31日まで

（2）漁場の位置及び区域

漁場の位置　呉市豊浜町大浜地先

漁場の区域　次の１ア，ア４，４イ，イ２を結んだ４直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基　点　１　豊浜町大浜馬乗西鼻

〃　２　〃　野賀の鼻

〃　３　〃　黒ドウワ

〃　４　〃　豊島観音平

ア　１から 258 度の線と４から豊浜町斎島いかりの鼻（北西端）を見通す線との交点

イ　２から豊田郡大崎上島町来島西端を見通す線と３から４を見通す線との交点

3　関係地区　呉市豊浜町，豊町

1　公示番号　共第２３９号

2　免許の内容たるべき事項

（1）漁業種類　名　称　時　期

第４種共同漁業　たい寄魚漁業　1 月 1 日から 12 月 31 日まで

（2）漁場の位置及び区域

漁場の位置　呉市豊浜町大浜地先（馬乗漁場）

漁場の区域　次の１ア，アイ，イウ，ウエ，エ３を結んだ５直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基　点　１　豊浜町大浜馬乗西端

〃　２　〃　と呉市豊町との海岸線における境界

〃　３　豊町沖友港西側防波堤南側付け根

〃　４　〃　御手洗蒲野鼻防波堤西側付け根

ア　１から 258 度 600 メートルの所

イ　〃　豊浜町斎島北西端を見通す線上 1,300 メートルの所

ウ　２から 160 度 1,400 メートルの所

エ　３から愛媛県今治市波方町大角鼻を見通す線と４から斎島みやまの鼻（北東端）を見通す線との交点

3　関係地区　呉市豊浜町，豊町

1　公示番号　共第２４０号

2　免許の内容たるべき事項

（1）漁業種類　名　称　時　期

第４種共同漁業　たい寄魚漁業　1 月 1 日から 12 月 31 日まで

（2）漁場の位置及び区域

漁場の位置　　呉市豊浜町斎島地先
漁場の区域　　次のアを中心とした半径 400 メートルの円周によって囲まれた区域
基　点　1　　斎島北西端
〃　　2　　〃　北東端
ア　　１から豊浜町大浜馬乗西鼻を見通す線と２から 3 度の線との交点

3　関係地区　　呉市豊浜町，豊町

1　公示番号　　共第２４１号
2　免許の内容たるべき事項
（1）漁業種類　　名　　称　　時　　期
第４種共同漁業　　たい寄魚漁業　　1 月 1 日から 12 月 31 日まで
（2）漁場の位置及び区域
漁場の位置　　呉市豊浜町尾久比島地先
漁場の区域　　次のアを中心とした半径 200 メートルの円周によって囲まれた区域
基　点　1　　尾久比島カレイの鼻
〃　　2　　豊浜町大浜鯨磯の鼻
ア　　１から豊浜町斎島の北東端を見通す線と２から愛媛県松山市安居島南東端を見通す線との交点
3　関係地区　　呉市豊浜町，豊町

1　公示番号　　共第２４２号
2　免許の内容たるべき事項
（1）漁業種類　　名　　称　　時　　期
第４種共同漁業　　たい寄魚漁業　　1 月 1 日から 12 月 31 日まで
（2）漁場の位置及び区域
漁場の位置　　呉市豊浜町尾久比島地先（のんどろ漁場）
漁場の区域　　次のアを中心とした半径 200 メートルの円周によって囲まれた区域
基　点　1　　尾久比島カレイの鼻
〃　　2　　豊浜町大浜野賀の鼻
ア　　１から 134 度の線と２から愛媛県松山市安居島南東端を見通す線との交点
3　関係地区　　呉市豊浜町，豊町

1　公示番号　　共第２４３号

2　免許の内容たるべき事項

（1）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第４種共同漁業　　たい寄魚漁業　　5 月 1 日から 12 月 31 日まで

鳥付きこぎ釣漁業　　1 月 1 日から 4 月 30 日まで

（2）漁場の位置及び区域

漁場の位置　　呉市豊浜町斎島地先

漁場の区域　　斎島距岸 400 メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

3　関係地区　　呉市豊浜町，豊町

1　公示番号　　共第２４４号

2　免許の内容たるべき事項

（1）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第１種共同漁業　　あさり漁業　　1 月 1 日から 12 月 31 日まで

なまこ漁業　　〃

えむし漁業　　〃

（2）漁場の位置及び区域

漁場の位置　　東広島市安芸津町風早，小松原地先

漁場の区域　　次の１アを結んだ直線とアイを距岸 250 メートルで結んだ線とイ２を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基　点　1　　安芸津町と呉市安浦町との海岸線における境界

〃　　2　　〃　　風早と安芸津町三津との海岸線における境界

ア　　１から豊田郡大崎上島町来島東端を見通す線と距岸 250 メートルの線との交点

イ　　２から安芸津町大芝島バイヤの鼻を見通す線と距岸 250 メートルの線との交点

3　関係地区　　東広島市安芸津町風早，小松原

1　公示番号　　共第２４５号

2　免許の内容たるべき事項

（1）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第１種共同漁業　　あさり漁業　　1 月 1 日から 12 月 31 日まで

なまこ漁業　　〃

えむし漁業　　〃

（2）漁場の位置及び区域

漁場の位置　　東広島市安芸津町小芝島地先
漁場の区域　　小芝島距岸 100 メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

3　関係地区　　東広島市安芸津町風早，小松原

1　公示番号　　共第２４６号
2　免許の内容たるべき事項

（1）漁業種類	名　　称	時　　期
第１種共同漁業	あさり漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	なまこ漁業	〃
	えむし漁業	〃

（2）漁場の位置及び区域
漁場の位置　　東広島市安芸津町大芝島地先
漁場の区域　　大芝島距岸 100 メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

3　関係地区　　東広島市安芸津町風早，小松原

1　公示番号　　共第２４７号
2　免許の内容たるべき事項

（1）漁業種類	名　　称	時　　期
第１種共同漁業	あさり漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	なまこ漁業	〃
	えむし漁業	〃

（2）漁場の位置及び区域
漁場の位置　　東広島市安芸津町龍王島地先
漁場の区域　　龍王島距岸 100 メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

3　関係地区　　東広島市安芸津町風早，小松原

1　公示番号　　共第２４８号
2　免許の内容たるべき事項

（1）漁業種類	名　　称	時　　期
第１種共同漁業	なまこ漁業	11 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで

（2）漁場の位置及び区域
漁場の位置　　東広島市安芸津町龍王島地先
漁場の区域　　次のアイを結んだ直線とイウを安芸津町大芝島北側距岸 100 メー

トルで結んだ線とウエ，エオ，オアを結んだ3直線とによって囲まれた区域。ただし，共第２４７号の区域を除く。

基　点　1　安芸津町三津と風早との海岸線における境界
〃　2　〃　風早安芸津干拓地護岸南西角
〃　3　〃　小松原戸町鼻南端
ア　3から105度200メートルの所
イ　〃　の線と大芝島距岸100メートルの線との交点
ウ　1から大芝島バイヤの鼻を見通す線と大芝島距岸100メートルの線との交点
エ　〃　2から安芸津町鼻繰島南端を見通す線との交点
オ　2から鼻繰島南端を見通す線と1からアを見通す線との交点

3　関係地区　東広島市安芸津町風早，小松原

1　公示番号　共第２４９号
2　免許の内容たるべき事項

（1）漁業種類　名　称　時　期
第2種共同漁業　いそ建・も建網漁業　1月1日から12月31日まで

（2）漁場の位置及び区域

漁場の位置　東広島市安芸津町風早，小松原地先
漁場の区域　次の1ア，アイ，イウ，ウエを結んだ4直線とエオを安芸津町大芝島東側距岸400メートルで結んだ線とオ5を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基　点　1　安芸津町と呉市安浦町との海岸線における境界
〃　2　〃　小芝島南西端
〃　3　〃　南東端
〃　4　〃　大芝島南端（法面防護柵中央の線を南に延長した線と護岸との交点（排水管中央））
〃　5　〃　風早と三津との海岸線における境界
ア　1から豊田郡大崎上島町来島東端を見通す線上500メートルの所
イ　2から安浦町馬島東端を見通す線上200メートルの所
ウ　3から来島東端を見通す線上100メートルの所
エ　4から大崎上島町大串七々見塚崎の鼻を見通す線と距岸400メートルの線との交点
オ　5から大芝島バイヤの鼻を見通す線と大芝島の距岸400メートルの線との交点

3　関係地区　　東広島市安芸津町風早，小松原

1　公示番号　　共第２５０号
2　免許の内容たるべき事項
（1）漁業種類　　名　　称　　時　　期
第２種共同漁業　　つぼ網漁業　　1 月 1 日から 12 月 31 日まで
（2）漁場の位置及び区域
漁場の位置　東広島市安芸津町風早，小松原地先
漁場の区域　次の１ア，ア２を結んだ 2 直線と３・４を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基　点　1　安芸津町小松原戸町鼻南端
〃　2　〃　三津と風早との海岸線における境界
〃　3　〃　風早安芸津干拓地西側防波堤南側付け根
〃　4　〃　観音浜干拓地東側防波堤南側付け根
ア　１から 105 度 200 メートルの所
3　関係地区　　東広島市安芸津町風早，小松原

1　公示番号　　共第２５１号
2　免許の内容たるべき事項
（1）漁業種類　　名　　称　　時　　期
第２種共同漁業　　つぼ網漁業　　1 月 1 日から 12 月 31 日まで
（2）漁場の位置及び区域
漁場の位置　東広島市安芸津町大芝島地先
漁場の区域　次のアイを結んだ直線とイウを大芝島距岸 100 メートルで結んだ線とウエを結んだ直線とエアを大芝島南側距岸 200 メートルで結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基　点　1　大芝島西端（石積み防波堤西側付け根から南へ 35 メートルの排水口中央）
〃　2　〃　北東端（地蔵鼻）
ア　１から呉市安浦町黒地鼻を見通す線と距岸 200 メートルの線との交点
イ　〃　100 メートルの線との交点
ウ　２から安芸津町藍之島南端を見通す線と距岸 100 メートルの線との交点
エ　〃　200 メートルの線と

の交点

3　関係地区　　東広島市安芸津町風早，小松原

1　公示番号　　共第２５２号

2　免許の内容たるべき事項

（1）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第２種共同漁業　　つぼ網漁業　　1 月 1 日から 12 月 31 日まで

（2）漁場の位置及び区域

漁場の位置　　東広島市安芸津町龍王島地先

漁場の区域　　龍王島距岸 200 メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

3　関係地区　　東広島市安芸津町風早，小松原

1　公示番号　　共第２５３号

2　免許の内容たるべき事項

（1）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第２種共同漁業　　白魚やな漁業　　2 月 1 日から 5 月 20 日まで

（2）漁場の位置及び区域

漁場の位置　　東広島市安芸津町風早地先

漁場の区域　　次の１・２を結んだ直線と３ア，ア４を結んだ 2 直線と護岸及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基　点　1　　安芸津町高野川ＪＲ呉線鉄橋下流側右岸付け根

〃　　2　　〃　　左岸付け根

〃　　3　　〃　　東の小川河口左岸護岸南東端

〃　　4　　〃　　風早観音浜干拓地東側防波堤北側付け根から護岸沿い北西へ 200 メートルの所（曲がり角）

〃　　5　　〃　　安芸津干拓地北西側森尾水産作業場埋立地南西角

ア　　４から５を見通す線上 100 メートルの所

3　関係地区　　東広島市安芸津町風早，小松原

1　公示番号　　共第２５４号

2　免許の内容たるべき事項

（1）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第２種共同漁業　　白魚やな漁業　　2 月 1 日から 5 月 20 日まで

（2）漁場の位置及び区域

漁場の位置　　東広島市安芸津町風早地先

漁場の区域　次の１・２を結んだ直線と３・４を結んだ直線と護岸とによって囲まれた区域

基　点　１　安芸津町観音川ＪＲ呉線鉄橋上流側右岸付け根から護岸沿い上流へ 78 メートルの所

〃　２　〃　左岸付け根から護岸沿い上流へ 62 メートルの所

〃　３　観音川の右岸と国道との上流側交点

〃　４　〃　左岸と国道との上流側交点

３　関係地区　東広島市安芸津町風早，小松原

１　公示番号　共第２５５号

２　免許の内容たるべき事項

（１）漁業種類　名　称　時　期

第２種共同漁業　白魚やな漁業　2 月 1 日から 5 月 20 日まで

（２）漁場の位置及び区域

漁場の位置　東広島市安芸津町小松原地先

漁場の区域　次の１・２を結んだ直線と３・４を結んだ直線と護岸によって囲まれた区域

基　点　１　４から護岸沿い上流へ 43 メートルの橋の下流側左岸付け根

〃　２　〃　右岸付け根

〃　３　安芸津町太郎水川の右岸と国道との上流側交点

〃　４　〃　左岸と国道との上流側交点

３　関係地区　東広島市安芸津町風早，小松原

１　公示番号　共第２５６号

２　免許の内容たるべき事項

（１）漁業種類　名　称　時　期

第２種共同漁業　白魚やな漁業　2 月 1 日から 5 月 20 日まで

（２）漁場の位置及び区域

漁場の位置　東広島市安芸津町風早地先

漁場の区域　次の１・２を結んだ直線と３ア，アイ，イ４を結んだ 3 直線と護岸とによって囲まれた区域

基　点　１　安芸津町蛇道川蓼原橋（国道）上流側右岸付け根から上流へ 62 メートルの橋の下流側右岸付け根

〃　２　〃

〃　左岸付け根

〃　　3　〃　　右岸と蓼原橋との下流側交点
〃　　4　〃　　風早本庄鉄工㈲作業所南西角
〃　　5　〃　　観音浜干拓地東側防波堤北側付け根から護岸沿い北へ200メートルの所（曲がり角）
〃　　6　〃　　安芸津干拓地西側防波堤と港湾埋立地との北側交点
ア　　３から５を見通す線上70メートルの所
イ　　４から６を見通す線上50メートルの所

3　関係地区　　東広島市安芸津町風早，小松原

1　公示番号　　共第２５７号

2　免許の内容たるべき事項

（1）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第１種共同漁業　　なまこ漁業　　11月1日から翌年3月31日まで

（2）漁場の位置及び区域

漁場の位置　　東広島市安芸津町地先

漁場の区域　　次の１ア，アイ，イウ，ウ３を結んだ4直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし，５エ，エオ，オ６を結んだ3直線と木谷西防波堤，東防波堤と護岸とによって囲まれた区域を除く。

基　点　1　　安芸津町三津と風早との海岸線における境界
〃　　2　〃　　木谷赤崎鼻
〃　　3　〃　　と竹原市との海岸線における境界
〃　　4　〃　　龍王島西端
〃　　5　〃　　木谷西防波堤突端
〃　　6　〃　　東防波堤突端
ア　　１から安芸津町大芝島バイヤの鼻を見通す線と４から豊田郡大崎上島町津久賀島西端を見通す線との交点
イ　　２から津久賀島西端を見通す線上300メートルの所
ウ　　３から大崎上島町長島鷲崎を見通す線上500メートルの所
エ　　５から214度400メートルの所
オ　　６から217度320メートルの所

3　関係地区　　東広島市安芸津町三津，木谷

1　公示番号　　共第２５８号

2　免許の内容たるべき事項

（1）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第１種共同漁業　　あさり漁業　　1月1日から12月31日まで
　　えむし漁業　　〃

（２）漁場の位置及び区域

漁場の位置　東広島市安芸津町地先

漁場の区域　次の１アを結んだ直線とアイを距岸（安芸津町鼻繰島を含む）300メートルで結んだ線とイ２を結んだ直線と５・６を結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし，３ウを結んだ直線とウエを距岸300メートルで結んだ直線とエ４を結んだ直線と木谷西防波堤,東防波堤と護岸とによって囲まれた区域を除く。

基　点　１　安芸津町三津と風早との海岸線における境界
〃　２　〃　と竹原市との海岸線における境界
〃　３　〃　木谷西防波堤突端
〃　４　〃　東防波堤突端
〃　５　三津大川ＪＲ鉄橋下流側右岸付け根
〃　６　〃　左岸付け根
ア　１から安芸津町大芝島バイヤの鼻を見通す線と距岸300メートルの線との交点
イ　２から豊田郡大崎上島町長島鷲崎を見通す線と距岸300メートルの線との交点
ウ　３から214度の線と距岸300メートルの線との交点
エ　４から217度の線と距岸300メートルの線との交点

３　関係地区　東広島市安芸津町三津，木谷

１　公示番号　共第２５９号

２　免許の内容たるべき事項

（１）漁業種類　名　称　時　期
第１種共同漁業　あさり漁業　1月1日から12月31日まで
　　えむし漁業　〃

（２）漁場の位置及び区域

漁場の位置　東広島市安芸津町藍之島地先

漁場の区域　藍之島距岸150メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

３　関係地区　東広島市安芸津町三津，木谷

１　公示番号　共第２６０号

２　免許の内容たるべき事項

（１）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第１種共同漁業　　あさり漁業　　1 月 1 日から 12 月 31 日まで

なまこ漁業　　〃

えむし漁業　　〃

（２）漁場の位置及び区域

漁場の位置　　東広島市安芸津町唐船島地先

漁場の区域　　唐船島距岸 150 メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

３　関係地区　　東広島市安芸津町三津，木谷

１　公示番号　　共第２６１号

２　免許の内容たるべき事項

（１）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第２種共同漁業　　いそ建・も建網漁業　　1 月 1 日から 12 月 31 日まで

（２）漁場の位置及び区域

漁場の位置　　東広島市安芸津町地先

漁場の区域　　次の１ア，アイ，イウ，ウ３を結んだ 4 直線と７・８を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし，５エ，エオ，オ６を結んだ 3 直線と木谷西防波堤，東防波堤と護岸とよって囲まれた区域を除く。

基　点　１　　安芸津町三津と風早との海岸線における境界

〃　　２　　〃　　木谷赤崎鼻

〃　　３　　〃　　と竹原市との海岸線における境界

〃　　４　　〃　　龍王島西端

〃　　５　　〃　　木谷西防波堤突端

〃　　６　　〃　　東防波堤突端

〃　　７　　〃　　三津大川三津大橋下流側右岸付け根

〃　　８　　〃　　左岸付け根

ア　　１から安芸津町大芝島バイヤの鼻を見通す線と４から豊田郡大崎上島町津久賀島西端を見通す線との交点

イ　　２から津久賀島西端を見通す線上 300 メートルの所

ウ　　３から大崎上島町長島鷲崎を見通す線上 500 メートルの所

エ　　５から 214 度 400 メートルの所

オ　　６から 217 度 320 メートルの所

３　関係地区　　東広島市安芸津町三津，木谷

1　公示番号　　共第２６２号
2　免許の内容たるべき事項
（1）漁業種類　　名　　称　　時　　期
第２種共同漁業　　いそ建・も建網漁業　　1月1日から12月31日まで
（2）漁場の位置及び区域
漁場の位置　東広島市安芸津町唐船島地先
漁場の区域　唐船島距岸150メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
3　関係地区　　東広島市安芸津町三津，木谷

1　公示番号　　共第２６３号
2　免許の内容たるべき事項
（1）漁業種類　　名　　称　　時　　期
第２種共同漁業　　つぼ網漁業　　1月1日から12月31日まで
（2）漁場の位置及び区域
漁場の位置　東広島市安芸津町藍之島地先
漁場の区域　次のアイ，イエ，エオ，オアを結んだ4直線によって囲まれた区域
基　点　1　安芸津町三津と風早との海岸線における境界
〃　2　〃　風早安芸津町干拓地護岸（旧護岸）南西角
〃　3　〃　龍王島西端
〃　4　〃　木谷赤崎鼻
〃　5　〃　安芸津港西防波堤南側付け根
ア　１から安芸津町大芝島バイヤの鼻を見通す線と２から安芸津町鼻繰島南端を見通す線との交点
イ　〃　３から豊田郡大崎上島町津久賀島西端を見通す線との交点
ウ　４から津久賀島西端を見通す線上300メートルの所
エ　５から津久賀島西端を見通す線とイウを結んだ線との交点
オ　〃　２から鼻繰島南端を見通す線との交点
3　関係地区　　東広島市安芸津町三津，木谷

1　公示番号　　共第２６４号
2　免許の内容たるべき事項
（1）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第２種共同漁業　　つぼ網漁業　　1月1日から12月31日まで

（２）漁場の位置及び区域

漁場の位置　東広島市安芸津町木谷赤崎地先

漁場の区域　次の１ア，アウ，ウエ，エオ，オ３を結んだ5直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基　点　１　木谷矢野川暗渠中央から護岸沿い南へ50メートルの所

〃　２　〃　赤崎鼻

〃　３　〃　と竹原市との海岸線における境界

〃　４　〃　雲下市営湯盛住宅前護岸南西角

〃　５　安芸津町三津と風早との海岸線における境界

〃　６　〃　龍王島西端

ア　１から安芸津町安芸津港灯台を見通す線と４から豊田郡大崎上島町津久賀島東端を見通す線との交点

イ　５から安芸津町大芝島バイヤの鼻を見通す線と６から津久賀島西端を見通す線との交点

ウ　４から津久賀島東端を見通す線とイエを結んだ線との交点

エ　２から津久賀島西端を見通す線上300メートルの所

オ　３から大崎町長島鷲崎を見通す線上500メートルの所

３　関係地区　東広島市安芸津町三津，木谷

１　公示番号　共第２６５号

２　免許の内容たるべき事項

（１）漁業種類　名　称　時　期

第２種共同漁業　白魚やな漁業　2月1日から5月31日まで

（２）漁場の位置及び区域

漁場の位置　東広島市安芸津町三津地先

漁場の区域　次の１・２を結んだ直線と３・４を結んだ直線と護岸によって囲まれた区域

基　点　１　安芸津町三津大川三津大橋上流側右岸付け根

〃　２　〃　左岸付け根

〃　３　〃　ＪＲ鉄橋下流側右岸付け根から護岸沿い下流へ10メートルの所

〃　４　〃　左岸付け根から護岸沿い下流へ10メートルの所

３　関係地区　東広島市安芸津町三津，木谷

1　公示番号　　共第２６６号

2　免許の内容たるべき事項

（1）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第２種共同漁業　　白魚やな漁業　　2 月 1 日から 5 月 31 日まで

（2）漁場の位置及び区域

漁場の位置　　東広島市安芸津町木谷地先

漁場の区域　　次の１・２を結んだ直線と３・４を結んだ直線と護岸とによって囲まれた区域

基　点　1　　木谷小学校西側護岸延長線と安芸津町郷川右岸との交点

〃　　2　　郷川河口左岸角

〃　　3　　〃　蚊竜橋下流側右岸付け根

〃　　4　　〃　　左岸付け根

3　関係地区　　東広島市安芸津町三津，木谷

1　公示番号　　共第２６７号

2　免許の内容たるべき事項

（1）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第１種共同漁業　　あさり漁業　　1 月 1 日から 12 月 31 日まで

なまこ漁業　　〃

えむし漁業　　〃

さざえ漁業　　〃

あわび類漁業　　〃

かき漁業　　〃

わかめ漁業　　〃

ひじき漁業　　〃

（2）漁場の位置及び区域

漁場の位置　　豊田郡大崎上島町木江，沖浦，明石地先

漁場の区域　　次の１ア，アイ，イウ，ウエ，エオ，オカ，カキ，キク，クケ，ケ７を結んだ 10 直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし，８コ，コサ，サシ，シ９を結んだ 4 直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域及び除外区域を除く。

基　点　1　　大崎上島町木江と東野との海岸線における境界

〃　　2　　〃　　木江港一文字防波堤燈台

〃　　3　　〃　　沖浦野賀の鼻

〃　　4　　〃　　中の鼻

〃　　5　〃　　城の鼻
〃　　6　〃　　明石香勾鼻
〃　　7　〃　　と大串との海岸線における境界
〃　　8　〃　　草木総九郎川河口左岸角
〃　　9　〃　　丸小鼻の西端
ア　　１から愛媛県今治市大横島西端を見通す線上 500 メートルの所
イ　　２から 112 度の線と４から今治市神殿島の高を見通す線との交点
ウ　　３から今治市福島西端を見通す線と４から神殿島の高を見通す線との交点
エ　　４から福島西端を見通す線の中央点
オ　　〃　今治市柏島西端を見通す線と今治市大下島ナブチ鼻から大横島西端を見通す線との交点
カ　　〃　大下島ナブチ鼻を見通す線の中央点
キ　　５から 179 度の線と今治市岡村島正月鼻からカを見通す線との交点
ク　　６から岡村島戸町鼻を見通す線の中央点
ケ　　７から呉市豊町三角島カセイ鼻を見通す線上 500 メートルの所
コ　　８から総九郎川河口右岸角を見通す線の中央点
サ　　コから三角島カメンド鼻を見通す（232 度）線上 130 メートルの所
シ　　サから 140 度の線と９から豊町鍋島の高を見通す（232 度）線との交点
除外区域　次の１ア，アイ，イウ，ウエ，エオ，オカ，カキ，キク，クケ，ケコ，コサ，サシを順次結んだ 12 直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基　点　1　大崎二等三角点（標高 452.62 メートル）から 132 度 17 分 23 秒 1506.02 メートルの所
ア　　１から 84 度 45 メートルの所
イ　　アから 74 度 30 分 36 メートルの所
ウ　　イから 342 度 30 分 63 メートルの所
エ　　ウから 72 度 30 分 9 メートルの所
オ　　エから 342 度 30 分 33.5 メートルの所
カ　　オから 252 度 30 分 6 メートルの所
キ　　カから 331 度 30 分 39 メートルの所
ク　　キから 252 度 30 分 11 メートルの所
ケ　　クから 342 度 30 分 41 メートルの所

コ　　ケから 309 度 30 分 16.2 メートルの所
サ　　コから 276 度 30 分 11.2 メートルの所
シ　　サから 246 度 30 分 44.6 メートルの所

3　関係地区　　豊田郡大崎上島町木江，沖浦，明石

1　公示番号　　共第２６８号

2　免許の内容たるべき事項

（1）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第２種共同漁業　　いそ建・も建網漁業　　1 月 1 日から 12 月 31 日まで

（2）漁場の位置及び区域

漁場の位置　豊田郡大崎上島町木江，沖浦，明石地先

漁場の区域　次の１アを結んだ直線とアイを距岸 300 メートルで結んだ線とイ２を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし，３ウ，ウエ，エオ，オ４を結んだ 4 直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域及び共第２６９号，共第２７０号，共第２７１号，共第２７２号，共第２７４号並びに次の除外区域を除く。

基　点　1　大崎上島町木江と東野との海岸線における境界
〃　2　〃　明石と大串との海岸線における境界
〃　3　〃　草木総九郎川河口左岸角
〃　4　〃　丸小鼻の西端
ア　１から愛媛県今治市大横島西端を見通す線と距岸 300 メートルの線との交点
イ　２から呉市豊町三角島カセイ鼻を見通す線と距岸 300 メートルの線との交点
ウ　３から総九郎川河口右岸角を見通す線の中央点
エ　ウから三角島カメンド鼻を見通す（232 度）線上 130 メートルの所
オ　エから 140 度の線と４から豊町鍋島の高を見通す（232 度）線との交点

除外区域　次の１ア，アイ，イウ，ウエ，エオ，オカ，カキ，キク，クケ，ケコ，コサ，サシを順次結んだ 12 直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基　点　1　大崎二等三角点（標高 452.62 メートル）から 132 度 17 分 23 秒 1506.02 メートルの所
ア　１から 84 度 45 メートルの所

イ　　アから 74 度 30 分 36 メートルの所
ウ　　イから 342 度 30 分 63 メートルの所
エ　　ウから 72 度 30 分 9 メートルの所
オ　　エから 342 度 30 分 33.5 メートルの所
カ　　オから 252 度 30 分 6 メートルの所
キ　　カから 331 度 30 分 39 メートルの所
ク　　キから 252 度 30 分 11 メートルの所
ケ　　クから 342 度 30 分 41 メートルの所
コ　　ケから 309 度 30 分 16.2 メートルの所
サ　　コから 276 度 30 分 11.2 メートルの所
シ　　サから 246 度 30 分 44.6 メートルの所
3　関係地区　　豊田郡大崎上島町木江，沖浦，明石

1　公示番号　　共第２６９号
2　免許の内容たるべき事項
（1）漁業種類　　名　　称　　時　　期
第３種共同漁業　　つきいそ漁業　　1 月 1 日から 12 月 31 日まで
（2）漁場の位置及び区域
漁場の位置　豊田郡大崎上島町明石地先
漁場の区域　次のアを中心とした半径 150 メートルの円周によって囲まれた区域
基　点　1　明石香勾鼻
ア　　１から呉市豊町平羅島北西端を見通す線上 400 メートルの所
3　関係地区　　豊田郡大崎上島町木江，沖浦，明石

1　公示番号　　共第２７０号
2　免許の内容たるべき事項
（1）漁業種類　　名　　称　　時　　期
第３種共同漁業　　つきいそ漁業　　1 月 1 日から 12 月 31 日まで
（2）漁場の位置及び区域
漁場の位置　豊田郡大崎上島町沖浦地先
漁場の区域　次のアを中心とした半径 300 メートルの円周によって囲まれた区域
基　点　1　沖浦城の鼻
ア　　１から 154 度 320 メートルの所
3　関係地区　　豊田郡大崎上島町木江，沖浦，明石

1　公示番号　　共第２７１号
2　免許の内容たるべき事項
（1）漁業種類　　名　　称　　時　　期
第３種共同漁業　　つきいそ漁業　　1月1日から12月31日まで
（2）漁場の位置及び区域
漁場の位置　豊田郡大崎上島町沖浦地先
漁場の区域　次のアを中心とした半径150メートルの円周によって囲まれた区域
基　点　1　沖浦旧木江中学校敷地南西角南側の荷揚場護岸排水口中央
ア　１から174度450メートルの所
3　関係地区　　豊田郡大崎上島町木江，沖浦，明石

1　公示番号　　共第２７２号
2　免許の内容たるべき事項
（1）漁業種類　　名　　称　　時　　期
第３種共同漁業　　つきいそ漁業　　1月1日から12月31日まで
（2）漁場の位置及び区域
漁場の位置　豊田郡大崎上島町沖浦地先
漁場の区域　次のアを中心とした半径150メートルの円周によって囲まれた区域
基　点　1　沖浦草山鼻（護岸排水口の所）
ア　１から174度450メートルの所
3　関係地区　　豊田郡大崎上島町木江，沖浦，明石

1　公示番号　　共第２７３号
2　免許の内容たるべき事項
（1）漁業種類　　名　　称　　時　　期
第３種共同漁業　　つきいそ漁業　　1月1日から12月31日まで
（2）漁場の位置及び区域
漁場の位置　豊田郡大崎上島町沖浦地先
漁場の区域　次のアを中心とした半径150メートルの円周によって囲まれた区域
基　点　1　沖浦観音鼻
ア　１から124度600メートルの所
3　関係地区　　豊田郡大崎上島町木江，沖浦，明石

1　公示番号　　共第２７４号

2　免許の内容たるべき事項

（1）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第３種共同漁業　　つきいそ漁業　　1 月 1 日から 12 月 31 日まで

（2）漁場の位置及び区域

漁場の位置　豊田郡大崎上島町沖浦地先

漁場の区域　次のアを中心とした半径 150 メートルの円周によって囲まれた区域

基　点　1　沖浦中の浦鼻

ア　１から 144 度 500 メートルの所（チシャゴ礁）

3　関係地区　　豊田郡大崎上島町木江，沖浦，明石

1　公示番号　　共第２７５号

2　免許の内容たるべき事項

（1）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第４種共同漁業　　たい寄魚漁業　　1 月 1 日から 12 月 31 日まで

（2）漁場の位置及び区域

漁場の位置　豊田郡大崎上島町明石地先

漁場の区域　次のアを中心とした半径 100 メートルの円周によって囲まれた区域

基　点　1　明石香勾鼻

ア　１から 128 度 400 メートルの所（黒洲）

3　関係地区　　豊田郡大崎上島町木江，沖浦，明石

1　公示番号　　共第２７６号

2　免許の内容たるべき事項

（1）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第４種共同漁業　　たい寄魚漁業　　4 月 1 日から 12 月 31 日まで

（2）漁場の位置及び区域

漁場の位置　豊田郡大崎上島町沖浦地先

漁場の区域　次の１アを結んだ直線とアイを距岸 400 メートルで結んだ線とイ２を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし，次の除外区域を除く。

基　点　1　沖浦中の浦鼻

〃　　2　〃　観音鼻

ア　１から愛媛県今治市福島西端を見通す線と距岸 400 メートルの線

との交点

イ　２から今治市小大下島明神鼻を見通す線と距岸 400 メートルの線との交点

除外区域　次の１ア，アイ，イウ，ウエ，エオ，オカ，カキ，キク，クケ，ケコ，ケコ，コサ，サシを順次結んだ 12 直線と最大高潮時海岸線とにとって囲まれた区域

基　点　１　大崎二等三角点（標高 452.62 メートル）から 132 度 17 分 23 秒 1506.02 メートルの所

ア　１から 84 度 45 メートルの所

イ　アから 74 度 30 分 36 メートルの所

ウ　イから 342 度 30 分 63 メートルの所

エ　ウから 72 度 30 分 9 メートルの所

オ　エから 342 度 30 分 33.5 メートルの所

カ　オから 252 度 30 分 6 メートルの所

キ　カから 331 度 30 分 39 メートルの所

ク　キから 225 度 30 分 11 メートルの所

ケ　クから 342 度 30 分 41 メートルの所

コ　ケから 309 度 30 分 16.2 メートルの所

サ　コから 276 度 30 分 11.2 メートルの所

シ　サから 246 度 30 分 44.6 メートルの所

３　関係地区　豊田郡大崎上島町木江，沖浦，明石

１　公示番号　共第２７７号

２　免許の内容たるべき事項

（１）漁業種類　名　称　時　期

第１種共同漁業　なまこ漁業　1 月 1 日から 12 月 31 日まで

さざえ漁業　〃

あわび類漁業　〃

（２）漁場の位置及び区域

漁場の位置　豊田郡大崎上島町来島地先

漁場の区域　来島距岸 200 メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

３　関係地区　豊田郡大崎上島町東野，中野，原田，大串

１　公示番号　共第２７８号

２　免許の内容たるべき事項

（１）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第１種共同漁業　　なまこ漁業　　1 月 1 日から 12 月 31 日まで

さざえ漁業　　〃

あわび類漁業　　〃

（２）漁場の位置及び区域

漁場の位置　豊田郡大崎上島町津久賀島地先

漁場の区域　津久賀島距岸 200 メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

３　関係地区　豊田郡大崎上島町東野，中野，原田，大串

１　公示番号　共第２７９号

２　免許の内容たるべき事項

（１）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第１種共同漁業　　あさり漁業　　1 月 1 日から 12 月 31 日まで

なまこ漁業　　〃

さざえ漁業　　〃

あわび類漁業　　〃

かき漁業　　〃

（２）漁場の位置及び区域

漁場の位置　豊田郡大崎上島町東野，中野，原田，大串地先

漁場の区域　次の１ア，アイ，イウ，ウエ，エオ，オカ，カキ，キク，クケ，ケコ，コサ，サ１１を結んだ 12 直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域及び１２・１３を結んだ直線から下流の原田川の区域。ただし，昭和 48 年農林省告示第 99 号の保護水面区域及び次の除外区域を除く。

基　点　１　大崎上島町大串と明石の海岸線における境界

〃　２　〃　入道鼻

〃　３　〃　塚崎の鼻

〃　４　〃　中野と原田との海岸線における境界（瀬井の鼻）

〃　５　〃　津々木島の高（西から２番目の高）

〃　６　〃　折免島南西端の鼻

〃　７　〃　臼島山尾崎の鼻

〃　８　〃　契島北端

〃　９　〃　生野島白州鼻

〃　１０　〃　東野鮴崎港東口灯台（鮴崎の鼻）

〃　１１　〃　と木江との海岸線における境界

〃　１２　〃　中野原田川大崎郵便局前の橋（かいかんはし）下流側左岸付け根
〃　１３　〃
右岸付け根
ア　１から呉市豊町三角島カセイ鼻を見通す線上300メートルの所
イ　２から大崎上島町来島南端を見通す線上200メートルの所
ウ　３から東広島市安芸津町大芝島南端を見通す線上200メートルの所
エ　４から安芸津町藍之島東端を見通す線上1,000メートルの所
オ　５から藍之島東端を見通す線上200メートルの所
カ　６から安芸津町唐船島南端の鼻を見通す線上1,500メートルの所
キ　７から竹原市吉名町碇島の高を見通す線上200メートルの所
ク　８から吉名町西ヶ崎の鼻を見通す線上200メートルの所
ケ　９から竹原市阿波島北端を見通す線上200メートルの所
コ　１０から竹原市小久野島北端を見通す線上1,500メートルの所
サ　１１から愛媛県今治市大横島西端を見通す線上500メートルの所
除外区域１　次の１・２，２・３，３・４，４・５を結んだ4直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基　点　１　大崎上島町長島山三等三角点（標高74.46メートル）から171度41分1,189メートルの所
〃　２　１から233度08分295メートルの所
〃　３　２から321度17分933メートルの所
〃　４　３から24度14分95メートルの所
〃　５　４から115度43分444メートルの所
除外区域２　次の１・２，２・３，３・４，４・５，５・６，６・７，７・８を結んだ7直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基　点　ア　長島山三等三角点
１　アから164度16分00秒2,041.7メートルの所
２　１から85度55分01秒9.4メートルの所
３　２から51度02分35秒53.5メートルの所
４　３から338度51分35秒17.3メートルの所
５　４から248度54分25秒33.9メートルの所
６　５から341度38分41秒59.7メートルの所
７　６から249度17分06秒71.2メートルの所
８　７から174度55分38秒55.6メートルの所
除外区域３　次の１・２，２・３，３・４，４・５，５・６，６・７，７・８，

８・９，９・１０，１０・１１，１１・１２を結んだ11直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基　点　ア　東野門之奥三等三角点（標高177.93メートル）

１　アから5度00分00秒870.0メートルの所

２　１から289度16分46秒13.7メートルの所

３　２から314度42分26秒119.6メートルの所

４　３から22度44分24秒51.7メートルの所

５　４から113度10分30秒16.9メートルの所

６　５から202度41分21秒39.6メートルの所

７　６から134度02分04秒93.2メートルの所

８　７から43度06分57秒23.5メートルの所

９　８から314度06分49秒43.9メートルの所

１０　９から42度46分11秒22.6メートルの所

１１　１０から132度14分27秒50.2メートルの所

１２　１１から41度36分38秒99.2メートルの所

除外区域４　次の１・２，２・３，３・４，４・１を結んだ4直線によって囲まれた区域

基　点　ア　門之奥三等三角点

１　アから7度30分00秒1,040メートルの所

２　１から259度29分00秒138.0メートルの所

３　２から351度15分22秒16.9メートルの所

４　３から81度16分07秒137.5メートルの所

除外区域５　次の１・２，２・３，３・４，４・５，５・６を結んだ5直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基　点　ア　大崎上島町馬島三等三角点（標高159.19メートル）

１　アから248度06分14秒594.8メートルの所

２　１から143度03分20秒56.5メートルの所

３　２から217度54分01秒40.3メートルの所

４　３から129度55分31秒18.4メートルの所

５　４から41度58分47秒40.5メートルの所

６　５から102度09分24秒30.3メートルの所

除外区域６　次の１・２，２・３，３・４，４・５，５・６を結んだ5直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基　点　ア　馬島三等三角点

１　アから82度48分00秒633.0メートルの所

２　１から146度34分44秒84.3メートルの所

３　　２から 229 度 13 分 17 秒 66.5 メートルの所
４　　３から 179 度 14 分 23 秒 89.6 メートルの所
５　　４から 250 度 27 分 47 秒 66.7 メートルの所
６　　５から 314 度 53 分 08 秒 5.7 メートルの所
除外区域７　次のアイ，イウ，ウエ，エオ，オカ，カキ，キク，クケ，ケコ，コサ，サシ，シス，スセを結んだ 13 直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基　点　１　日本生コン株式会社埋立地北端護岸角
ア　　１から 136 度 15 分 56 秒 252.11 メートルの所
イ　　アから 345 度 46 分 17 秒 15.62 メートルの所
ウ　　イから 75 度 46 分 17 秒 2.25 メートルの所
エ　　ウから 345 度 46 分 17 秒 45.00 メートルの所
オ　　エから 255 度 46 分 17 秒 1.50ートルの所
カ　　オから 345 度 46 分 17 秒 45.00 メートルの所
キ　　カから 255 度 46 分 17 秒 4.35 メートルの所
ク　　キから 345 度 46 分 17 秒 71.06 メートルの所
ケ　　クから 270 度 46 分 17 秒 31.31 メートルの所
コ　　ケから 0 度 46 分 17 秒 20.00 メートルの所
サ　　コから 90 度 46 分 17 秒 28.91 メートルの所
シ　　サから 75 度 46 分 17 秒 17.25 メートルの所
ス　　シから 165 度 46 分 17 秒 8.00 メートルの所
セ　　スから 75 度 46 分 17 秒 17.99 メートルの所
３　関係地区　豊田郡大崎上島町東野，中野，原田，大串

１　公示番号　共第２８０号
２　免許の内容たるべき事項
（１）漁業種類　名　称　時　期
第２種共同漁業　いそ建・も建網漁業　1 月 1 日から 12 月 31 日まで
（２）漁場の位置及び区域
漁場の位置　豊田郡大崎上島町来島地先
漁場の区域　来島距岸 200 メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
３　関係地区　豊田郡大崎上島町東野，中野，原田，大串

１　公示番号　共第２８１号
２　免許の内容たるべき事項

（1）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第２種共同漁業　　いそ建・も建網漁業　　1 月 1 日から 12 月 31 日まで

（2）漁場の位置及び区域

漁場の位置　　豊田郡大崎上島町津久賀島地先

漁場の区域　　津久賀島距岸 200 メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

3　関係地区　　豊田郡大崎上島町東野，中野，原田，大串

1　公示番号　　共第２８２号

2　免許の内容たるべき事項

（1）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第２種共同漁業　　いそ建・も建網漁業　　1 月 1 日から 12 月 31 日まで

つぼ網漁業　　〃

（2）漁場の位置及び区域

漁場の位置　　豊田郡大崎上島町中野，大串，原田地先

漁場の区域　　次の１ア，アイ，イウ，ウエ，エ４を結んだ 5 直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基　点　1　　大崎上島町大串と明石との海岸線における境界

〃　　2　　〃　　入道鼻

〃　　3　　〃　　塚崎の鼻

〃　　4　　〃　　原田と中野との海岸線における境界

ア　　１から呉市豊町三角島カセイ鼻を見通す線上 300 メートルの所

イ　　２から大崎上島町来島南端を見通す線上 200 メートルの所

ウ　　３から東広島市安芸津町大芝島南端を見通す線上 200 メートルの所

エ　　４から安芸津町藍之島東端を見通す線上 1,000 メートルの所

3　関係地区　　豊田郡大崎上島町東野，中野，原田，大串

1　公示番号　　共第２８３号

2　免許の内容たるべき事項

（1）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第２種共同漁業　　いそ建・も建網漁業　　1 月 1 日から 12 月 31 日まで

つぼ網漁業　　〃

（2）漁場の位置及び区域

漁場の位置　　豊田郡大崎上島町中野地先

漁場の区域　　次の１ア，アイ，イウ，ウ３，３・４を結んだ 5 直線と最大高潮

時海岸線とによって囲まれた区域。ただし，次の除外区域を除く。

基　点　１	大崎上島町中野と原田との海岸線における境界
〃　　２	〃　　津々木島の高（西から２番目の高）
〃　　３	〃　　折免島南西端
〃　　４	東野と中野との海岸線における境界
ア	１から東広島市安芸津町藍之島東端を見通す線上 1,000 メートルの所
イ	２から藍之島東端を見通す線上 200 メートルの所
ウ	３から安芸津町唐船島南端を見通す線上 1,500 メートルの所
除外区域１	次の１・２，２・３，３・４，４・５を結んだ 4 直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基　点　ア	大崎上島町長島山三等三角点（標高 74.46 メートル）
１	アから 171 度 41 分 1,189 メートルの所
２	１から 233 度 08 分 295 メートルの所
３	２から 321 度 17 分 933 メートルの所
４	３から 24 度 14 分 95 メートルの所
５	４から 115 度 43 分 444 メートルの所
除外区域２	次の１・２，２・３，３・４，４・５，５・６，６・７，７・８を結んだ 7 直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基　点　ア	長島山三等三角点
１	アから 164 度 16 分 00 秒 2,041.7 メートルの所
２	１から 85 度 55 分 01 秒 9.4 メートルの所
３	２から 51 度 02 分 35 秒 53.5 メートルの所
４	３から 338 度 51 分 35 秒 17.3 メートルの所
５	４から 248 度 54 分 25 秒 33.9 メートルの所
６	５から 341 度 38 分 41 秒 59.7 メートルの所
７	６から 249 度 17 分 06 秒 71.2 メートルの所
８	７から 174 度 55 分 38 秒 55.6 メートルの所
除外区域３	次のアイ，イウ，ウエ，エオ，オカ，カキ，キク，クケ，ケコ，コサ，サシ，シス，スセを結んだ 13 直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基　点　１	日本生コン株式会社埋立地北端護岸角
ア	１から 136 度 15 分 56 秒 252.11 メートルの所
イ	アから 345 度 46 分 17 秒 15.62 メートルの所
ウ	イから 75 度 46 分 17 秒 2.25 メートルの所
エ	ウから 345 度 46 分 17 秒 45.00 メートルの所

オ　　エから255度46分17秒1.50ートルの所
カ　　オから345度46分17秒45.00メートルの所
キ　　カから255度46分17秒4.35メートルの所
ク　　キから345度46分17秒71.06メートルの所
ケ　　クから270度46分17秒31.31メートルの所
コ　　ケから0度46分17秒20.00メートルの所
サ　　コから90度46分17秒28.91メートルの所
シ　　サから75度46分17秒17.25メートルの所
ス　　シから165度46分17秒8.00メートルの所
セ　　スから75度46分17秒17.99メートルの所

3　関係地区　　豊田郡大崎上島町東野，中野，原田，大串

1　公示番号　　共第２８４号

2　免許の内容たるべき事項

（1）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第２種共同漁業　　つぼ網漁業　　1月1日から12月31日まで

（2）漁場の位置及び区域

漁場の位置　　豊田郡大崎上島町東野地先

漁場の区域　　次の１・２，２・３を結んだ2直線と４ア，ア５，５イを結んだ3直線とイウを契島南回りに距岸150メートルで結んだ線とウ７，７・８，８・９を結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし，昭和48年農林省告示第99号の保護水面の区域及び次の除外区域を除く。

基　点　1　　大崎上島町東野と中野との海岸線における境界
〃　2　〃　　折免島南西端の鼻
〃　3　〃　　箕島南西端の鼻
〃　4　〃　　西端の鼻
〃　5　〃　　臼島山尾崎の鼻
〃　6　〃　　契島南端
〃　7　〃　　生野島白洲鼻
〃　8　〃　　金仏鼻
〃　9　〃　　大琴島北東の鼻
ア　　５から東広島市安芸津町小芝島南端を見通す線上500メートルの所
イ　　５から６を見通す線と契島距岸150メートルの線との交点
ウ　　６から７を見通す線と契島距岸150メートルの線との交点

除外区域１　次の１・２，２・３，３・４，４・５，５・６，６・７，７・８，８・９，９・１０，１０・１１，１１・１２を結んだ11直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基　点　ア　東野門之奥三等三角点（177.93メートル）

１　アから5度00分00秒870.0メートルの所

２　１から289度16分46秒13.7メートルの所

３　２から314度42分26秒119.6メートルの所

４　３から22度44分24秒51.7メートルの所

５　４から113度10分30秒16.9メートルの所

６　５から202度41分21秒39.6メートルの所

７　６から134度02分04秒93.2メートルの所

８　７から43度06分57秒23.5メートルの所

９　８から314度06分49秒43.9メートルの所

１０　９から42度46分11秒22.6メートルの所

１１　１０から132度14分27秒50.2メートルの所

１２　１１から41度36分38秒99.2メートルの所

除外区域２　次の１・２，２・３，３・４，４・１を結んだ4直線によって囲まれた区域

基　点　ア　門之奥三等三角点（標高177.93メートル）

１　アから7度30分00秒1,040メートルの所

２　１から259度29分00秒138.0メートルの所

３　２から351度15分22秒16.9メートルの所

４　３から81度16分07秒137.5メートルの所

除外区域３　次の１・２，２・３，３・４，４・５，５・６を結んだ5直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基　点　ア　大崎上島町馬島三等三角点（標高159.19メートル）

１　アから248度06分14秒594.8メートルの所

２　１から143度03分20秒56.5メートルの所

３　２から217度54分01秒40.3メートルの所

４　３から129度55分31秒18.4メートルの所

５　４から41度58分47秒40.5メートルの所

６　５から102度09分24秒30.3メートルの所

除外区域４　次の１・２，２・３，３・４，４・５，５・６を結んだ5直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基　点　ア　馬島三等三角点

１　アから82度48分00秒633.0メートルの所

２　　１から 146 度 34 分 44 秒 84.3 メートルの所
３　　２から 229 度 13 分 17 秒 66.5 メートルの所
４　　３から 179 度 14 分 23 秒 89.6 メートルの所
５　　４から 250 度 27 分 47 秒 66.7 メートルの所
６　　５から 314 度 53 分 08 秒 5.7 メートルの所

3　関係地区　　豊田郡大崎上島町東野，中野，原田，大串

1　公示番号　　共第２８５号
2　免許の内容たるべき事項
（1）漁業種類　　名　　称　　時　　期
第２種共同漁業　　いそ建・も建網漁業　　1 月 1 日から 12 月 31 日まで
（2）漁場の位置及び区域
漁場の位置　豊田郡大崎上島町東野地先
漁場の区域　次の１ア，アイ，イウを結んだ 3 直線とウエを距岸 100 メートルで結んだ線とエ４を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基　点　1　大崎上島町大琴島北東の鼻
〃　2　〃　生野島金仏鼻
〃　3　〃　東野鮴崎港東口灯台（鮴崎の鼻）
〃　4　〃　と木江との海岸線における境界
ア　２から竹原市阿波島北端を見通す線上 200 メートルの所
イ　アから愛媛県今治市神殿島北東端を見通す線上 2,400 メートルの所
ウ　３から神殿島南端を見通す線と距岸 100 メートルの線との交点
エ　４から今治市大横島西端を見通す線と距岸 100 メートルの線との交点
3　関係地区　　豊田郡大崎上島町東野，中野，原田，大串

1　公示番号　　共第２８６ 号
2　免許の内容たるべき事項
（1）漁業種類　　名　　称　　時　　期
第２種共同漁業　　いそ建・も建網漁業　　1 月 1 日から 12 月 31 日まで
（2）漁場の位置及び区域
漁場の位置　豊田郡大崎上島町唐島地先
漁場の区域　唐島距岸 100 メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

3　関係地区　　豊田郡大崎上島町東野，中野，原田，大串

1　公示番号　　共第２８７号

2　免許の内容たるべき事項

（1）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第２種共同漁業　　いそ建・も建網漁業　　1月1日から12月31日まで

（2）漁場の位置及び区域

漁場の位置　豊田郡大崎上島町東野地先

漁場の区域　次の１・２，２ア，アイ，イウ，ウエ，エオ，オ７を結んだ7直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし，昭和48年農林省告示第99号の保護水面の区域，大崎上島町契島の距岸150メートルの区域及び次の除外区域を除く。

基　点　1　大崎上島町東野と中野との海岸線における境界

〃　2　〃　折免島南西端の鼻

〃　3　〃　臼島山尾崎の鼻

〃　4　〃　契島北端

〃　5　〃　生野島白洲鼻

〃　6　〃　金仏鼻

〃　7　〃　大琴島北東の鼻

ア　２から東広島市安芸津町唐船島南端の鼻を見通す線上1,500メートルの所

イ　３から竹原市吉名町碇島の高を見通す線上200メートルの所

ウ　４から吉名町西ヶ崎の鼻を見通す線上200メートルの所

エ　５から竹原市阿波島北端を見通す線上200メートルの所

オ　６から阿波島北端を見通す線上200メートルの所

除外区域１　次の１・２，２・３，３・４，４・５，５・６，６・７，７・８，８・９，９・１０，１０・１１，１１・１２を結んだ11直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基　点　ア　東野門之奥三等三角点（177.93メートル）

１　アから5度00分00秒870.0メートルの所

２　１から289度16分46秒13.7メートルの所

３　２から314度42分26秒119.6メートルの所

４　３から22度44分24秒51.7メートルの所

５　４から113度10分30秒16.9メートルの所

６　５から202度41分21秒39.6メートルの所

７　６から134度02分04秒93.2メートルの所

８　　７から 43 度 06 分 57 秒 23.5 メートルの所
９　　８から 314 度 06 分 49 秒 43.9 メートルの所
１０　　９から 42 度 46 分 11 秒 22.6 メートルの所
１１　　１０から 132 度 14 分 27 秒 50.2 メートルの所
１２　　１１から 41 度 36 分 38 秒 99.2 メートルの所
除外区域２　次の１・２，２・３，３・４，４・１を結んだ 4 直線によって囲まれた区域
基　点　ア　門之奥三等三角点（標高 177.93 メートル）
１　　アから 7 度 30 分 00 秒 1,040 メートルの所
２　　１から 259 度 29 分 00 秒 138.0 メートルの所
３　　２から 351 度 15 分 22 秒 16.9 メートルの所
４　　３から 81 度 16 分 07 秒 137.5 メートルの所
除外区域３　次の１・２，２・３，３・４，４・５，５・６を結んだ 5 直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基　点　ア　大崎上島町馬島三等三角点（標高 159.19 メートル）
１　　アから 248 度 06 分 14 秒 594.8 メートルの所
２　　１から 143 度 03 分 20 秒 56.5 メートルの所
３　　２から 217 度 54 分 01 秒 40.3 メートルの所
４　　３から 129 度 55 分 31 秒 18.4 メートルの所
５　　４から 41 度 58 分 47 秒 40.5 メートルの所
６　　５から 102 度 09 分 24 秒 30.3 メートルの所
除外区域４　次の１・２，２・３，３・４，４・５，５・６を結んだ 5 直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基　点　ア　馬島三等三角点
１　　アから 82 度 48 分 00 秒 633.0 メートルの所
２　　１から 146 度 34 分 44 秒 84.3 メートルの所
３　　２から 229 度 13 分 17 秒 66.5 メートルの所
４　　３から 179 度 14 分 23 秒 89.6 メートルの所
５　　４から 250 度 27 分 47 秒 66.7 メートルの所
６　　５から 314 度 53 分 08 秒 5.7 メートルの所

３　関係地区　豊田郡大崎上島町東野，中野，原田，大串

１　公示番号　共第２８８号

２　免許の内容たるべき事項

（１）漁業種類	名　称	時　期
第４種共同漁業	たい寄魚漁業	5 月 1 日から 12 月 31 日まで

（２）漁場の位置及び区域

漁場の位置　豊田郡大崎上島町中野向山地先

漁場の区域　次の１・２を結んだ直線と３ア，ア４を結んだ2直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基　点　１　向山明神崎

〃　２　大崎上島町長島南端

〃　３　〃　旧桟橋護岸南東角

〃　４　向山刀崎

ア　４から長島北東端（カメ鼻）を見通す線上300メートルの所

３　関係地区　豊田郡大崎上島町東野，中野，原田，大串

１　公示番号　共第２８９号

２　免許の内容たるべき事項

（１）漁業種類　名　称　時　期

第４種共同漁業　たい寄魚漁業　5月1日から12月31日まで

（２）漁場の位置及び区域

漁場の位置　豊田郡大崎上島町東野地先

漁場の区域　次の１・４を結んだ直線と２・３を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし，次の除外区域を除く。

基　点　１　大崎上島町小琴島北端

〃　２　〃　東野盛谷北防波堤東側付け根

〃　３　〃　生野島塔の鼻

〃　４　〃　加賀波の東鼻

除外区域　次の１・２，２・３，３・４，４・５，５・６を結んだ5直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基　点　ア　大崎上島町馬島三等三角点（標高159.19メートル）

１　アから82度48分00秒633.0メートルの所

２　１から146度34分44秒84.3メートルの所

３　２から229度13分17秒66.5メートルの所

４　３から179度14分23秒89.6メートルの所

５　４から250度27分47秒66.7メートルの所

６　５から314度53分08秒5.7メートルの所

３　関係地区　豊田郡大崎上島町東野，中野，原田，大串

１　公示番号　共第２９０号

２　免許の内容たるべき事項

（１）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第１種共同漁業　　あさり漁業　　1 月 1 日から 12 月 31 日まで

えむし漁業　　〃

さざえ漁業　　〃

かき漁業　　〃

わかめ漁業　　〃

（２）漁場の位置及び区域

漁場の位置　　竹原市吉名町地先

漁場の区域　　次の１ア，アイ，イウ，ウオ，オカ，カ４を結んだ 6 直線と８・９を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし，６キ，キ７を結んだ 2 直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

基　点　1　　竹原市と東広島市安芸津町との海岸線における境界

〃　　2　　吉名町太郎鼻

〃　　3　　〃　　貯木場防波堤南側付け根から防波堤沿い東へ 250 メートルの所

〃　　4　　〃　　花ヶ崎から海岸沿い北へ 10 メートルの所

〃　　5　　竹原市下野町ハチ岩の高

〃　　6　　７から 89 度の線と最大高潮時海岸線との交点

〃　　7　　〃　　沖辺 1 の 12 の東側護岸と道路護岸交点から護岸沿い東へ 60 メートルの所

〃　　8　　吉名町郷川便利橋下流側右岸付け根

〃　　9　　〃　　左岸付け根

ア　　１から豊田郡大崎上島町長島鷲崎を見通す線上 500 メートルの所

イ　　２から吉名町碇島の灯台を見通す線上 200 メートルの所

ウ　　３から大崎上島町生野島の高を見通す線上 350 メートルの所

エ　　５から生野島ひょうたん鼻を見通す線上 300 メートルの所

オ　　ウからエを見通す線上 200 メートルの所

カ　　４から 50 度 500 メートルの所

キ　　７から 112 度 126 メートルの所

３　関係地区　　竹原市吉名町，竹原町，高崎町，港町

１　公示番号　　共第２９１号

２　免許の内容たるべき事項

（１）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第１種共同漁業　　さざえ漁業　　1 月 1 日から 12 月 31 日まで

かき漁業　　〃
わかめ漁業　　〃

（２）漁場の位置及び区域

漁場の位置　竹原市吉名町碇島地先

漁場の区域　碇島の高を中心とした半径100メートルの円周と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

３　関係地区　竹原市吉名町，竹原町，高崎町，港町

１　公示番号　共第２９２号

２　免許の内容たるべき事項

（１）漁業種類　名　称　時　期

第１種共同漁業　あさり漁業　1月1日から12月31日まで

えむし漁業　〃

さざえ漁業　〃

かき漁業　〃

（２）漁場の位置及び区域

漁場の位置　竹原市竹原町地先

漁場の区域　次の１ア，アイ，イウ，ウ６を結んだ４直線と３・４，４・５を結んだ２直線と７・８を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし，エオ，オカ，カ５を結んだ３直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

基　点　１　竹原市下野町月見鼻

〃　２　〃　ハチ岩の高

〃　３　竹原町明神防波堤南側付け根

〃　４　〃　突端

〃　５　〃　的場の鼻から北へ2番目の鼻(石積み防波堤の西側付け根)

〃　６　竹原市港町５丁目と竹原市高崎町との海岸線における境界（広島大学生物生産学部実験場護岸東角）

〃　７　〃　皆実町賀茂川皆実橋下流側右岸付け根

〃　８　〃　左岸付け根

〃　９　高崎町高崎三等三角点（標高179.6メートル）

ア　１から豊田郡大崎上島町生野島鹿老渡を見通す(152度)線上450メートルの所

イ　２から生野島ひょうたん鼻を見通す線上300メートルの所

ウ　６から大崎上島町佐組島の高を見通す線上300メートルの所

エ　９から253度59分00秒761.0メートルの所

オ　　エから 255 度 00 分 26 秒 72.5 メートルの所
カ　　オから 298 度 39 分 51 秒 184.2 メートルの所
3　関係地区　　竹原市吉名町，竹原町，高崎町，港町

1　公示番号　　共第２９３号
2　免許の内容たるべき事項
（1）漁業種類　　名　　称　　時　　期
第１種共同漁業　　あさり漁業　　1 月 1 日から 12 月 31 日まで
えむし漁業　　〃
さざえ漁業　　〃
かき漁業　　〃
わかめ漁業　　〃
（2）漁場の位置及び区域
漁場の位置　　竹原市高崎町地先
漁場の区域　　次の１アを結んだ直線とアイを距岸 200 メートルで結んだ線とイウ，ウ２を結んだ２直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基　点　1　　高崎町と竹原市港町５丁目との海岸線における境界（広島大学生物生産学部実験場護岸東角）
〃　　2　　〃　　高崎橋左岸南側付け根から護岸沿い東へ 109 メートルの所
ア　　１から豊田郡大崎上島町佐組島の高を見通す線と距岸 200 メートルの線との交点
イ　　２から 120 度の線と距岸 200 メートルの線との交点
ウ　　〃　　竹原市福田町旧市営貯木場東側護岸西角を見通す線上 200 メートルの所
3　関係地区　　竹原市吉名町，竹原町，高崎町，港町

1　公示番号　　共第２９４号
2　免許の内容たるべき事項
（1）漁業種類　　名　　称　　時　　期
第１種共同漁業　　あさり漁業　　1 月 1 日から 12 月 31 日まで
えむし漁業　　〃
さざえ漁業　　〃
かき漁業　　〃
わかめ漁業　　〃
（2）漁場の位置及び区域

漁場の位置　竹原市高崎町阿波島地先

漁場の区域　阿波島距岸 200 メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

3　関係地区　竹原市吉名町，竹原町，高崎町，港町

1　公示番号　共第２９５号

2　免許の内容たるべき事項

（1）漁業種類　名　称　時　期

第１種共同漁業　あさり漁業　1 月 1 日から 12 月 31 日まで

なまこ漁業　〃

えむし漁業　〃

（2）漁場の位置及び区域

漁場の位置　竹原市忠海町地先

漁場の区域　次の１ア，アイを結んだ 2 直線とイウを距岸 300 メートルで結んだ線とウ３を結んだ直線と４・５を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基　点　1　忠海町明神川河口左岸角（東側）から護岸沿い東へ 75 メートルの所

〃　2　〃　火山の鼻

〃　3　〃　と三原市との海岸線における境界

〃　4　〃　ＪＲ呉線忠海港橋梁の南東付け根

〃　5　〃　南西付け根

ア　１から愛媛県今治市松島西端を見通す線上 440 メートルの所

イ　２から松島西端を見通す線と距岸 300 メートルの線との交点

ウ　３から今治市大三島鳥取鼻を見通す線と距岸 300 メートルの線との交点

3　関係地区　竹原市忠海中町，忠海床浦，忠海東町，忠海長浜

1　公示番号　共第２９６号

2　免許の内容たるべき事項

（1）漁業種類　名　称　時　期

第１種共同漁業　あさり漁業　1 月 1 日から 12 月 31 日まで

なまこ漁業　〃

えむし漁業　〃

（2）漁場の位置及び区域

漁場の位置　竹原市忠海町小久野島地先

漁場の区域　小久野島距岸300メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

3　関係地区　竹原市忠海中町，忠海床浦，忠海東町，忠海長浜

1　公示番号　共第２９７号

2　免許の内容たるべき事項

（1）漁業種類　名　称　時　期

第1種共同漁業　あさり漁業　1月1日から12月31日まで

なまこ漁業　〃

えむし漁業　〃

（2）漁場の位置及び区域

漁場の位置　竹原市忠海町大久野島地先

漁場の区域　大久野島距岸300メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし，次の１ア，アイ，イウ，ウ４を結んだ4直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

基　点　1　大久野島南東側防波堤東側付け根から防波堤沿い北へ 24 メートルの所

〃　2　〃　東側護岸パラペット上の環境庁金属標

〃　3　〃　桟橋用地南東角

〃　4　３から208度14分33.880メートルの所

ア　２から58度37分146.448メートルの所

イ　３から83度43分138.230メートルの所

ウ　〃　191度32分46.901メートルの所

4　関係地区　竹原市忠海中町，忠海床浦，忠海東町，忠海長浜

1　公示番号　共第２９８号

2　免許の内容たるべき事項

（1）漁業種類　名　称　時　期

第２種共同漁業　いそ建・も建網漁業　1月1日から12月31日まで

つぼ網漁業　〃

（2）漁場の位置及び区域

漁場の位置　竹原市吉名町地先

漁場の区域　次の１ア，アイ，イウ，ウオ，オカ，カ４を結んだ 6 直線と８・９を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし，６キ，キ７を結んだ2直線と最大高潮時海岸線とによって

囲まれた区域及びつぼ網漁業については，３ウを結んだ直線から東側の区域を除く。

基　点　１　竹原市と東広島市安芸津町との海岸線における境界
〃　２　吉名町太郎鼻
〃　３　〃　貯木場防波堤南側付け根から防波堤沿い東へ 250 メートルの所
〃　４　〃　花ヶ崎から海岸沿い北へ 10 メートルの所
〃　５　竹原市下野町ハチ岩の高
〃　６　７から 89 度の線と最大高潮時海岸線との交点
〃　７　〃　沖辺 1 の 12 の東側護岸と道路護岸交点から護岸沿い東へ 60 メートルの所
〃　８　吉名町郷川便利橋下流側右岸付け根から護岸沿い下流側へ 125 メートルの護岸角
〃　９　８から 40 度の線と郷川左岸との交点
ア　１から豊田郡大崎上島町長島鷲崎を見通す線上 500 メートルの所
イ　２から吉名町碇島の灯台を見通す線上 200 メートルの所
ウ　３から大崎上島町生野島の高を見通す線上 350 メートルの所
エ　５から生野島ひょうたん鼻を見通す線上 300 メートルの所
オ　ウからエを見通す線上 200 メートルの所
カ　４から 50 度 500 メートルの所
キ　７から 112 度 126 メートルの所

３　関係地区　竹原市吉名町，竹原町，高崎町，港町

１　公示番号　共第２９９号
２　免許の内容たるべき事項
（１）漁業種類　名　称　時　期
第２種共同漁業　いそ建・も建網漁業　1 月 1 日から 12 月 31 日まで
（２）漁場の位置及び区域
漁場の位置　竹原市吉名町碇島地先
漁場の区域　碇島の高を中心とした半径 150 メートルの円周によって囲まれた区域
３　関係地区　竹原市吉名町，竹原町，高崎町，港町

１　公示番号　共第３００号
２　免許の内容たるべき事項
（１）漁業種類　名　称　時　期

第２種共同漁業　　いそ建・も建網漁業　　1月1日から12月31日まで

（２）漁場の位置及び区域

漁場の位置　竹原市竹原町地先

漁場の区域　次の１ア，アイ，イウ，ウ６を結んだ4直線と３・４，４・５を結んだ２直線と７・８を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし，エオ，オカ，カ５を結んだ３直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

基　点　1　竹原市下野町月見鼻

〃　2　〃　ハチ岩の高

〃　3　竹原町明神防波堤南側付け根

〃　4　〃　突端

〃　5　〃　的場の鼻から北へ2番目の鼻(石積み防波堤の西側付け根)

〃　6　竹原市港町５丁目と竹原市高崎町との海岸線における境界（広島大学生物生産学部実験場護岸東角）

〃　7　〃　皆実町賀茂川皆実橋下流側右岸付け根

〃　8　〃　左岸付け根

〃　9　高崎町高崎三等三角点（標高179.6メートル）

ア　１から豊田郡大崎上島町生野島鹿老渡を見通す（152度）線上450メートルの所

イ　２から生野島ひょうたん鼻を見通す線上300メートルの所

ウ　６から大崎上島町佐組島の高を見通す線上300メートルの所

エ　９から253度59分00秒761.0メートルの所

オ　エから255度00分26秒72.5メートルの所

カ　オから298度39分51秒184.2メートルの所

３　関係地区　竹原市吉名町，竹原町，高崎町，港町

１　公示番号　共第３０１号

２　免許の内容たるべき事項

（１）漁業種類　名　称　時　期

第２種共同漁業　いそ建・も建網漁業　1月1日から12月31日まで

（２）漁場の位置及び区域

漁場の位置　竹原市高崎町地先

漁場の区域　次の１アを結んだ直線とアイを距岸200メートルで結んだ線とイウ，ウ２を結んだ２直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基　点　1　高崎町と竹原市港町５丁目との海岸線における境界（広島大学生

物生産学部実験場護岸東角）

〃　２　〃　高崎橋左岸南側付け根から護岸沿い東へ 109 メートルの所

ア　１から豊田郡大崎上島町佐組島の高を見通す線と距岸 200 メートルの線との交点

イ　２から 120 度の線と距岸 200 メートルの線との交点

ウ　〃　竹原市福田町旧市営貯木場東側護岸西角を見通す線上 200 メートルの所

３　関係地区　竹原市

１　公示番号　共第３０２号

２　免許の内容たるべき事項

（１）漁業種類　名　称　時　期

第２種共同漁業　いそ建・も建網漁業　1 月 1 日から 12 月 31 日まで

（２）漁場の位置及び区域

漁場の位置　竹原市高崎町地先（モンテの洲）

漁場の区域　次のアを中心とした半径 500 メートルの円周によって囲まれた区域

基　点　１　竹原市竹原町的場の鼻

〃　２　高崎町阿波島源氏ケ鼻

ア　１から豊田郡大崎上島町唐島の高を見通すと２から大崎上島町臼島北端を見通す線との交点

３　関係地区　竹原市吉名町，竹原町，高崎町，港町

１　公示番号　共第３０３号

２　免許の内容たるべき事項

（１）漁業種類　名　称　時　期

第２種共同漁業　いそ建・も建網漁業　1 月 1 日から 12 月 31 日まで

（２）漁場の位置及び区域

漁場の位置　竹原市高崎町阿波島地先

漁場の区域　阿波島距岸 200 メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

３　関係地区　竹原市

１　公示番号　共第３０４号

２　免許の内容たるべき事項

（１）漁業種類　名　称　時　期

第２種共同漁業　　いそ建・も建網漁業　　1月1日から12月31日まで

（２）漁場の位置及び区域

漁場の位置　竹原市高崎町地先（沖の洲）

漁場の区域　次のアを中心とした半径300メートルの円周によって囲まれた区域。ただし２から竹原市忠海町猿ケ鼻を見通す線の100メートル北側に平行に引いた直線より北の区域を除く。

基　点　１　高崎町城山の鼻（竹原みかん選果場前）

〃　　２　〃　阿波島源氏ケ鼻から東へ３番目の鼻

ア　１から忠海町小久野島南端を見通す線と２から猿ケ鼻を見通す線との交点

３　関係地区　竹原市

１　公示番号　共第３０５号

２　免許の内容たるべき事項

（１）漁業種類　名　称　時　期

第２種共同漁業　　いそ建・も建網漁業　　1月1日から12月31日まで

（２）漁場の位置及び区域

漁場の位置　竹原市忠海町地先

漁場の区域　次の１ア，アイを結んだ2直線とイウを距岸300メートルで結んだ線とウ３を結んだ直線と４・５を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし，共第３１１号の区域を除く。

基　点　１　竹原市忠海長浜３丁目明神川河口左岸角（東側）から護岸沿い東へ75メートルの所

〃　　２　〃　火山の鼻

〃　　３　〃　と三原市との海岸線における境界

〃　　４　〃　ＪＲ呉線忠海港橋梁の南東付け根

〃　　５　〃　南西付け根

ア　１から愛媛県今治市松島西端を見通す線上440メートルの所

イ　２から松島西端を見通す線と距岸300メートルの線との交点

ウ　３から今治市大三島鳥取鼻を見通す線と距岸300メートルの線との交点

３　関係地区　竹原市

１　公示番号　共第３０６号

２　免許の内容たるべき事項

（１）漁業種類　名　称　時　期

第２種共同漁業　　いそ建・も建網漁業　　1月1日から12月31日まで

（２）漁場の位置及び区域

漁場の位置　竹原市忠海町小久野島地先

漁場の区域　小久野島距岸300メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

3　関係地区　竹原市

1　公示番号　共第３０７号

2　免許の内容たるべき事項

（１）漁業種類　名　称　時　期

第２種共同漁業　いそ建・も建網漁業　1月1日から12月31日まで

（２）漁場の位置及び区域

漁場の位置　竹原市忠海町大久野島地先

漁場の区域　大久野島距岸300メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし，次の１ア，アイ，イウ，ウ４を結んだ4直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域及び共第３１２号，共第３１３号の区域を除く。

基　点　1　大久野島南東側防波堤東側付け根から防波堤沿い北へ 24 メートルの所

〃　2　〃　東側護岸パラペット上の環境庁金属標

〃　3　〃　桟橋用地南東角

〃　4　３から208度14分33.880メートルの所

ア　２から58度37分146.448メートルの所

イ　３から83度43分138.230メートルの所

ウ　〃　191度32分46.901メートルの所

3　関係地区　竹原市

1　公示番号　共第３０８号

2　免許の内容たるべき事項

（１）漁業種類　名　称　時　期

第２種共同漁業　つぼ網漁業　1月1日から12月31日まで

（２）漁場の位置及び区域

漁場の位置　竹原市竹原町地先

漁場の区域　次のアイを結んだ直線とイウを距岸250メートルで結んだ線とウエを結んだ直線とエアを距岸 50 メートルで結んだ線とによって

囲まれた区域

基　点　１　竹原市下野町月見鼻

〃　　２　竹原町明神赤鼻

ア　１から豊田郡大崎上島町生野島鹿老渡を見通す線と距岸 50 メートルの線との交点

イ　〃　250 メートルの線との交点

ウ　２から生野島金仏鼻を見通す線と距岸 250 メートルの線との交点

エ　〃　50 メートルの線との交点

３　関係地区　竹原市吉名町，竹原町，高崎町，港町

１　公示番号　共第３０９号

２　免許の内容たるべき事項

（１）漁業種類　名　称　時　期

第３種共同漁業　つきいそ漁業　1 月 1 日から 12 月 31 日まで

（２）漁場の位置及び区域

漁場の位置　竹原市竹原町地先

漁場の区域　次のアを中心とした半径 150 メートルの円周によって囲まれた区域

基　点　１　竹原市下野町ハチ岩の高

ア　１から豊田郡大崎上島町生野島ひょうたん鼻を見通す線上 700 メートルの所

３　関係地区　竹原市吉名町，竹原町，高崎町，港町

１　公示番号　共第３１０号

２　免許の内容たるべき事項

（１）漁業種類　名　称　時　期

第３種共同漁業　つきいそ漁業　1 月 1 日から 12 月 31 日まで

（２）漁場の位置及び区域

漁場の位置　竹原市竹原町明神赤鼻地先

漁場の区域　次のアを中心とした半径 150 メートルの円周によって囲まれた区域

基　点　１　明神赤鼻

ア　１から豊田郡大崎上島町生野町の高を見通す線上 1,000 メートルの所

３　関係地区　竹原市吉名町，竹原町，高崎町，港町

1　公示番号　　共第３１１号

2　免許の内容たるべき事項

（1）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第３種共同漁業　　つきいそ漁業　　1 月 1 日から 12 月 31 日まで

（2）漁場の位置及び区域

漁場の位置　竹原市忠海町地先

漁場の区域　次のアを中心とした半径 150 メートルの円周によって囲まれた区域

基　点　1　竹原市忠海床浦１丁目城山の鼻

〃　　2　〃　忠海東町１丁目冠山の高

ア　２から忠海町大久野島北端（弥左エ門崎）を見通す線と１から忠海町大谷鼻を見通す線との交点

3　関係地区　　竹原市忠海中町，忠海床浦，忠海東町，忠海長浜

1　公示番号　　共第３１２号

2　免許の内容たるべき事項

（1）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第３種共同漁業　　つきいそ漁業　　1 月 1 日から 12 月 31 日まで

（2）漁場の位置及び区域

漁場の位置　竹原市忠海町大久野島地先

漁場の区域　次のアを中心とした半径 150 メートルの円周によって囲まれた区域

基　点　1　大久野島南端灯台

ア　１から 263 度 30 分 400 メートルの所

3　関係地区　　竹原市忠海中町，忠海床浦，忠海東町，忠海長浜

1　公示番号　　共第３１３号

2　免許の内容たるべき事項

（1）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第３種共同漁業　　つきいそ漁業　　1 月 1 日から 12 月 31 日まで

（2）漁場の位置及び区域

漁場の位置　竹原市忠海町大久野島地先

漁場の区域　次のアを中心とした半径 90 メートルの円周によって囲まれた区域

基　点　1　大久野島北端（弥左エ門崎）

ア　１から 102 度 500 メートルの所

3　関係地区　　竹原市忠海中町，忠海床浦，忠海東町，忠海長浜

1　公示番号　　共第３１４号
2　免許の内容たるべき事項
（1）漁業種類　　名　　称　　時　　期
第４種共同漁業　　ぼら寄魚漁業　　9 月 1 日から 12 月 31 日まで
（2）漁場の位置及び区域
漁場の位置　竹原市吉名町地先
漁場の区域　次の２ア，アイ，イ１を結んだ 3 直線と４・５を結んだ直線と５・６を防波堤東側に沿って結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基　点　1　吉名町明神鼻東端
〃　2　〃　沖辺 1 の 12 の東側護岸と道路護岸交点から護岸沿い東へ 60 メートルの所
〃　3　２から 89 度の線と最大高潮時海岸線との交点
〃　4　吉名町柏の鼻南端から東へ 1 番目の鼻
〃　5　〃　吉名漁港東側防波堤突端（東角）
〃　6　〃　東側付け根
ア　２から 112 度 126 メートルの所
イ　１から 32 度 30 分の線と３からアを見通す線との交点
3　関係地区　　竹原市吉名町，竹原町，高崎町，港町

1　公示番号　　共第３１５号
2　免許の内容たるべき事項
（1）漁業種類　　名　　称　　時　　期
第４種共同漁業　　ぼら寄魚漁業　　9 月 1 日から 12 月 31 日まで
（2）漁場の位置及び区域
漁場の位置　竹原市竹原町地先
漁場の区域　次の１ア，アイ，イ２を結んだ 3 直線と３・４を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基　点　1　竹原市皆実町ポンプ所樋門中央
〃　2　竹原町明神赤鼻
〃　3　皆実町賀茂川河口右岸角
〃　4　〃　左岸角
ア　１から豊田郡大崎上島町契島北端を見通す線上 400 メートルの所
イ　２から大崎上島町生野島ひょうたん鼻を見通す線上 100 メートル

の所

3　関係地区　　竹原市吉名町，竹原町，高崎町，港町

1　公示番号　　共第３１６号

2　免許の内容たるべき事項

（1）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第４種共同漁業　　たい寄魚漁業　　2 月 1 日から 4 月 30 日まで

（2）漁場の位置及び区域

漁場の位置　竹原市高崎町阿波島地先

漁場の区域　次の１を中心とした半径 500 メートルの円弧と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基　点　1　阿波島白馬岬

3　関係地区　　竹原市忠海中町，忠海床浦，忠海東町，忠海長浜

1　公示番号　　共第３１７号

2　免許の内容たるべき事項

（1）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第４種共同漁業　　たい寄魚漁業　　3 月 1 日から 11 月 30 日まで

（2）漁場の位置及び区域

漁場の位置　竹原市忠海町大久野島地先

漁場の区域　次のアを中心とした半径 150 メートルの円周によって囲まれた区域

基　点　1　大久野島南東端（三ツ石北側）

ア　１から愛媛県今治市四十島の北端を見通す線上 200 メートルの所

3　関係地区　　竹原市忠海中町，忠海床浦，忠海東町，忠海長浜

H26.8.30 現在の内容に修正済み

平 成 25 年 5 月 16 日
広 島 県 報 定 期 第 38 号

漁業法第 11 条の規定に基づく
免許の内容たるべき事項など

（ 共 同 漁 業 権 ）

平成 25 年広島県告示第 432 号の別冊６冊のうち３

三原市，尾道市，福山市海面

免許予定日　平成 25 年９月１日

存 続 期 間　免許の日から
平成 35 年８月 31 日まで

申 請 期 間　平成 25 年５月 16 日から
平成 25 年７月 15 日まで

１　公示番号　　共第３１８号

２　免許の内容たるべき事項

（１）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第１種共同漁業　　あさり漁業　　1月1日から12月31日まで

〃　　えむし漁業　　〃

〃　　わかめ漁業　　〃

（２）漁場の位置及び区域

漁場の位置　　三原市幸崎町，須波町地先

漁場の区域　　次の１アを結んだ直線とアイを距岸300メートルで結んだ線とイウ，ウエ，エオ，オカを結んだ４直線とカキを幸崎町有竜島南側距岸150メートルで結んだ線とキクを距岸300メートルで結んだ線とク４を結んだ直線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

基　点　１　　三原市と竹原市との海岸線における境界

〃　　２　　〃　　幸崎町能地能地漁港西埋立地親水護岸下段遊歩道の東側付け根から護岸沿い西へ75メートルの所

〃　　３　　〃　　幸崎能地２丁目宇和島西船だまり南側防波堤南側付け根

〃　　４　　〃　　須波西町ＪＲ呉線青木トンネル西口前の護岸西側の排水口中央から護岸沿い東へ85メートルの所

ア　　１から愛媛県今治市大三島鳥取鼻を見通す線と距岸300メートルの線との交点

イ　　２から尾道市瀬戸田町瓢箪島北端を見通す線と距岸300メートルの線との交点

ウ　　〃　　上635メートルの所

エ　　３から瓢箪島北端を見通す線上700メートルの所

オ　　〃　　300メートルの所

カ　　〃　　有竜島の西端を見通す線と有竜島距岸150メートルの線との交点

キ　　有竜島距岸150メートルの線と宇和島距岸300メートルの線との東側交点

ク　　４から三原市鷺浦町和霊石の鼻を見通す線と距岸300メートルの線との交点

３　関係地区　　三原市

１　公示番号　　共第３１９号

２　免許の内容たるべき事項

（１）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第１種共同漁業　　あさり漁業　　1月1日から12月31日まで

（２）漁場の位置及び区域

漁場の位置　三原市幸崎町有竜島地先

漁場の区域　次のアイ，イウを結んだ2直線とウエを有竜島距岸150メートルで結んだ線とエアを結んだ直線によって囲まれた区域

基　点　１　三原市幸崎能地2丁目宇和島西船だまり南側防波堤南側付け根

〃　　２　有竜島南端

ア　　１から尾道市瀬戸田町瓢箪島北端を見通す線上700メートルの所

イ　　〃　　300メートルの所

ウ　　〃　有竜島西端を見通す線と有竜島距岸150メートルの線との交点

エ　　２からアを見通す線と有竜島距岸150メートルの線との交点

３　関係地区　　三原市

１　公示番号　　共第３２０号

２　免許の内容たるべき事項

（１）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第１種共同漁業　あさり漁業　　1月1日から12月31日まで

なまこ漁業　　〃

えむし漁業　　〃

かき漁業　　〃

わかめ漁業　　〃

（２）漁場の位置及び区域

漁場の位置　三原市須波地先

漁場の区域　次の３ア，アイ，イウ，ウエ，エオを結んだ5直線とオカを距岸200メートルで結んだ線とカキ，キクを結んだ2直線とクケを距岸200メートルで結んだ線とケコ，コサを結んだ2直線とサシを距岸200メートルで結んだ線とシ１１を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし，除外区域１，２を除く。

基　点　１　２から護岸沿い北へ250メートルの所

〃　　２　三原市和田沖町貝野地区ふ頭用地護岸南角

〃　　３　〃　　三菱重工㈱三原製作所埋立地南西の貝野物揚場北端から護岸沿い南東へ50メートルの所

〃　　４　〃　須波1丁目若宮神社鳥居の中央

〃　　５　〃　須波西1丁目須波フェリー乗り場埋立地北側付け根（道路護岸との接点）

〃　　６　〃　　北東角から護岸沿い南へ 150 メートルの護岸角
〃　　７　〃　　南側付け根（道路護岸との接点）
〃　　８　〃　　須波海浜公園埋立地北側付け根（新旧護岸境界）
〃　　９　〃　　の北側海浜の南の護岸内角
〃　１０　〃　　埋立地南側付け根（道路護岸との接点）
〃　１１　〃　　須波西町ＪＲ呉線青木トンネル西口前護岸西側の排水口中央から護岸沿い東へ 85 メートルの所
ア　　２から 135 度 50 メートルの所
イ　　１から 135 度 50 メートルの所
ウ　　〃　　の線とエから 34 度 30 分の線との交点
エ　　４から三原市鷺浦町宿祢島北端を見通す線上 100 メートルの所
オ　　〃　　と距岸 200 メートルの線との交点
カ　　５から埋立地北側護岸の延長線と距岸 200 メートルの線との交点
キ　　６から鷺浦町小佐木島南端を見通す線上 150 メートルの所
ク　　７から埋立地南側護岸の延長線と距岸 200 メートルの線との交点
ケ　　８から鷺浦町佐木島布袋岩鼻を見通す線と距岸 200 メートルの線との交点
コ　　９から 100 度 175 メートルの所
サ　　１０から 90 度の線と距岸 200 メートルの線との交点
シ　　１１から佐木島和霊石の鼻を見通す線と距岸 200 メートルの線との交点
除外区域１　次の１ア，アイ，イウ，ウエ，エオ，オカ，カキ，キク，クケを結んだ 9 直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基　点　１　三原市畑二等三角点（標高 444.98 メートル）から 164 度 47 分 48 秒 2,453.14 メートルの所
ア　　１から 58 度 32 分 42 秒 115.04 メートルの所
イ　　アから 29 度 48 分 26 秒 81.24 メートルの所
ウ　　イから 16 度 46 分 00 秒 189.08 メートルの所
エ　　ウから 358 度 02 分 43 秒 102.18 メートルの所
オ　　エから 20 度 35 分 46 秒 89.71 メートルの所
カ　　オから 33 度 31 分 20 秒 84.14 メートルの所

キ　　カから 17 度 14 分 25 秒 108.13 メートルの所
ク　　キから 356 度 55 分 44 秒 107.61 メートルの所
ケ　　クから 332 度 59 分 58 秒 105.54 メートルの所
除外区域２　次の１ア，アイ，イウを結んだ 3 直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基　点　１　三原市畑二等三角点（標高 444.98 メートル）から 119 度 32 分 15 秒 1,192.66 メートルの所
ア　　１から 81 度 34 分 32 秒 181.57 メートルの所
イ　　アから 185 度 53 分 13 秒 508.46 メートルの所
ウ　　イから 286 度 29 分 07 秒 227.22 メートルの所

３　関係地区　　三原市

１　公示番号　　共第３２１号
２　免許の内容たるべき事項
（１）漁業種類　　名　　称　　時　　期
第１種共同漁業　あさり漁業　1 月 1 日から 12 月 31 日まで
なまこ漁業　〃
えむし漁業　〃
かき漁業　〃
わかめ漁業　〃

（２）漁場の位置及び区域
漁場の位置　三原市糸崎町，古浜，円一町，和田沖町地先
漁場の区域　次の１ア，アイを結んだ 2 直線とイウを距岸 200 メートルで結んだ線とウエ，エオを結んだ 2 直線とオカを距岸 50 メートルで結んだ線とカ４を結んだ直線と５・６，７・８，９・１０，１１・１２をそれぞれ結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし，除外区域を除く。
基　点　１　三原市糸崎７丁目松浜船だまり防波堤南側付け根から護岸沿い北西へ 30 メートルの所
〃　２　〃　糸崎南２丁目第１号埋立地南西角
〃　３　和田沖町三菱重工㈱三原製作所埋立地東端護岸角
〃　４　〃　から護岸沿い西へ 380 メートルの所
〃　５　三原市和田１丁目沼田川沼田大橋下流側右岸付け根
〃　６　〃　宮沖５丁目沼田川沼田大橋下流側左岸付け根
〃　７　円一町２丁目西野川曙橋下流側右岸付け根

〃　　８　三原市港町３丁目西野川曙橋下流側左岸付け根
〃　　９　〃　城町３丁目湧源川湧源橋下流側右岸付け根
〃　１０　〃　古浜１丁目湧源川湧源橋下流側左岸付け根
〃　１１　〃　古浜３丁目古浜入川古浜橋橋台基礎工南角
〃　１２　１１から古浜橋橋脚（西から１番目）南端を見通す線と古浜入川左岸との交点
ア　１から 207 度 134.5 メートルの所
イ　アから 161 度の線と距岸 200 メートルの線との交点
ウ　２から 215 度 30 分の線と距岸 200 メートルの線との交点
エ　〃　オから 124 度 30 分の線との交点
オ　３から 96 度 30 分 50 メートルの所
カ　４から護岸に直角に 50 メートルの所
除外区域　次の１ア，アイ，イウ，ウエ，エオ，オカ，カキ，キク，クケ，ケコ，コサ，サシ，シスを結んだ 13 直線と護岸とによって囲まれた区域
基　点　１　宮沖５丁目沼田川沼田大橋下流左岸付け根から護岸沿い東へ 20 メートルの所
ア　１から 180 度 24 メートルの所
イ　アから 88 度 50 分 211 メートルの所
ウ　イから 88 度 30 分 135 メートルの所
エ　ウから 90 度 15 分 57 メートルの所
オ　エから 91 度 40 分 85 メートルの所
カ　オから 94 度 69 メートルの所
キ　カから 98 度 35 分 140 メートルの所
ク　キから 103 度 50 分 220 メートルの所
ケ　クから 105 度 45 分 88 メートルの所
コ　ケから 108 度 30 分 199 メートルの所
サ　コから 114 度 340 メートルの所
シ　サから 106 度 30 分 65 メートルの所
ス　シから 24 度 50 分 24 メートルの所

３　関係地区　三原市

１　公示番号　共第３２２号
２　免許の内容たるべき事項
（１）漁業種類　名　称　時　期
第１種共同漁業　あさり漁業　1 月 1 日から 12 月 31 日まで

なまこ漁業　　〃
えむし漁業　　〃
かき漁業　　〃
わかめ漁業　　〃

（２）漁場の位置及び区域

漁場の位置　三原市糸崎町，木原町地先

漁場の区域　次の２ア，アイ，イウを結んだ3直線とウエを距岸200メートルで結んだ線とエ３を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基　点　１　三原市糸崎８丁目松浜地区港湾整備事業東側埋立地東側付け根（埋立地東側護岸と国道護岸との交点）から国道護岸（国道）沿い東へ79メートルの所

〃　２　〃
〃　148メートルの所

〃　３　〃　木原４丁目㈱共立機械製作所西側小川左岸角から護岸沿い東へ50メートルの所

ア　２から護岸に直角に15メートルの所

イ　１から護岸に直角に43メートルの所

ウ　〃　200メートルの所

エ　３から尾道市向島町岩子島赤石鼻東側護岸北角（岩滝鼻）を見通す線と距岸200メートルの線との交点

３　関係地区　三原市

１　公示番号　共第３２３号

２　免許の内容たるべき事項

（１）

漁業種類	名　称	時　期
第１種共同漁業	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで
	えむし漁業	〃
	かき漁業	〃
	わかめ漁業	〃

（２）漁場の位置及び区域

漁場の位置　三原市鷺浦町下鷺島地先

漁場の区域　下鷺島距岸100メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし，共第３５１号の区域を除く。

３　関係地区　三原市，尾道市瀬戸田町，因島土生町，因島田熊町，因島中庄町，因島重井町，因島大浜町，因島外浦町，因島鏡浦町，因島椋浦町，

因島三庄町，因島洲江町，因島原町

1　公示番号　　共第３２４号
2　免許の内容たるべき事項
（1）漁業種類　　名　　称　　時　　期
第１種共同漁業　　なまこ漁業　　1 月 1 日から 12 月 31 日まで
えむし漁業　　〃
かき漁業　　〃
わかめ漁業　　〃
（2）漁場の位置及び区域
漁場の位置　　三原市鷺浦町上鷺島地先
漁場の区域　　次のアイ，イウ，ウエを結んだ 3 直線とエアを南回りに距岸 100 メートルで結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基　点　1　　上鷺島北端
〃　　2　　〃　　南端
ア　　1 から 46 度の線と距岸 100 メートルの線との交点
イ　　〃　　850 メートルの所
ウ　　2 から 57 度 750 メートルの所
エ　　〃　　の線と距岸 100 メートルの線との交点
3　関係地区　　三原市

1　公示番号　　共第３２５号
2　免許の内容たるべき事項
（1）漁業種類　　名　　称　　時　　期
第１種共同漁業　　あさり漁業　　1 月 1 日から 12 月 31 日まで
なまこ漁業　　〃
えむし漁業　　〃
かき漁業　　〃
わかめ漁業　　〃
（2）漁場の位置及び区域
漁場の位置　　三原市鷺浦町佐木島地先
漁場の区域　　佐木島距岸 150 メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし，次の除外区域を除く。
除外区域　1　　次のアイ，イウ，ウエ，エオ，オカ，カキ，キク，クケ，ケコ，コサ，サシ，シス，スセ，セソ，ソタ，タチ，チツ，ツテ，テト，

トナ，ナニ，ニヌ，ヌネ，ネノ，ノハ，ハヒ，ヒフ，フヘ，ヘホ，ホマ，マミ，ミム，ムメ，メモ，モヤ，ヤユ，ユヨ，ヨラ，ラリ，リル，ルレ，レロ，ロワ，ワヲ，ヲン，ンＡ，ＡＢ，ＢＣ，ＣＤ，ＤＥ，ＥＦ，ＦＧ，ＧＨ，ＨＩ，ＩＪ，ＪＫ，ＫＬ，ＬＭ，ＭＮ，ＮＯ，ＯＰ，ＰＱ，ＱＲ，ＲＳ，ＳＴ，ＴＵを結んだ 66 直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基　点　１　佐木島鍋ヶ鼻の海上保安庁第２号柱

ア　１から 228 度 19 分 49 秒を見通す線上 47.90 メートルの所

イ　アから 347 度 16 分 26 秒を見通す線上 5.52 メートルの所

ウ　イから 344 度 10 分 02 秒を見通す線上 4.89 メートルの所

エ　ウから 332 度 00 分 00 秒を見通す線上 4.93 メートルの所

オ　エから 340 度 08 分 35 秒を見通す線上 5.54 メートルの所

カ　オから 345 度 43 分 19 秒を見通す線上 4.31 メートルの所

キ　カから 337 度 43 分 40 秒を見通す線上 3.73 メートルの所

ク　キから 325 度 52 分 17 秒を見通す線上 2.94 メートルの所

ケ　クから 313 度 00 分 58 秒を見通す線上 4.02 メートルの所

コ　ケから 304 度 24 分 21 秒を見通す線上 3.91 メートルの所

サ　コから 293 度 19 分 29 秒を見通す線上 4.06 メートルの所

シ　サから 279 度 13 分 16 秒を見通す線上 4.65 メートルの所

ス　シから 268 度 14 分 32 秒を見通す線上 3.85 メートルの所

セ　スから 261 度 02 分 25 秒を見通す線上 3.12 メートルの所

ソ　セから 251 度 34 分 25 秒を見通す線上 4.22 メートルの所

タ　ソから 242 度 24 分 31 秒を見通す線上 1.95 メートルの所

チ　タから 232 度 28 分 05 秒を見通す線上 2.20 メートルの所

ツ　チから 213 度 31 分 42 秒を見通す線上 3.34 メートルの所

テ　ツから 201 度 48 分 50 秒を見通す線上 1.69 メートルの所

ト　テから 185 度 28 分 14 秒を見通す線上 2.87 メートルの所

ナ　トから 171 度 52 分 12 秒を見通す線上 2.77 メートルの所

ニ　ナから 153 度 52 分 19 秒を見通す線上 2.23 メートルの所

ヌ　ニから 137 度 28 分 35 秒を見通す線上 3.19 メートルの所

ネ　ヌから 237 度 17 分 01 秒を見通す線上 10.04 メートルの所

ノ　ネから 255 度 14 分 14 秒を見通す線上 17.08 メートルの所

ハ　ノから 272 度 29 分 58 秒を見通す線上 16.12 メートルの所

ヒ　ハから 268 度 15 分 17 秒を見通す線上 18.19 メートルの所

フ　ヒから 272 度 17 分 52 秒を見通す線上 18.51 メートルの所

ヘ　フから 273 度 40 分 50 秒を見通す線上 15.86 メートルの所

ホ	へから 268 度 40 分 06 秒を見通す線上 23.75 メートルの所
マ	ホから 269 度 55 分 17 秒を見通す線上 2.92 メートルの所
ミ	マから 257 度 16 分 45 秒を見通す線上 2.49 メートルの所
ム	ミから 245 度 34 分 16 秒を見通す線上 2.84 メートルの所
メ	ムから 231 度 53 分 31 秒を見通す線上 4.64 メートルの所
モ	メから 221 度 47 分 46 秒を見通す線上 5.42 メートルの所
ヤ	モから 212 度 33 分 01 秒を見通す線上 5.40 メートルの所
ユ	ヤから 203 度 18 分 51 秒を見通す線上 2.48 メートルの所
ヨ	ユから 227 度 29 分 21 秒を見通す線上 7.10 メートルの所
ラ	ヨから 231 度 32 分 00 秒を見通す線上 8.07 メートルの所
リ	ラから 278 度 13 分 13 秒を見通す線上 15.55 メートルの所
ル	リから 280 度 36 分 04 秒を見通す線上 10.02 メートルの所
レ	ルから 282 度 36 分 58 秒を見通す線上 19.92 メートルの所
ロ	レから 286 度 52 分 01 秒を見通す線上 21.91 メートルの所
ワ	ロから 293 度 12 分 51 秒を見通す線上 9.58 メートルの所
ヲ	ワから 237 度 33 分 17 秒を見通す線上 0.51 メートルの所
ン	ヲから 279 度 33 分 11 秒を見通す線上 6.86 メートルの所
A	ンから 205 度 57 分 41 秒を見通す線上 1.61 メートルの所
B	Aから 292 度 08 分 45 秒を見通す線上 1.14 メートルの所
C	Bから 28 度 37 分 00 秒を見通す線上 1.47 メートルの所
D	Cから 294 度 07 分 55 秒を見通す線上 11.22 メートルの所
E	Dから 211 度 25 分 58 秒を見通す線上 1.65 メートルの所
F	Eから 292 度 36 分 56 秒を見通す線上 1.02 メートルの所
G	Fから 27 度 10 分 40 秒を見通す線上 1.63 メートルの所
H	Gから 352 度 07 分 13 秒を見通す線上 2.07 メートルの所
I	Hから 292 度 13 分 33 秒を見通す線上 6.67 メートルの所
J	Iから 300 度 19 分 11 秒を見通す線上 8.54 メートルの所
K	Jから 304 度 42 分 35 秒を見通す線上 7.78 メートルの所
L	Kから 310 度 30 分 22 秒を見通す線上 6.40 メートルの所
M	Lから 318 度 14 分 45 秒を見通す線上 4.50 メートルの所
N	Mから 40 度 14 分 29 秒を見通す線上 2.00 メートルの所
O	Nから 318 度 33 分 24 秒を見通す線上 8.00 メートルの所
P	Oから 264 度 42 分 46 秒を見通す線上 2.13 メートルの所
Q	Pから 227 度 29 分 49 秒を見通す線上 1.92 メートルの所
R	Qから 323 度 05 分 00 秒を見通す線上 0.98 メートルの所
S	Rから 232 度 51 分 43 秒を見通す線上 1.62 メートルの所

Ｔ　　Ｓから 317 度 06 分 06 秒を見通す線上 5.24 メートルの所
Ｕ　　Ｔから 235 度 03 分 03 秒を見通す線上 1.75 メートルの所
除外区域　２　　次のアイ，イウ，ウエ，エオ，オカ，カキ，キク，クケ，ケコ，コサ，サシ，シス，スセ，セソ，ソタ，タチ，チツ，ツテ，テト，トナ，ナニ，ニヌ，ヌネ，ネノ，ノハ，ハマ，マヤ，ヤラ，ラワ，ワヲ，ヲン，ンＡ，ＡＢ，ＢＣ，ＣＤ，ＤＥ，ＥＦ，ＦＧ，ＧＨ，ＨＩ，ＩＪ，ＪＫ，Ｋアを結んだ 43 直線によって囲まれた区域
基　点　１　　犬山三等三角点（鷺浦町大字須波犬山 83 番地）
ア　　１から 203 度 57 分 06 秒を見通す線上 1990.87 メートルの所
イ　　アから 178 度 47 分 31 秒を見通す線上 16.34 メートルの所
ウ　　イから 135 度 45 分 39 秒を見通す線上 0.64 メートルの所
エ　　ウから 96 度 28 分 39 秒を見通す線上 16.95 メートルの所
オ　　エから 176 度 52 分 58 秒を見通す線上 9.51 メートルの所
カ　　オから 156 度 45 分 14 秒を見通す線上 1.18 メートルの所
キ　　カから 113 度 24 分 37 秒を見通す線上 0.94 メートルの所
ク　　キから 92 度 54 分 42 秒を見通す線上 21.80 メートルの所
ケ　　クから 183 度 29 分 56 秒を見通す線上 19.91 メートルの所
コ　　ケから 110 度 33 分 01 秒を見通す線上 0.70 メートルの所
サ　　コから 191 度 15 分 33 秒を見通す線上 1.03 メートルの所
シ　　サから 191 度 12 分 52 秒を見通す線上 0.91 メートルの所
ス　　シから 191 度 13 分 51 秒を見通す線上 3.39 メートルの所
セ　　スから 104 度 46 分 45 秒を見通す線上 12.96 メートルの所
ソ　　セから 194 度 36 分 58 秒を見通す線上 0.50 メートルの所
タ　　ソから 106 度 57 分 09 秒を見通す線上 3.59 メートルの所
チ　　タから 18 度 09 分 22 秒を見通す線上 2.44 メートルの所
ツ　　チから 105 度 11 分 56 秒を見通す線上 7.63 メートルの所
テ　　ツから 105 度 11 分 33 秒を見通す線上 0.65 メートルの所
ト　　テから 105 度 11 分 34 秒を見通す線上 7.92 メートルの所
ナ　　トから 195 度 20 分 43 秒を見通す線上 2.06 メートルの所
ニ　　ナから 102 度 47 分 30 秒を見通す線上 0.39 メートルの所
ヌ　　ニから 102 度 47 分 30 秒を見通す線上 15.86 メートルの所
ネ　　ヌから 117 度 14 分 47 秒を見通す線上 0.61 メートルの所
ノ　　ネから 117 度 11 分 56 秒を見通す線上 0.69 メートルの所
ハ　　ノから 138 度 44 分 31 秒を見通す線上 1.28 メートルの所
マ　　ハから 156 度 48 分 18 秒を見通す線上 0.14 メートルの所
ヤ　　マから 156 度 54 分 45 秒を見通す線上 0.56 メートルの所

ラ　　ヤから 178 度 50 分 15 秒を見通す線上 7.22 メートルの所
ワ　　ラから 275 度 48 分 50 秒を見通す線上 10.60 メートルの所
ヲ　　ワから 274 度 32 分 40 秒を見通す線上 4.89 メートルの所
ン　　ヲから 274 度 32 分 40 秒を見通す線上 22.13 メートルの所
Ａ　　ンから 275 度 35 分 43 秒を見通す線上 1.56 メートルの所
Ｂ　　Ａから 275 度 35 分 43 秒を見通す線上 6.95 メートルの所
Ｃ　　Ｂから 275 度 03 分 14 秒を見通す線上 17.04 メートルの所
Ｄ　　Ｃから 273 度 50 分 04 秒を見通す線上 5.31 メートルの所
Ｅ　　Ｄから 269 度 48 分 47 秒を見通す線上 9.68 メートルの所
Ｆ　　Ｅから 267 度 08 分 24 秒を見通す線上 8.54 メートルの所
Ｇ　　Ｆから 264 度 28 分 47 秒を見通す線上 3.48 メートルの所
Ｈ　　Ｇから 264 度 37 分 24 秒を見通す線上 6.36 メートルの所
Ｉ　　Ｈから 270 度 00 分 14 秒を見通す線上 3.33 メートルの所
Ｊ　　Ｉから　0 度 46 分 06 秒を見通す線上 74.10 メートルの所
Ｋ　　Ｊから 90 度 00 分 14 秒を見通す線上 8.83 メートルの所

3　関係地区　　三原市

1　公示番号　　共第３２６号
2　免許の内容たるべき事項

（1）漁業種類	名　　称	時　　期
第１種共同漁業	あさり漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	なまこ漁業	〃
	えむし漁業	〃
	かき漁業	〃
	わかめ漁業	〃

（2）漁場の位置及び区域
漁場の位置　三原市鷺浦町小佐木島地先
漁場の区域　小佐木島距岸 150 メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

3　関係地区　　三原市

1　公示番号　　共第３２７号
2　免許の内容たるべき事項

（1）漁業種類	名　　称	時　　期
第１種共同漁業	かき漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	わかめ漁業	〃

（２）漁場の位置及び区域

漁場の位置　三原市木原町大鯨島地先

漁場の区域　大鯨島距岸 100 メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

３　関係地区　三原市，尾道市尾崎本町，西土堂町，東土堂町，西御所町，東御所町，久保１～３丁目，東久保町，長江１～３丁目，　土堂１・２丁目，栗原東１・２丁目，日比崎町，天満町，吉和町，正徳町，東元町，吉和西元町，沖側町，神田町，手崎町，新浜，古浜町，吉浦町，福地町，三軒家町，栗原西１・２丁目，向島町

１　公示番号　共第３２８号

２　免許の内容たるべき事項

（１）漁業種類　名　称　時　期

第１種共同漁業　かき漁業　1 月 1 日から 12 月 31 日まで

わかめ漁業　〃

（２）漁場の位置及び区域

漁場の位置　三原市木原町小鯨島地先

漁場の区域　小鯨島距岸 100 メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

３　関係地区　三原市，尾道市尾崎本町，西土堂町，東土堂町，西御所町，東御所町，久保１～３丁目，東久保町，長江１～３丁目，　土堂１・２丁目，栗原東１・２丁目，日比崎町，天満町，吉和町，正徳町，東元町，吉和西元町，沖側町，神田町，手崎町，新浜，古浜町，吉浦町，福地町，三軒家町，栗原西１・２丁目，向島町

１　公示番号　共第３２９号

２　免許の内容たるべき事項

（１）漁業種類　名　称　時　期

第２種共同漁業　いそ建・も建網漁業　1 月 1 日から 12 月 31 日まで

（２）漁場の位置及び区域

漁場の位置　三原市幸崎町，須波町地先

漁場の区域　次の３ア，アイ，イウ，ウエ，エオを結んだ 5 直線とオカを距岸 300 メートルで結んだ線とカキ，キクを結んだ 2 直線とクケを距岸 300 メートルで結んだ線とケコ，コサを結んだ 2 直線とサシを距岸 300 メートルで結んだ線とシスを幸崎町有竜島南側を距岸 150 メートルで結んだ線とスセ，セソ，ソタ、タチを結んだ 4 直

線とチツを距岸 300 メートルで結んだ線とツ 13 を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし，除外区域１，２及び共第３４０号の区域を除く。

基　点　１　２から護岸沿い北へ 250 メートルの所

〃　２　三原市和田沖町貝野地区ふ頭用地護岸南角

〃　３　〃　三菱重工㈱三原製作所埋立地南西の貝野物揚場北端から護岸沿い南東へ 50 メートルの所

〃　４　〃　須波１丁目若宮神社鳥居の中央

〃　５　〃　須波西１丁目須波フェリー乗り場埋立地北側付け根（道路護岸との接点）

〃　６　〃　北東角から護岸沿い南へ 150 メートルの護岸角

〃　７　〃　南側付け根（道路護岸との接点）

〃　８　〃　須波海浜公園埋立地北側付け根（新旧護岸境界）

〃　９　〃　の北側海浜の南の護岸内角

〃　１０　〃　埋立地南側付け根（道路護岸との接点）

〃　１１　〃　幸崎能地２丁目宇和島西船だまり南側防波堤南側付け根

〃　１２　〃　幸崎町能地能地漁港西埋立地親水護岸の東側付け根から護岸沿い西へ 75 メートルの所

〃　１３　〃　と竹原市との海岸における境界

ア　２から 135 度 50 メートルの所

イ　１から 135 度 50 メートルの所

ウ　〃　の線とエから 34 度 30 分の線との交点

エ　４から三原市鷺浦町宿祢島北端を見通す線上 100 メートルの所

オ　〃　線と距岸 300 メートルの線との交点

カ　５から埋立地北側護岸の延長線と距岸 300 メートルの線との交点

キ　６から鷺浦町小佐木島南端を見通す線上 250 メートルの所

ク　７から埋立地南側護岸の延長線と距岸 300 メートルの線との交点

ケ　８から鷺浦町佐木島布袋岩鼻を見通す線と距岸 300 メートルの線との交点

コ　９から 100 度の線上 275 メートルの所

サ　１０から 90 度の線と距岸 300 メートルの線との交点

シ　有竜島距岸150メートルの線と宇和島距岸300メートルの線との交点

ス　１１から有竜島の西端を見通す線と有竜島距岸150メートルの線との交点

セ　〃　尾道市瀬戸田町瓢箪島北端を見通す線上300メートルの所

ソ　〃　700メートルの所

タ　１２から瓢箪島北端を見通す線上635メートルの所

チ　〃　300メートルの所

ツ　１３から愛媛県今治市大三島鳥取鼻を見通す線と距岸300メートルの線との交点

除外区域１　次の１ア，アイ，イウ，ウエ，エオ，オカ，カキ，キク，クケを結んだ9直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基　点　１　三原市畑二等三角点（標高444.98メートル）から164度47分48秒2,453.14メートルの所

ア　１から58度32分42秒115.04メートルの所

イ　アから29度48分26秒81.24メートルの所

ウ　イから16度46分00秒189.08メートルの所

エ　ウから358度02分43秒102.18メートルの所

オ　エから20度35分46秒89.71メートルの所

カ　オから33度31分20秒84.14メートルの所

キ　カから17度14分25秒108.13メートルの所

ク　キから356度55分44秒107.61メートルの所

ケ　クから332度59分58秒105.54メートルの所

除外区域２　次の１ア，アイ，イウを結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基　点　１　三原市畑二等三角点（北緯34度21分54秒318，東経133度04分30秒751，標高444.98メートル）から119度32分15秒1,192.66メートルの所

ア　１から81度34分32秒181.57メートルの所

イ　アから185度53分13秒508.46メートルの所

ウ　イから286度29分07秒227.22メートルの所

３　関係地区　三原市

１　公示番号　共第３３０号

２　免許の内容たるべき事項

（１）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第２種共同漁業　　いそ建･も建網漁業　　1 月 1 日から 12 月 31 日まで

（２）漁場の位置及び区域

漁場の位置　三原市糸崎町，古浜，円一町，和田沖町地先

漁場の区域　次の２ア，アイ，イウを結んだ 3 直線とウエを距岸 300 メートルで結んだ線とエオ，オカを結んだ 2 直線とカキを距岸 50 メートルで結んだ線とキ５を結んだ直線と８･９，９･１０，１０･１１を結んだ 3 直線と６･７，１２･１３，１４･１５をそれぞれ結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし，次の除外区域を除く。

基　点　１　三原市糸崎８丁目春帆荘埋立地南角

２　〃　糸崎７丁目松浜船だまり防波堤南側付け根から護岸沿い北西へ 30 メートルの所

〃　３　〃　糸崎南２丁目第１号埋立地南西角

〃　４　和田沖町三菱重工㈱三原製作所埋立地東端護岸角

〃　５　〃　から護岸沿い西へ 380 メートルの所

〃　６　三原市和田１丁目沼田川沼田大橋下流側右岸付け根

〃　７　〃　宮沖５丁目沼田川沼田大橋下流側左岸付け根

〃　８　円一町１丁目帝人㈱三原事業所敷地北角

〃　９　三原港第１灯浮標

〃　１０　〃　第２灯浮標

〃　１１　三原市城町３丁目湧源川河口右岸角

〃　１２　〃　湧源川湧源橋下流側右岸付け根

〃　１３　〃　古浜２丁目湧源川湧源橋下流側左岸付け根

〃　１４　〃　古浜３丁目古浜入川古浜橋橋台基礎工南角

〃　１５　１４から三原市旭町２丁目古浜橋橋脚（西から 1 番目）南端を見通す線と古浜入川左岸との交点

ア　２から 207 度 134.5 メートルの所

イ　アから 161 度の線と１から 245 度の線との交点

ウ　２から 207 度 300 メートルの所

エ　３から 215 度 30 分の線と距岸 300 メートルの線との交点

オ　〃　カから 124 度 30 分の線との交点

カ　４から 96 度 30 分 50 メートルの所

キ　５から護岸に直角に 50 メートルの所

除外区域　　次の１ア，アイ，イウ，ウエ，エオ，オカ，カキ，キク，クケ，ケコ，コサ，サシ，シスを結んだ13直線と護岸とによって囲まれた区域

基　点　１　　沼田川沼田大橋下流側左岸付け根から護岸沿い東へ20メートルの所

ア　　１から180度24メートルの所

イ　　アから88度50分211メートルの所

ウ　　イから88度30分135メートルの所

エ　　ウから90度15分57メートルの所

オ　　エから91度40分85メートルの所

カ　　オから94度69メートルの所

キ　　カから98度35分140メートルの所

ク　　キから103度50分220メートルの所

ケ　　クから105度45分88メートルの所

コ　　ケから108度30分199メートルの所

サ　　コから114度340メートルの所

シ　　サから106度30分65メートルの所

ス　　シから24度50分24メートルの所

３　関係地区　　三原市

１　公示番号　　共第３３１号

２　免許の内容たるべき事項

（１）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第２種共同漁業　　いそ建・も建網漁業　　1月1日から12月31日まで

（２）漁場の位置及び区域

漁場の位置　　三原市糸崎町地先

漁場の区域　　次のアイ，イウ，ウエ，エオ，オアの5直線によって囲まれた区域

基　点　１　　三原市糸崎９丁目松浜地区港湾整備事業東側埋立地東側付け根（埋立地護岸と道路護岸との交点）から国道沿い東へ30メートルの所

〃　　２　　〃

〃　　79メートルの所

〃　　３　　〃

〃　　148メー

トルの所

〃　　4　〃　南西角

ア　1から護岸に直角に120メートルの所

イ　3から護岸に直角に300メートルの所

ウ　2から護岸に直角に300メートルの所

エ　4から東側埋立地西側護岸の延長線上（209度）55メートルの所

オ　1から護岸に直角に208メートルの所

3　関係地区　三原市

1　公示番号　共第３３２号

2　免許の内容たるべき事項

（1）漁業種類　名　称　時　期

第２種共同漁業　いそ建・も建網漁業　1月1日から12月31日まで

（2）漁場の位置及び区域

漁場の位置　三原市糸崎町，木原町地先

漁場の区域　次の２ア，アイ，イウ，ウエを結んだ4直線とエオを距岸300メートルで結んだ線とオ３を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基　点　1　三原市糸崎９丁目松浜地区港湾整備事業東側埋立地東側付け根（埋立地護岸と道路護岸との交点）から国道沿い東へ 30 メートルの所

〃　　2　〃

〃　148メートルの所

〃　　3　〃　木原４丁目（株）共立機械製作所西側小川左岸角から護岸沿い東へ50メートルの所

ア　2から護岸に直角に15メートルの所

イ　1から護岸に直角に43メートルの所

ウ　〃　120メートルの所

エ　2から護岸に直角に300メートルの所

オ　3から尾道市向島町岩子島赤石鼻東側護岸北角（岩滝鼻）を見通す線と距岸300メートルの線との交点

3　関係地区　三原市，尾道市尾崎本町，西土堂町，天満町，日比崎町，東土堂町，西御所町，東御所町，久保１～３丁目，東久保町，長江１～３丁目，土堂１・２丁目，三軒家町，栗原西１・２丁目，栗原東１・２丁目，向島町兼吉

1　公示番号　　共第３３３号

2　免許の内容たるべき事項

（1）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第２種共同漁業　　いそ建・も建網漁業　　1 月 1 日から 12 月 31 日まで

（2）漁場の位置及び区域

漁場の位置　　三原市鷺浦町下鷺島地先

漁場の区域　　下鷺島距岸 100 メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし，共第３５４号の区域を除く。

3　関係地区　　三原市，尾道市瀬戸田町，因島土生町，因島田熊町，因島中庄町，因島重井町，因島大浜町，因島外浦町，因島鏡浦町，因島椋浦町，因島三庄町，因島洲江町，因島原町

1　公示番号　　共第３３４号

2　免許の内容たるべき事項

（1）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第２種共同漁業　　いそ建・も建網漁業　　1 月 1 日から 12 月 31 日まで

（2）漁場の位置及び区域

漁場の位置　　三原市鷺浦町上鷺島地先

漁場の区域　　次のアイ，イウ，ウエを結んだ 3 直線とエアを南回りに距岸 100 メートルで結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基　点　1　　上鷺島北端

〃　　2　　〃　　南端

ア　　1 から 46 度の線と距岸 100 メートルの線との交点

イ　　〃　　850 メートルの所

ウ　　2 から 57 度 750 メートルの所

エ　　〃　　の線と距岸 100 メートルの線との交点

3　関係地区　　三原市

1　公示番号　　共第３３５号　　計画番号

2　免許の内容たるべき事項

（1）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第２種共同漁業　　いそ建・も建網漁業　　1 月 1 日から 12 月 31 日まで

（2）漁場の位置及び区域

漁場の位置　　三原市鷺浦町佐木島，小佐木島地先

漁場の区域　　佐木島及び小佐木島距岸 250 メートルの線と最大高潮時海岸線と

によって囲まれた区域。ただし，共第３３４号，共第３４７号及び次の除外区域を除く。

除外区域１　次のアイ，イウ，ウエ，エアを結んだ4直線によって囲まれた区域

基　点　１　小佐木島南西端

〃　　２　〃　　南東端の鼻

〃　　３　佐木島北西端

〃　　４　〃　　鍋ヶ鼻の西の鼻

ア　１から148度の線と小佐木島距岸250メートルの線との交点

イ　２から165度の線と小佐木島距岸250メートルの線との交点

ウ　４から0度30分の線と佐木島距岸250 メートルの線との交点

エ　３から261度の線と佐木島距岸250 メートルの線との交点

除外区域２　次のアイ，イウ，ウエ，エオ，オカ，カキ，キク，クケ，ケコ，コサ，サシ，シス，スセ，セソ，ソタ，タチ，チツ，ツテ，テト，トナ，ナニ，ニヌ，ヌネ，ネノ，ノハ，ハヒ，ヒフ，フヘ，ヘホ，ホマ，マミ，ミム，ムメ，メモ，モヤ，ヤユ，ユヨ，ヨラ，ラリ，リル，ルレ，レロ，ロワ，ワヲ，ヲン，ンＡ，ＡＢ，ＢＣ，ＣＤ，ＤＥ，ＥＦ，ＦＧ，ＧＨ，ＨＩ，ＩＪ，ＪＫ，ＫＬ，ＬＭ，ＭＮ，ＮＯ，ＯＰ，ＰＱ，ＱＲ，ＲＳ，ＳＴ，ＴＵを結んだ66直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基　点　１　佐木島鍋ヶ鼻の海上保安庁第２号柱

ア　１から228度19分49秒を見通す線上47.90メートルの所

イ　アから347度16分26秒を見通す線上5.52メートルの所

ウ　イから344度10分02秒を見通す線上4.89メートルの所

エ　ウから332度00分00秒を見通す線上4.93メートルの所

オ　エから340度08分35秒を見通す線上5.54メートルの所

カ　オから345度43分19秒を見通す線上4.31メートルの所

キ　カから337度43分40秒を見通す線上3.73メートルの所

ク　キから325度52分17秒を見通す線上2.94メートルの所

ケ　クから313度00分58秒を見通す線上4.02メートルの所

コ　ケから304度24分21秒を見通す線上3.91メートルの所

サ　コから293度19分29秒を見通す線上4.06メートルの所

シ　サから279度13分16秒を見通す線上4.65メートルの所

ス　シから268度14分32秒を見通す線上3.85メートルの所

セ　スから261度02分25秒を見通す線上3.12メートルの所

ソ　セから251度34分25秒を見通す線上4.22メートルの所

タ　　ソから 242 度 24 分 31 秒を見通す線上 1.95 メートルの所
チ　　タから 232 度 28 分 05 秒を見通す線上 2.20 メートルの所
ツ　　チから 213 度 31 分 42 秒を見通す線上 3.34 メートルの所
テ　　ツから 201 度 48 分 50 秒を見通す線上 1.69 メートルの所
ト　　テから 185 度 28 分 14 秒を見通す線上 2.87 メートルの所
ナ　　トから 171 度 52 分 12 秒を見通す線上 2.77 メートルの所
ニ　　ナから 153 度 52 分 19 秒を見通す線上 2.23 メートルの所
ヌ　　ニから 137 度 28 分 35 秒を見通す線上 3.19 メートルの所
ネ　　ヌから 237 度 17 分 01 秒を見通す線上 10.04 メートルの所
ノ　　ネから 255 度 14 分 14 秒を見通す線上 17.08 メートルの所
ハ　　ノから 272 度 29 分 58 秒を見通す線上 16.12 メートルの所
ヒ　　ハから 268 度 15 分 17 秒を見通す線上 18.19 メートルの所
フ　　ヒから 272 度 17 分 52 秒を見通す線上 18.51 メートルの所
ヘ　　フから 273 度 40 分 50 秒を見通す線上 15.86 メートルの所
ホ　　ヘから 268 度 40 分 06 秒を見通す線上 23.75 メートルの所
マ　　ホから 269 度 55 分 17 秒を見通す線上 2.92 メートルの所
ミ　　マから 257 度 16 分 45 秒を見通す線上 2.49 メートルの所
ム　　ミから 245 度 34 分 16 秒を見通す線上 2.84 メートルの所
メ　　ムから 231 度 53 分 31 秒を見通す線上 4.64 メートルの所
モ　　メから 221 度 47 分 46 秒を見通す線上 5.42 メートルの所
ヤ　　モから 212 度 33 分 01 秒を見通す線上 5.40 メートルの所
ユ　　ヤから 203 度 18 分 51 秒を見通す線上 2.48 メートルの所
ヨ　　ユから 227 度 29 分 21 秒を見通す線上 7.10 メートルの所
ラ　　ヨから 231 度 32 分 00 秒を見通す線上 8.07 メートルの所
リ　　ラから 278 度 13 分 13 秒を見通す線上 15.55 メートルの所
ル　　リから 280 度 36 分 04 秒を見通す線上 10.02 メートルの所
レ　　ルから 282 度 36 分 58 秒を見通す線上 19.92 メートルの所
ロ　　レから 286 度 52 分 01 秒を見通す線上 21.91 メートルの所
ワ　　ロから 293 度 12 分 51 秒を見通す線上 9.58 メートルの所
ヲ　　ワから 237 度 33 分 17 秒を見通す線上 0.51 メートルの所
ン　　ヲから 279 度 33 分 11 秒を見通す線上 6.86 メートルの所
Ａ　　ンから 205 度 57 分 41 秒を見通す線上 1.61 メートルの所
Ｂ　　Ａから 292 度 08 分 45 秒を見通す線上 1.14 メートルの所
Ｃ　　Ｂから 28 度 37 分 00 秒を見通す線上 1.47 メートルの所
Ｄ　　Ｃから 294 度 07 分 55 秒を見通す線上 11.22 メートルの所
Ｅ　　Ｄから 211 度 25 分 58 秒を見通す線上 1.65 メートルの所

Ｆ　　Ｅから 292 度 36 分 56 秒を見通す線上 1.02 メートルの所
Ｇ　　Ｆから 27 度 10 分 40 秒を見通す線上 1.63 メートルの所
Ｈ　　Ｇから 352 度 07 分 13 秒を見通す線上 2.07 メートルの所
Ｉ　　Ｈから 292 度 13 分 33 秒を見通す線上 6.67 メートルの所
Ｊ　　Ｉから 300 度 19 分 11 秒を見通す線上 8.54 メートルの所
Ｋ　　Ｊから 304 度 42 分 35 秒を見通す線上 7.78 メートルの所
Ｌ　　Ｋから 310 度 30 分 22 秒を見通す線上 6.40 メートルの所
Ｍ　　Ｌから 318 度 14 分 45 秒を見通す線上 4.50 メートルの所
Ｎ　　Ｍから 40 度 14 分 29 秒を見通す線上 2.00 メートルの所
Ｏ　　Ｎから 318 度 33 分 24 秒を見通す線上 8.00 メートルの所
Ｐ　　Ｏから 264 度 42 分 46 秒を見通す線上 2.13 メートルの所
Ｑ　　Ｐから 227 度 29 分 49 秒を見通す線上 1.92 メートルの所
Ｒ　　Ｑから 323 度 05 分 00 秒を見通す線上 0.98 メートルの所
Ｓ　　Ｒから 232 度 51 分 43 秒を見通す線上 1.62 メートルの所
Ｔ　　Ｓから 317 度 06 分 06 秒を見通す線上 5.24 メートルの所
Ｕ　　Ｔから 235 度 03 分 03 秒を見通す線上 1.75 メートルの所
除外区域３　　次のアイ，イウ，ウエ，エオ，オカ，カキ，キク，クケ，ケコ，コサ，サシ，シス，スセ，セソ，ソタ，タチ，チツ，ツテ，テト，トナ，ナニ，ニヌ，ヌネ，ネノ，ノハ，ハマ，マヤ，ヤラ，ラワ，ワヲ，ヲン，ンＡ，ＡＢ，ＢＣ，ＣＤ，ＤＥ，ＥＦ，ＦＧ，ＧＨ，ＨＩ，ＩＪ，ＪＫ，Ｋアを結んだ 43 直線によって囲まれた区域
基　点　１　　犬山三等三角点（鷺浦町大字須波犬山 83 番地）
ア　　１から 203 度 57 分 06 秒を見通す線上 1990.87 メートルの所
イ　　アから 178 度 47 分 31 秒を見通す線上 16.34 メートルの所
ウ　　イから 135 度 45 分 39 秒を見通す線上 0.64 メートルの所
エ　　ウから 96 度 28 分 39 秒を見通す線上 16.95 メートルの所
オ　　エから 176 度 52 分 58 秒を見通す線上 9.51 メートルの所
カ　　オから 156 度 45 分 14 秒を見通す線上 1.18 メートルの所
キ　　カから 113 度 24 分 37 秒を見通す線上 0.94 メートルの所
ク　　キから 92 度 54 分 42 秒を見通す線上 21.80 メートルの所
ケ　　クから 183 度 29 分 56 秒を見通す線上 19.91 メートルの所
コ　　ケから 110 度 33 分 01 秒を見通す線上 0.70 メートルの所
サ　　コから 191 度 15 分 33 秒を見通す線上 1.03 メートルの所
シ　　サから 191 度 12 分 52 秒を見通す線上 0.91 メートルの所
ス　　シから 191 度 13 分 51 秒を見通す線上 3.39 メートルの所
セ　　スから 104 度 46 分 45 秒を見通す線上 12.96 メートルの所

ソ　　セから 194 度 36 分 58 秒を見通す線上 0.50 メートルの所
タ　　ソから 106 度 57 分 09 秒を見通す線上 3.59 メートルの所
チ　　タから 18 度 09 分 22 秒を見通す線上 2.44 メートルの所
ツ　　チから 105 度 11 分 56 秒を見通す線上 7.63 メートルの所
テ　　ツから 105 度 11 分 33 秒を見通す線上 0.65 メートルの所
ト　　テから 105 度 11 分 34 秒を見通す線上 7.92 メートルの所
ナ　　トから 195 度 20 分 43 秒を見通す線上 2.06 メートルの所
ニ　　ナから 102 度 47 分 30 秒を見通す線上 0.39 メートルの所
ヌ　　ニから 102 度 47 分 30 秒を見通す線上 15.86 メートルの所
ネ　　ヌから 117 度 14 分 47 秒を見通す線上 0.61 メートルの所
ノ　　ネから 117 度 11 分 56 秒を見通す線上 0.69 メートルの所
ハ　　ノから 138 度 44 分 31 秒を見通す線上 1.28 メートルの所
マ　　ハから 156 度 48 分 18 秒を見通す線上 0.14 メートルの所
ヤ　　マから 156 度 54 分 45 秒を見通す線上 0.56 メートルの所
ラ　　ヤから 178 度 50 分 15 秒を見通す線上 7.22 メートルの所
ワ　　ラから 275 度 48 分 50 秒を見通す線上 10.60 メートルの所
ヲ　　ワから 274 度 32 分 40 秒を見通す線上 4.89 メートルの所
ン　　ヲから 274 度 32 分 40 秒を見通す線上 22.13 メートルの所
Ａ　　ンから 275 度 35 分 43 秒を見通す線上 1.56 メートルの所
Ｂ　　Ａから 275 度 35 分 43 秒を見通す線上 6.95 メートルの所
Ｃ　　Ｂから 275 度 03 分 14 秒を見通す線上 17.04 メートルの所
Ｄ　　Ｃから 273 度 50 分 04 秒を見通す線上 5.31 メートルの所
Ｅ　　Ｄから 269 度 48 分 47 秒を見通す線上 9.68 メートルの所
Ｆ　　Ｅから 267 度 08 分 24 秒を見通す線上 8.54 メートルの所
Ｇ　　Ｆから 264 度 28 分 47 秒を見通す線上 3.48 メートルの所
Ｈ　　Ｇから 264 度 37 分 24 秒を見通す線上 6.36 メートルの所
Ｉ　　Ｈから 270 度 00 分 14 秒を見通す線上 3.33 メートルの所
Ｊ　　Ｉから 0 度 46 分 06 秒を見通す線上 74.10 メートルの所
Ｋ　　Ｊから 90 度 00 分 14 秒を見通す線上 8.83 メートルの所

３　関係地区　　三原市

１　公示番号　　共第３３６号
２　免許の内容たるべき事項
（１）漁業種類　　名　　称　　時　　期
第２種共同漁業　　いそ建・も建網漁業　　1 月 1 日から 12 月 31 日まで
（２）漁場の位置及び区域

漁場の位置　三原市鷺浦町宿祢島地先
漁場の区域　宿祢島距岸 100 メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

3　関係地区　三原市

1　公示番号　共第３３７号
2　免許の内容たるべき事項
（1）漁業種類　名　称　時　期
第２種共同漁業　いそ建・も建網漁業　1 月 1 日から 12 月 31 日まで
（2）漁場の位置及び区域
漁場の位置　三原市鷺浦町鍋ヶ鼻地先
漁場の区域　次のアを中心とした半径 100 メートルの円周によって囲まれた区域
基　点　1　鷺浦町小佐木島北東端
〃　2　〃　宿祢島東端
〃　3　〃　タナハシ島（ウエマツ）北端
〃　4　尾道市因島重井町細島西端
ア　１から４を見通す線と２から３を見通す線との交点
3　関係地区　三原市

1　公示番号　共第３３８号
2　免許の内容たるべき事項
（1）漁業種類　名　称　時　期
第２種共同漁業　いそ建・も建網漁業　1 月 1 日から 12 月 31 日まで
（2）漁場の位置及び区域
漁場の位置　三原市木原町小鯨島地先
漁場の区域　小鯨島距岸 100 メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
3　関係地区　三原市，尾道市尾崎本町，西土堂町，東土堂町，西御所町，東御所町，久保１～３丁目，東久保町，長江１～３丁目，土堂１・２丁目，栗原東１・２丁目，日比崎町，天満町，吉和町，正徳町，東元町，吉和西元町，沖側町，神田町，手崎町，新浜，古浜町，吉浦町，福地町，三軒家町，栗原西１・２丁目，向島町

1　公示番号　共第３３９号
2　免許の内容たるべき事項

（１）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第２種共同漁業　　いそ建・も建網漁業　　1 月 1 日から 12 月 31 日まで

（２）漁場の位置及び区域

漁場の位置　　三原市木原町大鯨島地先

漁場の区域　　大鯨島距岸 100 メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

３　関係地区　　三原市，尾道市尾崎本町，西土堂町，東土堂町，西御所町，東御所町，久保１～３丁目，東久保町，長江１～３丁目，　土堂１・２丁目，栗原東１・２丁目，日比崎町，天満町，吉和町，正徳町，東元町，吉和西元町，沖側町，神田町，手崎町，新浜，古浜町，吉浦町，福地町，三軒家町，栗原西１・２丁目，向島町

１　公示番号　　共第３４０号

２　免許の内容たるべき事項

（１）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第３種共同漁業　　つきいそ漁業　　1 月 1 日から 12 月 31 日まで

（２）漁場の位置及び区域

漁場の位置　　三原市幸崎能地久津地先

漁場の区域　　次のアを中心とした半径 50 メートルの円周によって囲まれた区域

基　点　１　　幸崎能地６丁目久津宮長新開護岸南西角

ア　　１から竹原市小久野島の高を見通す線上 820 メートルの所

３　関係地区　　三原市

１　公示番号　　共第３４１号

２　免許の内容たるべき事項

（１）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第３種共同漁業　　つきいそ漁業　　1 月 1 日から 12 月 31 日まで

（２）漁場の位置及び区域

漁場の位置　　三原市須波西町地先

漁場の区域　　次のアを中心とした半径 100 メートルの円周によって囲まれた区域

基　点　１　　須波西町ＪＲ呉線青木トンネル西口前の護岸西側の排水口中央から護岸沿い東へ 85 メートルの所

〃　　２　　三原市鷺浦町和霊石の鼻

〃　　３　〃　　布袋岩鼻

〃　　4　尾道市瀬戸田町高根島押寄鼻
ア　　１から２を見通す線と３から４を見通す線との交点

3　関係地区　　三原市

1　公示番号　　共第３４２号
2　免許の内容たるべき事項
（1）漁業種類　　名　　称　　時　　期
第３種共同漁業　　つきいそ漁業　　1 月 1 日から 12 月 31 日まで
（2）漁場の位置及び区域
漁場の位置　三原市鷺浦町布袋岩鼻地先
漁場の区域　次のアを中心とした半径 100 メートルの円周によって囲まれた区域
基　点　1　布袋岩鼻
〃　　2　三原市須波西町ＪＲ呉線青木トンネル西口前の護岸西側の排水口中央から護岸沿い東へ 85 メートルの所
ア　　１から２を見通す線上 100 メートルの所
3　関係地区　　三原市

1　表示番号　　共第３４３号
2　免許の内容たるべき事項
（1）漁業種類　　名　　称　　時　　期
第３種共同漁業　　つきいそ漁業　　1 月 1 日から 12 月 31 日まで
（2）漁場の位置及び区域
漁場の位置　三原市須波町地先
漁場の区域　次のアを中心とした半径 100 メートルの円弧と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基　点　1　三原市須波１丁目須波漁港南側防波堤南側付け根から護岸沿い南へ 145 メートルの所
ア　　１から三原市鷺浦崎町小佐木島南西端を見通す線上 47 メートルの所
3　関係地区　　三原市

1　表示番号　　共第３４４号
2　免許の内容たるべき事項
（1）漁業種類　　名　　称　　時　　期
第３種共同漁業　　つきいそ漁業　　1 月 1 日から 12 月 31 日まで

（２）漁場の位置及び区域

漁場の位置　三原市須波１丁目若宮神社地先

漁場の区域　次のアを中心とした半径 100 メートルの円周によって囲まれた区域

基　点　１　若宮神社鳥居の中央

〃　２　１から護岸沿い北へ 200 メートルの所

ア　１から 58 度の線と２から 114 度の線との交点

３　関係地区　三原市

１　表示番号　共第３４５号

２　免許の内容たるべき事項

（１）漁業種類　名　称　時　期

第３種共同漁業　つきいそ漁業　1 月 1 日から 12 月 31 日まで

（２）漁場の位置及び区域

漁場の位置　三原市須波町（カンコーの石）地先

漁場の区域　次のアを中心とした半径 100 メートルの円周によって囲まれた区域

基　点　１　三原市円一町１丁目沼田川浄化センター埋立地護岸南角（円弧の中央）

〃　２　須波町犬吠の鼻（三菱重工㈱三原製作所埋立地南東の貝野物揚場南側付け根から護岸沿い南へ 180 メートルの所）

〃　３　三原市鷺浦町小佐木島北西端

ア　２から尾道市向島町岩子島黒崎鼻を見通す線と，１と３とを結ぶ線との交点

３　関係地区　三原市

１　表示番号　共第３４６号

２　免許の内容たるべき事項

（１）漁業種類　名　称　時　期

第３種共同漁業　つきいそ漁業　1 月 1 日から 12 月 31 日まで

（２）漁場の位置及び区域

漁場の位置　三原市糸崎南１丁目山陽白色セメント㈱糸崎工場地先

漁場の区域　次のアを中心とした半径 100 メートルの円周によって囲まれた区域

基　点　１　山陽白色セメント㈱糸崎工場南東護岸角

ア　１から 194 度 400 メートルの所

3　関係地区　　三原市

1　表示番号　　共第３４７号
2　免許の内容たるべき事項
（1）漁業種類　　名　　称　　時　　期
第３種共同漁業　　つきいそ漁業　　1月1日から12月31日まで
（2）漁場の位置及び区域
漁場の位置　三原市鷺浦町小佐木島金毘羅鼻地先
漁場の区域　次のアを中心とした半径100メートルの円周によって囲まれた区域
基　点　1　小佐木島東側防波堤付け根
〃　2　〃　金毘羅鼻
ア　１から117度の線と２から鷺浦町宿祢島の高を見通す線との交点
3　関係地区　　三原市

1　公示番号　　共第３４８号
2　免許の内容たるべき事項
（1）漁業種類　　名　　称　　時　　期
第４種共同漁業　　たい寄魚漁業　　3月1日から5月15日まで
（2）漁場の位置及び区域
漁場の位置　三原市幸崎能地地先
漁場の区域　次のアを中心とした半径300メートルの円周によって囲まれた区域
基　点　1　幸崎能地２丁目宇和島西船だまり南側防波堤突端
ア　１から尾道市瀬戸田町瓢箪島東端を見通す線上700メートルの所
3　関係地区　　三原市

1　公示番号　　共第３４９号
2　免許の内容たるべき事項
（1）漁業種類　　名　　称　　時　　期
第４種共同漁業　　たい寄魚漁業　　4月1日から10月31日まで
（2）漁場の位置及び区域
漁場の位置　三原市幸崎町有竜島地先
漁場の区域　次のアを中心とした半径200メートルの円周によって囲まれた区域
基　点　1　有竜島南端

ア　　１から尾道市瀬戸田町高根島高根山の高を見通す線上500メートルの所

3　関係地区　　三原市

1　公示番号　　共第３５０号

2　免許の内容たるべき事項

（1）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第４種共同漁業　　たい寄魚漁業　　4月1日から10月31日まで

（2）漁場の位置及び区域

漁場の位置　　三原市幸崎町有竜島地先

漁場の区域　　次のアを中心とした半径80メートルの円周によって囲まれた区域

基　点　1　　有竜島南端

ア　　１から尾道市瀬戸田町高根島カマノ石の鼻を見通す線上150メートルの所

3　関係地区　　三原市

1　公示番号　　共第３５１号

2　免許の内容たるべき事項

（1）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第１種共同漁業　　あさり漁業　　1月1日から12月31日まで

えむし漁業　　〃

さざえ漁業　　〃

うに類漁業　　〃

わかめ漁業　　〃

（2）漁場の位置及び区域

漁場の位置　　尾道市瀬戸田町地先

漁場の区域　　次の１ア，アイ，イウ，ウエ，エオ，オカ，カ６，７キ，キク，クケ，ケ１０を結んだ11直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた広島県の区域及びコサ，シスを結んだ直線から下流の万所川，沖田川の区域。ただしセソ，ソタ，タチ，チセを結んだ4直線によって囲まれた区域を除く。

基　点　1　　瀬戸田町マリコ鼻

〃　　2　　〃　　竹浜団地護岸北西角

〃　　3　　〃　　内海造船所北東角

〃　　4　　〃　　高根島押寄鼻の東側の鼻

〃　５　〃　北端（押寄鼻の灯台）
〃　６　〃　瓢箪島北端
〃　７　愛媛県今治市瓢箪島南端
〃　８　瀬戸田町田高根五本松崎鼻
〃　９　〃　ハナグリ鼻
〃　１０　〃　宮原港東側防波堤東側付け根（城山の鼻）
〃　１１　今治市上浦町多々羅三角点
ア　１から尾道市因島重井町長崎鼻を見通す線上220メートルの所
イ　２から三原市鷺浦町大平山の高を見通す線上200メートルの所
ウ　３から鷺浦町向田向田橋中央を見通す線上200メートルの所
エ　４から鷺浦町和霊石の鼻を見通す線上200メートルの所
オ　５から三原市須波西町と幸崎町との海岸線における境界（ＪＲ呉線トンネル西口前の護岸点）を見通す線上200メートルの所
カ　〃　今治市大三島鳥取鼻を見通す線上3,000メートルの所
キ　８から今治市伯方島大長崎の鼻を見通す線上1,200メートルの所
ク　９から伯方島大夫殿の鼻を見通す線上1,100メートルの所
ケ　１０から愛媛県越智郡上島町岩城島新城鼻を見通す線上700メートルの所
コ　瀬戸田町林万所川林中央橋下流側右岸付け根
サ　〃　左岸付け根
シ　〃　沖田川沖田川橋下流側右岸付け根
ス　〃　左岸付け根
セ　チから76度48分90メートルの所
ソ　セから166度48分120メートルの所
タ　１１から75度55分1,249.6メートルの所
チ　タから346度48分120メートルの所

3　関係地区　尾道市瀬戸田町

1　公示番号　共第３５２号
2　免許の内容たるべき事項

（1）漁業種類	名　称	時　期
第1種共同漁業	あさり漁業	1月1日から12月31日まで
	えむし漁業	〃
	さざえ漁業	〃
	うに類漁業	〃
	わかめ漁業	〃

（２）漁場の位置及び区域

漁場の位置　尾道市瀬戸田町生口島地先

漁場の区域　次の１ア，アイ，イウ，ウエ，エ３を結んだ5直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基　点　１　瀬戸田町マリコ鼻

〃　２　〃　賀盛鼻

〃　３　〃　と尾道市因島洲江町との海岸線における境界

ア　１から尾道市因島重井町長崎鼻を見通す線上220メートルの所

イ　２から三原市鷺浦町須の上港南側防波堤南側付け根を見通す線上500メートルの所

ウ　〃　84度200メートルの所

エ　３から84度200メートルの所

３　関係地区　尾道市瀬戸田町，因島土生町，因島田熊町，因島中庄町，因島重井町，因島大浜町，因島外浦町，因島鏡浦町，因島椋浦町，因島三庄町，因島洲江町，因島原町

１　公示番号　共第３５３号

２　免許の内容たるべき事項

（１）

漁業種類	名　称	時　期
第１種共同漁業	あさり漁業	1月1日から12月31日まで
	えむし漁業	〃
	さざえ漁業	〃
	うに類漁業	〃
	わかめ漁業	〃

（２）漁場の位置及び区域

漁場の位置　尾道市瀬戸田町生口島地先

漁場の区域　次の１ア，アイ，イ２を結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基　点　１　瀬戸田町と尾道市因島原町との海岸線における境界

〃　２　〃　宮原港東側防波堤東側付け根（城山の鼻）

ア　１から愛媛県越智郡上島町岩城島新城鼻を見通す線上1,100メートルの所

イ　２から新城鼻を見通す線上700メートルの所

３　関係地区　尾道市瀬戸田町，因島土生町，因島田熊町，因島中庄町，因島重井町，因島大浜町，因島外浦町，因島鏡浦町，因島椋浦町，因島三庄町，因島洲江町，因島原町

１　公示番号　　共第３５４号

２　免許の内容たるべき事項

（１）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第２種共同漁業　　いそ建・も建網漁業　　1月1日から12月31日まで

（２）漁場の位置及び区域

漁場の位置　尾道市瀬戸田町地先

漁場の区域　次の１ア，アイ，イウ，ウエ，エオ，オカ，カ６，７キ，キク，クケ，ケ１０を結んだ11直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた広島県の区域。ただし，サコを結んだ直線とコスを高根島の距岸30メートルで結んだ線とスシを結んだ直線とシサを生口島の距岸30メートルで結んだ線とによって囲まれた区域，セソ，ソタ，タチ，チセを結んだ4直線によって囲まれた区域，共第３５７号及び共第３５８号の区域を除く。

基　点　１　瀬戸田町マリコ鼻

〃　２　〃　竹浜団地護岸北西角

〃　３　〃　内海造船所北東角

〃　４　〃　高根島押寄鼻の東側の鼻

〃　５　〃　北端（押寄鼻の燈台）

〃　６　〃　瓢箪島北端

〃　７　愛媛県今治市瓢箪島南端

〃　８　瀬戸田町田高根五本松崎鼻

〃　９　〃　ハナグリ鼻

〃　１０　〃　宮原港東側防波堤東側付け根（城山の鼻）

〃　１１　〃　内海造船所北西角

〃　１２　〃　萩谷新開北角

〃　１３　〃　高根島ネコ石の鼻（南端）

〃　１４　〃　福田港北側防波堤突端

〃　１５　今治市上浦町多々羅三角点

ア　１から尾道市因島重井町長崎鼻を見通す線上220メートルの所

イ　２から三原市鷺浦町大平山の高を見通す線上200メートルの所

ウ　３から鷺浦町向田向田橋中央を見通す線上200メートルの所

エ　４から鷺浦町和霊石の鼻を見通す線上200メートルの所

オ　５から三原市須波西町と幸崎町との海岸線における境界（JR呉線トンネル西口前の護岸点）を見通す線上200メートルの所

カ　〃　今治市大三島鳥取鼻を見通す線上3,000メートルの所

キ　８から今治市伯方島大長崎の鼻を見通す線上1,200メートルの所

ク　　９から伯方島大夫殿の鼻を見通す線上1,100メートルの所
ケ　　１０から愛媛県越智郡上島町岩城島新城鼻を見通す線上700メートルの所
コ　　１２から１１を見通す線と距岸30メートルの線との交点
サ　　１１から１２を見通す線と距岸30メートルの線との交点
シ　　１４から１３を見通す線と距岸30メートルの線との交点
ス　　１３から１４を見通す線と距岸30メートルの線との交点
セ　　チから76度48分90メートルの所
ソ　　セから166度48分120メートルの所
タ　　１５から75度55分1,249.6メートルの所
チ　　タから346度48分120メートルの所

３　関係地区　　尾道市瀬戸田町

１　公示番号　　共第３５５号
２　免許の内容たるべき事項
（１）漁業種類　　名　　称　　時　　期
第２種共同漁業　　いそ建・も建網漁業　　1月1日から12月31日まで
（２）漁場の位置及び区域
漁場の位置　尾道市瀬戸田町生口島地先
漁場の区域　次の１ア，アイ，イウ，ウエ，エ３を結んだ5直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基　点　１　瀬戸田町マリコ鼻
〃　２　〃　賀盛鼻
〃　３　〃　と尾道市因島洲江町との海岸線における境界
ア　１から尾道市因島重井町長崎鼻を見通す線上220メートルの所
イ　２から三原市鷺浦町須の上港南側防波堤南側付け根を見通す線上500メートルの所
ウ　〃　84度200メートルの所
エ　３から84度200メートルの所
３　関係地区　　尾道市瀬戸田町，因島土生町，因島田熊町，因島中庄町，因島重井町，因島大浜町，因島外浦町，因島鏡浦町，因島椋浦町，因島三庄町，因島洲江町，因島原町

１　公示番号　　共第３５６号
２　免許の内容たるべき事項
（１）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第２種共同漁業　　いそ建・も建網漁業　　1月1日から12月31日まで

（２）漁場の位置及び区域

漁場の位置　尾道市瀬戸田町生口島地先

漁場の区域　次の１ア，アイ，イ２を結んだ3直線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

基　点　１　瀬戸田町と尾道市因島原町との海岸線における境界

〃　　２　〃　　宮原港東側防波堤東側付け根（城山の鼻）

ア　　１から愛媛県越智郡上島町岩城島新城鼻を見通す線上1,100メートルの所

イ　　２から新城鼻を見通す線上700メートルの所

3　関係地区　　尾道市瀬戸田町，因島土生町，因島田熊町，因島中庄町，因島重井町，因島大浜町，因島外浦町，因島鏡浦町，因島椋浦町，因島三庄町，因島洲江町，因島原町

1　公示番号　　共第３５７号

2　免許の内容たるべき事項

（１）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第３種共同漁業　　つきいそ漁業　　1月1日から12月31日まで

（２）漁場の位置及び区域

漁場の位置　尾道市瀬戸田町垂水地先

漁場の区域　次のアを中心とした半径50メートルの円周によって囲まれた区域

基　点　１　瀬戸田町垂水婿戻ノ鼻西端

ア　　１から357度1,700メートルの所

3　関係地区　　尾道市瀬戸田町

1　公示番号　　共第３５８号

2　免許の内容たるべき事項

（１）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第３種共同漁業　　つきいそ漁業　　1月1日から12月31日まで

（２）漁場の位置及び区域

漁場の位置　尾道市瀬戸田町生口島地先

漁場の区域　次のアを中心とした半径150メートルの円周によって囲まれた区域

基　点　１　瀬戸田町内海造船所北東角

〃　　２　〃　　林明治浜北端

ア　　１から三原市鷺浦町向田松ヶ鼻を見通す線と２から北西の瀬戸田港航路灯浮標(緑)を見通す線との交点

3　関係地区　　尾道市瀬戸田町

1　公示番号　　共第３５９号

2　免許の内容たるべき事項

（1）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第１種共同漁業　　あさり漁業　　1月1日から12月31日まで

えむし漁業　　〃

（2）漁場の位置及び区域

漁場の位置　　尾道市因島重井町細島細の洲地先

漁場の区域　　次のアを中心とした半径400メートルの円周によって囲まれた区域

基　点　1　　細島北端

〃　　2　　〃　西端

ア　　１から254度の線と２から341度の線との交点

3　関係地区　　尾道市新浜，古浜町，吉浦町，手崎町，神田町，吉和町，吉和西元町，東元町，正徳町，福地町，沖側町，尾崎本町，西土堂町，東土堂町，西御所町，東御所町，久保１～３丁目，東久保町，長江１～３丁目，土堂１・２丁目，三軒家町，栗原西１・２丁目，栗原東１・２丁目，日比崎町，天満町，向東町，向島町，因島土生町，因島田熊町，因島中庄町，因島重井町，因島大浜町，因島外浦町，因島鏡浦町，因島椋浦町，因島三庄町，因島洲江町，因島原町，三原市

1　公示番号　　共第３６０号

2　免許の内容たるべき事項

（1）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第１種共同漁業　　あさり漁業　　1月1日から12月31日まで

なまこ漁業　　〃

さざえ漁業　　〃

わかめ漁業　　〃

（2）漁場の位置及び区域

漁場の位置　　尾道市，尾道市向島町地先

漁場の区域　　次の１ア，アイを結んだ2直線とイウを三原市木原町大鯨島東側距岸100メートルで結んだ線とウエを結んだ直線とエオを木原町

小鯨島東側距岸 100 メートルで結んだ線とオカを結んだ直線とカキを向島町岩子島南側距岸 100 メートルで結んだ線とキ８を結んだ直線と９・１０を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし，あさり漁業については，共第４００号，共第４０１号及び共第４０２号の区域を除く。

基　点　１　三原市木原４丁目㈱共立機械製作所西側の小川左岸角から護岸沿い東へ 50 メートルの所

〃　２　大鯨島北端

〃　３　〃　南端

〃　４　小鯨島北端

〃　５　〃　南端

〃　６　岩子島西端

〃　７　〃　鵜小島の南端

〃　８　向島町津部田北側の防波堤南側付け根から防波堤沿い西へ 57 メートルの防波堤外角

〃　９　〃　荒神の鼻

〃　１０　尾道市古浜町尾道税務署敷地南西角から敷地沿い東へ 50 メートルの所から９を見通す線と護岸との交点

ア　１から岩子島赤石鼻東側護岸北角（岩滝鼻）を見通す線上 205 メートルの所

イ　２からアを見通す線と距岸 100 メートルの線との交点

ウ　３から４を見通す線と距岸 100 メートルの線との交点

エ　４から３を見通す線と距岸 100 メートルの線との交点

オ　５から６を見通す線と距岸 100 メートルの線との交点

カ　６から５を見通す線と距岸 100 メートルの線との交点

キ　７から８を見通す線と距岸 100 メートルの線との交点

3　関係地区　尾道市新浜，古浜町，吉浦町，手崎町，神田町，吉和町，吉和西元町，東元町，正徳町，福地町，沖側町，尾崎本町，西土堂町，東土堂町，西御所町，東御所町，久保１～３丁目，東久保町，長江１～３丁目，土堂１・２丁目，三軒家町，栗原西１・２丁目，栗原東１・２丁目，日比崎町，天満町，向島町

1　公示番号　共第３６１号

2　免許の内容たるべき事項

（1）漁業種類　名　称　時　期

第２種共同漁業　いそ建・も建網漁業　1 月 1 日から 12 月 31 日まで

（２）漁場の位置及び区域

漁場の位置　　尾道市，尾道市向島町地先

漁場の区域　　次の１ア，アイ，イウを結んだ3直線とウエを三原市木原町大鯨島東側距岸100メートルで結んだ線とエオを結んだ直線とオカを三原市木原町小鯨島東側距岸100メートルで結んだ線とカキを結んだ直線とキクを向島町岩子島南側距岸100メートルで結んだ線とク８を結んだ直線と９・１０を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし，港則法に基づき指定された尾道糸崎港の航路の区域を除く。

基　点　１　　三原市木原４丁目㈱共立機械製作所西側小川左岸角から護岸沿い東へ50メートルの所

〃　　２　　大鯨島北端

〃　　３　　〃　　南端

〃　　４　　小鯨島北端

〃　　５　　〃　　南端

〃　　６　　岩子島西端

〃　　７　　〃　　鵜小島の南端

〃　　８　　向島町津部田北側の防波堤南側付け根から防波堤沿い西へ57メートルの防波堤外角

〃　　９　　〃　　荒神の鼻

〃　１０　　尾道市古浜町尾道税務署敷地南西角から敷地沿い東へ50メートルの所から９を見通す線と護岸との交点

ア　　１から岩子島赤石鼻東側護岸北角（岩滝鼻）を見通す線上310メートルの所

イ　　アから254度300メートルの所

ウ　　２からイを見通す線と距岸100メートルの線との交点

エ　　３から４を見通す線と距岸100メートルの線との交点

オ　　４から３を見通す線と距岸100メートルの線との交点

カ　　５から６を見通す線と距岸100メートルの線との交点

キ　　６から５を見通す線と距岸100メートルの線との交点

ク　　７から８を見通す線と距岸100メートルの線との交点

３　関係地区　　尾道市新浜，古浜町，吉浦町，手崎町，神田町，吉和町，吉和西元町，東元町，正徳町，福地町，沖側町，尾崎本町，西土堂町，東土堂町，西御所町，東御所町，久保１～３丁目，東久保町，長江１～３丁目，土堂１・２丁目，三軒家町，栗原西１・２丁目，栗原東１・２丁目，日比崎町，天満町，向島町

1　公示番号　　共第３６２号

2　免許の内容たるべき事項

（1）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第２種共同漁業　　いそ建・も建網漁業　　1 月 1 日から 12 月 31 日まで

（2）漁場の位置及び区域

漁場の位置　尾道市因島重井町細島細の洲地先

漁場の区域　次のアを中心とした半径 100 メートルの円周によって囲まれた区域

基　点　1　細島北端

〃　　2　〃　西端

ア　　１から 254 度の線と２から 341 度の線との交点

3　関係地区　　尾道市新浜，古浜町，吉浦町，手崎町，神田町，吉和町，吉和西元町，東元町，正徳町，福地町，沖側町，尾崎本町，西土堂町，東土堂町，西御所町，東御所町，久保１～３丁目，東久保町，長江１～３丁目，土堂１・２丁目，三軒家町，栗原西１・２丁目，栗原東１・２丁目，日比崎町，天満町，向東町，向島町，因島土生町，因島田熊町，因島中庄町，因島重井町，因島大浜町，因島外浦町，因島鏡浦町，因島椋浦町，因島三庄町，因島洲江町，因島原町，三原市

1　公示番号　　共第３６３号

2　免許の内容たるべき事項

（1）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第１種共同漁業　　あさり漁業　　1 月 1 日から 12 月 31 日まで

えむし漁業　　〃

わかめ漁業　　〃

（2）漁場の位置及び区域

漁場の位置　尾道市，尾道市向島町地先

漁場の区域　次の１・５を結んだ直線と２・４を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし，次の除外区域を除く。

基　点　1　尾道市古浜町尾道税務署敷地南西角から敷地沿い東へ 50 メートルの所から５を見通す線と護岸との交点

〃　　2　〃　尾崎本町尾道大橋東側橋脚東側護岸と道路との交点から護岸沿い東へ 110 メートルの所

〃　　3　〃　向東町日立造船㈱向島工場敷地内の尾道大橋橋脚北西角か

ら尾崎本町における尾道大橋橋脚西角を見通す線と護岸との交点

〃　４　３から護岸沿い西へ 108 メートルの所

〃　５　向島町荒神の鼻

除外区域１　次の１・２を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基　点　１　尾道市堂ヶ迫四等三角点（北緯 34 度 24 分 30 秒 871，東経 133 度 11 分 56 秒 929，標高 136.88 メートル）から 202 度 1,115.00 メートルの所

〃　２　１から 79 度 40 分 40 秒 64.88 メートルの所

除外区域２　次の１・２，２・３，３・４，４・５，５・６，６・７，７・８，８・９，９・１０，１０・１１，１１・１２，１２・１３，１３・１４を結んだ 13 直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基　点　１　堂ヶ迫四等三角点（北緯 34 度 24 分 30 秒 871，東経 133 度 11 分 56 秒 929，標高 136.88 メートル）から 196 度 53 分 56 秒 964.00 メートルの所

〃　２　１から 83 度 51 分 46.30 メートルの所

〃　３　２から 173 度 14 分 54 秒 9.58 メートルの所

〃　４　３から 83 度 39 分 21 秒 187.80 メートルの所

〃　５　４から 68 度 29 分 54 秒 7.87 メートルの所

〃　６　５から 52 度 19 分 27 秒 9.88 メートルの所

〃　７　６から 33 度 7 分 2 秒 10.19 メートルの所

〃　８　７から 17 度 37 分 2 秒 4.70 メートルの所

〃　９　８から 9 度 7 分 2 秒 22.50 メートルの所

〃　１０　９から 62 度 27 分 2 秒 7.50 メートルの所

〃　１１　１０から 71 度 40 分 29 秒 13.09 メートルの所

〃　１２　１１から 82 度 55 分 51 秒 13.47 メートルの所

〃　１３　１２から 89 度 45 分 34 秒 15.00 メートルの所

〃　１４　１３から 91 度 50 分 4 秒 27.00 メートルの所

除外区域３　次の１ア，アイ，イ２を結んだ３直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた新尾道橋橋脚構造物敷の区域

基　点　１　尾道市尾崎本町 8-13 地先防波堤東側付け根と最大高潮時海岸線との交点

〃　２　１から護岸沿い東へ 50 メートルの所

ア　１から 215 度 41 分 18 メートルの所

イ　２から 215 度 41 分 20 メートルの所

3　関係地区　　尾道市尾崎本町，西土堂町，天満町，日比崎町，東土堂町，西御所町，東御所町，久保１～３丁目，東久保町，長江１～３丁目，土堂１・２丁目，三軒家町，栗原西１・２丁目，栗原東１・２丁目，吉和町，正徳町，東元町，吉和西元町，沖側町，神田町，手崎町，新浜，古浜町，吉浦町，福地町，向東町，向島町

1　公示番号　　共第３６４号

2　免許の内容たるべき事項

（1）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第１種共同漁業　　あさり漁業　　1 月 1 日から 12 月 31 日まで

えむし漁業　　〃

わかめ漁業　　〃

（2）漁場の位置及び区域

漁場の位置　　尾道市地先

漁場の区域　　次の１・５を結んだ直線と２・３を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基　点　1　　尾道市尾崎本町尾道大橋東側橋脚東側護岸と道路との交点から海岸沿い東へ 110 メートルの所

〃　2　〃　　山波町尾道造船所護岸南東角（北側の角）から尾道造船所南側護岸の延長線上西へ 101 メートルの所（尾道造船所２号船台の東端から西へ 10 メートルの所）

〃　3　〃　　向東町松ヶ鼻北端（馬立新開護岸北東角）

〃　4　〃　　日立造船㈱向島工場敷地内の尾道大橋橋脚北西角から尾崎本町における尾道大橋橋脚西角を見通す線と護岸との交点

〃　5　４から護岸沿い西へ 108 メートルの所

3　関係地区　　尾道市尾崎本町，西土堂町，天満町，日比崎町，東土堂町，西御所町，東御所町，久保１～３丁目，東久保町，長江１～３丁目，土堂１・２丁目，三軒家町，栗原西１・２丁目，栗原東１・２丁目，吉和町，正徳町，東元町，吉和西元町，沖側町，神田町，手崎町，新浜，古浜町，吉浦町，福地町，向東町，山波町，東尾道，新高山町，向島町兼吉

1　公示番号　　共第３６５号

2　免許の内容たるべき事項

（1）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第１種共同漁業　　あさり漁業　　1 月 1 日から 12 月 31 日まで

えむし漁業　　〃
かき漁業　　〃
わかめ漁業　　〃

（２）漁場の位置及び区域

漁場の位置　福山市松永町（松永湾）地先

漁場の区域　次の１・２を結んだ直線と３・４を結んだ直線と５・６を結んだ直線と７・８を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし，次の除外区域及びあさり漁業については，共第３８６号，共第３８７号，共第３８８号，共第４１７号，共第４１８，共第４１９号，共第４２０号，共第４２１号の区域を除く。

基　点　１　尾道市向東町松ヶ鼻北端（馬立新開護岸北東角）
〃　２　〃　山波町尾道造船所護岸南東角（北側の角）から尾道造船所南側護岸の延長線上西へ 101 メートルの所（尾道造船所 2 号船台の東端から西へ 10 メートルの所）
〃　３　４から 270 度の線と福山市高西町の西側護岸との交点
〃　４　福山市南今津町藤井川河口左岸角
〃　５　〃　本郷川河口右岸角
〃　６　５から 90 度の線と福山市南松永町２丁目の西側護岸との交点
〃　７　尾道市浦崎町戸崎の鼻北端
〃　８　向東町大磯鼻東端

除外区域１　次の１ア，アイ，イウ，ウエ，エオ，オカ，カキ，キク，クケ，ケコ，コサ，サシ，シス，スセ，セソ，ソタ，タチ，チツ，ツテ，テト，トナ，ナ６を結んだ 22 直線と７・８を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域及び藤井川下流の床止の区域

基　点　１　福山市南松永町４丁目北西角（松永みなと大橋左岸下流側付け根）
〃　２　〃　北東角（南松永町３丁目と４丁目との境界道路の南東端）
〃　３　〃　高西町松永湾干拓地護岸南東角（送電線鉄塔から最短距離の護岸点）
〃　４　〃　柳津町慶応浜旧護岸北西角
〃　５　〃　相生新開南東角
〃　６　２から 16 度 10 分の線と護岸との交点
〃　７　相生新開福徳橋南西付け根
〃　８　〃　北西付け根
ア　１から 172 度 40 分 50 メートルの所
イ　〃　202 度 10 分 70 メートルの所

ウ　　〃　　172 度 40 分 180 メートルの所
エ　　〃　　600 メートルの所
オ　　３から 71 度 30 分 445 メートルの所
カ　　１から 160 度 10 分 1,040 メートルの所
キ　　〃　　1,720 メートルの所
ク　　２から 150 度 10 分 1,750 メートルの所
ケ　　クシを結んだ線上シから 300 メートルの所
コ　　４から 191 度 10 分 680 メートルの所
サ　　クシを結んだ線とコニを結んだ線との交点
シ　　４から 194 度 30 分 445 メートルの所
ス　　〃　　188 度 10 分 410 メートルの所
セ　　〃　　245 度 150 メートルの所
ソ　　〃　　247 度 10 分 180 メートルの所
タ　　〃　　250 度 210 メートルの所
チ　　５から 176 度 30 分 135 メートルの所
ツ　　〃　　198 度 30 分 65 メートルの所
テ　　〃　　250 度 30 分 345 メートルの所
ト　　２から 18 度 40 分 710 メートルの所
ナ　　〃　　15 度 40 分 710 メートルの所
ニ　　４から 211 度 10 分 580 メートルの所

除外区域２　次のアイ，イウ，ウエ，エオ，オカ，カキ，キク，クケ，ケコ，コサ，サシ，シアを結んだ 12 直線によって囲まれた区域，スセ，セソ，ソタ，タチ，チツ，ツテ，テト，トナ，ナニ，ニヌ，ヌスを結んだ 11 直線によって囲まれた区域，ネノ，ノハ，ハヒ，ヒネを結んだ 4 直線によって囲まれた区域，フヘ，ヘホ，ホマ，マフを結んだ 4 直線によって囲まれた区域，ミム，ムメ，メモ，モミを結んだ 4 直線によって囲まれた区域，ヤユ，ユヨ，ヨラ，ラヤを結んだ 4 直線によって囲まれた区域，リル，ルレ，レロ，ロリを結んだ 4 直線によって囲まれた区域，ワン，ンあ，あい，いワを結んだ 4 直線によって囲まれた区域，うえ，えお，おか，かうを結んだ 4 直線によって囲まれた区域及びきく，くけ，けこ，こきを結んだ 4 直線によって囲まれた区域

基　点　１　福山市高西町南の防波堤突端
ア　　１から 74.5 度 363.2 メートルの所
イ　　〃　　74 度 362.8 メートルの所
ウ　　〃　　361.1 メートルの所

エ　　〃　　73度361.0メートルの所
オ　　〃　　361.6メートルの所
カ　　〃　　72.5度361.1メートルの所
キ　　〃　　68.5度366.5メートルの所
ク　　〃　　361.9メートルの所
ケ　　〃　　69.5度360.5メートルの所
コ　　〃　　358.9メートルの所
サ　　〃　　70度354.8メートルの所
シ　　〃　　74.5度349.5メートルの所
ス　　〃　　318.5度40.4メートルの所
セ　　〃　　324.5度49.1メートルの所
ソ　　〃　　326度51.9メートルの所
タ　　〃　　326.5度51.7メートルの所
チ　　〃　　331.5度69.6メートルの所
ツ　　〃　　331度69.8メートルの所
テ　　〃　　332.5度78.4メートルの所
ト　　〃　　329.5度79.5メートルの所
ナ　　〃　　328.5度75.8メートルの所
ニ　　〃　　325.5度67メートルの所
ヌ　　〃　　312.5度43メートルの所
ネ　　〃　　73.5度330.4メートルの所
ノ　　〃　　71度331.9メートルの所
ハ　　〃　　73度320メートルの所
ヒ　　〃　　71度321.5メートルの所
フ　　〃　　72度285.9メートルの所
ヘ　　〃　　69.5度287.7メートルの所
ホ　　〃　　72度275.5メートルの所
マ　　〃　　69.5度277.4メートルの所
ミ　　〃　　70度241.9メートルの所
ム　　〃　　67度244.1メートルの所
メ　　〃　　70度231.5メートルの所
モ　　〃　　66.5度233.9メートルの所
ヤ　　〃　　67.5度198.2メートルの所
ユ　　〃　　63.5度201.2メートルの所
ヨ　　〃　　66.5度187.9メートルの所
ラ　　〃　　63度191.1メートルの所

リ　　〃　　155.3 メートルの所
ル　　〃　　58.5 度 159.4 メートルの所
レ　　〃　　61.5 度 145.3 メートルの所
ロ　　〃　　57 度 149.6 メートルの所
ワ　　〃　　55 度 114.1 メートルの所
ン　　〃　　49.5 度 119.9 メートルの所
あ　　〃　　53 度 104.6 メートルの所
い　　〃　　46.5 度 110.9 メートルの所
う　　〃　　39.5 度 77.2 メートルの所
え　　〃　　32.5 度 86.1 メートルの所
お　　〃　　34 度 69.4 メートルの所
か　　〃　　27 度 79.2 メートルの所
き　　〃　　3.5 度 52.8 メートルの所
く　　〃　　0.5 度 65.5 メートルの所
け　　〃　　355 度 51.4 メートルの所
こ　　〃　　353.5 度 64.3 メートルの所

3　関係地区　　尾道市尾崎本町，西土堂町，天満町，日比崎町，東土堂町，西御所町，東御所町，久保１～３丁目，東久保町，長江１～３丁目，土堂１・２丁目，三軒家町，栗原西１・２丁目，栗原東１・２丁目，吉和町，正徳町，東元町，吉和西元町，沖側町，神田町，手崎町，新浜，古浜町，吉浦町，福地町，向東町，山波町，東尾道，新高山町，浦崎町，百島町，高須町，向島町，福山市藤江町，金江町，松永町，南松永町，今津町，高西町，柳津町

1　公示番号　　共第３６６号

2　免許の内容たるべき事項

（1）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第１種共同漁業　　あさり漁業　　1 月 1 日から 12 月 31 日まで

〃　　えむし漁業　　〃

〃　　わかめ漁業　　〃

（2）漁場の位置及び区域

漁場の位置　　尾道市向島町，向東町地先

漁場の区域　　次の１アを結んだ直線とアイを距岸 100 メートルで結んだ線とイウを結んだ直線とウエを向島町上江府島北回りに距岸 100 メートルで結んだ線とエオを結んだ直線とオカを距岸（向島町下江府島及び向島町笹島を含む）100 メートルで結んだ線とカ４を結んだ

直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし，あさり漁業については，共第３９８号及び共第３９９号の区域を除く。

基　点　1　向東町大磯鼻東端
〃　2　上江府島北端
〃　3　〃　南西端
〃　4　向島町津部田北側の防波堤南側付け根から防波堤沿い西へ 57 メートルの防波堤外角
〃　5　〃　岩子島鶏小島の南端
ア　１から尾道市浦崎町戸崎の鼻北端を見通す線と距岸 100 メートルの線との交点
イ　２から 264 度の線と向島距岸 100 メートルの線との交点
ウ　〃　上江府島距岸 100 メートルの線との交点
エ　３から 264 度の線と上江府島距岸 100 メートルの線との交点
オ　〃　向島距岸 100 メートルの線との交点
カ　４から５を見通す線と向島距岸 100 メートルの線との交点

3　関係地区　尾道市尾崎本町，西土堂町，天満町，日比崎町，東土堂町，西御所町，東御所町，久保１～３丁目，東久保町，長江１～３丁目，土堂１・２丁目，三軒家町，栗原西１・２丁目，栗原東１・２丁目，吉和町，正徳町，東元町，吉和西元町，沖側町，神田町，手崎町，新浜，古浜町，吉浦町，福地町，向東町，向島町

1　公示番号　共第３６７号

2　免許の内容たるべき事項

（1）漁業種類　名　称　時　期
第２種共同漁業　いそ建・も建網漁業　1 月 1 日から 12 月 31 日まで

（2）漁場の位置及び区域

漁場の位置　尾道市，尾道市向島町地先

漁場の区域　次の１・５を結んだ直線と２・４を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし，港則法に基づき指定された尾道糸崎港の航路及び次の除外区域を除く。

基　点　1　尾道市古浜町尾道税務署敷地南西角から敷地沿い東へ 50 メートルの所から５を見通す線と護岸との交点
〃　2　〃　尾崎本町尾道大橋東側橋脚東側護岸と道路との交点から護岸沿い東へ 110 メートルの所
〃　3　〃　向東町日立造船㈱向島工場敷地内の尾道大橋橋脚北西角から尾崎本町における尾道大橋橋脚西角を見通す線と護岸との交点

〃　　４　３から護岸沿い西へ 108 メートルの所
〃　　５　向島町荒神の鼻
除外区域１　次の１・２を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基　点　１　尾道市堂ヶ迫四等三角点（標高 136.88 メートル）から 202 度 1,115.00 メートルの所
〃　　２　１から 79 度 40 分 40 秒 64.88 メートルの所
除外区域２　次の１・２，２・３，３・４，４・５，５・６，６・７，７・８，８・９，９・１０，１０・１１，１１・１２，１２・１３，１３・１４を結んだ 13 直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基　点　１　堂ヶ迫四等三角点（標高 136.88 メートル）から 196 度 53 分 56 秒 964.00 メートルの所
〃　　２　１から 83 度 51 分 46.30 メートルの所
〃　　３　２から 173 度 14 分 54 秒 9.58 メートルの所
〃　　４　３から 83 度 39 分 21 秒 187.80 メートルの所
〃　　５　４から 68 度 29 分 54 秒 7.87 メートルの所
〃　　６　５から 52 度 19 分 27 秒 9.88 メートルの所
〃　　７　６から 33 度 7 分 2 秒 10.19 メートルの所
〃　　８　７から 17 度 37 分 2 秒 4.70 メートルの所
〃　　９　８から 9 度 7 分 2 秒 22.50 メートルの所
〃　１０　９から 62 度 27 分 2 秒 7.50 メートルの所
〃　１１　１０から 71 度 40 分 29 秒 13.09 メートルの所
〃　１２　１１から 82 度 55 分 51 秒 13.47 メートルの所
〃　１３　１２から 89 度 45 分 34 秒 15.00 メートルの所
〃　１４　１３から 91 度 50 分 4 秒 27.00 メートルの所
除外区域３　次の１ア，アイ，イ２を結んだ 3 直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた新尾道大橋橋脚構造物敷の区域
基　点　１　尾崎本町 8-13 地先防波堤東側付根と最大高潮時海岸線との交点
〃　　２　１から護岸沿い東へ 50 メートルの所
ア　　１から 215 度 41 分 18 メートルの所
イ　　２から 215 度 41 分 20 メートルの所

３　関係地区　尾道市尾崎本町，西土堂町，天満町，日比崎町，東土堂町，西御所町，東御所町，久保１～３丁目，東久保町，長江１～３丁目，土堂１・２丁目，三軒家町，栗原西１・２丁目，栗原東１・２丁目，吉和町，正徳町，東元町，吉和西元町，沖側町，神田町，手

崎町，新浜，古浜町，吉浦町，福地町，向東町，向島町

1　公示番号　　共第３６８号

2　免許の内容たるべき事項

（1）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第２種共同漁業　　いそ建・も建網漁業　　1 月 1 日から 12 月 31 日まで

（2）漁場の位置及び区域

漁場の位置　尾道市地先

漁場の区域　次の１・５を結んだ直線と２・３を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし，港則法に基づき指定された尾道糸崎港の航路の区域を除く。

基　点　1　尾道市尾崎本町尾道大橋東側橋脚東側護岸と道路との交点から護岸沿い東へ 110 メートルの所

〃　2　〃　山波町尾道造船所護岸南東角（北側の角）から尾道造船所南側護岸の延長線上西へ 101 メートルの所（尾道造船所２号船台の東端から西へ 10 メートルの所)

〃　3　〃　向東町松ヶ鼻北端（馬立新開護岸北東角）

〃　4　〃　日立造船㈱向島工場敷地内の尾道大橋橋脚北西角から尾崎本町における尾道大橋橋脚西角を見通す線と護岸との交点

〃　5　４から護岸沿い西へ 108 メートルの所

3　関係地区　尾道市尾崎本町，西土堂町，天満町，日比崎町，東土堂町，西御所町，東御所町，久保１～３丁目，東久保町，長江１～３丁目，土堂１・２丁目，三軒家町，栗原西１・２丁目，栗原東１・２丁目，吉和町，正徳町，東元町，吉和西元町，沖側町，神田町，手崎町，新浜，古浜町，吉浦町，福地町，向東町，山波町，東尾道，新高山町，向島町兼吉

1　公示番号　　共第３６９号

2　免許の内容たるべき事項

（1）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第２種共同漁業　　いそ建・も建網漁業　　1 月 1 日から 12 月 31 日まで

（2）漁場の位置及び区域

漁場の位置　福山市松永町地先

漁場の区域　次の１・２を結んだ直線と３・４を結んだ直線と５・６を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし，共第３７４号の区域及び次の除外区域を除く。

基　点	1	尾道市向東町松ヶ鼻北端（馬立新開護岸北東角）
〃	2	〃　山波町尾道造船所護岸南東角（北側の角）から尾道造船所南側護岸の延長線上西へ 101 メートルの所（尾道造船所２号船台の東端から西へ 10 メートルの所）
〃	3	４から福山市高西町の防波堤突端を見通す線の延長線と護岸との交点
〃	4	福山市南松永町４丁目松永みなと大橋左岸下流側付け根
〃	5	尾道市浦崎町戸崎の鼻北端
〃	6	向東町大磯鼻東端
除外区域		次の１ア，アイ，イウ，ウエ，エオ，オカ，カキ，キク，クケ，ケコ，コサ，サシ，シス，スセ，セソ，ソタ，タチ，チツ，ツテ，テト，トナ，ナ６を結んだ 22 直線と７・８を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域及び藤井川下流の床止の区域
基　点	1	南松永町４丁目北西角（松永みなと大橋左岸下流側付け根）
〃	2	〃　北東角（南松永町３丁目と４丁目との境界道路の南東端）
〃	3	高西町松永湾干拓地護岸南東角（送電線鉄塔から最短距離の護岸点）
〃	4	福山市柳津町慶応浜旧護岸北西角
〃	5	〃　相生新開南東角
〃	6	２から 16 度 10 分の線と護岸との交点
〃	7	相生新開福徳橋南西付け根
〃	8	〃　北西付け根
ア		１から 172 度 40 分 50 メートルの所
イ		〃　202 度 10 分 70 メートルの所
ウ		〃　172 度 40 分 180 メートルの所
エ		〃　600 メートルの所
オ		３から 71 度 30 分 445 メートルの所
カ		１から 160 度 10 分 1,040 メートルの所
キ		〃　1,720 メートルの所
ク		２から 150 度 10 分 1,750 メートルの所
ケ		クシを結んだ線上シから 300 メートルの所
コ		４から 191 度 10 分 680 メートルの所
サ		クシを結んだ線とコニを結んだ線との交点
シ		４から 194 度 30 分 445 メートルの所

ス　　〃　　188 度 10 分 410 メートルの所
セ　　〃　　245 度 150 メートルの所
ソ　　〃　　247 度 10 分 180 メートルの所
タ　　〃　　250 度 210 メートルの所
チ　　５から 176 度 30 分 135 メートルの所
ツ　　〃　　198 度 30 分 65 メートルの所
テ　　〃　　250 度 30 分 345 メートルの所
ト　　２から 18 度 40 分 710 メートルの所
ナ　　〃　　15 度 40 分 710 メートルの所
ニ　　４から 211 度 10 分 580 メートルの所

３　関係地区　　尾道市尾崎本町，西土堂町，天満町，日比崎町，東土堂町，西御所町，東御所町，久保１～３丁目，東久保町，長江１～３丁目，土堂１・２丁目，三軒家町，栗原西１・２丁目，栗原東１・２丁目，吉和町，正徳町，東元町，吉和西元町，沖側町，神田町，手崎町，新浜，古浜町，吉浦町，福地町，向東町，山波町，東尾道，新高山町，浦崎町，百島町，高須町，向島町，福山市藤江町，金江町，松永町，南松永町，今津町，高西町，柳津町

１　公示番号　　共第３７０号
２　免許の内容たるべき事項
（１）漁業種類　　名　　称　　時　　期
第２種共同漁業　　いそ建・も建網漁業　　1 月 1 日から 12 月 31 日まで
（２）漁場の位置及び区域
漁場の位置　　尾道市向島町，向東町地先
漁場の区域　　次の１アを結んだ直線とアイを距岸 100 メートルで結んだ線とイウを結んだ直線とウエを向島町上江府島北回りに距岸 100 メートルで結んだ線とエオを結んだ直線とオカを距岸（向島町下江府島及び向島町笹島を含む）100 メートルで結んだ線とカ４を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし，共第３７７号，共第３７９号，共第３８１号，共第３８２号，共第３８３号，共第３８４号の区域を除く。
基　点　１　　向島町大磯鼻東端
〃　　２　　上江府島北端
〃　　３　　〃　　南西端
〃　　４　　向島町津部田北側の防波堤南側付け根から防波堤沿い西へ 57 メートルの防波堤外角

〃　　5　〃　岩子島鶏小島の南端

ア　１から尾道市浦崎町戸崎の鼻北端を見通す線と距岸 100 メートルの線との交点

イ　２から 264 度の線と向島距岸 100 メートルの線との交点

ウ　〃　上江府島距岸 100 メートルの線との交点

エ　３から 264 度の線と上江府島距岸 100 メートルの線との交点

オ　〃　264 度の線と向島距岸 100 メートルの線との交点

カ　４から５を見通す線と向島距岸 100 メートルの線との交点

3　関係地区　尾道市尾崎本町，西土堂町，天満町，日比崎町，東土堂町，西御所町，東御所町，久保１～３丁目，東久保町，長江１～３丁目，土堂１・２丁目，三軒家町，栗原西１・２丁目，栗原東１・２丁目，吉和町，正徳町，東元町，吉和西元町，沖側町，神田町，手崎町，新浜，古浜町，吉浦町，福地町，向東町，向島町

1　公示番号　共第３７１号

2　免許の内容たるべき事項

（1）漁業種類　名　称　時　期

第２種共同漁業　いそ建・も建網漁業　1 月 1 日から 12 月 31 日まで

（2）漁場の位置及び区域

漁場の位置　尾道市向島町上江府島地先

漁場の区域　次の１を中心とした半径 100 メートルの円周によって囲まれた区域

基　点　1　上江府島東方似骨ノ礁の高

3　関係地区　尾道市尾崎本町，西土堂町，天満町，日比崎町，東土堂町，西御所町，東御所町，久保１～３丁目，東久保町，長江１～３丁目，土堂１・２丁目，三軒家町，栗原西１・２丁目，栗原東１・２丁目，向島町

1　公示番号　共第３７２号

2　免許の内容たるべき事項

（1）漁業種類　名　称　時　期

第２種共同漁業　いそ建・も建網漁業　1 月 1 日から 12 月 31 日まで

（2）漁場の位置及び区域

漁場の位置　尾道市百島町百島地先

漁場の区域　次の１を中心とした半径 100 メートルの円周によって囲まれた区域

基　点　１　　百島町東方片平礁の高

３　関係地区　　尾道市尾崎本町，西土堂町，天満町，日比崎町，東土堂町，西御所町，東御所町，久保１～３丁目，東久保町，長江１～３丁目，土堂１・２丁目，三軒家町，栗原西１・２丁目，栗原東１・２丁目，向島町兼吉

１　公示番号　　共第３７３号

２　免許の内容たるべき事項

（１）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第２種共同漁業　　いそ建・も建網漁業　　1 月 1 日から 12 月 31 日まで

（２）漁場の位置及び区域

漁場の位置　　尾道市向東町白石地先

漁場の区域　　次の１を中心とした半径 100 メートルの円周によって囲まれた区域

基　点　１　　向東町加島南方白石の高

３　関係地区　　尾道市尾崎本町，西土堂町，天満町，日比崎町，東土堂町，西御所町，東御所町，久保１～３丁目，東久保町，長江１～３丁目，土堂１・２丁目，三軒家町，栗原西１・２丁目，栗原東１・２丁目，向島町兼吉

１　公示番号　　共第３７４号

２　免許の内容たるべき事項

（１）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第３種共同漁業　　つきいそ漁業　　1 月 1 日から 12 月 31 日まで

（２）漁場の位置及び区域

漁場の位置　　尾道市浦崎町戸崎地先

漁場の区域　　次のアを中心とした半径 200 メートルの円周によって囲まれた区域

基　点　１　　浦崎町手城鼻北端

ア　　１から福山市藤江町才戸川河口左岸護岸西端を見通す線上 200 メートルの所

３　関係地区　　尾道市尾崎本町，西土堂町，天満町，日比崎町，東土堂町，西御所町，東御所町，久保１～３丁目，東久保町，長江１～３丁目，土堂１・２丁目，三軒家町，栗原西１・２丁目，栗原東１・２丁目，吉和町，正徳町，東元町，吉和西元町，沖側町，神田町，手崎町，新浜，古浜町，吉浦町，福地町，向東町，山波町，新高山

町，浦崎町，百島町，向島町

1　公示番号　　共第３７５号

2　免許の内容たるべき事項

（1）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第３種共同漁業　　つきいそ漁業　　1 月 1 日から 12 月 31 日まで

（2）漁場の位置及び区域

漁場の位置　尾道市浦崎町高松地先

漁場の区域　次のアを中心とした半径 100 メートルの円周によって囲まれた区域

基　点　1　尾道市向東町女法崎南端

〃　　2　浦崎町高松稲荷前の海岸に下る小道と海岸線の交点（鳥居跡の中央）

ア　　１から福山市内海町田島北側の大が瀬灯台を見通す線と２から内海町当木島中央くぼみを見通す（177 度）線との交点

3　関係地区　　尾道市尾崎本町，西土堂町，天満町，日比崎町，東土堂町，西御所町，東御所町，久保１～３丁目，東久保町，長江１～３丁目，土堂１・２丁目，三軒家町，栗原西１・２丁目，栗原東１・２丁目，吉和町，正徳町，東元町，吉和西元町，沖側町，神田町，手崎町，新浜，古浜町，吉浦町，福地町，浦崎町，百島町，向島町兼吉

1　公示番号　　共第３７６号

2　免許の内容たるべき事項

（1）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第３種共同漁業　　つきいそ漁業　　1 月 1 日から 12 月 31 日まで

（2）漁場の位置及び区域

漁場の位置　尾道市向東町加島北側地先

漁場の区域　次のアを中心とした半径 100 メートルの円周によって囲まれた区域

基　点　1　加島城ヶ鼻北端

ア　　１から向東町大磯鼻東端を見通す線上 200 メートルの所

3　関係地区　　尾道市尾崎本町，西土堂町，天満町，日比崎町，東土堂町，西御所町，東御所町，久保１～３丁目，東久保町，長江１～３丁目，土堂１・２丁目，三軒家町，栗原西１・２丁目，栗原東１・２丁目，吉和町，正徳町，東元町，吉和西元町，沖側町，神田町，手

崎町，新浜，古浜町，吉浦町，福地町，向東町，向島町

1　公示番号　　共第３７７号
2　免許の内容たるべき事項
（1）漁業種類　　名　　称　　時　　期
第３種共同漁業　　つきいそ漁業　　1月1日から12月31日まで
（2）漁場の位置及び区域
漁場の位置　尾道市向島町干汐地先
漁場の区域　次のアを中心とした半径200メートルの円周によって囲まれた区域
基　点　1　向島町上江府島南東端（上江府島の小島の南端）
〃　2　尾道市向東町加島南端
ア　２から１を見通す延長線上１から350メートルの所
3　関係地区　尾道市尾崎本町，西土堂町，天満町，日比崎町，東土堂町，西御所町，東御所町，久保１～３丁目，東久保町，長江１～３丁目，土堂１・２丁目，三軒家町，栗原西１・２丁目，栗原東１・２丁目，吉和町，正徳町，東元町，吉和西元町，沖側町，神田町，手崎町，新浜，古浜町，吉浦町，福地町，向東町，向島町

1　公示番号　　共第３７８号
2　免許の内容たるべき事項
（1）漁業種類　　名　　称　　時　　期
第３種共同漁業　　つきいそ漁業　　1月1日から12月31日まで
（2）漁場の位置及び区域
漁場の位置　尾道市向東町加島地先
漁場の区域　次のアを中心とした半径100メートルの円周によって囲まれた区域
基　点　1　向東町大磯鼻東端
〃　2　加島西端
〃　3　尾道市向島町下江府島南端
〃　4　加島南端
ア　４から３を見通す線と１から２を見通す延長線との交点
3　関係地区　尾道市尾崎本町，西土堂町，天満町，日比崎町，東土堂町，西御所町，東御所町，久保１～３丁目，東久保町，長江１～３丁目，土堂１・２丁目，三軒家町，栗原西１・２丁目，栗原東１・２丁目，吉和町，正徳町，東元町，吉和西元町，沖側町，神田町，手

崎町，新浜，古浜町，吉浦町，福地町，向東町，向島町

1　公示番号　　共第３７９号
2　免許の内容たるべき事項
（1）漁業種類　　名　　称　　時　　期
第３種共同漁業　　つきいそ漁業　　1月1日から12月31日まで
（2）漁場の位置及び区域
漁場の位置　尾道市向島町下江府島地先
漁場の区域　次のアを中心とした半径100メートルの円周によって囲まれた区域
基　点　1　下江府島南端
〃　2　向島町観音崎北東の鼻
〃　3　〃　松ヶ鼻
ア　１から福山市内海町横島釜戸の南西端を見通す（135度）線と２から３を見通す延長線との交点
3　関係地区　尾道市尾崎本町，西土堂町，天満町，日比崎町，東土堂町，西御所町，東御所町，久保１～３丁目，東久保町，長江１～３丁目，土堂１・２丁目，三軒家町，栗原西１・２丁目，栗原東１・２丁目，吉和町，正徳町，東元町，吉和西元町，沖側町，神田町，手崎町，新浜，古浜町，吉浦町，福地町，向東町，向島町

1　公示番号　　共第３８０号
2　免許の内容たるべき事項
（1）漁業種類　　名　　称　　時　　期
第３種共同漁業　　つきいそ漁業　　1月1日から12月31日まで
（2）漁場の位置及び区域
漁場の位置　尾道市向島町立花地先
漁場の区域　次のアを中心とした半径100メートルの円周によって囲まれた区域
基　点　1　向島町観音崎コイ崎（観音崎北西の鼻）
ア　１から尾道市因島大浜町西浜の防波堤(大浜桟橋の北側の防波堤)突端を見通す線上200メートルの所
3　関係地区　尾道市尾崎本町，西土堂町，天満町，日比崎町，東土堂町，西御所町，東御所町，久保１～３丁目，東久保町，長江１～３丁目，土堂１・２丁目，三軒家町，栗原西１・２丁目，栗原東１・２丁目，吉和町，正徳町，東元町，吉和西元町，沖側町，神田町，手

崎町，新浜，古浜町，吉浦町，福地町，向東町，向島町

1　公示番号　　共第３８１号
2　免許の内容たるべき事項
（1）漁業種類　　名　　称　　時　　期
第３種共同漁業　　つきいそ漁業　　1月1日から12月31日まで
（2）漁場の位置及び区域
漁場の位置　尾道市向島町立花地先
漁場の区域　次のアを中心とした半径180メートルの円周によって囲まれた区域
基　点　1　向島町立花運動広場南東角
ア　１から尾道市因島椋浦町防地島の東端を見通す線上200メートルの所
3　関係地区　尾道市尾崎本町，西土堂町，天満町，日比崎町，東土堂町，西御所町，東御所町，久保１～３丁目，東久保町，長江１～３丁目，土堂１・２丁目，三軒家町，栗原西１・２丁目，栗原東１・２丁目，吉和町，正徳町，東元町，吉和西元町，沖側町，神田町，手崎町，新浜，古浜町，吉浦町，福地町，向東町，向島町

1　公示番号　　共第３８２号
2　免許の内容たるべき事項
（1）漁業種類　　名　　称　　時　　期
第３種共同漁業　　つきいそ漁業　　1月1日から12月31日まで
（2）漁場の位置及び区域
漁場の位置　尾道市向島町立花地先
漁場の区域　次のアを中心とした半径100メートルの円弧と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基　点　1　向島町長礁鼻
〃　2　〃　立花運動広場西側突堤突端
ア　１から向島町余崎防波堤の小島の南端を見通す線と２から尾道市因島大浜町八重子島北西端を見通す（224度）線との交点
3　関係地区　尾道市尾崎本町，西土堂町，天満町，日比崎町，東土堂町，西御所町，東御所町，久保１～３丁目，東久保町，長江１～３丁目，土堂１・２丁目，三軒家町，栗原西１・２丁目，栗原東１・２丁目，吉和町，正徳町，東元町，吉和西元町，沖側町，神田町，手崎町，新浜，古浜町，吉浦町，福地町，向東町，向島町

1　公示番号　　共第３８３号

2　免許の内容たるべき事項

（1）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第３種共同漁業　　つきいそ漁業　　1 月 1 日から 12 月 31 日まで

（2）漁場の位置及び区域

漁場の位置　尾道市向島町江の浦地先

漁場の区域　次のアを中心とした半径 100 メートルの円周によって囲まれた区域

基　点　1　向島町笹島の南端

〃　　2　〃　江ノ浦胡子鼻の突堤の突端

ア　１から向島町余崎防波堤の小島の南端を結ぶ線と２から尾道市因島鏡浦町梶ノ鼻を見通す線との交点

3　関係地区　尾道市尾崎本町，西土堂町，天満町，日比崎町，東土堂町，西御所町，東御所町，久保１～３丁目，東久保町，長江１～３丁目，土堂１・２丁目，三軒家町，栗原西１・２丁目，栗原東１・２丁目，吉和町，正徳町，東元町，吉和西元町，沖側町，神田町，手崎町，新浜，古浜町，吉浦町，福地町，向東町，向島町

1　公示番号　　共第３８４号

2　免許の内容たるべき事項

（1）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第３種共同漁業　　つきいそ漁業　　1 月 1 日から 12 月 31 日まで

（2）漁場の位置及び区域

漁場の位置　尾道市向島町茅ヶ浦地先

漁場の区域　次のアを中心とした半径 100 メートルの円周によって囲まれた区域

基　点　1　茅ヶ浦布刈鼻

〃　　2　〃　黒地鼻

ア　１から向島町犬ノ鼻の因島大橋橋脚台南角を見通す（135 度）線と２から尾道市因島大浜町大浜崎燈台を見通す（220 度）線との交点

3　関係地区　尾道市尾崎本町，西土堂町，天満町，日比崎町，東土堂町，西御所町，東御所町，久保１～３丁目，東久保町，長江１～３丁目，土堂１・２丁目，三軒家町，栗原西１・２丁目，栗原東１・２丁目，吉和町，正徳町，東元町，吉和西元町，沖側町，神田町，手崎町，新浜，古浜町，吉浦町，福地町，向東町，向島町

1　公示番号　　共第３８５号

2　免許の内容たるべき事項

（1）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第３種共同漁業　　つきいそ漁業　　1 月 1 日から 12 月 31 日まで

（2）漁場の位置及び区域

漁場の位置　尾道市向島町岩子島地先

漁場の区域　次のアを中心とした半径 200 メートルの円周によって囲まれた区域

基　点　1　岩子島鶏小島の南端

〃　　2　尾道市因島重井町細島北東端（細頭）

ア　　１から因島重井町長串鼻の北鼻を見通す線と２から尾道市因島大浜町大浜崎燈台を見通す線との交点

3　関係地区　　尾道市尾崎本町，西土堂町，天満町，日比崎町，東土堂町，西御所町，東御所町，久保１～３丁目，東久保町，長江１～３丁目，土堂１・２丁目，三軒家町，栗原西１・２丁目，栗原東１・２丁目，吉和町，正徳町，東元町，吉和西元町，沖側町，神田町，手崎町，新浜，古浜町，吉浦町，福地町，向東町，向島町

1　公示番号　　共第３８６号

2　免許の内容たるべき事項

（1）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第１種共同漁業　　あさり漁業　　1 月 1 日から 12 月 31 日まで

（2）漁場の位置及び区域

漁場の位置　尾道市東尾道松永湾干拓地地先

漁場の区域　次のアイを結んだ直線とイウを距岸 13 メートルで結んだ線とウエを結んだ直線とエアを距岸 50 メートルで結んだ線とによって囲まれた区域

基　点　1　松永湾干拓地南東角の排水口中央（㈱ケンスイ南側道路の北側の線の延長線と護岸との交点）から護岸沿い西へ 31 メートルの所

〃　　2　東尾道尾道地区衛生施設組合共同排水施設敷地の西側の線の延長線と護岸との交点から護岸沿い東へ 17 メートルの所

ア　　１から 173 度 40 分の線と距岸 50 メートルの線との交点

イ　　〃　　13 メートルの線との交点

ウ　　２から 173 度 40 分の線と距岸 13 メートルの線との交点

エ　　〃　　50 メートルの線との交点

3　関係地区　　尾道市山波町，東尾道，新高山１～３丁目

1　公示番号　　共第３８７号

2　免許の内容たるべき事項

（1）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第１種共同漁業　　あさり漁業　　1月1日から12月31日まで

なまこ漁業　　〃

えむし漁業　　〃

（2）漁場の位置及び区域

漁場の位置　尾道市向東町加島地先

漁場の区域　加島距岸100メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし，あさり漁業については共第３９０号の区域を除く。

3　関係地区　　尾道市向東町，尾崎本町，西土堂町，東土堂町，西御所町，東御所町，久保１～３丁目，東久保町，長江１～３丁目，土堂１・２丁目，三軒家町，栗原西１・２丁目，栗原東１・２丁目，日比崎町，天満町，吉和町，正徳町，東元町，吉和西元町，沖側町，神田町，手崎町，新浜，古浜町，吉浦町，福地町，向島町

1　公示番号　　共第３８８号

2　免許の内容たるべき事項

（1）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第１種共同漁業　　あさり漁業　　1月1日から12月31日まで

（2）漁場の位置及び区域

漁場の位置　尾道市向東町松ヶ鼻地先

漁場の区域　次のアイ，イウ，ウエ，エアを結んだ４直線によって囲まれた区域

基　点　1　　松ヶ鼻北側防波堤南側付け根

ア　　1から162度40分38メートルの所

イ　　〃　146度40分200メートルの所

ウ　　〃　152度40分200メートルの所

エ　　〃　186度40分42メートルの所

3　関係地区　　尾道市向東町

1　公示番号　　共第３８９号

2　免許の内容たるべき事項

（1）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第１種共同漁業　　あさり漁業　　1月1日から12月31日まで

（２）漁場の位置及び区域

漁場の位置　尾道市向東町歌地先

漁場の区域　次のアイ，イウ，ウエ，エオ，オカ，カキを結んだ6直線とキアを距岸10メートルで結んだ線とによって囲まれた区域

基　点　１　向東町松本新開南防波堤南側付け根から護岸沿い南へ55メートルの所

〃　２　〃　210メートルの所（スベリ北側付け根）

〃　３　〃　大磯鼻桟橋埋立地北側付け根（埋立地北西護岸内角）

ア　１から尾道市浦崎町手城鼻を見通す線と距岸10メートルの線との交点

イ　〃　上90メートルの所

ウ　２から66度40分120メートルの所

エ　〃　98度40分160メートルの所

オ　３から42度170メートルの所

カ　〃　浦崎町戸崎の鼻北端を見通す線上150メートルの所

キ　〃　と距岸10メートルの線との交点

３　関係地区　尾道市向東町

１　公示番号　共第３９０号

２　免許の内容たるべき事項

（１）漁業種類　名　称　時　期

第１種共同漁業　あさり漁業　1月1日から12月31日まで

（２）漁場の位置及び区域

漁場の位置　尾道市向東町加島地先

漁場の区域　次のアイ，イウ，ウエを結んだ３直線とエアを距岸15メートルで結んだ線とによって囲まれた区域

基　点　１　加島本浦新開護岸北端

〃　２　〃　から護岸沿い南へ195メートルの所（本浦新開護岸北端から護岸沿い南へ２番目のスベリ北側付け根）

ア　１から尾道市百島町百島の北端（女男石鼻）の防波堤突端を見通す線と距岸15メートルの線との交点

イ　〃

〃　上110メートルの所

ウ　　２から尾道市浦崎町カガラ山の高（164 メートル）を見通す線上120 メートルの所

エ　　〃　　と距岸 15 メートルの線との交点

3　関係地区　　尾道市向東町

1　公示番号　　共第３９１号

2　免許の内容たるべき事項

（1）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第２種共同漁業　　いそ建・も建網漁業　　1 月 1 日から 12 月 31 日まで

（2）漁場の位置及び区域

漁場の位置　　尾道市向東町加島地先

漁場の区域　　加島距岸 100 メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

3　関係地区　　尾道市向東町，尾崎本町，西土堂町，東土堂町，西御所町，東御所町，久保１～３丁目，東久保町，長江１～３丁目，土堂１・２丁目，三軒家町，栗原西１・２丁目，栗原東１・２丁目，日比崎町，天満町，吉和町，正徳町，東元町，吉和西元町，沖側町，神田町，手崎町，新浜，古浜町，吉浦町，福地町，向島町

1　公示番号　　共第３９２号

2　免許の内容たるべき事項

（1）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第３種共同漁業　　つきいそ漁業　　1 月 1 日から 12 月 31 日まで

（2）漁場の位置及び区域

漁場の位置　　尾道市向東町歌地先

漁場の区域　　次のアを中心とした半径 180 メートルの円周によって囲まれた区域

基　点　1　　向東町大磯鼻東端

〃　　2　　〃　　加島の高（104 メートル）

ア　　１から２を見通す線上 500 メートルの所

3　関係地区　　尾道市向東町，尾崎本町，西土堂町，東土堂町，西御所町，東御所町，久保１～３丁目，東久保町，長江１～３丁目，土堂１・２丁目，三軒家町，栗原西１・２丁目，栗原東１・２丁目，日比崎町，天満町，吉和町，正徳町，東元町，吉和西元町，沖側町，神田町，手崎町，新浜，古浜町，吉浦町，福地町，向島町

1　公示番号　　共第３９３号

2　免許の内容たるべき事項

（1）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第１種共同漁業　　あさり漁業　　1月1日から12月31日まで

えむし漁業　　〃

わかめ漁業　　〃

（2）漁場の位置及び区域

漁場の位置　　尾道市百島町百島地先

漁場の区域　　百島距岸200メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

3　関係地区　　尾道市浦崎町，百島町

1　公示番号　　共第３９４号

2　免許の内容たるべき事項

（1）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第１種共同漁業　　あさり漁業　　1月1日から12月31日まで

えむし漁業　　〃

わかめ漁業　　〃

（2）漁場の位置及び区域

漁場の位置　　尾道市浦崎町地先

漁場の区域　　次の１アを結んだ線とアイを距岸200メートルで結んだ線とイ２を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基　点　１　　浦崎町戸崎の鼻北端

〃　　２　　福山市沼隈町と浦崎町との道路上の境界（標柱）と福山市内海町睦橋の東から３番目の橋脚と４番目の橋脚の中央とを結ぶ線と沼隈町常石造船所護岸との交点（護岸角）

ア　　１から尾道市向東町大磯鼻東端を見通す線と距岸200メートルの線との交点

イ　　２から睦橋の東から３番目の橋脚と４番目の橋脚との中央を見通す線と距岸200メートルの線との交点

3　関係地区　　尾道市浦崎町，百島町，尾崎本町，西土堂町，東土堂町，西御所町，東御所町，久保１～３丁目，東久保町，長江１～３丁目，土堂１・２丁目，三軒家町，栗原西１・２丁目，栗原東１・２丁目，日比崎町，天満町，吉和町，正徳町，東元町，吉和西元町，沖側町，神田町，手崎町，新浜，古浜町，吉浦町，福地町，向島町兼吉

1　公示番号　　共第３９５号

2　免許の内容たるべき事項

（1）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第２種共同漁業　　いそ建・も建網漁業　　1月1日から12月31日まで

つぼ網漁業　　〃

（2）漁場の位置及び区域

漁場の位置　尾道市百島町百島地先

漁場の区域　百島距岸200メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

3　関係地区　　尾道市浦崎町，百島町

1　公示番号　　共第３９６号

2　免許の内容たるべき事項

（1）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第２種共同漁業　　いそ建・も建網漁業　　1月1日から12月31日まで

（2）漁場の位置及び区域

漁場の位置　尾道市浦崎町地先

漁場の区域　次の１アを結んだ直線とアイを距岸200メートルで結んだ線とイ２を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし，共第３７５号の区域を除く。

基　点　1　浦崎町戸崎の鼻北端

〃　2　福山市沼隈町と浦崎町との道路上の境界（標柱）と福山市内海町睦橋の東から３番目の橋脚と４番目の橋脚の中央とを結ぶ線と沼隈町常石造船所護岸との交点（護岸角）

ア　１から尾道市向東町大磯鼻東端を見通す線と距岸200メートルの線との交点

イ　２から睦橋の東から３番目の橋脚と４番目の橋脚との中央を見通す線と距岸200メートルの線との交点

3　関係地区　　尾道市浦崎町，百島町，尾崎本町，西土堂町，東土堂町，西御所町，東御所町，久保１～３丁目，東久保町，長江１～３丁目，土堂１・２丁目，三軒家町，栗原西１・２丁目，栗原東１・２丁目，日比崎町，天満町，吉和町，正徳町，東元町，吉和西元町，沖側町，神田町，手崎町，新浜，古浜町，吉浦町，福地町，向島町兼吉

1　公示番号　　共第３９７号

2　免許の内容たるべき事項

（1）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第２種共同漁業　　つぼ網漁業　　1 月 1 日から 12 月 31 日まで

（2）漁場の位置及び区域

漁場の位置　尾道市浦崎町地先

漁場の区域　次の１アを結んだ直線とアイを距岸 150 メートルで結んだ線とイ２を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基　点　1　浦崎町戸崎の鼻北端

〃　　2　〃　と福山市との海岸線における境界

ア　１から尾道市山波町尾道造船所護岸南東角を見通す線と距岸 150 メートルの線との交点

イ　２から尾道市東土堂町千光寺山頂（137 メートル）を見通す（268 度）線と距岸 150 メートルの線との交点

3　関係地区　尾道市浦崎町，百島町

1　公示番号　共第３９８号

2　免許の内容たるべき事項

（1）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第１種共同漁業　　あさり漁業　　1 月 1 日から 12 月 31 日まで

（2）漁場の位置及び区域

漁場の位置　尾道市向島町黒崎稲積新開地先

漁場の区域　次のアイ，イウ，ウエ，エアを結んだ 4 直線によって囲まれた区域

基　点　1　向島町干汐向島町漁協北側埋立地北側付け根から護岸沿い北へ 94 メートルの所

〃　　2　尾道市向東町と向島町の海岸における境界（悪水溜放水路の護岸階段北側付け根）

ア　１から向東町加島城ヶ鼻から南西に３番目の鼻を見通す線上 20 メートルの所

イ　〃　135 メートルの所

ウ　２から加島南西端を見通す線上 135 メートルの所

エ　〃　15 メートルの所

3　関係地区　尾道市向島町

1　公示番号　共第３９９号

2　免許の内容たるべき事項

（1）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第１種共同漁業　　あさり漁業　　1 月 1 日から 12 月 31 日まで

（2）漁場の位置及び区域

漁場の位置　尾道市向島町津部田陰地新開地先

漁場の区域　次のアイ，イ３，３ウ，ウアを結んだ 4 直線によって囲まれた区域

基　点　1　津部田陰地北側の防波堤南側付け根から防波堤沿い西へ 57 メートルの防波堤外角

〃　2　〃　の埋立地南角

〃　3　〃　大神谷常夜燈西側の埋立地（護岸と道路との間の緑地）北角（護岸内角）から護岸沿い北へ 27 メートルの所

〃　4　〃　南側防波堤の突端

ア　１から 234 度 20 メートルの所

イ　２から３を見通す線上 20 メートルの所

ウ　４から 309 度 80 メートルの所

3　関係地区　尾道市向島町

1　公示番号　共第４００号

2　免許の内容たるべき事項

（1）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第１種共同漁業　　あさり漁業　　1 月 1 日から 12 月 31 日まで

（2）漁場の位置及び区域

漁場の位置　尾道市向島町道越地先

漁場の区域　次のアイを距岸 10 メートルで結んだ線とイウ，ウエ，エアを結んだ３直線とによって囲まれた区域

基　点　1　向島町道越旧フェリー発着スベリ南側付け根から海岸沿い南へ 30 メートルの所

〃　2　〃　瀬戸谷新開南端の鼻北側の護岸角

ア　１から 244 度の線と距岸 10 メートルの線との交点

イ　２から 264 度の線と距岸 10 メートルの線との交点

ウ　〃　30 メートルの所

エ　１から 244 度 50 メートルの所

3　関係地区　尾道市向島町

1　公示番号　共第４０１号

２　免許の内容たるべき事項

（１）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第１種共同漁業　　あさり漁業　　1 月 1 日から 12 月 31 日まで

（２）漁場の位置及び区域

漁場の位置　尾道市向島町荒神浦地先

漁場の区域　次のアイ，イウ，ウエ，エアを結んだ 4 直線によって囲まれた区域

基　点　１　向島町道越越山の高（52 メートル）から向島町岩子島南船越新開北東護岸角を見通す線と護岸との交点

〃　　２　〃　　荒神鼻南西の護岸北西角（階段工南側）

ア　　１から南船越新開北東護岸角を見通す線上 15 メートルの所

イ　　〃　　30 メートルの所

ウ　　２から尾道市正徳町吉和漁港西港の西側防波堤突端を見通す（317 度）線上 70 メートルの所

エ　　〃

〃　　15 メートルの所

３　関係地区　　尾道市向島町

１　公示番号　　共第４０２号

２　免許の内容たるべき事項

（１）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第１種共同漁業　　あさり漁業　　1 月 1 日から 12 月 31 日まで

（２）漁場の位置及び区域

漁場の位置　尾道市向島町岩子島長江地先

漁場の区域　次のアイ，イウ，ウエ，エアを結んだ 4 直線によって囲まれた区域

基　点　１　岩子島塩釜神社北の埋立地護岸北角

〃　　２　〃　　長江新開護岸の西側の樋門の東端から護岸沿い北東へ 11 メートルの護岸角

〃　　３　〃　　東側の階段南側付け根から護岸沿い南へ６メートルの護岸内角

〃　　４　〃　　ゴンデの鼻（矢の浦鼻）から南西へ１番目の鼻（長江新開の北の鼻）

ア　　１から４を見通す線上 50 メートルの所

イ　　２から三原市木原４丁目㈱共立機械製作所西側の小川河口左岸角を見通す線上 30 メートルの所

ウ　　３から㈱共立機械製作所西側の小川河口左岸角を見通す線上30メートルの所

エ　　〃　　と４から１を見通す線との交点

3　関係地区　　尾道市向島町

1　公示番号　　共第４０３号

2　免許の内容たるべき事項

（1）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第１種共同漁業　　あさり漁業　　1月1日から12月31日まで

なまこ漁業　　〃

えむし漁業　　〃

さざえ漁業　　〃

わかめ漁業　　〃

（2）漁場の位置及び区域

漁場の位置　　尾道市因島地先

漁場の区域　　次の１アを結んだ直線とアクを距岸（尾道市因島重井町四十島を含む。）200メートルで結んだ線とクケを結んだ直線とケコを距岸250メートルで結んだ線とコサ，サシ，シス，スセを結んだ4直線とセソを距岸260メートルで結んだ線とソチ，チツ，ツテ，テト，トナを結んだ5直線とナニを尾道市因島と愛媛県越智郡上島町鶴島の中央点で結んだ線とニヌ，ヌネ，ネノ，ノハ，ハヒを結んだ5直線とヒフを距岸200メートルで結んだ線とフ２１を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域及びイウ，エオ，カキをそれぞれ結んだ直線から下流の重井川，倉崎川，大川の区域。ただし，次の除外区域を除く。

基　点　1　　因島重井町産業開発団地護岸西角（航路燈標の北東の護岸角）

〃　　2　　〃　　北角（付け根内角）

〃　　3　　尾道市因島鏡浦町と尾道市因島椋浦町との海岸線における境界

〃　　4　　〃　　因島三庄町白滝鼻東端

〃　　5　　〃　　地蔵ヶ鼻東端

〃　　6　　〃　　黒崎鼻の北鼻

〃　　7　　〃　　因島土生町土生港家老渡フェリー発着場防波堤付け根東側

〃　　8　　〃　　日立造船㈱因島工場２号ドック西側護岸南角

〃　　9　　愛媛県越智郡上島町弓削島伊勢ヶ鼻

〃　１０　　〃　　生名島厳島北端

〃	１１	〃　　坪木島北東端
〃	１２	生名島網建鼻の護岸北東角
〃	１３	〃　　生名桟橋の北側埋立地北角（護岸階段南側付け根）
〃	１４	日立造船㈱因島工場１号ドック南側護岸南角
〃	１５	鶴島南東端
〃	１６	鶴島北端
〃	１７	上島町亀島北端
〃	１８	因島土生町と尾道市因島田熊町との海岸線における境界（尾道市因島総合支所敷地北西角から護岸沿い北へ 18 メートルの階段付け根中央）
〃	１９	因島田熊町と尾道市因島中庄町との海岸線における境界（イトマン商会敷地北西角から護岸沿い南東へ 70 メートルの所）
〃	２０	因島重井町因島高校校庭南西側埋立地東角（道路との境界）
〃	２１	産業開発団地護岸南西角
ア		２から産業開発団地北側護岸の延長線（235 度）と護岸北西角から距岸 200 メートルの線との交点
イ		因島重井町重井川東西橋下流側左岸付け根
ウ		〃　　右岸付け根
エ		尾道市因島大浜町倉崎川第三久保田橋下流側左岸付け根
オ		〃　　右岸付け根
カ		因島中庄町大川新入川橋下流側左岸付け根
キ		〃　　右岸付け根
ク		３から福山市内海町当木島南端を見通す（84 度 30 分）線と距岸 200 メートルの線との交点
ケ		〃 250 メートルの線との交点
コ		４から上島町百貫島北端を見通す（103 度）線と距岸 250 メートルの線との交点
サ		５から百貫島北端を見通す（86 度）線と距岸 250 メートルの線との交点
シ		〃　　弓削島石風呂鼻（鯨北鼻）を見通す線上 500 メートルの所
ス		６から弓削島沢津宮ノ鼻を見通す線上 400 メートルの所
セ		７から 101 度の線と距岸 260 メートルの線との交点
ソ		８から 174 度の線と距岸 260 メートルの線との交点
タ		１０から９を見通す線の中央点
チ		８から 174 度の線とタツを結んだ直線との交点

ツ　　〃　　１１を見通す線の中央点
テ　　１４から１２を見通す線の中央点
ト　　〃　　１３を見通す線の中央点
ナ　　１５から 84 度の線の対岸との中央点
ニ　　１６から 354 度の線の対岸との中央点
ヌ　　１７から１８を見通す線の中央点
ネ　　〃　　尾道市因島洲江町赤崎俵石鼻北端を見通す線上 200 メートルの所
ノ　　〃　　とハから生名島南西端（枇杷首）を見通す線との交点
ハ　　１９から尾道市瀬戸田町生口島名荷宮地新開護岸南東角を見通す線の中央点
ヒ　　〃と距岸 200 メートルの線との交点
フ　　２０から因島高校校庭南西側埋立地南側護岸の延長線（250 度）と距岸 200 メートルの線との交点
除外区域　　次の１ア，アからコを順次結んだ 10 直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基　点　１　　因島大浜町添川河口左岸角
ア　　１から 330 度 122.07 メートルの所
イ　　アから 244 度 45 分 37.36 メートルの所
ウ　　イから 279 度 45 分 136.31 メートルの所
エ　　ウから 278 度 30 分 69.55 メートルの所
オ　　エから 278 度 15 分 139.93 メートルの所
カ　　オから 274 度 45 分 82.20 メートルの所
キ　　カから 275 度 15 分 57.08 メートルの所
ク　　キから 261 度 30 分 34.43 メートルの所
ケ　　クから 257 度 17.37 メートルの所
コ　　ケから 254 度 45 分の直線と最大高潮時海岸線との交点

３　関係地区　　尾道市因島土生町，因島田熊町，因島中庄町，因島重井町，因島大浜町，因島外浦町，因島鏡浦町，因島椋浦町，因島三庄町，因島洲江町，因島原町

１　公示番号　　共第４０４号
２　免許の内容たるべき事項
（１）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第１種共同漁業	あさり漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	〃
	えむし漁業	〃
	さざえ漁業	〃
	わかめ漁業	〃

（２）漁場の位置及び区域

漁場の位置　尾道市因島洲江町，因島原町地先

漁場の区域　次の１アを結んだ直線とアイを距岸150メートルで結んだ線とイ２を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基　点　１　因島原町と尾道市瀬戸田町との海岸線における境界

〃　　２　因島洲江町と瀬戸田町との海岸線における境界

ア　１から愛媛県越智郡上島町岩城島新城鼻を見通す線と距岸150メートルの線との交点

イ　２から84度の線と距岸150メートルの線との交点

３　関係地区　尾道市因島土生町，因島田熊町，因島中庄町，因島重井町，因島大浜町，因島外浦町，因島鏡浦町，因島椋浦町，因島三庄町，因島洲江町，因島原町，瀬戸田町

１　公示番号　共第４０５号

２　免許の内容たるべき事項

（１）漁業種類	名　称	時　期
第１種共同漁業	あさり漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	〃
	えむし漁業	〃
	さざえ漁業	〃
	わかめ漁業	〃

（２）漁場の位置及び区域

漁場の位置　尾道市因島重井町細島地先

漁場の区域　細島距岸100メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

３　関係地区　尾道市因島土生町，因島田熊町，因島中庄町，因島重井町，因島大浜町，因島外浦町，因島鏡浦町，因島椋浦町，因島三庄町，因島洲江町，因島原町 ，尾崎本町，西土堂町，東土堂町，西御所町，東御所町，久保１～３丁目，東久保町，長江１～３丁目，土堂１・２丁目，三軒家町，栗原西１・２丁目，栗原東１・２丁目，日比崎町，天満町，新浜，古浜町，正徳町，吉浦町，手崎町，神

田町，沖側町，東元町，吉和西元町，福地町，吉和町，向島町兼吉

1　公示番号　　共第４０６号

2　免許の内容たるべき事項

（1）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第１種共同漁業　　あさり漁業　　1月1日から12月31日まで

なまこ漁業　　〃

えむし漁業　　〃

さざえ漁業　　〃

わかめ漁業　　〃

（2）漁場の位置及び区域

漁場の位置　　尾道市因島重井町小細島地先

漁場の区域　　小細島距岸100メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

3　関係地区　　尾道市因島土生町，因島田熊町，因島中庄町，因島重井町，因島大浜町，因島外浦町，因島鏡浦町，因島椋浦町，因島三庄町，因島洲江町，因島原町 ，尾崎本町，西土堂町，東土堂町，西御所町，東御所町，久保１～３丁目，東久保町，長江１～３丁目，土堂１・２丁目，三軒家町，栗原西１・２丁目，栗原東１・２丁目，日比崎町，天満町，新浜，古浜町，正徳町，吉浦町，手崎町，神田町，沖側町，東元町，吉和西元町，福地町，吉和町，向島町兼吉

1　公示番号　　共第４０７号

2　免許の内容たるべき事項

（1）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第１種共同漁業　　あさり漁業　　1月1日から12月31日まで

なまこ漁業　　〃

えむし漁業　　〃

さざえ漁業　　〃

わかめ漁業　　〃

（2）漁場の位置及び区域

漁場の位置　　尾道市因島重井町ハカン島地先

漁場の区域　　ハカン島距岸200メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

３　関係地区　　尾道市因島土生町，因島田熊町，因島中庄町，因島重井町，因島大浜町，因島外浦町，因島鏡浦町，因島椋浦町，因島三庄町，因島洲江町，因島原町 ，尾崎本町，西土堂町，東土堂町，西御所町，東御所町，久保１～３丁目，東久保町，長江１～３丁目，土堂１・２丁目，三軒家町，栗原西１・２丁目，栗原東１・２丁目，日比崎町，天満町，新浜，古浜町，正徳町，吉浦町，手崎町，神田町，沖側町，東元町，吉和西元町，福地町，吉和町，向島町兼吉，三原市

１　公示番号　　共第４０８号

２　免許の内容たるべき事項

（１）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第２種共同漁業　　いそ建・も建網漁業　　1 月 1 日から 12 月 31 日まで

（２）漁場の位置及び区域

漁場の位置　尾道市因島北側地先

漁場の区域　次の１アを結んだ直線とアイを距岸（尾道市因島重井町四十島を含む。）200 メートルで結んだ線とイ２を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域及びウエ，オカ，キクをそれぞれ結んだ直線から下流の重井川，倉崎川，大川の区域。ただし，次の除外区域を除く。

基　点　1　因島重井町馬神山（96 メートル）の北の鼻（魚釣石の鼻から西へ１番目の鼻）

〃　　2　尾道市因島鏡浦町と尾道市因島椋浦町との海岸線における境界

ア　１から因島重井町小細島南端を見通す線と距岸 200 メートルの線との交点

イ　２から福山市内海町当木島南端を見通す（84 度 30 分）線と距岸 200 メートルの線との交点

ウ　因島重井町重井川東西橋下流側左岸付け根

エ　〃　右岸付け根

オ　尾道市因島大浜町倉崎川第三久保田橋下流側左岸付け根

カ　〃　右岸付け根

キ　〃　因島中庄町大川新入川橋下流側左岸付け根

ク　〃　右岸付け根

除外区域　次の１ア，アからコを順次結んだ 10 直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基　点　1　因島大浜町添川河口左岸角

ア　　１から 330 度 122.07 メートルの所
イ　　アから 244 度 45 分 37.36 メートルの所
ウ　　イから 279 度 45 分 136.31 メートルの所
エ　　ウから 278 度 30 分 69.55 メートルの所
オ　　エから 278 度 15 分 139.93 メートルの所
カ　　オから 274 度 45 分 82.20 メートルの所
キ　　カから 275 度 15 分 57.08 メートルの所
ク　　キから 261 度 30 分 34.43 メートルの所
ケ　　クから 257 度 17.37 メートルの所
コ　　ケから 254 度 45 分の直線と最大高潮時海岸線との交点

３　関係地区　　尾道市因島土生町，因島田熊町，因島中庄町，因島重井町，因島大浜町，因島外浦町，因島鏡浦町，因島椋浦町，因島三庄町，因島洲江町，因島原町 ，尾崎本町，西土堂町，東土堂町，西御所町，東御所町，久保１～３丁目，東久保町，長江１～３丁目，土堂１・２丁目，三軒家町，栗原西１・２丁目，栗原東１・２丁目，日比崎町，天満町，新浜，古浜町，正徳町，吉浦町，手崎町，神田町，沖側町，東元町，吉和西元町，福地町，吉和町，向島町兼吉

１　公示番号　　共第４０９号
２　免許の内容たるべき事項
（１）漁業種類　　名　　称　　時　　期
第２種共同漁業　　いそ建・も建網漁業　　1 月 1 日から 12 月 31 日まで
（２）漁場の位置及び区域
漁場の位置　　尾道市因島南側地先
漁場の区域　　次の１アを結んだ直線とアイを距岸 250 メートルで結んだ線とイウ，ウエ，エオ，オカを結んだ 4 直線とカキを距岸 260 メートルで結んだ線とキケ，ケコ，コサ，サシ，シスを結んだ 5 直線とスセを尾道市因島と愛媛県越智上島町鶴島の中央点で結んだ線とセソ，ソタ，タチ，チツ，ツテを結んだ 5 直線とテトを距岸 200 メートルで結んだ線とト１９を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基　点　１　　尾道市因島鏡浦町と尾道市因島椋浦町との海岸線における境界
〃　　２　　〃　　因島三庄町白滝鼻東端
〃　　３　　〃　　地蔵ヶ鼻東端
〃　　４　　〃　　黒崎鼻の北鼻

〃　５　〃　因島土生町土生港家老渡フェリー発着場防波堤付け根東側
〃　６　〃　日立造船㈱因島工場２号ドック西側護岸南角
〃　７　上島町弓削島伊勢ヶ鼻
〃　８　〃　生名島厳島北端
〃　９　〃　坪木島北東端
〃　１０　生名島網建鼻の護岸北東角
〃　１１　〃　生名桟橋の北側埋立地北角（護岸階段南側付け根）
〃　１２　因島土生町日立造船㈱因島工場１号ドック南側護岸南角
〃　１３　鶴島南東端
〃　１４　〃　北端
〃　１５　上島町亀島北端
〃　１６　因島土生町と尾道市因島田熊町との海岸線における境界（尾道市因島総合支所敷地北西角から護岸沿い北へ 18 メートルの階段付け根中央）
〃　１７　因島田熊町と尾道市因島中庄町との海岸線における境界（イトマン商会敷地北西角から護岸沿い南東へ 70 メートルの所）
〃　１８　尾道市因島重井町因島高校校庭南西側埋立地東角（道路との境界）
〃　１９　〃　産業開発団地護岸南西角
ア　１から福山市内海町当木島南端を見通す（84 度 30 分）線と距岸 250 メートルの線との交点
イ　２から上島町百貫島北端を見通す（103 度）線と距岸 250 メートルの線との交点
ウ　３から百貫島北端を見通す（86 度）線と距岸 250 メートルの線との交点
エ　〃　弓削島石風呂鼻（鯨北鼻）を見通す線上 500 メートルの所
オ　４から弓削島沢津宮ノ鼻を見通す線上 400 メートルの所
カ　５から 101 度の線と距岸 260 メートルの線との交点
キ　６から 174 度の線と距岸 260 メートルの線との交点
ク　８から７を見通す線の中央点
ケ　６から 174 度の線とクコを結んだ直線との交点
コ　〃　９を見通す線の中央点
サ　１２から１０を見通す線の中央点
シ　〃　１１を見通す線の中央点
ス　１３から 84 度の線の対岸との中央点
セ　１４から 354 度の線の対岸との中央点
ソ　１５から１６を見通す線の中央点

タ　　〃　　尾道市因島洲江町赤崎俵石鼻北端を見通す線上200メートルの所

チ　　〃　　俵石鼻北端を見通す線とツから生名島南西端（枇杷首）を見通す線との交点

ツ　　１７から尾道市瀬戸田町名荷宮地新開護岸南東角を見通す線の中央点

テ　　〃　　と距岸200メートルの線との交点

ト　　１８から因島高校校庭南西側埋立地南側護岸の延長線（250度）と距岸200メートルの線との交点

3　関係地区　　尾道市因島土生町，因島田熊町，因島中庄町，因島重井町，因島大浜町，因島外浦町，因島鏡浦町，因島椋浦町，因島三庄町，因島洲江町，因島原町

1　公示番号　　共第４１０号

2　免許の内容たるべき事項

（1）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第２種共同漁業　　いそ建・も建網漁業　　1月1日から12月31日まで

（2）漁場の位置及び区域

漁場の位置　　尾道市因島重井町地先

漁場の区域　　次の１アを結んだ直線とアイを距岸200メートルで結んだ線とイ３を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基　点　1　　因島重井町馬神山（96メートル）の北の鼻（魚釣石の鼻から西へ１番目の鼻）

〃　　2　　因島重井町産業開発団地護岸北角（付け根内角）

〃　　3　　〃　　西角（航路燈標の北東の護岸角）

ア　　１から因島重井町小細島南端を見通す線と距岸200メートルの線との交点

イ　　２から産業開発団地埋立地北側護岸の延長線（235度）と護岸北西角から距岸200メートルの線との交点

3　関係地区　　尾道市因島土生町，因島田熊町，因島中庄町，因島重井町，因島大浜町，因島外浦町，因島鏡浦町，因島椋浦町，因島三庄町，因島洲江町，因島原町

1　公示番号　　共第４１１号

2　免許の内容たるべき事項

（１）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第２種共同漁業　　いそ建・も建網漁業　　1 月 1 日から 12 月 31 日まで

（２）漁場の位置及び区域

漁場の位置　尾道市因島洲江町，因島原町地先

漁場の区域　次の１アを結んだ直線とアイを距岸 200 メートルで結んだ線とイ２を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基　点　１　因島原町と尾道市瀬戸田町との海岸線における境界

〃　　２　因島洲江町と瀬戸田町との海岸線における境界

ア　　１から愛媛県越智郡上島町岩城島新城鼻を見通す線と距岸 200 メートルの線との交点

イ　　２から 84 度の線と距岸 200 メートルの線との交点

３　関係地区　　尾道市因島土生町，因島田熊町，因島中庄町，因島重井町，因島大浜町，因島外浦町，因島鏡浦町，因島椋浦町，因島三庄町，因島洲江町，因島原町，瀬戸田町

１　公示番号　　共第４１２号

２　免許の内容たるべき事項

（１）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第２種共同漁業　　いそ建・も建網漁業　　1 月 1 日から 12 月 31 日まで

（２）漁場の位置及び区域

漁場の位置　尾道市因島重井町細島地先

漁場の区域　細島距岸 100 メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

３　関係地区　　尾道市因島土生町，因島田熊町，因島中庄町，因島重井町，因島大浜町，因島外浦町，因島鏡浦町，因島椋浦町，因島三庄町，因島洲江町，因島原町，尾崎本町，西土堂町，東土堂町，西御所町，東御所町，久保１～３丁目，東久保町，長江１～３丁目，土堂１・２丁目，三軒家町，栗原西１・２丁目，栗原東１・２丁目，日比崎町，天満町，新浜，古浜町，手崎町，神田町，沖側町，東元町，吉和西元町，福地町，吉和町，向島町兼吉

１　公示番号　　共第４１３号

２　免許の内容たるべき事項

（１）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第２種共同漁業　　いそ建・も建網漁業　　1 月 1 日から 12 月 31 日まで

（２）漁場の位置及び区域

漁場の位置　尾道市因島重井町小細島地先

漁場の区域　小細島距岸 100 メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

3　関係地区　尾道市因島土生町，因島田熊町，因島中庄町，因島重井町，因島大浜町，因島外浦町，因島鏡浦町，因島椋浦町，因島三庄町，因島洲江町，因島原町，尾崎本町，西土堂町，東土堂町，西御所町，東御所町，久保１～３丁目，東久保町，長江１～３丁目，土堂１・２丁目，三軒家町，栗原西１・２丁目，栗原東１・２丁目，日比崎町，天満町，新浜，古浜町，正徳町，吉浦町，手崎町，神田町，沖側町，東元町，吉和西元町，福地町，吉和町，向島町兼吉

1　公示番号　共第４１４号

2　免許の内容たるべき事項

（1）漁業種類　名　称　時　期

第２種共同漁業　いそ建・も建網漁業　1 月 1 日から 12 月 31 日まで

（2）漁場の位置及び区域

漁場の位置　尾道市因島重井町ハカン島地先

漁場の区域　ハカン島距岸 200 メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

3　関係地区　尾道市因島土生町，因島田熊町，因島中庄町，因島重井町，因島大浜町，因島外浦町，因島鏡浦町，因島椋浦町，因島三庄町，因島洲江町，因島原町，三原市，尾崎本町，西土堂町，東土堂町，西御所町，東御所町，久保１～３丁目，東久保町，長江１～３丁目，土堂１・２丁目，三軒家町，栗原西１・２丁目，栗原東１・２丁目，日比崎町，天満町，新浜，古浜町，正徳町，吉浦町，手崎町，神田町，沖側町，東元町，吉和西元町，福地町，吉和町，向島町兼吉

1　公示番号　共第４１５号

2　免許の内容たるべき事項

（1）漁業種類　名　称　時　期

第２種共同漁業　つぼ網漁業　1 月 1 日から 12 月 31 日まで

（2）漁場の位置及び区域

漁場の位置　尾道市因島北側地先

漁場の区域　次の１アを結んだ直線とアイを距岸（尾道市因島重井町四十島を含む。）100 メートルで結んだ線とイ２を結んだ直線とウエ，オカ，

キクをそれぞれ結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし，次の除外区域を除く。

基　点　1　因島重井町長崎竜王北の鼻
〃　2　尾道市因島鏡浦町と尾道市因島椋浦町との海岸線における境界
ア　１から三原市佐木島須ノ上北側防波堤突端を見通す（285 度）線と距岸 100 メートルの線との交点
イ　２から福山市内海町当木島南端を見通す（84 度 30 分）線と距岸 100 メートルの線との交点
ウ　因島重井町重井川河口左岸角
エ　〃　右岸角
オ　尾道市因島大浜町倉谷新開護岸南東角
カ　〃　沢崎北東側防波堤突端
キ　クから因島大浜町大楠山の高を見通す線と因島大浜町護岸との交点
ク　尾道市因島中庄町仁井屋新開北東角から護岸沿い西へ 300 メートルの所

除外区域　次の１ア,アからコを順次結んだ 10 直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基　点　1　因島大浜町添川河口左岸角
ア　１から 330 度 122.07 メートルの所
イ　アから 244 度 45 分 37.36 メートルの所
ウ　イから 279 度 45 分 136.31 メートルの所
エ　ウから 278 度 30 分 69.55 メートルの所
オ　エから 278 度 15 分 139.93 メートルの所
カ　オから 274 度 45 分 82.20 メートルの所
キ　カから 275 度 15 分 57.08 メートルの所
ク　キから 261 度 30 分 34.43 メートルの所
ケ　クから 257 度 17.37 メートルの所
コ　ケから 254 度 45 分の直線と最大高潮時海岸線との交点

3　関係地区　尾道市因島土生町，因島田熊町，因島中庄町，因島重井町，因島大浜町，因島外浦町，因島鏡浦町，因島椋浦町，因島三庄町，因島洲江町，因島原町

1　公示番号　共第４１６号
2　免許の内容たるべき事項
（1）漁業種類　名　称　時　期

第２種共同漁業　　つぼ網漁業　　1月1日から12月31日まで

（２）漁場の位置及び区域

漁場の位置　尾道市因島椋浦町，因島三庄町地先

漁場の区域　次の１アを結んだ直線とアイを距岸200メートルで結んだ線とイウを結んだ直線とウエを距岸200メートルで結んだ線とエ４を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基　点　１　尾道市因島鏡浦町と因島椋浦町との海岸線における境界

〃　２　因島三庄町白滝鼻東端

〃　３　〃　地蔵ヶ鼻東端

〃　４　〃　小用五柱神社東側小用港港湾用地北東角（小用港東側防波堤から続く波返し護岸の北東角）

ア　１から福山市内海町当木島南端を見通す（84度30分）線と距岸200メートルの線との交点

イ　２から３を見通す線と距岸200メートルの線との交点

ウ　３から２を見通す線と距岸200メートルの線との交点

エ　４から愛媛県越智郡上島町京の小島の高を見通す線と距岸200メートルの線との交点

３　関係地区　尾道市因島土生町，因島田熊町，因島中庄町，因島重井町，因島大浜町，因島外浦町，因島鏡浦町，因島椋浦町，因島三庄町，因島洲江町，因島原町

１　公示番号　共第４１７号

２　免許の内容たるべき事項

（１）漁業種類　名　称　時　期

第1種共同漁業　あさり漁業　1月1日から12月31日まで

（２）漁場の位置及び区域

漁場の位置　福山市南松永町３丁目西側地先

漁場の区域　次のアイ，イウ，ウエ，エオ，オカ，カキ，キク，クケ，ケアを結んだ9直線によって囲まれた区域

基　点　１　３から護岸沿い北へ320メートルの所

〃　２　〃　40メートルの所

〃　３　南松永町４丁目北西角（松永みなと大橋左岸下流側付け根）

〃　４　３から護岸沿い南へ30メートルの所

ア　１から262度30分20メートルの所

イ　〃　140メートルの所

ウ　３から福山市高西町南の防波堤突端を見通す線上130メートルの

所

エ　４から高西町南の防波堤突端を見通す線上130メートルの所

オ　〃　20メートルの所

カ　３から高西町南の防波堤突端を見通す線上20メートルの所

キ　〃　40メートルの所

ク　２から262度30分40メートルの所

ケ　〃　20メートルの所

除外区域　次のアイ，イウ，ウエ，エアを結んだ４直線，オカ，カキ，キク，クオを結んだ４直線，ケコ，コサ，サシ，シケを結んだ４直線のそれぞれによって囲まれた区域

基　点　１　高西町南の防波堤突端

ア　１から73度320メートルの所

イ　〃　71度321.5メートルの所

ウ　〃　325.3メートルの所

エ　〃　73.5度323.4メートルの所

オ　〃　72度285.9メートルの所

カ　〃　69.5度287.7メートルの所

キ　〃　72度275.5メートルの所

ク　〃　69.5度277.4メートルの所

ケ　〃　70度241.9メートルの所

コ　〃　67度244.1メートルの所

サ　〃　238メートルの所

シ　〃　70度235.3メートルの所

３　関係地区　福山市今津町

１　公示番号　共第４１８号

２　免許の内容たるべき事項

（１）漁業種類　名　称　時　期

第１種共同漁業　あさり漁業　1月1日から12月31日まで

（２）漁場の位置及び区域

漁場の位置　福山市柳津町慶応浜地先

漁場の区域　次のアイ，イウ，ウアを結んだ3直線によって囲まれた区域

基　点　１　柳津町新川河口左岸の新旧護岸境界から護岸沿い北へ16.3メートルの所

ア　１から220度30メートルの所

イ　〃　145メートルの所

ウ　　〃　　184 度 220 メートルの所

3　関係地区　　福山市柳津町

1　公示番号　　共第４１９号

2　免許の内容たるべき事項

（1）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第１種共同漁業　　あさり漁業　　1 月 1 日から 12 月 31 日まで

（2）漁場の位置及び区域

漁場の位置　福山市藤江町浦之浜地先

漁場の区域　次のアイを結んだ直線とイウを距岸 10 メートルで結んだ線とウエを結んだ直線とエアを距岸 30 メートルで結んだ線とによって囲まれた区域

基　点　1　藤江町才戸川河口左岸角

〃　　2　〃　藤江港北側埋立地の護岸北側付け根から海岸沿い北へ 10 メートルの所

ア　1 から 255 度 40 分の線と距岸 30 メートルの線との交点

イ　〃　10 メートルの線との交点

ウ　2 から 255 度 40 分の線と距岸 10 メートルの線との交点

エ　〃　30 メートルの線との交点

3　関係地区　　福山市藤江町

1　公示番号　　共第４２０号

2　免許の内容たるべき事項

（1）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第１種共同漁業　　あさり漁業　　1 月 1 日から 12 月 31 日まで

（2）漁場の位置及び区域

漁場の位置　福山市藤江町前の浜，池の浜地先

漁場の区域　次のアイを結んだ直線とイウを距岸 10 メートルで結んだ線とウエを結んだ直線とエアを距岸 40 メートルで結んだ線とによって囲まれた区域

基　点　1　藤江町藤江港南側防波堤南側埋立地南東護岸の西から 1 番目の内角から護岸沿い南東へ 5 メートルの所

〃　　2　〃　池浜港北側埋立地北側付け根から護岸沿い北へ 10 メートルの所

ア　1 から 223 度の線と距岸 40 メートルの線との交点

イ　〃　10 メートルの線との交点

ウ　　２から 275 度の線と距岸 10 メートルの線との交点
エ　　〃　　40 メートルの線との交点

3　関係地区　　福山市藤江町

1　公示番号　　共第４２１号
2　免許の内容たるべき事項
（1）漁業種類　　名　　称　　時　　期
第１種共同漁業　　あさり漁業　　1 月 1 日から 12 月 31 日まで
（2）漁場の位置及び区域
漁場の位置　福山市藤江町郷頭地先
漁場の区域　次のアイを結んだ直線とイウを距岸 10 メートルで結んだ線とウエを結んだ直線とエアを距岸 40 メートルで結んだ線とによって囲まれた区域
基　点　1　藤江町池浜港南側防波堤の埋立地南側付け根
〃　2　〃　と尾道市浦崎町との海岸線における境界
ア　１から 272 度 40 分の線と距岸 40 メートルの線との交点
イ　〃　10 メートルの線との交点
ウ　２から 272 度 40 分の線と距岸 10 メートルの線との交点
エ　〃　40 メートルの線との交点

3　関係地区　　福山市藤江町

1　公示番号　　共第４２２号
2　免許の内容たるべき事項
（1）漁業種類　　名　　称　　時　　期
第２種共同漁業　　つぼ網漁業　　1 月 1 日から 12 月 31 日まで
（2）漁場の位置及び区域
漁場の位置　福山市藤江町地先
漁場の区域　次の１アを結んだ直線とアイを距岸 150 メートルで結んだ線とイ４を結んだ直線と２・３を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基　点　1　２から護岸沿い北へ 170 メートルの所
〃　2　藤江町才戸川河口右岸角
〃　3　〃　六番浜埋立地西側護岸の延長線と藤江町才戸川左岸との交点
〃　4　〃　と尾道市浦崎町との海岸線における境界
ア　１から 269 度 10 分の線と距岸 150 メートルの線との交点

イ　　４から尾道市千光寺山頂を見通す（268 度）線と距岸 150 メートルの線との交点

３　関係地区　　福山市藤江町

~~１　公示番号　　共第４２３号~~

~~２　免許の内容たるべき事項~~

~~（１）漁業種類　　名　　称　　時　　期~~

~~第１種共同漁業　　あさり漁業　　１月１日から 12 月 31 日まで~~

~~おおのがい漁業　　〃~~

~~えむし漁業　　〃~~

~~（２）漁場の位置及び区域~~

~~漁場の位置　　福山市水呑町，箕沖町地先~~

~~漁場の区域　　次の１ア，アイ，イウ，ウエ，エ７を結んだ５直線と２オ，オカ，カキ，キ６を結んだ４直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし，あさり漁業については，クケ，ケコ，コサ，サシ，シクを結んだ５直線によって囲まれた区域を除く。~~

~~基　点　１　　福山市箕島町南浦防波堤の南側付け根~~

~~〃　２　　〃　　箕沖町船だまり西側防波堤西側付け根~~

~~〃　３　　〃　　東側防波堤突端から防波堤沿い南東へ 44 メートルの所~~

~~〃　４　　３から護岸沿い南東へ 260 メートルの所~~

~~〃　５　　水呑町竹ヶ端突端~~

~~〃　６　　〃　　と田尻町との海岸線における境界~~

~~〃　７　　竹ヶ端の新港東側防波堤の南側付け根~~

~~ア　　１から７を見通す線上 140 メートルの所~~

~~イ　　２から５を見通す線上 250 メートルの所~~

~~ウ　　５から２を見通す線上 550 メートルの所~~

~~エ　　７から１を見通す線上 100 メートルの所~~

~~オ　　２から 216 度 30 分 50 メートルの所~~

~~カ　　４から護岸に直角に 50 メートルの所~~

~~キ　　６から福山市走島町袴島の高を見通す線上 300 メートルの所~~

~~ク　　５から 60 度 310 メートルの所~~

~~ケ　　〃　　80 度 390 メートルの所~~

~~コ　　〃　　110 度 280 メートルの所~~

~~サ　　〃　　117 度 240 メートルの所~~

~~シ　　〃　　110 度 110 メートルの所~~

~~3　関係地区　　福山市水呑町，箕島町，千代田町，西新涯町~~

1　公示番号　　共第４２４号

2　免許の内容たるべき事項

（1）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第１種共同漁業　　あさり漁業　　1 月 1 日から 12 月 31 日まで

〃　　えむし漁業　　〃

〃　　わかめ漁業　　〃

（2）漁場の位置及び区域

漁場の位置　　福山市田尻町地先

漁場の区域　　次の１アを結んだ直線とアイを距岸 300 メートルで結んだ線とイウ，ウエ，エオ，オカ，カ２を結んだ 5 直線と４・５を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし，次の除外区域を除く。

基　点　1　　田尻町と福山市水呑町との海岸線における境界

〃　　2　　〃　　604 の 2 白茅埋立地北側付け根から護岸沿い北へ 40 メートルの所

〃　　3　　田尻町と福山市鞆町との海岸線における境界（福山市鞆町鞆鉄工団地埋立地と田尻町白茅埋立地との海岸線における接点）から護岸沿い南へ 52 メートルの所

〃　　4　　〃　　古山田川河口右岸の樋門上流端から護岸沿い上流に 70 メートルの所

〃　　5　　４から護岸に直角に見通す線と古山田川左岸との交点

ア　　１から福山市走島町袴島の高を見通す線と距岸 300 メートルの線との交点

イ　　２から福山市箕沖町埋立地護岸南角を見通す線と距岸 300 メートルの線との交点

ウ　　〃　　118 度 40 分 300 メートルの所

エ　　３から岡山県問島の高を見通す線上 300 メートルの所

オ　　〃　　44 メートルの所

カ　　２から 118 度 40 分 193 メートルの所

除外区域１　　次のアイ，イウ，ウエ，エアを結んだ 4 直線で囲まれた区域

基　点　1　　鞆町と田尻町との海岸線における境界

〃　　2　　白茅埋立地北東角

ア　　１から岡山県問島の高を見通す線上 70.9 メートルの所

イ　　〃　　108 度 28 分 50.4 メートルの所

ウ　　２から 47 度 204.6 メートルの所
エ　　〃　　52 度 15 分 212.3 メートルの所
除外区域２　次のアイ，イウ，ウエ，エオ，オカ，カアを結んだ６直線によって囲まれた区域
基　点　１　田尻町田尻漁港南側埋立地南側付け根
〃　　２　１から護岸沿い南へ 274 メートルの所（スベリ北側護岸付け根）
〃　　３　２から護岸沿い南へ 192 メートルの所（電柱基礎北東角）
ア　　１から 121 度 45 分 37 メートルの所
イ　　〃　　140 度 30 分 109 メートルの所
ウ　　２から 63 度 50 分 107 メートルの所
エ　　〃　　84 度 45 分 158 メートルの所
オ　　３から 103 度 50 分 155 メートルの所
カ　　〃　　25 メートルの所

３　関係地区　福山市田尻町

~~１　公示番号　共第４２５号~~
~~２　免許の内容たるべき事項~~
~~（１）漁業種類　名　称　時　期~~
~~第２種共同漁業　いそ建・も建網漁業　１月１日から 12 月 31 日まで~~
~~つぼ網漁業　〃~~
~~（２）漁場の位置及び区域~~
~~漁場の位置　福山市水呑町，箕沖町地先~~
~~漁場の区域　次の４ア，アイ，イウ，ウ５を結んだ４直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし，エオ，オカ，カキ，キク，クエの５直線によって囲まれた区域を除く。~~
~~基　点　１　箕沖町船だまり西側防波堤西側付け根~~
~~〃　　２　〃　東側防波堤突端から防波堤沿い南東へ 44 メートルの所~~
~~〃　　３　２から護岸沿い南東へ 1,270 メートルの所~~
~~〃　　４　水呑町竹ヶ端突端~~
~~〃　　５　〃　と福山市田尻町との海岸線における境界~~
~~ア　１から４を見通す線上 50 メートルの所~~
~~イ　３から護岸に直角に 50 メートルの所~~
~~ウ　５から走島町袴島の高を見通す線上 1,500 メートルの所~~
~~エ　４から 60 度 310 メートルの所~~
~~オ　〃　80 度 390 メートルの所~~

~~カ　　〃　　110 度 280 メートルの所~~
~~キ　　〃　　117 度 240 メートルの所~~
~~ク　　〃　　110 度 110 メートルの所~~
~~3　関係地区　　福山市水呑町，箕島町，千代田町，西新涯町~~

1　公示番号　　共第４２６号
2　免許の内容たるべき事項
（1）漁業種類　　名　　称　　時　　期
第２種共同漁業　　いそ建・も建網漁業　　1 月 1 日から 12 月 31 日まで
つぼ網漁業　　〃
（2）漁場の位置及び区域
漁場の位置　　福山市田尻町地先
漁場の区域　　次の１ア，アイ，イウ，ウエ，エ２を結んだ 5 直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし，次の除外区域を除く。
基　点　1　　田尻町と福山市水呑町との海岸線における境界
〃　　2　　〃　　604 の 2 白茅埋立地北側付け根から護岸沿い北へ 40 メートルの所
〃　　3　　〃　　と福山市鞆町との海岸線における境界（福山市鞆町鞆鉄工団地埋立地と田尻町白茅埋立地との海岸線における接点）から護岸沿い南へ 52 メートルの所
ア　　１から福山市走島町袴島の高を見通す線上 1,500 メートルの所
イ　　３から岡山県笠岡市問島の高を見通す線上 1,500 メートルの所
ウ　　〃　　44 メートルの所
エ　　２から 118 度 40 分 193 メートルの所
除外区域　　次のアイ，イウ，ウエ，エアを結んだ 4 直線で囲まれた区域
基　点　1　　鞆町と田尻町との海岸線における境界（鞆町鞆鉄工団地埋立地と田尻町白茅埋立地との海岸線における接点）から護岸沿い南へ 52 メートルの所
〃　　2　　白茅埋立地北東角
ア　　１から問島の高を見通す線上 70.9 メートルの所
イ　　〃　　108 度 28 分 50.4 メートルの所
ウ　　２から 47 度 204.6 メートルの所
エ　　〃　　52 度 15 分 212.3 メートルの所
3　関係地区　　福山市田尻町

1　公示番号　　共第４２７号

2　免許の内容たるべき事項

（1）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第1種共同漁業	あさり漁業	1月1日から12月31日まで
	えむし漁業	〃
	さざえ漁業	〃
	かき漁業	〃

（2）漁場の位置及び区域

漁場の位置　福山市鞆町地先

漁場の区域　次の１ア，アイ，イウを結んだ3直線とウエを東回りに仙酔島距岸（鞆町つつじ島を含む）200メートルで結んだ線とエオ，オカ，カ６を結んだ３直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基　点	1	鞆町と福山市田尻町との海岸線における境界（鞆町鞆鉄工団地埋立地と田尻町白茅埋立地との海岸線における接点）から護岸沿い南へ52メートルの所
〃	2	〃　原船だまり東側防波堤東側付け根から護岸沿い南東へ75メートルの所（護岸角）
〃	3	〃　仙酔島赤岬
〃	4	〃　鳥ノ口岬西鼻
〃	5	〃　皇后島西端
〃	6	〃　鞆港東側防波堤突端
ア		１から岡山県笠岡市問島の高を見通す線上200メートルの所
イ		２から水呑町竹ヶ端突端を見通す線上100メートルの所
ウ		３から２を見通す線と距岸200メートルの線との交点
エ		４から鞆町玉津島沖側防波堤突端を見通す線と距岸200メートルの線との交点
オ		５から６を見通す線上200メートルの所
カ		６から走島町走島出崎の鼻を見通す線上200メートルの所

3　関係地区　　福山市鞆町

1　公示番号　　共第４２８号

2　免許の内容たるべき事項

（1）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第1種共同漁業	あさり漁業	1月1日から12月31日まで
	えむし漁業	〃

（2）漁場の位置及び区域

漁場の位置　福山市鞆町鞆港地先

漁場の区域　次の１アを結んだ直線とアイを距岸 100 メートルで結んだ線とイ２，２・３を結んだ 2 直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし，胡神社前の漁船船たで場の区域を除く。

基　点　１　鞆町淀媛神社東側防波堤突端

〃　２　〃　石製常夜燈の中央

〃　３　〃　胡神社敷地西角前の護岸点

ア　１から２を見通す線と距岸 100 メートルの線との交点

イ　２から１を見通す線と距岸 100 メートルの線との交点

3　関係地区　福山市鞆町

1　公示番号　共第４２９号

2　免許の内容たるべき事項

（1）漁業種類　名　称　時　期

第１種共同漁業　あさり漁業　1 月 1 日から 12 月 31 日まで

えむし漁業　〃

さざえ漁業　〃

かき漁業　〃

（2）漁場の位置及び区域

漁場の位置　福山市鞆町地先

漁場の区域　次の１ア，アイを結んだ 2 直線とイウを距岸（鞆町玉津島及び平漁港南側防波堤を含む）200 メートルで結んだ線とウ２を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし，鞆町後地 2532-1，2532-2 及び 2532-3 の区域と重複する区域を除く。

基　点　１　鞆町淀媛神社東側防波堤突端

〃　２　〃　と福山市沼隈町との海岸線における境界

〃　３　玉津島北端

ア　１から福山市走島町加治屋北端を見通す線上 200 メートルの所

イ　３から鞆町弁天島南端を見通す線と距岸 200 メートルの線との交点

ウ　２から香川県観音寺市伊吹町円上島西端を見通す線と距岸 200 メートルの線との交点

3　関係地区　福山市鞆町

1　公示番号　共第４３０号

2　免許の内容たるべき事項

（1）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第１種共同漁業　　あさり漁業　　1 月 1 日から 12 月 31 日まで

えむし漁業　　〃

さざえ漁業　　〃

かき漁業　　〃

（2）漁場の位置及び区域

漁場の位置　福山市鞆町津軽島地先

漁場の区域　津軽島距岸 100 メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

3　関係地区　　福山市鞆町

1　公示番号　　共第４３１号

2　免許の内容たるべき事項

（1）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第２種共同漁業　　いそ建・も建網漁業　　1 月 1 日から 12 月 31 日まで

つぼ網漁業　　〃

（2）漁場の位置及び区域

漁場の位置　福山市鞆町地先

漁場の区域　次の１ア，アイ，イコ，コケを結んだ 4 直線とケクを東回りに鞆町仙酔島距岸（鞆町つつじ島を含む）400 メートルで結んだ線とクキ，キエ，エ４を結んだ 3 直線と鞆町鞆港東側防波堤と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし，コウを結んだ直線とウエを距岸 50 メートル及び鞆港東側防波堤から 50 メートルの線とエキ，キカを結んだ２直線とカオを弁天島の西側距岸 50 メートルで結んだ線とオケ，ケコを結んだ２直線とによって囲まれた区域を除く。

基　点　1　鞆町と福山市田尻町との海岸線における境界（鞆町鞆鉄工団地埋立地と田尻町白茅埋立地との海岸線における接点）から護岸沿い南へ 52 メートルの所

〃　2　〃　原船だまり東側防波堤東側付け根から護岸沿い南東へ 75 メートルの所（護岸角）

〃　3　〃　福山市鞆支所前防潮堤北端から護岸沿い北へ 7 メートルの所

〃　4　鞆港東側防波堤突端

〃　5　弁天島北端

〃　6　〃　南端

〃　7　鞆町皇后島西端

〃　　８　仙酔島鳥の口岬西鼻
〃　　９　〃　赤崎
ア　１から岡山県笠岡市問島の高を見通す線上 500 メートルの所
イ　２から福山市水呑町竹ヶ端突端を見通す 100 メートルの所
ウ　３から仙酔島あがりだての鼻を見通す線上 50 メートルの所
エ　４から福山市走島町走島出崎の鼻を見通す線上 50 メートルの所
オ　５から３を見通す線と距岸 50 メートルの線との交点
カ　６から鞆町玉津島沖側防波堤突端を見通す線と距岸 50 メートルの線との交点
キ　７から４を見通す線上 200 メートルの所
ク　８から玉津島沖側防波堤突端を見通す線と距岸 400 メートルの線との交点
ケ　９から原船だまり防波堤突端から防波堤沿い南東へ 30 メートルの所を見通す線と距岸 400 メートルの線との交点
コ　〃
〃　上 500 メートルの所

３　関係地区　福山市鞆町

１　公示番号　共第４３２号
２　免許の内容たるべき事項
（１）漁業種類　名　称　時　期
第２種共同漁業　いそ建・も建網漁業　1 月 1 日から 12 月 31 日まで
つぼ網漁業　〃
（２）漁場の位置及び区域
漁場の位置　福山市鞆町地先
漁場の区域　次の１アを結んだ直線とアイを距岸 400 メートルで結んだ線とイウを鞆町津軽島の南回り距岸 200 メートルで結んだ線とウエを距岸（鞆町玉津島を含む）400 メートルで結んだ線とエ２を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし，鞆町後地 2532-1，2532-2 及び 2532-3 の区域と重複する区域を除く。
基　点　１　鞆町と福山市沼隈町との海岸線における境界
〃　２　〃　淀媛神社東側防波堤突端
ア　１から香川県観音寺市伊吹町円上島西端を見通す線と距岸 400 メートルの線との交点
イ　鞆町距岸 400 メートルの線と津軽島の西側距岸 200 メートルの線との交点

ウ　〃　北側距岸200メートルの線との交点

エ　２から福山市走島町加治屋島北端を見通す線と距岸400メートルの線との交点

3　関係地区　福山市鞆町

1　公示番号　共第４３３号

2　免許の内容たるべき事項

（1）漁業種類　名　称　時　期

第1種共同漁業　あさり漁業　1月1日から12月31日まで

なまこ漁業　〃

えむし漁業　〃

さざえ漁業　〃

わかめ漁業　〃

（2）漁場の位置及び区域

漁場の位置　福山市走島町走島地先

漁場の区域　次のアイを結んだ直線とイウを走島町加治屋島北回りに距岸200メートルで結んだ線とウエを結んだ直線とエアを走島東回りに距岸200メートルで結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし，１・３を結んだ直線と４オ，オ５を結んだ2直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

基　点　1　走島出崎の鼻

〃　2　〃　神原の鼻

〃　3　加治屋島（南側の島）西端

〃　4　〃　北端

〃　5　２から東へ1番目の鼻北端

ア　１から加治屋島西端を見通す線と走島東回りに距岸200メートルの線との交点

イ　〃　加治屋島距岸200メートルの線との交点

ウ　２から加治屋島北端を見通す線と加治屋島距岸200メートルの線との交点

エ　〃　走島距岸200メートルの線との交点

オ　５から0度50メートルの所

3　関係地区　福山市走島町

1　公示番号　　共第４３４号

2　免許の内容たるべき事項

（1）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第1種共同漁業　　あさり漁業　　1月1日から12月31日まで

なまこ漁業　　〃

えむし漁業　　〃

さざえ漁業　　〃

わかめ漁業　　〃

（2）漁場の位置及び区域

漁場の位置　　福山市走島町袴島地先

漁場の区域　　袴島距岸200メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

3　関係地区　　福山市走島町

1　公示番号　　共第４３５号

2　免許の内容たるべき事項

（1）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第1種共同漁業　　あさり漁業　　1月1日から12月31日まで

なまこ漁業　　〃

えむし漁業　　〃

さざえ漁業　　〃

わかめ漁業　　〃

（2）漁場の位置及び区域

漁場の位置　　福山市走島町宇治島地先

漁場の区域　　宇治島距岸200メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

3　関係地区　　福山市走島町

1　公示番号　　共第４３６号

2　免許の内容たるべき事項

（1）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第2種共同漁業　　いそ建・も建網漁業　　1月1日から12月31日まで

つぼ網漁業　　〃

（2）漁場の位置及び区域

漁場の位置　　福山市走島町走島地先

漁場の区域　　走島及び走島町加治屋島距岸500メートルの線と最大高潮時海岸

線とによって囲まれた区域。ただし，次の１・２を結んだ直線と３ア，ア４を結んだ2直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

基　点　1　走島出崎の鼻
〃　2　加治屋島（南側の島）西端
〃　3　〃　北端
〃　4　走島神原の鼻から東へ1番目の鼻北端
ア　４から0度50メートルの所

3　関係地区　福山市走島町

1　公示番号　共第４３７号
2　免許の内容たるべき事項
（1）漁業種類　名　称　時　期
第２種共同漁業　いそ建・も建網漁業　1月1日から12月31日まで
つぼ網漁業　〃
（2）漁場の位置及び区域
漁場の位置　福山市走島町袴島地先
漁場の区域　袴島距岸500メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
3　関係地区　福山市走島町

1　公示番号　共第４３８号
2　免許の内容たるべき事項
（1）漁業種類　名　称　時　期
第２種共同漁業　いそ建・も建網漁業　1月1日から12月31日まで
つぼ網漁業　〃
（2）漁場の位置及び区域
漁場の位置　福山市走島町宇治島地先
漁場の区域　宇治島距岸500メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
3　関係地区　福山市走島町

1　公示番号　共第４３９号
2　免許の内容たるべき事項
（1）漁業種類　名　称　時　期
第２種共同漁業　つぼ網漁業　3月21日から6月5日まで

10月 1日から12月31日まで

（２）漁場の位置及び区域

漁場の位置　福山市走島町走島地先

漁場の区域　次のアイ，イウ，ウエを結んだ３直線とエアを走島距岸500メートルで結んだ線とによって囲まれた区域

基　点　１　走島出崎の鼻

〃　　２　走漁港浦友地区南側防波堤南側付け根

ア　１から愛媛県越智郡上島町豊島の高を見通す線と距岸500メートルの線との交点

イ　〃　上4,500メートルの所

ウ　２から上島町魚島の高を見通す線上6,000メートルの所

エ　〃　と距岸500メートルの線の交点

３　関係地区　福山市走島町

１　公示番号　共第４４０号

２　免許の内容たるべき事項

（１）漁業種類　名　称　時　期

第２種共同漁業　つぼ網漁業　1月1日から12月31日まで

（２）漁場の位置及び区域

漁場の位置　福山市走島町鴻の石地先

漁場の区域　鴻の石距岸500メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

３　関係地区　福山市走島町

１　公示番号　共第４４１号

２　免許の内容たるべき事項

（１）漁業種類　名　称　時　期

第２種共同漁業　つぼ網漁業　1月1日から12月31日まで

（２）漁場の位置及び区域

漁場の位置　福山市走島町城出し磯地先

漁場の区域　城出し磯を中心に半径500メートルの円周で囲まれた区域

３　関係地区　福山市走島町

１　公示番号　共第４４２号

２　免許の内容たるべき事項

（１）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第２種共同漁業　　つぼ網漁業　　3 月 21 日から　6 月　5 日まで

10 月　1 日から 12 月 31 日まで

（２）漁場の位置及び区域

漁場の位置　福山市走島町袴島地先

漁場の区域　次のアイ，イウ，ウエを結んだ 3 直線とエアを袴島距岸 500 メートルで結んだ線とによって囲まれた区域

基　点　１　袴島北端

〃　　２　〃　東の浜の鼻

ア　１から岡山県笠岡市稲積島西端を見通す線と距岸 500 メートルの線との交点

イ　〃　上 1,800 メートルの所

ウ　２から笠岡市白石島南端を見通す線上 1,700 メートルの所

エ　〃　と距岸 500 メートルの線との交点

３　関係地区　福山市走島町

１　公示番号　共第４４３号

２　免許の内容たるべき事項

（１）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第２種共同漁業　　つぼ網漁業　　3 月 21 日から 6 月　5 日まで

10 月　1 日から 12 月 31 日まで

（２）漁場の位置及び区域

漁場の位置　福山市走島町宇治島地先

漁場の区域　次のアイ，イウ，ウエを結んだ 3 直線とエアを宇治島距岸 500 メートルで結んだ線とによって囲まれた区域

基　点　１　宇治島穴の口

〃　　２　〃　ナメラの鼻

ア　１から愛媛県越智郡上島町豊島の高を見通す線と距岸 500 メートルの線との交点

イ　〃　上 5,000 メートルの所

ウ　２から香川県観音寺市円上島の高を見通す線上 5,000 メートルの所

エ　〃　と距岸 500 メートルの線との交点

３　関係地区　　福山市走島町

１　公示番号　　共第４４４号

２　免許の内容たるべき事項

（１）漁業種類　　名　　称　　時　　期

第２種共同漁業　　いかなご袋待網漁業　　3 月 1 日から 4 月 30 日まで

（２）漁場の位置及び区域

漁場の位置　福山市走島町走島地先

漁場の区域　次のアイを結んだ直線とイウを走島東回りに距岸 500 メートルで結んだ線とウエ，エオ，オカを結んだ 3 直線とカキを走島西回りに距岸 600 メートルで結んだ線と，キク，クアを結んだ 2 直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし，５・７を結んだ直線と８ケ，ケ９を結んだ 2 直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

基　点　１　走島町加治屋島西端

〃　　２　走島神原の鼻

〃　　３　〃　唐船赤岩の鼻

〃　　４　〃　犬吠の鼻

〃　　５　〃　出崎の鼻

〃　　６　沖のハチカサの瀬の礁

〃　　７　加治屋島（南側の島）西端

〃　　８　〃　北端

〃　　９　２から東へ 1 番目の鼻北端

ア　１から福山市鞆町ツツジ島南端を見通す線上 2,300 メートルの所

イ　２から走島町鴻の石燈台を見通す線と距岸 500 メートルの線との交点

ウ　３から走島町袴島北西端を見通す線と距岸 500 メートルの線との交点

エ　〃　岡山県笠岡市大飛鳥洲本の港の鼻を見通す線上 2,400 メートルの所

オ　４から笠岡市六島南西端を見通す線上 2,800 メートルの所

カ　〃　走島町宇治島火打石の鼻（西端）を見通す線と距岸 600 メートルの線との交点

キ　５から６を見通す線と距岸 600 メートルの線との交点

ク　６から鞆町狐崎を見通す線上 1,500 メートルの所

ケ　９から 0 度 50 メートルの所

3　関係地区　　福山市走島町

1　公示番号　　共第４４５号
2　免許の内容たるべき事項
（1）漁業種類　　名　　称　　時　　期
第２種共同漁業　　いかなご袋待網漁業　　3 月 1 日から 4 月 30 日まで
（2）漁場の位置及び区域
漁場の位置　福山市走島町袴島地先
漁場の区域　次のアイ，イウ，ウエを結んだ 3 直線とエアを袴島西回りに距岸 550 メートルで結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基　点　1　袴島北端
〃　　2　〃　南端（長磯の鼻）
ア　　1から岡山県笠岡市稲積島西端を見通す線と距岸 550 メートルの線との交点
イ　　〃　　北木島花面山鼻を見通す線上 1,500 メートルの所
ウ　　2から笠岡市六島唐サギ鼻を見通す線上 1,800 メートルの所
エ　　〃　走島町宇治島東端を見通す線と距岸 550 メートルの線との交点
3　関係地区　　福山市走島町

1　公示番号　　共第４４６号
2　免許の内容たるべき事項
（1）漁業種類　　名　　称　　時　　期
第２種共同漁業　　いかなご袋待網漁業　　3 月 1 日から 4 月 30 日まで
（2）漁場の位置及び区域
漁場の位置　福山市走島町宇治島地先
漁場の区域　次のアイ，イウ，ウエ，エオ，オアを結んだ 5 直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基　点　1　宇治島火打石の鼻
〃　　2　〃　惣兵衛網代の鼻
〃　　3　〃　南東端（長門の鼻）
〃　　4　〃　ナメラの鼻
ア　　1から福山市鞆町油礁燈台を見通す線上 2,700 メートルの所
イ　　2から岡山県笠岡市大飛鳥北端を見通す線上 800 メートルの所

ウ　　３から笠岡市土生島南端を見通す線上2,000メートルの所
エ　　〃　　香川県八升撒礁を見通す線上2,250メートルの所
オ　　４から香川県観音寺市伊吹島北西端を見通す線上2,600メートルの所

3　関係地区　　福山市走島町

1　公示番号　　共第４４７号
2　免許の内容たるべき事項
（1）漁業種類　　名　　称　　時　　期
第２種共同漁業　　いかなご袋待網漁業　　3月1日から4月30日まで
（2）漁場の位置及び区域
漁場の位置　福山市走島町沖のハチカサの瀬地先
漁場の区域　アイを１を中心とした東側を半径500メートルの円弧で結んだ線とイウ，ウエ，エアを結んだ3直線とによって囲まれた区域
基　点　1　沖のハチカサの瀬灯標
ア　１から福山市鞆町油礁燈台を見通す線上500メートルの所
イ　アから１を見通す延長線上１から500メートルの所
ウ　１から愛媛県越智郡上島町魚島の高を見通す線上1,600メートルの所
エ　〃　福山市内海町当木島南端を見通す線上1,600メートルの所
3　関係地区　　福山市走島町

1　公示番号　　共第４４８号
2　免許の内容たるべき事項
（1）漁業種類　　名　　称　　時　　期
第１種共同漁業　　あさり漁業　　1月1日から12月31日まで
なまこ漁業　　〃
えむし漁業　　〃
わかめ漁業　　〃
（2）漁場の位置及び区域
漁場の位置　福山市沼隈町地先
漁場の区域　次の１アを結んだ直線とアイを距岸200メートルで結んだ線とイ２を結んだ直線と３・４を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし，沼隈町大字常石字小尾越沖2555番及び大字常石字敷名中2683番の１の区域と重複する区域を除く。
基　点　1　沼隈町常石造船第12ドック（20万トンドック）南東角

〃　　2　〃　　と福山市鞆町との海岸線における境界
〃　　3　〃　　常石敷名東山南川河口右岸護岸の小川河口暗渠中央（民家駐車場の北側）
〃　　4　〃　　草深山南川河口左岸角
ア　　１から福山市内海町田島西の山頂（311 メートル）を見通す線と距岸 200 メートルの線との交点
イ　　２から香川県観音寺市円上島西端を見通す線と距岸 200 メートルの線との交点

3　関係地区　　福山市沼隈町

1　公示番号　　共第４４９号
2　免許の内容たるべき事項
（1）漁業種類　　名　　称　　時　　期
第１種共同漁業　　なまこ漁業　　1 月 1 日から 12 月 31 日まで
わかめ漁業　　〃
（2）漁場の位置及び区域
漁場の位置　　福山市沼隈町常石地先
漁場の区域　　次の１アを結んだ直線とアイを距岸 200 メートルで結んだ線とイ２を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基　点　1　　沼隈町と尾道市浦崎町との道路上の境界（標柱）と福山市内海町睦橋の東から 3 番目の橋脚と 4 番目の橋脚の中央とを結ぶ線と常石造船所護岸との交点(護岸角)
〃　　2　〃　　常石造船第 12 ドック（20 万トンドック）南東角
ア　　１から睦橋の東から 3 番目の橋脚と 4 番目の橋脚との中央を見通す線と距岸 200 メートルの線との交点
イ　　２から内海町田島の西の山頂（311 メートル）を見通す線と距岸 200 メートルの線との交点

3　関係地区　　福山市沼隈町

1　公示番号　　共第４５０号
2　免許の内容たるべき事項
（1）漁業種類　　名　　称　　時　　期
第２種共同漁業　　いそ建・も建網漁業　　1 月 1 日から 12 月 31 日まで
つぼ網漁業　　〃
（2）漁場の位置及び区域
漁場の位置　　福山市沼隈町地先

漁場の区域　次の１アを結んだ直線とアイを距岸 200 メートルで結んだ線とイ２を結んだ直線と３・４を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし，沼隈町大字常石字小尾越沖 2555 番及び大字常石字敷名中 2683 番の１の区域と重複する区域を除く。

基　点　１　沼隈町常石造船第 12 ドック（20 万トンドック）南東角

〃　２　〃　と福山市鞆町との海岸線における境界

〃　３　〃　常石敷名東山南川河口右岸護岸の小川河口暗渠中央（民家駐車場の北側）

〃　４　〃　草深山南川河口左岸角

ア　１から福山市内海町田島の西の山頂（311 メートル）を見通す線と距岸 200 メートルの線との交点

イ　２から香川県観音寺市円上島西端を見通す線と距岸 200 メートルの線との交点

３　関係地区　福山市沼隈町

１　公示番号　共第４５１号

２　免許の内容たるべき事項

（１）漁業種類　名　称　時　期

第２種共同漁業　いそ建・も建網漁業　1 月 1 日から 12 月 31 日まで

（２）漁場の位置及び区域

漁場の位置　福山市沼隈町常石地先

漁場の区域　次の１アを結んだ直線とアイを距岸 200 メートルで結んだ線とイ２を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基　点　1　沼隈町と尾道市浦崎町との道路上の境界（標柱）と福山市内海町睦橋の東から３番目の橋脚と４番目の橋脚の中央とを結ぶ線と常石造船所の護岸との交点（護岸角）

〃　２　〃　常石造船第 12 ドック（20 万トンドック）南東角

ア　１から睦橋の東から３番目の橋脚と４番目の橋脚の中央を見通す線と距岸 200 メートルの線との交点

イ　２から内海町田島の西の山頂（311 メートル）を見通す線と距岸 200 メートルの線との交点

３　関係地区　福山市沼隈町

１　公示番号　共第４５２号

２　免許の内容たるべき事項

（１）漁業種類　名　称　時　期

第１種共同漁業	あさり漁業	１月１日から 12 月 31 日まで
	なまこ漁業	〃
	えむし漁業	〃
	さざえ漁業	〃
	わかめ漁業	〃

（２）漁場の位置及び区域

漁場の位置　福山市内海町横島，当木島地先

漁場の区域　次の１アを結んだ直線とアイを横島の距岸 300 メートルで結んだ線とイウを時計回りに当木島の距岸 150 メートルで結んだ線とウカを北回りに距岸 300 メートルで結んだ線とカ８，８キ，キク，ク１０を結んだ４直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし，３エを結んだ直線とエオを距岸 300 メートルで結んだ線とオ４を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域及び５ケ，ケコ，コサ，サ７を結んだ４直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

基　点	１	内海町横島南端（釜戸鼻）
〃	２	〃　内釜戸から外釜戸に通じる町道の内釜戸側の護岸南西角
〃	３	２から護岸沿い北東へ 59 メートルの所
〃	４	〃　310 メートルの所
〃	５	内海町横島大浜海岸の石積み護岸南角から護岸沿い南へ 58 メートルの所
〃	６	〃　3 メートルの所
〃	７	〃　北へ 48 メートルの所
〃	８	〃　坊地の瀬戸における内海町田島と横島の境界（睦橋の東から 3 番目と 4 番目の橋脚中央）
〃	９	〃　横島地蔵鼻東端
〃	１０	〃　外釜戸旧タンカー桟橋から東へ 1 番目の鼻南端
ア		１から愛媛県越智郡上島町弓削島馬立の鼻を見通す（215 度）線と距岸 300 メートルの線との交点（南側）
イ		横島の距岸 300 メートルの線と当木島の距岸 150 メートルの線との南側交点
ウ		〃
		〃北側交点

エ　　３から 282 度 15 分 05 秒の線と距岸 300 メートルの線との交点
オ　　４から 282 度 15 分 05 秒の線と距岸 300 メートルの線との交点
カ　　８から尾道市浦崎町ベラビスタ境が浜西端を見通す線と距岸 300 メートルの線との交点
キ　　〃　上島町魚島の高を見通す線と９から 129 度の線との交点
ク　　１０から上島町百貫島北西端を見通す線上 300 メートルの所
ケ　　５から 242 度 87 メートルの所
コ　　６から 256 度 145 メートルの所
サ　　７から 280 度 106 メートルの所

３　関係地区　　福山市内海町横島

１　公示番号　　共第４５３号

２　免許の内容たるべき事項

（１）漁業種類　　名　称　　時　期

第２種共同漁業　　いそ建・も建網漁業　　1 月 1 日から 12 月 31 日まで

つぼ網漁業　　〃

（２）漁場の位置及び区域

漁場の位置　　福山市内海町横島地先

漁場の区域　　次の１アを結んだ直線とアエを北回りに距岸 300 メートルで結んだ線とエ８，８オ，オカ，カ１０を結んだ 4 直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし，３イを結んだ直線とイウを距岸 300 メートルで結んだ線とウ４を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域及び５キ，キク，クケ，ケ７を結んだ 4 直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

基　点　1　　内海町横島南端（釜戸鼻）
〃　2　〃　内釜戸から外釜戸に通じる町道の内釜戸側の護岸南西角
〃　3　２から護岸沿い北東へ 59 メートルの所
〃　4　〃　310 メートルの所
〃　5　横島大浜海岸の石積み護岸南角から護岸沿い南へ 58 メートルの所
〃　6　〃　3 メートルの所
〃　7　〃　北へ 48 メートルの所
〃　8　内海町坊地の瀬戸における内海町田島と横島の境界（睦橋の東から 3 番目と 4 番目の橋脚中央）

〃　　９　　横島地蔵鼻東端
〃　　１０　　〃　外釜戸旧タンカー桟橋から東へ１番目の鼻南端
ア　　１から愛媛県越智郡上島町弓削島馬立の鼻を見通す（215 度）線と距岸 300 メートルの線との交点
イ　　３から 282 度 15 分 05 秒の線と距岸 300 メートルの線との交点
ウ　　４から 282 度 15 分 05 秒の線と距岸 300 メートルの線との交点
エ　　８から尾道市浦崎町ベラビスタ境が浜西端を見通す線と距岸 300 メートルの線との交点
オ　　〃　　上島町魚島の高を見通す線と９から 129 度の線との交点
カ　　１０から上島町百貫島北西端を見通す線上 300 メートルの所
キ　　５から 242 度 87 メートルの所
ク　　６から 256 度 145 メートルの所
ケ　　７から 280 度 106 メートルの所

３　関係地区　　福山市内海町横島

１　公示番号　　共第４５４号
２　免許の内容たるべき事項
（１）漁業種類　　名　　称　　時　　期
第２種共同漁業　　いそ建・も建網漁業　　1 月 1 日から 12 月 31 日まで
つぼ網漁業　　〃
（２）漁場の位置及び区域
漁場の位置　　福山市内海町当木島地先
漁場の区域　　当木島の距岸 150 メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし，共第４５３号の区域を除く。
３　関係地区　　福山市内海町横島

１　公示番号　　共第４５５号
２　免許の内容たるべき事項
（１）漁業種類　　名　　称　　時　　期
第１種共同漁業　　あさり漁業　　1 月 1 日から 12 月 31 日まで
えむし漁業　　〃
さざえ漁業　　〃
わかめ漁業　　〃
（２）漁場の位置及び区域
漁場の位置　　福山市内海町田島地先
漁場の区域　　次の１アを結んだ直線とアイを東回りに距岸（内海町矢ノ島を含

む。）200 メートルで結んだ線とイウ，ウ１を結んだ２直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基　点　１　内海町坊地の瀬戸における田島と内海町横島の境界（睦橋の東から３番目と４番目の橋脚中央）

〃　２　田島獅子落の鼻

〃　３　横島地蔵鼻東端

ア　１から尾道市浦崎町ベラビスタ境が浜西端を見通す線と距岸 200 メートルの線との交点

イ　２から愛媛県越智郡上島町百貫島の高を見通す線と距岸 200 メートルの線との交点

ウ　１から上島町魚島の高を見通す線と２・３を結んだ線との交点

３　関係地区　福山市内海町田島

１　公示番号　共第４５６号

２　免許の内容たるべき事項

（１）漁業種類　名　称　時　期

第２種共同漁業　いそ建・も建網漁業　１月１日から 12 月 31 日まで

（２）漁場の位置及び区域

漁場の位置　福山市内海町田島地先

漁場の区域　次の１アを結んだ直線とアイを東回りに距岸（内海町矢ノ島を含む。）200 メートルで結んだ線とイウ，ウ１を結んだ２直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基　点　１　内海町坊地の瀬戸における田島と内海町横島の境界（睦橋の東から３番目と４番目の橋脚中央）

〃　２　田島獅子落の鼻

〃　３　横島地蔵鼻東端

ア　１から尾道市浦崎町ベラビスタ境が浜西端を見通す線と距岸 200 メートルの線との交点

イ　２から愛媛県越智郡上島町百貫島の高を見通す線と距岸 200 メートルの線との交点

ウ　１から上島町魚島の高を見通す線と２・３を結んだ線との交点

３　関係地区　福山市内海町田島

１　公示番号　共第４５７号

２　免許の内容たるべき事項

（１）漁業種類　名　称　時　期

第２種共同漁業　　つぼ網漁業　　1月1日から12月31日まで

（２）漁場の位置及び区域

漁場の位置　福山市内海町田島地先

漁場の区域　次の１ア，アイを結んだ2直線とイウを距岸500メートルで結んだ線とウエ，エオ，オ３，３カを結んだ4直線とカキを距岸（内海町矢ノ島を含む。）200メートルで結んだ線とキ４を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基　点　１　田島馬場崎南の県道385号線と林道の北側交点東の護岸点から護岸沿い南へ273メートルの所

〃　２　〃　獅子落の鼻

〃　３　内海町坊地の瀬戸における田島と横島の境界（睦橋の東から3番目と4番目の橋脚中央）

〃　４　馬場崎北端

〃　５　〃　の東側護岸と県道385号線護岸の接点から護岸沿い南へ12メートルの所

ア　５から香川県観音寺市円上島の高を見通す線と１から福山市沼隈町阿伏兎岬突端を見通す線との交点

イ　〃　距岸500メートルの線との交点

ウ　２から愛媛県越智郡上島町魚島の高を見通す線と距岸500メートルの線との交点

エ　〃　上200メートルの所

オ　〃　横島地蔵鼻を見通す線と３から魚島の高を見通す線との交点

カ　３から尾道市浦崎町ベラビスタ境が浜西端を見通す線と距岸200メートルの線との交点

キ　４から沼隈町本谷川河口左岸角を見通す線と距岸200メートルの線との交点

３　関係地区　福山市内海町田島

１　公示番号　共第４５８号

２　免許の内容たるべき事項

（１）漁業種類　名　称　時　期

第２種共同漁業　つぼ網漁業　4月1日から6月15日まで

（２）漁場の位置及び区域

漁場の位置　福山市内海町田島地先
漁場の区域　次のアイを距岸500メートルで結んだ線とイウ，ウエ，エオ，オアを結んだ4直線とによって囲まれた区域
基　点　1　田島獅子落の鼻
〃　2　〃　馬場崎の東側護岸と県道385号線護岸の接点から護岸沿い南へ12メートルの所
〃　3　愛媛県越智郡上島町百貫島北端
〃　4　〃　から内海町横島越後の鼻を見通す線の中央点
ア　1から上島町魚島の高を見通す線と距岸500メートルの線との交点
イ　2から香川県観音寺市円上島の高を見通す線と距岸500メートルの線との交点
ウ　〃　3から福山市走島町加治屋島北端を見通す線との交点
エ　3から加治屋島北端を見通す線と4から走島町宇治島北西端を見通す線との交点
オ　4から宇治島北西端を見通す線と1から魚島の高を見通す線との交点

3　関係地区　福山市内海町田島

1　公示番号　共第４５９号
2　免許の内容たるべき事項
（1）漁業種類　名　称　時　期
第2種共同漁業　つぼ網漁業　10月25日から翌年1月25日まで
（2）漁場の位置及び区域
漁場の位置　福山市内海町田島地先
漁場の区域　次のアイを距岸500メートルで結んだ線とイウ，ウエ，エオ，オアを結んだ4直線とによって囲まれた区域
基　点　1　田島獅子落の鼻
〃　2　〃　箱崎漁港北側防波堤南側付け根
〃　3　愛媛県越智郡上島町百貫島北端
〃　4　〃　から内海町横島越後の鼻を見通す線の中央点
ア　1から上島町魚島の高を見通す線と距岸500メートルの線との交点

イ　２から 156 度 30 分の線と距岸 500 メートルの線との交点

ウ　〃　３から福山市走島町加治屋島北端を見通す線との交点

エ　３から加治屋島北端を見通す線と４から走島町宇治島北西端を見通す線との交点

オ　４から宇治島北西端を見通す線と１から魚島の高を見通す線との交点

３　関係地区　福山市内海町田島